

るならむか、此に就ても伊波久良和氣神と申すも其亦名ならむ事を明らむるに足りなむかし、又傳九卷に云へる味耜高彥根神の後神阿波神を、土佐風土記に土左郡有朝倉郷、郷中有社、神名天津羽々神天石帆別神、今天石門別神子也と見えたるに、神名式に同國土佐郡都佐坐神社大と有る、此は一言主命なる由風土記に見えれば味耜高彥根神の荒魂に坐す事傳八卷十三卷に註せるが如し、同郡朝倉神社も見えれば右の天石門別安國玉主天神は其由緒に就て鎮坐なりけり、猶神名式に遠江國佐野郡已等乃麻知神社阿波々神社竝坐すなども、共に手力雄神の御女にして、姉妹の御間に御在し坐せる故なる可し。○奉承天照太神之手を、古事記には取其御手と有り、記傳八(六十五丁)に「此取字を舊く多麻波理氏と訓めり、書紀には奉承と書ける其をも然訓めり、然れど此訓は後世の語格なれば、猶字の任に登理氏と訓むべし」と有り、古事記高津宮段歌に、伊波迦伎加泥豆、和賀旦登良須母、又皇極天皇三年御紀歌に、武舸都鳥爾、陀氏屢制羅我、備古禰舉會、倭我底鳴騰羅每、拖我佐基泥、佐基泥會母野、倭我底騰羅須謀野など見え、萬葉三(三十九丁)に、草取可奈和妹手乎取、七(八丁)に、君之手取者將緣言靈、又十(四十二丁)に、妹手乎取石池之と續けたるなど有て、登流と云ふ方例も多在れども、此に殊更に奉承の字をしも書かれたるは、多麻波理氏と訓むべき爲に目易く書ける可ければ、古事記の例にも從ひ難かり、(且御手を登流と云ふ時は、餘りに無禮き言狀なり、假令中昔の語の様ならむからに、日神の御上に何でかは然禮無き言には訓成し奉らる可き) 偕上に論め云へるが如く、此時には手力雄神はしも天磐戸を引啓かせ給ひければ、其御手を奉承りて引出し奉られしは、決く天鈿女命になむ御在し坐すべかりけるを、此には其神の俳優など仕奉られしなど事繁く御在し坐す狀なるに混れて、其御名は此に漏れ

てなむ有りける、然れども神宮の古傳に、天手力男神萬幡豐秋津姬命を御戸開神と申して、天照太神の相殿神と成し奉れるなど、此の故事に根據て少縁の所縁には非ざるに、獨り手力雄神にのみ御戸開の御功用の較略なむ、詳には傳はれりける、然るに其本社は、神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有るを、古事記御天降段には、次手力雄神者坐佐那縣心と見えて、此に既に萬幡豐秋津姬命の御名を漏らしたれども、今一神は必ず其神ならむ事、雄略天皇御世より以來右の二神を皇太神宮の相殿神と成し奉りて、御戸開神と申せるを以て知るべし、又神名式に武藏國足立郡多氣比賣神社を、風土記に多磨郡稻直郷多氣比賣神社所祭栲幡千千姬命也と有るも、伊勢の多氣郡より移し祀れる由などに依りて多氣比賣神と申すと聞ゆるをも思合せて、此神の佐那神社に御在し坐す二座の中なる事を曉る可し、(但神名式には足立郡なるを風土記には多磨郡と爲るは、後に稻直郷はしも多磨郡に入れるにや、和名抄郷名には猶足立郡稻直伊奈保と見ゆ、偕傳六卷に引ける三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申授伯耆國正六位上天照高日女神從五位下一と有るも、上に云へる天照御門神の例に依らば、其も此時の御戸開の御功に依りて然冠ふらせ奉る可き例なめり) 又上に註せる神名式に、阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗)と有るも、此同神なりと云ふは、同國神名帳と云ふ物に、在名東郡佐那河内村稱天磐戸別神社と云へる、其社地の佐那河内村の佐那は、伊勢の佐那神社を移し奉れるより本國の地名を稱けたりけむと所思しきは然る物にて、八倉比賣神と申すは、上に云へる手力雄神を石椋孫神と申せる對なり、若て石椋は石窟の事なるが、其を略きて八倉とは申せるなりけり、此を以ても手力雄神と相共に御戸開神に渡らせ給へる所由を曉る可し、仁明天皇御紀に、承和八年八月戊戌朔戊午、奉授阿

波國正八位上天石門和氣八倉比咩神從五位下、三代實錄に、貞觀七年二月二十七日授阿波國正五位下天石門別八倉比咩神從四位下、同十三年二月廿六日授阿波國從四位下天石門別八倉比咩神從四位上、同十六年三月十四日授阿波國從四位上天石門別八倉比咩神正四位下、元慶三年六月廿三日授阿波國正四位下天石門別八倉比咩神正四位上と見え、長寬勘文に、天慶三年二月一日爲正三位など有りて、甚々止事無き御社には渡らせ給ひけるなり、(又同式に右社に並びて天石門別豐玉比賣神社御在し坐す、其は此第二書に玉作部遠祖豐玉者造玉と有る其神とは別なる事なるが、此にも天石門別と冠ふらせ奉れるは、共に其功用坐しを以てなる可し、其次に麻能等比古神社、此は眞之戸の義にて、古事記に天石戸別神、亦名謂楡石窻神、亦名謂豐石窻神、此神者御門之神也と有るに合ひて聞ゆるなど由有りける事共なり、)若て此神の亦名を八倉比賣神とも多氣比賣神とも申せども、皆栲幡豐秋津姬命の亦名なるにて、上思兼神の下に、已に云へる天孫降臨章第一書に、天忍穗耳尊の爲妃と在ること誤なりけれ、思兼神妹萬幡豐秋津姬命と云ふ語有り、又神名祕書に、天照太神相殿之姫神栲幡千々姬命於春日者第四神殿坐也と有るは、春日祭詞に、枚岡坐天之子八根命比賣神と並びて后神の謂なるに、遠江風土記に、岐佐岡神社俗稱岡糟垣、所祭天兒屋根命大宮比咩命者也と有りて、神しき迄に打合ひて滯る節無きが然る者にて、右にも引ける皇太神宮禰宜譜圖帳に、天手力雄命天石門乃左方爾居、天乃於須女右方爾居云々、天石門乎開坐位と有る、此を以て倭姬命世記に、御戸開闢神天手力男神栲幡千々姬神と有るは、右の手力雄神天鈿女命二神に渡らせ給ふ御事をなむ思ひ定む可かりける、偕其手力雄神は石戸破る手力御在し坐す神に坐せば、御戸を取りて抛落し給ふ可く、將天鈿女命は古事記に與

伊牟迦布神二面勝神と有り、古語拾遺に、其神强悍猛固、故爲名と有が如くなれば、其强悍く猛固きに任せて、天照太神の天地に照徹らせる大御光の勝ゆきに曠るも爲す、面勝たし向はして、其大御手を奉承りて引出し奉り給ひけむ事何か疑はむ、(然るは古事記に猿田毘古神の出居る形狀を、上光高天原、下光葦原中國之神於是と有るに、御紀に八十萬神皆不得目勝相問と有り、此に古事記に、故爾天照太御神高木神之命以詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女與伊牟迦布神二面勝神故、專汝往將問者云々と有る語なるが、此御詔の義を熟思ふに、猿田毘古神の光に氣壓れて、諸神の得しも目勝ち問ひ得ざりつるに、天宇受賣神を指して、汝は射向ふ神を面勝神なりと詔へるは、今現に天宇受賣神の然る所作有るを云ふに非ず、先に日神の大御光に向ひ参らせて、御手を奉承られし事の御在しけるを取出させ給ひて、今度も其光神に面勝ち向ひて問へと仰宣へるなりけり、其事を此に活用かせて見るに、實に此にて日神の御手を取奉られけむ有狀甚々隈々しき所無く想像り奉られてなむ所思のなる、)○引而奉出の細書良海本に在り、一書曰手力雄神奉出天照太神時、引放其岩戸、信州戸隱山則是也と有るは甚奇うしき賜物なり、但本は信濃國と有りつらむを、後人州字に換へたる可し、偕此は古事記に引出と有るを、漢文に如此く書かれたりして、四神出生章第六一書の相向而、瑞珠盟約章第一一書の相對而立などは相向立而又相對立而と云ふ語の續きなるを然書かれたるに等しく、此も奉引出なるを中に而字を狭みたりし者なり、古事記白檮原宮段には控出と書ける所も有り、又玉垣宮段に或髮或手當隨取獲而掬以控出とも所見たり、偕此引は御手を引奉れるにて、第三一書に天手力雄神侍磐戸側則引開之者と有る引は、磐戸を引啓るなれば同じからざるを、記傳八(六十五丁)に此にて此神の名

義著はれたり、戸を引開けむには本よりの事、御手を取りて引出し奉らむにも手力の優れたらむ神を充べき事なりかし」と云はれたるは、手力雄神は御戸を引啓けさせ給ひ、天鈿女命は御手を取りて引出し奉られしにて、御戸開神の二柱にて持別させ給へりし事を思漏らされたりし者なりかし、(然れど其は大人の誤られしと云ふには非ず、此御紀の文の省きに過ぎたるより始めて古書の中に一として全き者非ざるが故に説の此に及びたりし者なり) 楮上に引ける古語拾遺に、爰令天手力雄神引啓其扉遷座新殿と有るは此所に當る文なるが、其引啓其扉と云ふは、右に云へる如く手力雄神の御功用なり、遷座新殿と云ふは天鈿女命の御功用にて、即天照太神の御手を奉承りて引出し奉りつゝも、豫て儲置たりし新宮に移ろはし奉られしなりけむを、天鈿女命の御名の略りて傳りつらむ事、次に則天兒屋命太玉命以日御綱廻懸其殿、令大宮賣神侍於御前、豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と有るに懸合ふ所なるを以て知るべし、其天鈿女命を此にては大宮賣神と申して御殿神と成し給ひ、天手力雄神を此にては豐磐間戸命櫛磐間戸命と申して、御門神と仕奉り給へるに合せ見ても、其然る所縁は知らるゝなり、猶其事下に云ふべし、(然るを古語拾遺に不足事有り、天鈿女命と大宮賣神とを別神として、其下に是太玉命久志備所生とし、豐磐間戸命櫛磐間戸命は、古事記には天石戸別神の亦名にして即手力雄神の事なるを、其二神の下に是竝太玉命之子也と云へる類の妄なる事有るなり) 其新殿は邇比美夜と訓めり、其大宮賣神と申すも天照太神の大宮に侍らひ給ふ義なるを思ふに、此時初めて出来る由を以て、新殿と申すにこそは有りけれ、常に打任せて云ふ稱は大宮と申けむ事申すも更なり、楮此新殿は此の上に新宮と有るとは等しからず、彼は上に註せる如く、新穀の初めて成れる其大嘗を所聞食む料なる

齋場なるにて、古事記朝倉宮段歌に謂はゆる新嘗屋に當る事なるが故に、古より新宮を邇波那比能美夜と訓來る習も有る事にて別なるを、此新殿は天照皇太神と世と共に太高敷す天津朝廷の御事を申し奉れるなり、遷座は宇都志麻世麻都流と訓むべし、遷は石窟に御在し坐しを轉して、座は豫て儲備へたりつる新殿に令坐奉れるを云ふなり、(凡て、遷とは其所を換へて外に移去るを云ふ言なるにて、古事記白檮原宮段天皇上帝所に、即日向發幸御筑紫、故到豐國宇沙云々、自其地遷移而云々、亦從其國遷上帝而於吉備之高島宮八年坐などの遷は更なり、古語拾遺崇神天皇段にも、漸畏神威同殿不安云々、仍就於倭笠縫邑殊立磯城神籬奉遷天照太神及草薙劍云々と有る類、何れも所を移して它に住む事に云なり) 楮其新殿の状はしも上に引ける古語拾遺に、令手置帆負彦狹知二神以天御量(大小斤器等)伐大峽小峽之材而造瑞殿(古語美豆能美阿良可)兼作御笠及矛盾と有る是なり、楮此天御量の下に大小斤雜器等と註せるが、謂ゆる度量權衡の起是なり、此手置帆負神彦狹知神はしも、身度尺度の神に度らせ給ふ事にて、已に傳五天御量柱の事に就て云へる上代に八尋殿八拳劍九拳劍十拳劍八咫鏡など云ふは、身を以て度る事にて、二柱御祖神の天御柱を立て八尋殿を作らせ給へるも、其大御身の度を量りて物爲させ給へるにて、其に引ける出雲風土記楯縫郡の下に、所_三以號楯縫者神魂命詔之十足天日栖宮之縱橫御量千尋栲繩百結々八十結結下而、此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之(中略)故云楯縫と見えたる、縱橫御豐又天御量と云ふは、一物二名にて此に謂はゆる天御量是なり、桂譽重説に、其天御鳥命の御鳥は、身取にて身度の事なりと云へるは然る言にて、上古の宮造は更にも云はず、劔鏡矛楯の類も各其身の度に量比べて造る

故實にて有りけるなり、然るに此にても天照太神を遷し奉る新殿は更なり、其太神の御爲に仕奉る可き調度も、皆右に準らへ造仕奉る可き事なるを、其太神はしも天石窟の内に幽居り御在し坐しければ、其大御身に合せて仕奉る可き方無かりし故に、始めて此に天御量と云ふ器を備作られたるなりけり、又其出雲風土記なるも然り、已に大國主神の八十隈に隱坐し、後の事なりければ、其御身の長に量合す可からざるが故に、縦横御量天御量以て宮をも楯をも量りて造り奉れるにて、是世に度量と云ふ物を廣く用ふる始になむ有りける、楮上に云へるが如く此二神の功用各異にて、手置帆負神の手置は、漢籍大戴禮記に布指知寸、布手知尺、舒肘知尋と云ふに同じ、帆負は度追にて、物の度を追て量計ふる謂なり、彦狹知命は尺知にて、天御量を指當て物の規矩を定めさせ給ふ神に御在し坐す由なり、（此にて身度を主れると尺度を主れるとの差異有る事を知るべし、其天御鳥命も譽重が説の如くは、手置帆負命に能く當りて聞ゆるなり、師の赤縣度制考に、右の大戴禮記を引て、寸は説文に寸十分也、尺又一と見え、又は説文に象形三指者、手之列多略不_レ過_三也、凡又之屬皆从_レ又と有り、段註に三岐象_三指_二也、以_レ指記_レ數者、或全用、或用_三三略_二者、言_三其大略_二也と有り、尺は説文に十寸也、从_レ尸从_レ一、尸象_三臥之形_二と見えたれば、人の臥たるに象れるなり、一を合せて十寸に用ひし意は、一人十指にて十寸有る由を會意せるなり、尋は説文に尋从_レ工口从_レ又、寸工口亂也、又寸分理_レ之也、多_レ聲度_三人之兩臂_二爲_レ尋云々と有れば、寸尺尋共に彼にても身度より出でたる名稱なるを知るべし、但其の書目の中に、皇國度制考と云ふ名見えたるは甚床しき物から、未其書世に出でざれば、此に設置ける事も其出でたらむ時、削もし改めもして正しつ可し、） 楮其天御量はしも杖を本として種々有りけらし、上に引ける神

樂採物九種の中に、杖、古乃津惠波、伊川古乃川惠會、安女仁萬須、止與遠賀比女乃、美也乃川惠奈里、美也乃川惠奈里と有るは、本より唯の杖を採物にして歌ふからの事にては有れども、然採物と成れるには何れか由來の有る事なるを、杖には然る事も見えざるが、此天御量と名の異なるからの事なる可し、此を以て物を度る事は景行天皇御紀に日本武尊の御事を容貌魁偉身長一丈と見え、仲哀天皇御紀には天皇容姿端正身長十尺と有りて此十尺を比登都惠と訓ませたり、又改選諸家系圖譜後編なる前田系圖中の聖廟御眞筆系圖に、天穗日命長子出雲臣命長一丈と云ふ事の有るなどは、遙に上代の事なれども一丈と云ふ名目有り、萬葉十三（三十四丁）に、杖不足、八尺之嘆、十四（十三丁）に、伊香保呂能、夜左可能爲提爾など云ふ事見ゆ、此は一枚を十尺として其には充ざる八尺と云ふに、百不足八十などの例の如し、此を以て杖を割て尺と云ふ物有る所以を知る可し、瑞珠盟約章なる八坂瓊を、古事記に八尺勾璣と有るは正字なる由傳十三に云へり、然れば其杖の方は、右の天御量の下に註せる大斤に當る可く、尺の方は今世に行る、曲尺にて、右に小斤と云ふに當る可き、又古事記柴垣宮段に此天皇御身之長凡九尺二寸半、御齒長一寸廣二分と有る、此を以て尺を十に切て寸と云ひ、其寸を十に刻みて分と云へる事、今世の曲尺の如くして、一尺は十寸なり百分なり、此一尺を十尺にて一枚と成れ、ば、此大斤小斤を以て萬物を度る法、此に定まれるを知るべし、我が上古より傳來れる天御量はしも如此く其由て來る所有る物にして、始終相易る事無く傳はり行くなむ天地に照徹らせる高光る日太神の大御身より起れる物なる故に、天地の共無窮る可き者なりかし、然れば杖は太神の御杖に起り、尺は其を割たる義を以て云ひ、寸は其尺を切たる義なるを、理を略きて伎と云ふなり、分は其寸を又刻みたる義なる者なり、

(但其天御量の下に大小斤雜器等と有るは、右の大斤小斤の曲尺のみには非ず、其雜器と云ふに就て考ふるに、雜令に凡度十分爲レ寸、十寸爲レ尺、一尺二寸爲レ大尺一尺、十尺爲レ丈、量十合爲レ升、二升爲レ大升一升、十升爲レ斗、十斗爲レ斛、權衡二十四銖爲レ兩、三兩爲レ大兩一兩、十六兩爲レ斤と有れば、後世の如く委しくこそは非ざりつらめ、度量權の三共に早く此時に成り始めて有りける事を知るべきなり、西戎の如く桓黍などを以て此三を定め給へるに非ざるは、大様なる神代がらにて甚々美たく麗はしき御事なりける者なり、和名抄稱量具に權衡漢語抄云加良波可利、廣雅云鍾謂之權、和名波加利乃於毛之と有るは唐より來れる量と云ふ事なり、又朝野群載六卷を見るに、米などの斛に當るを坂と書し、斗を祢と訓みて尺と寸との如く、和名抄に升合器也、和名麻須と有るが、其を以て計ふる事を波加流と云ふも量の義なり、又裁縫具に尺辨色立成云、尺竹量也、太加波加利と見え、造作具に準繩、漢語抄云準繩美豆波加利と有るも水量なり、又稻秤と云ふ有り、夫木集卅三に、「民の戸に秋收する稻秤年有る御代を係けて知るらし」又「掛稻の秤の石は重くとも今年は民の愁悲じな」此は太神宮式に、大税に並て斤税と有る是にて、稻秤を以て量る謂にや、) 伐大峽小峽之材而造瑞殿 (古語美豆能美阿良可) は大殿祭詞に、天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峽小峽爾立爾木乎齋部能齋斧乎以伐操氏、本末乎波山神爾祭也中間乎持出來氏、齋鉏乎以柱立氏、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮瑞之御殿 (古語云阿良可) と有る、是其事の委しき狀なり、但其は高千穗宮に初國所知食し、皇御孫尊の皇大宮を始め奉りて、上古の天即尊等の大朝廷の御有狀なるが、古語拾遺御天降段なる皇祖天神の詔命に、宜太玉命率諸部神供奉其職如天上儀、仍令諸神亦陪從と見えたる、此を以て上世の宮造は

更にも云はず、萬に天上の風儀を移傳られけむ較略を知るべく、又其事より派りて、此天照國の日宮の大御裝束の大抵をも且々に想像り、心留め奉る可き御事になむ有りける、然れば今現に見奉る伊勢神宮の御有狀と、大祀の齋場なる悠紀主基の御殿の製様などにこそは、天宮の佛も見ゆ可き者ならし、(但其にも時世の移り行くに隨ひて、取捨有りつらむと思しき由有りて、已に祝詞講義中臣壽詞講義に云へる事共有り、合せ讀みて曉るべし、) 儲皇太宮の今の製様に成れる事は本朝事始に、皇居仁德天皇八年庚辰三月始制、漢家之從博士學宗通官王仁之舉、本朝制殿之濫觴也と見えたるれば、此時に上代よりの制様と漢家の制様とを相議り、取捨し給ひて定められたる者なる可し、然れども古事記朝倉宮段に、幸行河内、爾登山上望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答曰志幾之大縣主家、爾天皇詔者奴乎已家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家と有りて、人臣の家に堅魚木を上げたるを、天皇の御舍に似せて作れる由に尤めさせ給へるを見れば、仁德天皇八年に全く漢家の制に擬ばせ給へる者とも所見ざるなり、且御記に依るに、十年冬十月甫科課役以構造宮室と有りて、八年には何事を書されざれば疑はしきなり、) 兼作御笠及矛盾の御笠の事は已に云へり、矛は上に云へるが如く此に茅纏之稍と云ひ、古語拾遺に著鐸之矛と有るは、同物なるが其を作り給へるを云ふなり、但此下に豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と有るに合せて思ふに、天津御門を守衛奉る威の物の矛盾をも此に共に作り儲けられたる者なる可し、何を以て之を知るぞと云ふに、其神武天皇段に、妖氣既晴、無復風塵、建都極原、經營帝宅 (中略) 日臣命帥來目部衛護宮門、掌其開闔、饒速日命造備矛盾、其物既備 (中略) 然後物部乃立矛盾、大伴來目建仗開門、

令朝四方之國以觀天位之貴と有るを、猶天孫本紀にも、此事を宇摩志麻治命率内物部乃豎矛楯嚴増威儀、道臣命帥來目部帶仗掌其開闔衛護宮門矣、竝使四方之國以觀天位之貴、亦俾率土之民以示朝廷之重者也于時皇子大夫率臣連伴造國造而賀正朝拜矣、凡厥建都即位踐祚賀正如是之儀竝始此時也と見えたり、但此等の儀式は中洲の宮都にてこそは今始なりけれ、皆高千穗宮の舊儀に依らせ給ふ事、彼宜太玉命率諸部神供奉其職如天上儀と見えたる、諸部神等の子孫御天降より以降其職に仕奉られずして、手を空しく爲て有べきならざれば、物部大伴相竝び仕奉るを是始と爲べし、天孫降臨章第四一書に、于時大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槐津大來目(中略)立天孫之前遊行降と有るを、唯供奉の爲に降坐て可かりなむや否かりなむや、心を深めて思ふ可き者なり、已に日向宮中洲宮の威儀已に然る上は、天宮の威儀正に然有りぬ可き御事なりかし、神眼を此に活かし見てむには、天雲の五百重が上の威儀なりとて、如何は知られざる事の有らむ、已に傳十三より始めて次々に徴し記せる如く、此天石窟の件よりして、天地の底際の内在りと有らゆる八百萬千萬神の、諸向て皇太神に仕奉り初めたる事にし有りければ、此時に仕奉れる天宮の威儀はしも、如何に可畏き御事なりけむ、申すも中々なりや、(猶下に引ける豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と有る下に註さむを思ひ合せて考ふ可き事なりかし、然れば矛は二柱御祖神の古より有り來れる物なれども、盾は此時なむ始なりける、其は瑞珠盟約章に、日神と素戔鳴尊と相對立せる事を記されたる正書一書共に其事無きを以て知るべし、天孫降臨章第二一書に彦狹知命爲作盾者と有るも、此の故事に本據て事負せ給へる者なり、然るに本朝事始に、楯伊達手、本朝無此製、但有天押楯、事代主命以天押楯與天狹

弓進天孫、此則非後世之楯焉、成務天皇御宇始製也と云へるは、事代主命より以前已に有る事を云ひ漏らせる者なり、右の文に依るに、後世に傳はる楯は成務天皇の大御世に被定たるを始と云ふにや、○中臣神忌部神は、上に中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命と有るを、此は其職を以て神名と爲たるなり、又此神等の裔孫を中臣連忌部首など云ふは、此も其職を以て氏名とは爲る者なり、其事已に云へり、信に天兒屋命は第二一書に、則以神祝祝之と有り、第三一書に廣厚稱辭祈啓矣とも有るが如く、諸神と日神の御中を執り申し給ひ、又天太玉命はしも此第二一書に乃使忌部遠祖太玉者造幣と見え、古語拾遺に宜令太玉神率諸部神造幣帛と見えたるなど、此等を以ても中臣神忌部神とは申すべき事なりかし、(但右の造幣帛を、本に造和幣と誤れるを、今改めて引きたり、其は上に註せるが如く、太玉命はしも忌部神として供作る諸部神の長と御在し坐しつゝも、此時に仕奉る幣帛の全をこそは司り給へりけれ、和幣も其中の一種に有れば、此を以て其誤なる事をば知れり、)○端出之繩は、下に繩亦云左繩端出、此云斯梨俱梅灘波と有るを、釋紀に、繩亦云左繩端出、注文と云へり、此云斯梨俱梅灘波は譯文なる事例の如し、古事記には尻久米繩と作り、拾遺には日御綱と有り、其事は次に云ふべし、和名抄祭祀具に注連、(之利久倍奈波)、章斷(之度太智)、日本紀私記云、端出之繩(讀與注連同)と有り、借思ふに斯梨は後なる可し、古事記に控度其御後方と有る是なり、俱梅は記傳に引かれたる賀茂翁説に、「限目にて今日神の御後方に控度したる限目の繩なる意なり」と云はれたるは然る事なり、上に界以の字有るを以ても著明し、如何にも今手力雄神は御戸を開きて抛落し、天鈿女命は御手を奉承りて引出奉り、新殿に移し奉れる其跡にては、天兒屋命太玉命は其石窟の戸口に繩を絶度して、

此標結ふ内には勿入り坐せそと申し奉る可き事なるなり。後には其斯梨俱梅灘波を約めて斯梅灘波と云ふ事と成れども、其意は右に異らざるなり。若て地を標シムルと云ふも其限目を立て保つべき事にて同じかる可し。萬葉一（十三丁）に、茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流、七（三十三丁）に、我標之、野山之淺茅、人莫刈根、又（三十四丁）、三島江之、玉江之蘆乎、從標之、已我跡會念、八（十五丁）に、從明日者、春榮將採跡、標之野爾、又（三十二丁）吾標之、野乃花爾、有目八方、十一（四十八丁）に、寄標喻思と有りて大荒木之、浮田之杜之、標爾不有爾、十九（十一丁）に、今日之爲跡、思標之、又（二十三丁）吾標之、野邊之山吹など有るは地を界びて誰シム卜る義なり、又七（三十三丁）に葛城乃、高間草野、早知而、標指益乎、十（三十六丁）に、標刺、吾爾不知所、十一（三十八丁）に、淺茅原、刈標刺而など云へるは、我卜る地に標木を指す事と聞えたり、又二（十五丁）に、追及武、道之阿回爾、標結吾勢、又（二十三丁）、大御船、泊之登萬里人、標結麻思乎、三（四十四丁）に、引者難三等、標耳會結焉、七（二十二丁）に、我幾許、師奴布川原乎、標結勿謹、又（三十三丁）、淺茅原、後見多米爾、標結申尾、十一（十一丁）に、大野、跡狀不知、印結、十二（二十三丁）に、春日野爾、淺茅標結、十三（十四丁）に、打延而、思之小野者、不遠、其里人之、標結等、二十（六十一丁）に、於保吉美能、賣之思野邊爾波、之米由布倍之母など、此に標結と云へるは、繩を延て界を立てたるを云ふなり、其は七（三十四丁）に石上、振之早田乎、雖不秀、繩谷延與、守乍將居、十（九丁）に、打細爾、鳥者雖不喫、繩延、守卷欲寸、梅花鳴、又（五十八丁）祝部等之、齋經社之、黃葉毛、標繩越而、落云物乎と有るを引合せ見て知らる事なり、此末の歌に依るに、既に萬葉の頃より

して斯梨俱梅灘波を切て斯梅灘波とも云へりしなりけり、（但此なるは日神を出し奉れる其御後方に繩を界以したるなれば、言義を後限目として叶ふ可けれども、右の如く山野の地を標め或は標を刺し又は標を結ふなどの斯梅を其意としては、後の意釋ならざるが如く思ふらむ人も有なめども、其然らざりけり、地を卜るは其界を立て保つ意なれば、其界なる地なむ地の後方と云ふ物にし有りければ、同じ意なる者なり、偕又標は志米志牟と活く語なれども、斯梨俱梅の俱梅も本より然る様に活く可ければ其にも少か障り無し、）偕此端出之繩を註文に左繩端出と見えたる意は、釋紀に、又問云、端出之繩何物哉、先師申云、注連之本緣也、界以端出之繩之意也、以注連可爲界之條、以之可レ知、注連ハ左繩爾藥旁端出志天可レ繩之條、註文又以炳焉也と見え、口訣にも端出之繩者龜蘂以糾、左出端也と見のれば、龜蘂を以て左繩に糾ひて、其端を出す事なり、但其左繩に糾ふ事如何なる所由とも知られざれども神代よりの古法と所見たり、偕其端を出す事、是又知るべからずといへども、古語拾遺に日御綱と云ふ名を擧げて、其下に今斯利久迷繩是日景之像也と見えれば、上に云へるが如く八咫鏡の八頭花埒なるも、天日の光輝に象れる故に日像之鏡と云ふに同じく、此も其芒端を餘し垂れて日影に象れる故に日御綱とは云ふなりけり、（凡て此時の事は日神の出でさせ御在し坐して、世中を長く遠く御照し坐さむ事を祝稱へて作られし物多ければ、然る形容の事も有るなり、口訣に、龜蘂示質素也、左糾象陽明也と云へれども、左繩を陽明に象るとも云ひ難し、予先に思ひけらくは、端出之繩は後組繩なる可し、其は常に繩は右方に組み行く物なるを、注連繩に限りて左に糾る故に後に組む意かとも思へりしかども然る義にあらず、）偕此端出之繩を此と古事記とは日神を引出し奉れる、即ち其本の石窟に繩を界以し

て乃請曰勿復還幸と有るが如く、再び復入給ふまじき爲に其界を隔つる意なり、然るに古語拾遺にては、則天兒屋命太玉命以日御綱（今斯利久迷繩、是日景之像也）廻懸其殿と見えたる、是は其石窟にては無くして、其遷し奉れる新宮に引巡らしたるなり、此は其新殿の内に鎮り御在し坐しつるも、此殿を除きて陀處に勿幸行そと申す義にて、其用ふる所こそは異なりけれ、其限目を立つる趣に於て異なる事なむ無かりけらし、此吉例に始まりて、神社は云ふも更なり神事の家或は一年の始などに注連を引度す事なむ常典とは成れりける、和名抄祭祀具に注連を擧げ、又右に引ける萬葉十（五十八丁）に、祝部等之、齋經社之、黄葉毛、標繩越而と有るは、神社には常に注連を引巡らしたりし證なり、又十九（四十四丁）新嘗會肆宴應詔歌六首の中に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都都奈波布と有る、此には深き趣有りて、傳一、二などに云へる如く、殊なる義有る歌なれども、此六首の中一には大宮を仕奉る事を云ひ、二には此歌なり、三には黒酒白酒を云ひ、四には鬘華を詠み、五には挿頭を歌ひ、六には鬘を擧げたる、何れも其目前に在る事共に依りて作れる歌なるに、此歌に限りては係け放れたる天象の羅列れる事を詠めるは、如何にも心行き難き事なりしを、熟思ふに先に新嘗宮を造奉れる事を云へれば、其次に此は注連の事を詠出でられたりし者なりけり、是其新嘗宮などの如く、雲上の神事の場に引巡らし給ひて、物忌爲させ御在し坐す界を立てさせ給へる者なり、（此は其目錄に依るに天平勝寶三年十一月二十五日の事なれば、當昔猶斯る止事無き御神等の御時には、其齋場に注連を引巡らせ御在し坐し、事を知るべきなり、土清も通證に此歌を出して、言齋場點地之大綱也とまでは且々云ひたりき、）又大殿祭詞屋船久々運命（是木靈也）屋船豐宇氣姫命（是稻靈也）と有る本註に、

今世産屋以辟木束稻置於戸邊と云ふ事見えたる、辟木は割木なり、束稻は字の如くなるが、此二物を戸外に置く事は、産室は不淨の甚しき所なるが故に其穢氣の外に出でむを避け、又外より妖物の犯入らむをも界つる爲に右の二物を置く事と所見たり、此事に就て又考有り、此辟木と云ふ物は、予が淡路國などにては正月に佐伊木と云て榎櫛の如き堅木を割りて其中に其木葉を挿し束ね、其中心には松を立て門戸の左右に建て、横には青竹を互して其に注連を引懸くるに、家に依りては稻を穂ながら束ね垂れて常の注連の如く爲る事なるが、此に依りて産屋の戸邊に然る物を置く由緒も知られ、又其に就て辟木束稻はしも門松注連などの類なる事をも知れるに、記傳八（六十六丁）に引かれたるに力を得て土佐日記を見れば、正月元日條に、今日は都のみぞ想像らる、小家の門の斯梨俱梅灘波の鱒の頭格（ヒツギ）ら如何にとぞ云合へる（下略）と有る、小家を一本に九重と作る、其も悪からずと雖も、九重ならむには門を御門とこそ云ふべき事なりけれ、此は貫之主の旅より京の家のことを想像りて云はるゝ所なれば、猶小家の方勝る可し、正月は大家小家に依らず程々に各神を祭り物忌を爲る時なりければ、家々に此を引巡す事、今の世の習俗の如くにてこそ有りけらし、（此等は日御綱を新殿に引懸らし奉られし遺制を天下一同に傳へたりし者なり、然るに天下の風俗に於ては少かも異り無しと雖も、何れの御世よりか絶えたりけむ、今大内の春の始の御裝束を見奉るに、何れの殿舎にも注連を引懸らし給へる御事の御在し坐さず、四面の御門々々にも辟木などを立てさせ御在し坐せる状も見奉らず、天照太神の御子と御在し坐して天津日繼所知看す皇大朝廷にしては、此一なむ闕たる事なりける、）○界以は界以端出之繩と讀むべき漢文の格なるを、義を以て比伎和多志氏と訓む所なり、顯宗天皇元年御紀に張繩引繩（ヒツギ）と云ふ語も見ゆ、

又此界以の字を以ても、斯梨俱梅儼波は後限目繩なる意著明し、古事記には、以尻久米繩控度其後方と有り、偕古語拾遺には廻懸と書きて比伎米其良須と訓めるは、此と其用ふる所異なればなり、此と古事記は日神を引出し奉りし跡の石窟に界以して、勿還入座しそと固むるなり、拾遺は其石窟より出し奉りて、豫に備置ける新殿に遷し奉りて其殿に引巡らし、此所を勿出坐しそと標結ふ意なるにて、同じ物以て同じ神等の物爲られたる事にては有れども、其用ひ様の異なるが故に如此く言も換れるなり、然れば御紀と古事記には新殿の事を漏らされし故に、自然に日御綱の事は省かりて傳はる可き筈の事なるを、拾遺に其事の有るは全くて宜しくは有れども、此石窟に端出之繩を界以したる事を省けるは、日御綱の事を相復れるを厭ひての事ならめども非なり、(偕又其用ふる所に依りて名の異なるには非じか、此石窟に界以したるには端出之繩と云ひ、又新殿にては日御綱と申せるなれば、標結ふ意と物を忌謹しむ所に云ふとは別々なり、)右の古事記の御後方は記傳八(六十七丁)に「美斯理幣と訓むべし、神代記に、背揮此云志理幣提爾布俱」と見え、齊明天皇御紀なる蝦夷の地名に、後方羊蹄此云斯梨儼之、萬葉二十(十六丁)に、父母我、等能志志利幣乃など有り、即ち目方に對へたる名にて、尻方の意なり」と有る如し、又續紀第七詔必斯理幣能致有倍之と有る解に、「此は後方の政にて後宮の事なり、後紀弘仁六年七月立后の詔にも斯理幣乃政有倍之自古行來事云々、儀式立皇后儀の詔にも食國天下政獨知倍伎物爾不有、必斯理幣乃政有倍之とも有り」と云はれたる、是斯理幣と云ふ言の例なるなり、(猶右に引ける此の背揮を、古事記には於後手布枝都々と書き、此にも海宮遊行章第四、一書にも後手と有る、又萬葉四卷三十二丁に、大寺之、餓鬼之後爾、額衝如と有るなど、右等は後字を斯理幣と訓みたり、此言の

事に傳八卷にも云へりき、)○請曰勿復還幸は復勿還幸會登請志伎と訓むべし、古語拾遺にも此語有れども、其は新殿に遷奉りて後に直會の事有る所に有れば叶はず、此は中臣忌部神共に其端出之繩を引互す、即ち再び入り坐す事を禁め申せるなれば、必ず此に無くては叶ふまじき者なりかし、偕古事記には此を、白言從此以內不得還入、故天照太御神出座之時、高天原及葦原中國自得照明と有るは殊に詳なりける者なり、其從此は端出之繩を界以したる際よりなり、以內は字知なり、其上文に細開天石屋戸而內告者と有る内にて、即ち其石窟を指すなり、不得還入の不得は那と訓むべし、還入は此の還幸と其訓相等し、(此とは全に異なる事なれども、凡ての語勢は四神出生章第六、一書に、因曰自此莫過、即投其杖、是謂岐神也と見え、第九、一書に、乃投其杖曰自此以還雷不敢來、是謂岐神也と云ふ狀に似たる事なり、)右の故天照太御神出座之時、高天原及葦原中國自得照明は、上にも引出して粗云へるが如く、此にも必ず無くては得有るまじき所なる者なり、其は上に故於是天照太御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往と有る其文に結ばる可き所なればなり、此も然り、首に、乃入于天石窟閉警戸而幽居焉、故六合之內常闇而不晝夜之相代と云ふ文を置かれたれば、其意味なる語此に無くては其首尾相調はざる者なり、第三、一書には始に、至於日神閉居于天石窟也と有る言足はざれども、此に至りて是時天手力雄神侍警戸側則引開之者日神之光滿於六合、故諸神大喜と書されたる、實に正に然有りぬ可き所なるなり、偕此自得照明の自は、上にも引ける其上文なる天照太御神の大御言に、因吾隱坐而以爲天原自闇、葦原中國皆闇、突と有る自と一にして、此には深致有る事なり、其は上にも註せる如く、久方の天日はしも如葦芽して萌騰れりけむ

世の始よりして本より照明かき物なるを、天照太神はしも質性に光華明彩はしく御座し坐して、天地に照徹らせ御在し坐しければ、即ち天日の神と成らせ給ひける上に、火産靈神の光も加はりて今の如く既に成れりけむを、今日神は隠坐すとも、本よりの光も有り火神の光も有れば、其光にて世中は常夜行まじかりけるに、然天照太神の日神と定まり給へる上は、其天日の自光も何も悉に亡成れるを以て自闇と詔ひ、又此に其出御るに及びては、又天日の自光も出で火神の光も表はれなどして本の如くに成れる故に、自得照明とは云へるにて、自字甚く力を入れて見る可き所なるを、人は然しも思はざりけるにこそ、(然れば右に、以爲天原自闇、葦原中國皆闇、矣と詔給ひしは、甚強き御語なるにて、天孫降臨章なる大己貴神の言に、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と申し給へると同じ状なり、心神を活用かせて思ふ可くなむ)、又右に引ける古事記の上文、因此而常夜往より續きて、於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と有り、此は上に其文を引て註せるが如く、萬神之聲者云々は、此第二書に故以悲恨廼居于天石窟、閉其磐戸、于時諸神憂之と有るに當りて、此にて八百萬神の大に周章て騒動ぐ事を云ふなり、拾遺に羣神愁迷手足罔措と見えたる是なり、次に萬妖悉發は、其神遂段に萬物之妖悉發と有る其略なり、若て其萬神とは何と無き諸神の事を云ひ、此萬物は其虚隙を伺ひて一連振る妖鬼の事を云へるなり、借此に日神の磐戸を出させ御在し坐して自得照明と云ふには、其事の專止みぬる事、此は云はずして聞ゆる所なる者なり、其は拾遺に、當此之時上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞と有るは、手足の措罔くして愁迷ひしも、此に至りて實に心落居て悦樂ぶ狀にて、此第三書に諸神大喜と云ふに當り、又引啓其扉遷座新殿と云へるは、其神武天皇段に

妖氣既晴、無復風塵、建都極原、經營帝宅と云ふ運に似たり、此を以て自得照明と云ふには、萬神の騒動は皆がらに停み、萬物の妖災は悉に絶えたる事を加へ聞くべき所なるを思ふ可し。(右の萬神は惡神を誤れるならむかと記傳に云はれたれども、其にては此の第二書又古語拾遺などに引合はざれば、本の任に萬神と有るや、此にては勝る可からむ)○以下古語拾遺を引て此の意を補ふ可し、其文に云はく、爰令天手力雄神引啓其扉、遷坐新殿、則天兒屋命太玉命以日御綱(今斯利久迷繩、是日景之像也)廻懸其殿、令大宮賣神侍於御前(是太玉命久志備所_レ生、如今世内侍善言美詞和君臣間、令宸襟悅擇也)豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門(是竝太玉命之子也)と有るは、日神を新殿に遷し奉りて諸神等の仕奉る所にて、天津大朝廷の御儀なる所なり、以日御繩廻懸其殿と云ふ事までは已に上に云へり、偕大宮賣神と申すは天鈿女命の御事に渡らせ給へるを、此に是太玉命久志備所_レ生と有るは誤なり、故に考ふるに上に粗云へる事なるが、保食神を大宮賣神と申すと、鈿女命を大宮比咩命と申すとの差別なむ有りける、先づ大殿祭詞に、其御殿造の事に就ては、此を摠て屋船命と申し、又下には屋船久々遲命(是木靈也)屋船豐宇氣姬命(是稻靈也)と、其屋を建つる木と草とに別けて御名を申せるに、其詞別には、御殿の内の事を守り給ふ御名を大宮賣命と稱奉れる由なるに、又上に引ける神樂歌に、其採物の幣杖篠袴等を天に坐す豐岡姫の宮の御物なる狀に申し成せるなど、彼此考合するに萬に日神の大御心に叶ひ奉らせ給へる大神にも御在し坐せば、此御祈の時などにも、専ら豐受大神の係づらはせ給へる御事こそ多在りけらし、偕其大宮賣は大宮詳にて、詞に皇御孫命同殿_能裏_坐塞_坐と有るが如く、御殿の内に御靈の充塞がり御在し坐して、守り奉らせ給ふ謂なり、此を皇太神宮儀

式帳には、宮廻神とも四至皇神とも有りて、大宮の守護神と御在し坐す由なるに、建久行事記には此を興玉神と申し、其を分ちて宮比神とも矢乃波々木神と申せるなどは、皆豐受大神の御事に渡らせ給へる事、祝詞講義九（百十丁）十三（百三十六丁）に註せるが如し。（其宮廻神と申すは、大宮の四至の内を守らせ給ふ由なり、又興玉神と申すは、御靈を宮中に置き給ふ意、宮比神と申すは、宮群神と申す義なり、下にも引て云へる姓氏録神宮部造條に、因遣吉足日命令齋祭大物主神云々、自今以後可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公云々と有るを見るに、大物主神をしも宮能賣神と稱へさせ給へるは、皇大宮を守り奉らせ給ふ御靈の、大宮の内に群入らせ給ふ義なる可ければ、此の大宮賣神にも宮比神にも合ひたり、又矢之波々木神は、屋之阻君神と申す事にて、其も右に引ける同殿裏塞坐と有ると同じ意なめり。）偕天細女命にも大宮賣神と申すは、上の思兼神の后神の下に引ける遠江國風土記に、大宮比咩命と有るを證として、此に如此有るも大宮女の義に見る可し、偕此に日神の侍於御前と有るは、日神の大宮仕へ爲させ奉り給ふ女神の義なれば、豐受大神を大宮賣神と申すと、此神を大宮賣神とは、賣に群の義有ると女の意なると異なる所由も有る事なれども、大抵其御功用の狀相等しき物から、其大神専ら衣食住の神に渡らせ給へるが故に、其大宮賣神と申す御名は隠れさせ給へるが如く成れるなり、抑右の如く同名異神に御在し坐す内に、殊に御功の狀も何も差別無きが如きは、謂ゆる體用の由などにもや有らむ、故に其大殿祭詞別なども、兩神に相互るかと思ふ旨有り、詞別白久、大宮賣命御名乎申事、皇御孫命乃同殿裏塞坐、參入罷出人能選比所知志、神等能伊須呂許比阿禮比坐乎、言直志和志坐、皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉、比禮懸伴緒權懸伴緒乎、手蹟足蹟不令爲、親王諸王

諸臣百官人等乎、已乖々不令在、邪意穢心無久、宮進々米宮勤々之米、咎過在乎渡見直志聞直坐、平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久、白と見えたる、詞別白久は其本と立つる大殿祭詞に屬て云ふなれば、此大宮賣命は屋船命の事にして、豐受大神を申す事論無しと雖、廣瀬大忌祭に御縣神山口神を合せ祭りながらに、其詞に能も差別を立てられざるに同じく、如此云ひて天細女命の大宮賣神をも合せ祭らるゝ者と見えたり、（偕此神を祭れる神社は、先づ神君式に、御巫祭神八座竝大月次新嘗の中なる大宮賣神の豐受大神の酒を司り給ふ御名なる事、祈年祭詞講義に已に註せり、又造酒司坐神六座の中に、大宮賣神四座竝大月次新嘗と有るも同神に渡らせ給ふ由、上に註し又此下にも云へり、武藏國埼玉郡宮目神社は未だ考へず、丹後國丹波郡大宮賣神社二座名神大、此は大嘗祭儀に齋部齋場にて被る御膳神八座の中に此御名見えたるを、天細女命は御食神ならざれば、此は正しく豐受大神なり、社傳にも然云へり、斯れば右等の社々をして天細女命と云ふ證は少くして、豐受大神の方主々しく聞ゆめり、）侍於御前は皇太神を新殿に遷し奉り、其御前に侍らひて大宮仕へ爲させ給へる由なり、此第三一書に、是後素戔嗚尊（中略）迺復扇天扇國上詣于天、時、天細女見之而告言於日神也と有る、此即ち侍於御前なり、此は天孫降臨章第二一書に、復勅天兒屋命太玉命、惟爾二神亦同侍殿内、善爲防護と有るが如く、善く防護るを云ふ、古事記には、其事を取持前事爲政と有り、侍は眞守の義にて、寶鏡出現章第一一書に、清之湯山主三名狹漏彥八島篠神と有る、三名狹漏は皆眞守にて、國土に在らゆる神の全は、此神を主とし侍らひ奉る山の神名なる事、傳二十一に云へるが如くにて有り、天孫降臨章第一一書に、凡五部神使配侍焉とも、天細女命隨猿田彥神所乞遂以侍送焉とも見え、古事記なる猿

田毘古神の言に、所_レ以出居者聞_レ天神御子天降坐_レ故、仕_レ奉御前而參向_レ之侍と有り、又其玉垣宮段に、登岐土玖能迦玖能木實持余上侍若櫻宮段に、政既平訖參上侍穴穗宮段に、先日所聞賜之女子訶良比賣侍など見え、雄略天皇四年御紀一言主神の顯はれ給ふ所に、田龍神侍送天皇と云ひ、敏達天皇六年御紀に、以_レ菟道皇女侍伊勢祠など有るは、何れも佐母良布なり、萬葉二(三十丁)に、東乃、多藝能御門爾、雖侍、昨日毛今日毛、召言毛無、又(三十五丁)大殿乎、振放見乍、鶉成、伊波比廻、雖侍候、佐母良比不得者、十一(十三丁)に、皇祖乃、神御門乎、懼見等、侍從時爾、相流公鴨など有るは、俗に伺候と云ふ義なり、古今集に、「御侍御笠と申せ宮城野の木下露は雨に勝れり」と有るは、内に仕へ奉る人を侍と云へるなり、源氏桐室卷などに、殿上を指して佐夫良比と云へるは、臣下の伺候する所の稱なるなり、(又萬葉三卷三十九丁に、此夜乃將明跡、待從爾、寐乃不勝宿者、七卷十五丁に、大御舟、竟而佐守布など有るは、雄略天皇七年御紀に、託_レ稱候風淹留數月と有る候風を風佐母良布と云ふ意にて、物を伺ひ待つを云ひて、義の轉りたるなり、名義抄に侍を、波牟倍理、又佐夫良布、又都加宇麻都流、又知加志、又都加布、又能會牟、又志多賀布と訓み、又は俟をも候をも祇候をも佐夫良布と訓めり、又此より轉りて、君上に仕ふる人を佐牟良比と云ふは、體言と成せりし者なり、)註に如_レ今世内侍善言美詞和_レ君臣間令_レ宸襟悅懌と有る、今世は、この古語拾遺を奏上られし大同の頃を申せり、其頃内侍の仕へ奉る職掌を以て、天鈿命の日神の御前に侍ひ給ひけるを徴されたりしものなり、後宮職員令義解に、内侍司尙侍二人掌_レ供_レ奉掌侍奏請(請奏而請其報、凡此爲女司、不_レ涉_レ男官、若預_レ涉者自依_レ勅書式也、)宣傳檢_レ按女孺(謂下條諸氏々別貢_レ女雖非_レ氏名欲_レ自進仕_レ者聽是)兼_レ内外命婦

朝參及禁内禮式(謂後宮禮式、此司以下無_レ女史者皆取_レ女孺堪_レ任者爲_レ之也)之事と有る、此と右の註文の義と合はざるは、此は内侍の職掌を云ひ、註文の善言美詞は、其御許近く仕奉る上に常に在ることを云へるにて、狂言綺語を以て其職と爲るに非ざればなり、然れども奏請は奏而請_レ其報と見ゆれば、其中には和_レ君臣間令_レ宸襟悅懌也と云ふ如き事は、多かりぬ可き事なるらし、但上なる天鈿女命の下に其神强悍猛固と云ひ、此に善言美詞和_レ君臣間と有るは、强悍の差有るが如しと雖も、其も强悍猛固に御在し坐さずしては出來まじき御事なる由、右に云へる侍は爲_レ防護と云ふ事なるに思合せて曉る可き者なり、若て此は上に云へる如く、此神は天兒屋命と夫婦神に御在し坐して、彼神は表方に此神は裡方に御在し坐して、相共に皇太神と諸神との御中に御立し御在し坐して、本末傾けず仕へ奉らせ給へる所由、右文に引當て心得べき事共になむ有りける、(其は鎌足公傳に、其先出自_レ天兒根屋命、世掌_レ天地之祭、相_レ和人神、仍命_レ其氏曰_レ中臣と云ひ、又此にて其神を中臣神と申せるも、後の中臣の職掌を主り給ふ神の謂なるに合せて、拾遺に、如_レ今世内侍善言美詞和_レ君臣間令_レ宸襟悅懌也と有る趣の同じきを思ふ可し、)楮中古に宮咩祭と云ふは、此神を祭れる事なるなり、色葉字類抄に宮咩祭正月十二月初午日院宮諸家祭之と有る是なり、拾芥抄に載る宮咩祭文に、某年某月壬午、年加中_レ中_レ月乎擇比、月加中_レ中_レ日乎擇比、日加中_レ中_レ時乎擇天、掛卷毛畏_レ宮咩五柱笠間乃廣前仁、某恐_レ美恐_レ美毛申給久、緝波_レ牟編綿波_レ牟結進物波_レ高坏乃彌高_レ飯乃方毛利仁清酒乃早仁堅酒乃堅仁橋乃忽仁餅乃持_レ榮仁鯛乃平仁鱧乃彌益々仁鯛乃好_レ美仁好_レ美蛇乃片岡仁蠅乃搔寄_レ天齋乃庭佐良_レ嚴久聞食受納給_レ天、壽長久身全_レ悉_レ天地乃不_レ祚内外乃惡事未萌以前仁兼_レ天波遠久拂比退_レ介給_レ天、宣_レ爵如意仁叶_レ志_レ女給_レ天、萬世仁子孫繁昌門止有_レ志

女夜乃守里日乃守里仁常誓堅誓仁守里幸戸給閉止恐美恐美毛申須と有るは、上に引ける大殿祭詞別と取捨して成せる者と聞えたり。摠ての狀同じくして、此は宮仕の事を主と祈り申す詞なりけり、偕宮咩五柱笠間の宮咩は句にて、下は五柱笠間と續けるか、又は宮咩五柱は句にして笠間神の添給へるかにて、凡て六座なる可し、其は執政所抄に、正月上午日宮咩奠事供物六前（在高坏）正月折敷前別四坏（飯餅魚菜）餅六坏（坏別六枚坏別上置橘一果）飯六坏（坏別一升）菜六坏（合盛）大根、青蔓、芹、薺、繁菜、芥子（件六種合盛坏別上置）魚六坏（同）生鰯鱒鱧堅魚（件六種合盛坏別上置）以上料米三石下家司任御所宛旨勤之と有るは、何れも六前の料なるを合せ知らるゝなり、空穂物語（國讓卷）に、「壺の蓋に女の手にて今日ならむ辛うじて一祈りつる、葉手葉椀には何とか願言も聞かず成にし、笠間には神の多かる葉椀取々」と云ひ、實方家集に、「天に坐す笠間の神の無かりせば、舊にし中を如何て問はまし」と有る。此歌は笠間と申すに就て、雨と降とを係けて詠めるながら、天に坐す神の證とは成るなり、其壺の蓋に云々と有るに就て、笠間の名義に考ふる所有り、次に云ふべし、偕此宮咩五柱笠間神の六座なるは、神名式に造酒司坐神六座（大四座小二座）大宮賣神社四座（竝大月次新嘗）酒殿神社二座（竝小）酒彌豆男神酒彌豆女神と有るに合ひ、又四時祭式に、大宮賣神四座祭（坐造酒司）云々、右料物前祭申官請受、春二月冬十月上旬日祭、即神主供奉とありて、朝廷には二月十一月に祭らせ給へるに就て、院宮諸家にては、正月十二月に祭らると思しきは然る物にて、其料物錢五百文と有る下に、鮮物并菓子二器直と有るは、佗には例無き事なるを、右の執政所抄に生鮮又は橘子の有るにも合へれば、宮咩祭と云ふは其大宮賣神を私家にて祭る時の稱なりけり、偕此は上に註せる豊文大神を酒殿に祀り奉る御

名なるが、右に云へる如く大宮咩命も御力を合せ御在し坐せるが故に、共に祭られ御在し坐すにこそ有りけらし、（兵範記に、保元三年正月九月殿下宮咩祭如例、右大臣殿御方初有此儀云々、家令大舍人允紀宗頼爲祝師と有る、紀宗頼は下家司なるべし、執政所抄に下家司任御所宛旨勤之と有るに合へり、攝關御傳抄に稽ふるに、兵範記の殿下は法性寺殿忠通公に渡らせ給ひ、内大臣殿は其一男六條殿基實公に坐せり、其年八月關白に成らせ給へり、右の執政所抄は其三男後法性寺殿兼實公の抄なり、其頃遍く宮咩祭の世に行はれたる事知るべし、）偕上に云へるが如く、其造酒司坐神の御體はしも御竈と御甕に御在し坐せるに、右の空穂物語に、「壺の蓋に女の手ならむ辛うじて云々」と有るに就て笠間の説を得たり、其は和名抄瓦器類と甕を和名毛太非と有るを、其竝びに甕をも淺甕をも佐良介と有るは、皿筥と云ふ事なるに、又磬を佐良と有り、然るに予が淡路國などにては、餘國にて佐良と云ふ程の器を押し竝べて加佐と云ふは、笠を仰ぬけたる狀に似たる名か又は筥淺の義か未だ知らずと雖も、淺甕の類を加佐と云ふは古言なる可し、然れば笠間は淺甕祭の祭の略なる可くや有らむ、祭を麻と云ふは、萬葉九（三十一丁）に、山下之、風莫吹登、打越而、名二負有杜爾、風祭爲奈と有るは、龍田風神を祭る事なれど、神名式に信濃國水内郡風間神社と云ふ有るも、十訓抄に依るに風祭の意なり、此を以て祭の言を約めて間と云ふ事を知るべきなり、然して丹後風土記に、伽佐郡者舊用、笠郡之字、訓曰、宇氣乃己保利、所以其稱、宇氣、往昔、豐宇氣大神云々と有りて、頭書に、一本曰尾張有、笠狭間、訓云、宇氣波邪萬、訓、笠謂、宇氣者是其證歟と有れば、笠間と書きて宇氣麻と訓むなりけむを、後伽佐麻とは申すにや有らむ、和名抄郷名に、大和國宇陀郡笠間（加佐末）加賀國石川郡笠間（加佐萬）有り、又其石川郡笠間神社神名

式に見えたれども、此に由有る状にも見えずなむ、偕此笠間神を右の歌に天に坐すと云へるは豊受大神にや、倭姫命世記に、酒殿神豊宇賀能賣命坐と有るをも思合せて、大宮比咩命とは甚近き神に御在し坐す御事を明らむべし、(其は上に云へる事なるが、此時天鈿女命の茅纏之稍を持たし、山竹葉を手草に取らせ給ひつるに、神樂採物九種の中に篠棒等有りて歌に、「此篠は何方の篠ぞ天に坐す豊岡姫の宮の御篠ぞ」又「此棒は何方の棒ぞ天に坐す豊岡姫の宮の御棒ぞ」と有るなどを以ても、少縁の故由には非ざるなり、然れば天照太神の日宮に任奉り給へるには、必ず其神と相共に御力を一にして仕へ奉らせ給ひけむを、其委しき事の今傳はらぬにこそ有りぬべき) ○豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門(是竝太玉命之子也)と有るは、上に註せるが如く此段の神力雄神の御事にして、古事記御天降段に、天石戸別神亦名謂櫛石窻神、亦名謂豊石窻神、此神者御門之神也と有る是なり、然るを拾遺に二神とし、又此を是竝太玉命之子也と有るは、本より誤れる事ながら、此二神と云ふは、御門の守衛の爲に分身し給へる者なる可し、其神武天皇段に爰仰從皇天二祖之詔建樹神籬と有りて、神祇官坐御巫祭神八座の次に櫛磐間戸命豊磐間戸命(以上今御門巫所奉齋)と見えたるは更なり、神名式に、神祇官西院坐御門巫祭神八座(竝大月次新嘗)櫛石窻神(四面門各一坐)豊石窻神(四面門各一坐)と有るを、記傳十五(四十九丁)に、「此二神を四面の御門に各一座宛祭らるゝ故に凡て八座なり」と云はれたる如く、各二神として祭られ、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授神祇官無位櫛磐間神豊磐間神從四位上と見え、又丹後國多紀郡櫛石窻神社二座、(竝名神大)と有るなど、何れも二神に祀祭れる由なるは、其始磐戸側に隱立し、時は手力雄神と申し、又其御戸を引啓きて日神を出し奉れるに依りて天

石門別神と申し、又日神を新殿に遷し坐せ奉りて、御門を守らせ給ふには、其開闔の事を掌らせ御在し坐すには、後の左右衛門督の如く御門の左右を守衛らせ御在し坐さずては得非ぬ御事に御在し坐すが故に、御身を分けさせ給ひて、二神に渡らせ給へる御事となむ所思しかりける、(其は姓氏錄左京神別中大伴宿禰條に、雄略天皇御世以天鞞負賜大連公奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望與愚兒語相併奉、衛左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と云ふ事見えたれば、上古と雖も必ず然無くて叶はざる事なるなり、)名義櫛は奇爲なり、傳六に云ひ、豊は處倚なり、傳一に云へり、若此云ひて天と地との義なり、記傳十五(五十丁)に「櫛豊は共に例の稱名、窻は借字にて眞門の意、石は其門の堅固き由にて石戸と云ふと同じ」と云はれたり、偕右の天石門別神と申すは、上に註せるが如く、日神の隠らせ御在し坐し、天石窟は、字の如くにて眞の嚴窟にて有りしかば、石門を排別け引啓き給ふ由なるを、此は手置帆負彦知二神の大峽小峽の村を伐取りて任奉れる新宮にし有りければ、磐石を以て造れるには非ざれども、其堅固き由を以て稱申せるなり、次に引ける御門祭詞に、櫛磐間神命御名乎申事哉、四方内外御門如湯津磐村久塞坐と見えたる如字にて、心得べし、天孫降臨章第四一書に、瓊々杵尊の御天降の事を、則引開天磐戸排分天八重雲以奉降之と有るも、天照太神の大宮の御門を開きて出し奉らせ給へる事にて、即ち此二神の専ら衛り奉らせ給ふ殿門是なり、然れば其本は眞の石門を云ふに起れる事なるを、共に擬ひて堅固き意に稱へ申すも常なりかし、(但記傳八卷天石屋戸條に「此は必ずしも實の岩窟には非じ、石とは唯堅固きを云へるにて、天之石位天之石鞞天磐船などの類にて、唯尋常の殿を如此云へるなる可し、書紀に瓊々杵尊の天降坐す所にも引開天

警戸と有るも、尋常の殿戸を如此云へりと云はれたれども、其差異を立てられざるは委しからざる事なり、物の固きを稱て石某と云ふも、其實物の固に堅固に堅きが有る其に象れる者をや、守衛殿門は、其神武天皇段に、日臣命帥來目部衛護宮門掌其開闔と有り、又大伴來目建仗開門令朝四方之國以觀天位之貴と有るが如し、此に就ては上に註せるが如く、矛盾を立て威儀の事共嚴重なりけむ事想像り奉る可き御事申すも更なり、此二神の御職、大伴佐伯二氏に傳はりて、宮門の左右を分け衛り仕へ奉れるを、後に此職衛府の職掌とは成れり、職員令義解に、衛門府督一人、掌諸門禁衛出入禮儀、以時巡檢（謂以時猶有時、依宮衛令、五衛府官長皆以時按檢所部、糾察不如法也）及隼人門籍門榜（謂載人名爲籍載物數爲榜）事と見え、又左衛士府督一人掌禁衛宮掖（謂掖者正門傍之小門也）檢按隊仗、以時巡檢衛士名帳及差科（謂差配兵庫大藏之類也）大備陳設（謂大備者禮儀陳設兵仗也）車駕出入前駟（謂導引也）後殿（謂在後爲殿）事と有り、又左兵衛府督一人掌檢按兵衛（謂每番檢按、此府不稱門榜者、是即略文、更无別例）分配開門、以時巡檢、車駕出入分衛前後及左兵衛名帳門籍事と有るは、後世の事ながら此文に引當て、其大凡を想像り奉る可くなむ有りける、上に引ける清和天皇實錄に、天照御門神と申す御名御在し坐すも、此謂れに依れる御名なる事申すも更なり、又神名式に、越前國足羽郡御門神社、能登國能登郡御門主比古神社見ゆ、倭姓氏錄（左京神別天神上）に、縣犬養宿禰神魂命八世孫阿居太都命之後也、又大椋置始連縣犬養同祖阿居太都命之後也と有るも、世數の違も有れど決く此神なる可し、右に引ける拾遺に、衛護宮門掌其開闔と有るを引合せ見れば疑無からむ者ぞかし、（其は此始に引ける姓氏錄大伴宿禰條に、

衛門開闔之務於職已重云々、大伴佐伯掌左右開闔之緣也と云ふ事見え、宮衛令に、凡開闔門者第一開門鼓擊訖即開諸門云々、晝漏盡開門鼓擊訖即開諸門云々と有り、右の御門神社越前國に在るは、繼體天皇の彼國に御在し坐し、頃、足羽神社をも齋かせ給へる、竝に祭らせ給ひし御門神にや御在し坐すらむ、能登國なるは其所由知られず、）倭右に引ける拾遺の神武天皇段に、爰仰從皇天二祖之詔建樹神籬と有りて、御巫祭神と次に此神次に生鳥座摩等の神を祭らせ給へる其例に依りて、二月初年六月十二月月次祭等に預らせ給ふ、其詞に、御門能御巫能稱辭竟奉、皇神等能前白久、櫛警開門命豐警開門命、御名者白能辭竟奉者、四方能御門能湯津警村能如塞能坐朝者御門開奉、夕者御門開奉能、疎夫留物能自下往者下守、自上往者上守、夜能守日能守奉、故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有り、又同書に、殿祭門祭者元太玉命供奉之儀と有るは、此新宮の時に仕へ奉り初め給ひしは然る物にて、高千穗宮より以降の例なり、其御門祭詞に、櫛警開豐警開命御名乎申事、四方内外御門能如湯津警村能久塞坐能四方四角與利疎備荒備來武能麻我都比登云神乃言武惡事相麻自許利、相口會賜事無久、自上往能下護利、自下往能下護利、待防掃却言排坐能、朝能開門、夕能開門能、參入罷出人名乎問所知志、答過在乎神直備大直備見直開直坐能平良氣久安良氣久令奉仕賜故、豐警開命櫛警開命御名乎稱辭竟奉久登白と有り、右の二詞共に別に祝詞講義を著はして、已に委しく説きたれば、今云ふ限に非ず、（凡ては上に引ける大殿祭の詞別に似て、専ら宮仕の事に咎過無からむ事を祈り申せる趣なるに就て考有り、其所に出せる造酒司坐大宮賣神四座と有るは、如何にも知られ難き事なるが、今試に云は、其一是豐受大神を大宮賣神と稱奉れるなる可く、其二是天鈿女命にして大宮比咩命なる可

く、其三は此御門神にや御在し坐すらむ、其は姓氏錄左京神別中に、宮部連天壁立命子天背男命之後也と有るを、古史第五十七段徴に、此天石門別命の亦名と定められたる、背男は壓男オウヒツの義にて、天忍日命の忍に同じければ實に然るべし、其山城國神別に、神宮部造葛城猪名岡天降神天破命之後也と有るは、天石破命など有りしには非ざるか、何れにしても同族たるに、其六世孫吉足日命を遣して、大物主神を齋奉らしめ給へるに、天皇詔曰、消天下災百姓得福、自今以後、可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年籍註神宮部造也と有りて、此文上にも云へるが、此に依る時は宮部も宮賣と同じ義なるを、此には大物主神を然稱へさせ給へるに就て賜へる姓氏なれども、此二神の殿門を守衛らせ給へるも、已に註せるが如く宮群の義に通へれば、大宮賣神と申す御名の御在し坐せる爲と見ても、違ふ事無かるべし、四には大物主神に坐す事、右の詔に可爲宮能賣神と有るにて著き事なり、崇神天皇八年御紀に、以高橋邑人活日爲大神之掌酒云々と云ふ事見え、其大御歌に、許能瀾積破、和餓瀾積那羅孺、椰磨等那殊、於朋望能農之能、介瀾之瀾積、伊旬臂佐々々々々と有れば、此を以ても酒神として祭られ給ふべき御事なり、又其造酒司坐酒殿神二坐、酒彌豆男神酒彌豆女神と申すは、事代主神夫婦に渡らせ給へるにも合へり、但此は唯試に合せ見る事なれば、慥には云ひ難き事なり、○又古語拾遺に當此之時上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱曰阿波禮言天晴也阿那於茂志呂古語事之甚切、皆稱阿那、言衆面明白也阿那多能志言伸手而舞、今指樂事謂之多能志此意也阿那佐夜憩竹葉之聲也飲憩木名也張其葉之調也爾乃二神俱請曰、勿復還幸と見えたり、師翁の古史徴にも、此文を此に次でて、此者大直會之事本也と云はれたるは然る事にて、上の噓樂の所

に引ける大嘗祭豐明節會の詔に、大嘗乃直會乃豐樂聞食日在と有るは、大嘗の事竟て豐明聞食す事なるが、毎年の新嘗祭も然にて、儀式午日儀に奏大歌并五節舞と有る是なり、又其大歌并五節舞儀に、舞訖升殿、即奏大直歌、本未二度、安米四度、訖退出とも有り、又皇太神宮儀式帳に、三節祭の事終て然畢し時、諸司衆官人等并諸刀禰等皆悉直會殿付坐、大直會被給畢時、後手一段拍、太神宮司諸司官人等更發第五重參入就坐、即倭舞仕奉、先太神宮司、次禰宜、次大内人、次齋宮主神司、諸司官人等其舞訖人別直會酒采女二人侍御綱拍盛給然男宮儻畢、即禰宜大内人等妻儻、次齋宮女孺等儻と見えたるなど、總て神事の解齋は此時の故事に本著けるが故に其趣一なる者なり、歷朝詔詞解に、直會は奈保理阿比の約れるなり、直るとは齋を弛べて平常に復る義なり、抑大嘗の齋神祇令に、散齋一月致齋三日と有りて、義解に、散齋謂仲冬之月自朔至晦、致齋謂自丑至卯、其辰日以後即爲散齋と見え、大嘗祭式にも如此見ゆ、儀式にも致齋三日從丑至卯と見えたり、卯日に大嘗宮に御して神にも祭り給ひ、天皇御自らも聞食て、大嘗の事畢るに依りて辰日よりは豐樂院に御して致齋を弛べ、打解けて歡び集會意の名なり、解齋の舞又脱齋服復常など云ふ事は、午日の儀式終りて有る事なれども、卯日の儀式の畢るも致齋の解くるなれば同じ意味なり、江次第には辰日朝主水司供解齋御粥とも所見たり、楮諸社の神事に云ふ直會も、神祭畢りて後に行ふ事にて同じ意なり」と有るが如し、又古今集大歌所御歌に大直日歌、「新らしき年の始に如此しこそ、千年を兼ねて樂しき竟め」と見え、又神樂韓神或説に、「皆人の垂シテは榮ゆる大直見、去來我が共に神坂本に」と有るなど、大直會のことを大直見と云へるも神名の大直日に等しく有りて、其も物を齋敬して神事に仕へ奉りて、物常に復るを直ると云ふにて、直會之

義に同じきなり、(但右の大直日歌は續紀に、天平十四年春正月丁未朔壬戌、天皇御大安殿、宴群臣、酒酣奏五節山舞、訖更令少年童女踏歌、又賜宴天下有位人并諸司史生、於是六位以下人等鼓琴歌曰、新年始適何久志社供奉良米萬代摩提丹、宴訖賜祿有差とある、此歌を取直して大直日歌と爲られたる者にて、歌は古くも非ざれども、直會を直日と云ふ事古かるべし、) 偕右の歌はしも實に神代の舊物ながら、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞と有るは、上に引ける其上文に、于時天照太神赫怒入于天石窟、閉磐戸、而幽居焉、爾乃六合常闇、晝夜不_レ分、群神愁迷、手足罔措、凡厥庶事燦燭而辨と有るに對へたる者から、其歌に因りて後より係けたる文にて、中には事實に合はざる如き事なむ見ゆめる、其は上に上天初晴は、阿波禮の下に言天晴也と有るに合せたる者ならめども、其は日向風土記に、天晴冥、晝夜不_レ別、人物失_レ道、物色難_レ別と有りて、下に即天開晴、日月照_レ光と有るなどは、此國土にての事なれば、天晴れて日光を見る由に云も聞えたらむを、此は上天にての事にては有り、又雲霧の天日を覆隠せるならず、日神の隠れ坐し、爲に天日の光無く成れるにし有れば、上天初明などとこそ云ふべかりけれ、然れども記者の心は、阿波禮の句に推し當てたるなれば、本より然有りしならめども、已にも引ける此第六一書に、日神之光滿於六合、故諸神大喜と有り、古事記にも故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得_レ照明と有るが如くならでは叶はざると云ふ是なり、此等に合せて右の上天初晴の文を助くる説有り、其は此文は上に六合常闇、晝夜不_レ別と有れば、拙く國土より上天の晴明れるを云ふならざる事、著きに就て思ふに、祈年大神宮詞に、皇神能見霧坐四方國者、天能壁立極國能退立限と見え、倭姬命世記大神宮鎮座條に、我高天原坐遷戸押張原如見志麻伎志國宮處

是處也と有り、又天國排開廣庭、天皇天命開別、天皇と申奉る大御名など、共に波流久は共に開、字の義に當れるを、手足罔措凡厥庶事燦燭而辨と有れば、實に常夜の闇なるにて、唯是許なる事も見別かぬ許りに在りしを、日神の出坐せるに就て、天日の光遠く炳照明るく成れる事を、上天初晴とは云へるなる可し、後の歌ながら千載集に、「日の光月の影とぞ照らしける闇き心の闇も晴とて」と有る、此の晴の義に同じければ、上天初明の義は失はずてなむ有りける、(如此く助け言ひても、猶歌の阿波禮には全く叶へりすとなむ有りける、此晴と原と同義の言なる由は、傳二卷に云ひ、右の見霧の事は、別に祝詞講義に委しく已に註せりき、) 衆俱相見面皆明白は、阿那於茂志呂の下に、古語事之甚切皆稱阿那、言衆面明白也と有るに引合せたる文なり、上に群神愁迷と有るは、共に面の著明ならざるが故なるを其に對へて書けるなる可く、伸手歌舞は、阿那多能志の下に、言伸手而舞、今指樂事謂之多能志、此意也とあるに當たるが、此も上に手足罔措と有るに對へたる所なるが、物に愁ひ迷ふ事の甚じき時は、手足の措も罔きを、今日神の出させ御在し坐せる上は、又其に反りて、手の舞足の蹈む處も知らず成りて、自然に謠ひも舞も爲しつらむ其手振を云へるなり、凡ての趣は日神の隠れ坐しに依りて、世中也狭きが如く成りぬるを、今出させ御在し坐すに就ては朗らかに開け、又其御爲に諸神の身も縮まひて、人氣無き狀に御在し坐しつるを、今此に至りて手足の伸出常に復りたるに喜び給へる、是即ち大直會なる所なり、歌樂は其崇神天皇段に、仍就於倭登縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照太神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌曰云々と有るも同じ狀なりける者なりかし、(猶上に註せる事共に合せ考ふ可きなり、故其上に、爾乃六合常闇、晝夜不_レ別云々と、此

の文は古語拾遺の地より云へる文と所思しければ、全くは古傳の任とも思めらしからざるなり、萬葉五卷貧窮問答歌に、天地者、比呂之等伊倍村、安我多米波、狹也奈理奴流と云へるが如く、天地の間味に成れる世の中に於て、漸くに凡厥庶事燎燭而辨と有る程の事にし有りければ、八百萬神の各神集ひに集はれしかども、其主々しき際ならぬは何れを其とも分け難かりつらむを、日神の大御光世に顯はれさせ御在し坐すに依りて、互みに面を見合せて誰ぞ彼ぞと知る事にし有りけらし、又此に於て大に屈伸の義有る事なり、味はひ見る可し、○阿波禮は、景行天皇六十年御紀歌に、菟頭邏佐波、磨根佐微那辭耳、阿波禮、此は古事記日代宮段に倭建命の御歌として出でたり、其景行天皇四十年御紀に、烏波利耳、多陀耳霧伽幣流、比苦菟麻菟、阿波例(下略)、古事記には阿勢袁と出でたり、又其朝倉宮段大御歌に、能知母久美泥牟、曾能於母比豆麻阿波禮と見え、武烈天皇御紀歌に、雛岐曾褒遲喻俱謀、柯碍比謎阿婆例、推古天皇二十一年御紀皇太子御歌に、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾慧氏、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、於夜那斯爾、那禮余理雞迷夜、佐須陀氣能、枳彌波夜那祇、伊比爾惠且、許夜勢留、諸能多比等阿波禮と有るなど、右等の阿波禮は釋に哀也と註せり、又萬葉三(四十四丁)に、客爾臥有、此旅人何恰と有り、又古今集序に、「霞を阿波禮びつゆを悲しぶ云々」と見え、歌に「阿波禮てふ事を數多に遣らじと云々」、又「阿波禮てふ事だに無くは云々」と有るなど、此も哀字の義なり、又東遊一歌に、乎(引)乎(引)乎(引)乎(引)禮奈(安引)云々を、加茂神宮所傳には、安波禮(於々於々)波禮牟奈(於々於々)云々と有り、求子歌に、安者禮(引衣引引)千者也布留賀茂能也之呂(於)乃(於)比女古(於)末川(引)安者禮(衣引引)比女古(於)末(安)川(引)與呂川世(於)不止(於)毛(於)

伊呂(於)者(安)可者(安引)安波禮(衣引引)以呂者(安)可者(安引)良之、又催馬樂譜呂の安名尊に、安名太不止、介不乃太不止去也、伊爾之戸毛、波禮、新年に、安太良之支、止之乃波之女爾也、加久之己曾婆禮(中略)安波禮曾已與之也、與呂川與末天爾、梅枝に、牟女加衣爾、支井留宇久比須也、波留加介天、波禮、竹川に、太介加波乃、波之乃川女名留也、波之乃川女名留也、波名曾乃爾波禮、眞金吹に於比爾世留波禮、於比爾世留、山城に、宇利川久利波禮、又伊加爾世牟波禮、紀伊國に、美名曾古支利天波禮、此殿に、左支久左乃波禮、律の庭生に、爾波爾於布留、加良名川名波、與支名々利波禮、又風俗の陸奥に、阿波禮也、安武久末爾、支利太知和太利、阿介奴止毛、菅牟良に、須加牟良乃也波禮云々、奈利高之に、於保美也知加久天奈利太加之、安波禮乃奈利太加之、波之行に、波禮也止宇止宇など有て、阿波禮とも又波禮とも有る、此は哀字の義には非で、愛偉慶む事に云ふなり、(猶又催馬樂呂の河口に、世支乃阿良加支也末毛禮止毛波禮云々、此殿西に、八流比爪良、安波禮八留比爪良波禮云々、此殿奥に、於久乃佐加也乃宇波太末利安波禮、宇波太末利波禮云々、鷹山に、於久乎奈三安波禮、於久乎奈三波禮云々、又律の澤田川に、澤田川神漬く許り淺けれど波禮云々、我駒に、亦打山安波禮、亦打山波禮、亦打山待らむ人を行て早安波禮行て早見む、東屋に、安波禮我が妻云々なども見ゆ、右等の中に先に阿波禮と云ひ次に波禮と云へるを以て見るに、波禮は阿波禮の略の如くも聞ゆれども故有る事なり、次に云ふべし、)又皇太神宮年中行事記六月十五日御占神事條なる奉下神其御歌と見えたる三首、共に初二句をば阿波利矢、遊波須止萬宇佐奴と有れば阿波利とも云ふなり、然れば阿波禮の阿は、神世七代章に見えたる樞根尊の御名の上に冠ふらせ奉る吾屋又は吾忌又は青などの阿、又八洲起元章第二一書に、研哉此云

阿那而惠夜の阿、又其正書の意哉を、中古の訓に、阿良宇禮志夜、又阿那宇禮志夜と有るは更なり、神武天皇御紀に、皇軍大悅、仰天而咲、因歌之曰と有るに、阿々時夜場の句有るを、古事記には阿々（音引）志夜胡志夜と有り、此を私記に阿々咲聲也と有れども、其咲ふ中に歎く義有る可し、顯宗天皇御紀に哀々と云ふ歎辭有るも、共に別の語ならず、源氏若葉上卷に「耳も鬱悒しかりければ阿々と傾きて居たり」なども云り、如此く阿々と重れども、拾遺に、古語事之甚切皆稱阿那と云る、阿那の意次に云り、偕右に引ける吾屋は阿彌なり、吾忌は阿動なり、青の袁は與に通ひて辭に非ず、阿夜の夜に同じければ阿と云ひて已に歎辭なるを、阿々と重ねて猶其意を深く爲るなり、神武天皇御紀稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神と有るには、嗟乎を引合せて阿と訓み、名義抄には嗟をも嗟乎をも共に阿と訓めり、萬葉一（二十丁）に、阿胡浦を嗚呼兒の浦と作るを、同抄に嗚呼を阿と訓み、又嗚をも呼をも阿と有り、又嗟呼をも嗚乎をも共に阿と訓み、宇治拾遺に「大衆異口同音に阿めきて扇を遣ひたり」など有れば、阿の一言にて本より歎辭なる者なり靈異記には噫を阿と訓めり、然れば阿も阿々も共に物を稱美るにも、物を哀傷しむにも、我心に當りて事の深く切にして言語にも得しも云出で難き程の時に、其歎息の辭を發出して、餘情を述ぶる辭なるなり、（谷川士清が和訓栞に、「阿々は嗚呼噫嘻呼嗟於乎鳥乎猗嗟嗟夫嗟乎叱嗟嗟夫乎嗟嗟を訓めり、後世に於戲を歎美に用ひ、嗚呼を哀傷に用ふるは古法に背けりと云へり、漢武紀の嗚呼、孔光傳に於序、五行志の嗚呼皆通用す、又爾雅に烏呼吁嗟也、吁嗟嗚呼也、有所歎美、有所傷痛、隨事有義也と見ゆ、老學庵筆記に、蜀人見人物之可誇者則曰嗚呼、可鄙者則曰噫嘻」とも云ひ、字彙に烏見異則咲、故以爲烏呼、咲所異也とも云ひ、

司馬遷傳の註に、於讀曰嗚、戲讀曰呼と云ひ、嬉通して禧に作る、猗與も同じ、猗字語尾の助辭と成るなり、大學に泰誓を引て兮字に作る、字彙に嗟は悲嘆之聲と註せり、詩經の註に、猗者心内不平、嗟是心中暗啞とも云へり、凡二字は意緩也、一字は意急也、其一字は於嗚噫嗟咨嘻都呼猷嗟羞慶嗟猗の類なり、漢書師古註に慶發語讀與羞同と云へり、又惡咲を訓めり、驚歎の辭なり、孟子の朱註に惡平聲歎辭也と見ゆ、粵を訓むは、發語に思惟して云出す時の辭なりと云へりと有り、右の如く意の緩急に依りて、字の二字と一字なる事、皇國の歎辭に阿と云ひ阿々と云ふに異ならざるなり、波禮は此も歎辭なる事、右に引ける催馬樂に多く阿波禮と波禮と互みに通はし云へるにて著明き事なるが、波の言の歎辭なる例は、先づ波夜と云ふ辭有り、神武天皇御紀に、皇軍大舉（中略）而介冑之士不無疲弊、故聊爲御諱以慰將卒之心焉、諱曰と有りて、多々介陪磨、和例破擲隈怒と有る破擲を、私記に早也と有るは誤りにて、語末に在ると同じく歎辭にて、此語此にては將卒の心を慰め給ふ大御心を令知給ふ所なれば、早にては叶はず、崇神天皇十年御紀の童謠に彌磨紀異利寐胡播擲と有るも、謀叛むと爲るものゝ有りとも所知看さず御在し坐すを、神の歎かせ給ひて、告諭し奉り給へるなり、景行天皇四十年御紀に、日本武尊每有領弟橋媛之情、故破確日嶺而東南望之、三歎曰、吾孀者耶、古事記同段に和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多知波夜、允恭天皇四十二年御紀に、爰新羅人恆愛京城傍耳成山畝傍山、則到琴引坂、領之曰宇泥呼巴擲彌々巴擲、雄略天皇十二年御紀に倭我伊能致謀、那我俱母鵝騰、伊比志拖俱彌幡夜、阿抱良陀俱彌幡夜など見え、仁賢天皇六年御紀に弱草吾夫何恰矣と有りて、下に此云阿我圖播播耶と註されたる、此を以て上件の波夜は悉く何恰の義なる事を知るべし、萬葉七（四

丁)に、烏玉之、夜渡月乎、何恰云々、又(四十一丁)秋山、黃葉何恰、浦觸而、十二(四十丁)に、淡路島、何恰登君乎、不言日者無と有る、此何恰字は阿夜又於茂志呂志とも訓む字なるに、此は阿波禮と訓みたり、偕阿波禮阿波利の阿波は歡辭にて、禮も利も共に在又有の意の形容言にて、下に添ひたる者なりけり、然れば右等の波夜は、波禮夜又波利夜の急なるにて、語の約れる者なる可し、其夜は上に引ける風俗の隆奥に阿波禮也、彼之行に波禮也止宇止宇、又建久行事記の阿波利也などの也是なるにて、其は謂ゆる歎息の夜なるにて、夜は辭なる中に彌の義有りて、上の阿波は歎きたる事の彌々益さる意有る者なり、(萬葉七卷三十九丁に、淡海之海、浪恐登、風守、年者也將經去、榜者無爾、九卷二十六丁に、於久禮居而、吾波也將戀、春霞、多奈比久山乎、君之越去者など有る者也、又波也も、右に引る神武天皇御紀なるに同じく語の半に在るなり、又拾遺集六に、「君が住む宿の梢を行々も隠るゝ迄に願見し波夜」六百番歌合に、顯昭、「夜川立つ五月來ぬらし瀬々を止め八十伴雄も箒指す波夜」と有るは、右に引ける吾孺者邪の例なり、偕其歎息の夜と云ふは詞玉緒四卷に、「歎きとは後世には唯愁ひ哀しむ事にのみ云ふめれど然に非ず、嬉しきにも面白きにも哀れなるにも渡りて、凡て心に深く感ぜらるゝ時に、長く息を吐く事なり、偕此夜は其歎息の聲なる故に、今借に歎息の夜と云ひて事を別てり」と云はれたるが如し、常に云ふ夜とは等しからざる者なり、故に思ふに阿波禮の阿は阿々と引て云ふ歎聲なり、波も物に感けて歎く聲の波阿と出づるなり、禮は形容を云ふなり、然れば阿波禮と云ふに當つべき字は無き物から、多く哀字を書けるは、物を稱美ふるにも、事に哀傷ふるにも、心に深く感けて事の切に思ゆるときに指數く事に於ては、然せる差異も無き者なればなり、故に其阿波の言より語と成れる一二を

云はむに、八洲起元章第二一書に、次生淡洲此亦不以充兒數と有るは、陰神の御言先立たせ給はせるに依りて、御心の如く御在し鏡さゝりしかば、淡めさせ給へるなり、鎮火祭詞に、吾乎見阿波多志給比津止申給と有るを、字鏡集に淡字を訓めり、此等は物を鄙しむる意なり、又允恭天皇四十二年御紀に、大^{オホキニヤ}哭、雄略天皇御紀に、^{オドロクヤハテ}愧と有るなどの阿波都も、物に恐惶^{オホシ}れ騒ぐにて其意一なり、又天孫降臨章に、憐愛を米具志登思布御心袁と訓めるを、海宮遊行章第四一書の憐心も右に同じきに、其第六一書には其憐心を阿波禮登思布御心袁と訓み、其字を常に阿波禮牟と訓めるも、牟は聚の義にて阿波禮と思ふ心を寄するなり、此類猶有るべきが、右の淡洲阿波多須哭などは哀傷なり、又憐は稱嘆くなり、阿波の言より起りて阿波某と云ふ語と成れるも、右に云ふ阿波禮の本義を失はざるなり、然れば拾遺の前文に上天初晴と云ひ、阿波禮の下に言天晴也と註せれども、其義には有るべからず、久しく日神の磐戸隱らせ御在し坐しゝ爲に、世中は常夜往きて大禍事の極みなりつるを、今日神を漸くして招奉り出し奉れるが、得も言はず悦ほしく嬉しき餘りに、阿々波阿と諸神共に歎息し給ひけるを、言に直して阿波禮と諺はれし者となむ所思しかりける、然れば阿は彼なり、波は阿を呼出さむと爲る導音にして波阿も彼なり、今も物を見て彼々と云ひて、古くは阿那阿夜阿那夜など云へる、本同じ言にて、共に歎聲なるを知るべし、(今俗語に心行く許り物の目覺しき事を阿都波禮と云ふも、阿波禮の轉語にて、此は物を稱美の方なり、然るに俗字に適と書きて天晴の義と爲るは當らず、偕伊賀風土記に、淡令園杜神樂神也と云へる神樂神とは、天鈿女命なる可し、和訓栞に伊賀國伊賀郡市部村に在りと云へり、此も此の阿波禮の句に依りて、社名には稱たりし者にこそ、)○安那は下に古語事之甚切皆稱阿那と註された

り、已に傳四に云へるが如く、八洲起元章に、意哉其第一一書に妍哉、此云阿那而惠夜、第五一書に美哉なども、意にも妍にも美にも阿那の言を添へて訓み、古事記には假字にて正しく阿那邇夜志と書されたるを、又神武天皇御紀に群虜の老夫婦を見たる所に、大啖之曰、大醜乎、老父老嫗と有りて、大醜此云軼奈彌備句と云へるを、萬葉三(三十一丁)には此同じ言を痛醜と作る、此は右の意哉妍哉美哉の反なるが、阿那は共に歎辭にて其意異らず、又妍哉此云軼奈珥夜と註されたる所も有るなり、偕此阿那も右なる阿波禮の下に云へるが如し、阿は單盤に阿、長呼の阿々に同じくて、共に嬉しとか哀しとか物に深く感くる時に當りて長息する聲なるに、那も歎きの辭にて添はれるなり、其は東遊一歌に、者(阿)禮奈(安引)天乎止々(於引)乃(於引)呂(於引)奈(安引)宇奈(安引)止(於引)止(於引)乃(引引)於部(衣引)奈(安引)など有る、奈(安)と引くは何れも歎きて聲を詠むる是なり、(古事記阿志比宮段忍熊王歌に、阿布美能宇美邇、迦豆岐勢那和と有る、結句御紀には介豆岐齊奈と有る、奈も牟に通ふ辭なれども、牟と云ふは尋常の事なる故に歎息の言を見せて奈と云ふなり、萬葉三卷三十九丁に草取可奈和、古く萬葉以上に加毛と云ふ辭の有るを、古今集以下に加奈と云へる、共に毛と奈と歎辭にて餘韻を遺す時の辭なる者なり、)東遊駿河歌に、安奈也須良介(引)安奈也須良安難、阿奈也須良介(引)禰利乃乎乃、古呂毛能曾天乎多禮天(衣)也安奈也須良介と有るは甚安然なり、僂馬樂安名尊に阿名太不止、介不乃太不止左也は甚尊なり、此を建久行事記二月一日鍬山伊賀利神事條に出だせるには、阿奈太乃志遺不乃太乃志佐云々と有り、此等の阿奈も此處に阿那某と云ふ行事に本著きて云へる者なり、又古今集以下の歌に阿那某と云ふ句の多在る、何れも物を甚じく歎き云ふ時の事なり、

り、(又此阿那の歎辭なるに就て思ふに、源氏若紫卷に阿那可志古と云ふ語有る、阿那は甚なり、大なり、可志古は恐れ謹しむ狀を云ふ事人の知れるが如し、強を阿那賀知と云ふは甚勝なり、輕を阿那豆流と云ふは甚徒なり、考覈極覈を阿那具流と訓むは甚素の義にて、何れも阿那は甚又は切又痛又は大字などの義にて本より歎辭也。)○於茂志呂は上に衆俱相見、面皆明白と有るに合せて、下に言衆面明白也と有り、其は常闇にして物の文も分明しからざりければ、群神等の々々神集に集はれしかども、互に聲を以て其神と聞知る程の事なりつらむを、今天原の熱明るく成れりしかば、其神も來合ひたり、此神も參集ひたり、相ひ知れる其心悅なる事を然云へるなる可し、顯宗天皇御紀の所に、壽畢乃起節歌曰(中略)小楯謂之曰、可恰、願復聞之、天皇遂作殊儻と有る、可恰を於茂志呂志と訓めるが如く、物の興しき事を賞と云ふ語と成れるは其より轉れるなり、其字は海宮遊行章に可恰此云于麻師と有りて、物を稱美ふる辭なり、又上に引ける仁賢天皇六年御紀に、何恰此云播夜と有るは、歎息の辭なる事、右に云へるが如きを、萬葉一(七丁)に恰何と作るは何恰を下上に誤れるか、舊訓於茂志呂伎と有るを、加茂翁以來于麻師と訓めり、新撰字鏡に謔何恰也、心樂也於毛志呂志と見え、靈異記の訓も然り、名義抄に何を於茂志呂志、恰を阿波禮夫とも加那志夫とも於茂志呂志とも富許流とも有り、(通證に字書無何字、五音篇海可志音翹と見えたり、然れども彼が字書に漏落ちたる字の、已く皇國に傳はれるも有るものなり、萬葉四卷五十三丁に如是何恰、縫有枕者と有る何恰を、阿波禮宜爾と訓めれども、其も於母志呂久と訓むべきなり、)齊明天皇四年御紀に、冬十月庚戌朔甲子、幸紀溫湯、天皇憶皇孫建王、恰爾悲泣、乃口號曰、耶麻古曳底、于瀨倭抱留騰母、於母之樓枳、伊麻紀能禹智播、倭須羅度麻自耳

と有る三句を、釋に面白也と註せる、此於母之樓枳は愛憐アイレンくしむ意に詔給へるなり、遊仙窟に眼目若爲憐アイレンと有る是にて、上に云へる阿波禮又阿那などの歎辭の喜びと哀しむとに係けて云ふと同じ類なり、其外は何れも多くは賞むる義なり、萬葉七(二十二丁)に、珠匣、見諸戸山矣、行之鹿齒、面白四手、古昔所思、十四(十九丁)に、於毛思路伎、野乎婆奈夜吉會、布流久左爾、仁比久佐麻自利、於非波於布流我爾、十六(八丁)に、春遊而、野邊尾回者、面白見、我矣思、經蚊、古今集に「交野の渚院の櫻殊に面白く、其木の本に降居て枝を折りて挿頭に刺して」(下略)伊勢物語眞名本に、此殿之面白乎云々、土佐日記に、「如此云ひつゝ、擲行く、面白き所に船を寄せて、此處や何處と問ひければ、土佐の浪とぞ云ひける、又石津と云ふ所の松原面白くて云々」、又「如此て舟曳上ぐるに渚院と云ふ所を見つゝ行く、其院昔を想像りて見れば面白かりける所なり、」など有るは更に、中古の物語書などに多く在る語なり、字鏡集に賞字を於茂志呂宇と有り、今も雲上に物を獻れる時に賞させ御在し坐す事を、面白う所思し看すと云ふ由なるは、右の賞字の心に當れり、(故に思ふに、面白しとは心に賞樂しび悦ぶ事の有るなどには、必ず我知らず其面を人の方に進め向くる事の止事を得ざるなむ、面白きには有る可かりける、)○阿那多能志は、上に伸し手歌舞と有るに合せ、下に言伸し手而舞、今指樂事謂之多能志此意也と有り、此事已に云へり、偕多能志は伸手の義なるは、其上文に群神愁迷、手足罔措と有りて、日神の大御光の隠るひ御在し坐せる爲に、身も縮む許に在りつらむを、今此愛たき時を得たりければ、自に手の伸出て舞奏で遊ぶに至れるなり、延喜之六年日本紀竟安阿乃宿禰春海歌に、止已也美母多乃支美與止奈利介留波、安利介利と有るも、此を思ひて多乃之支美與止とは詠めるなる可し、但神功皇后十三

年御紀壽觴御歌に答へ奉れる皇太子の御代詠に、許能彌企塲、伽彌鷄武比等破、曾能菟豆彌、于輪耳多氏々、于多比菟菟、伽彌鷄梅伽慕、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙と有る、于多娜濃芝は歌樂なり、然れば古言多怒斯なりつらむを、已く萬葉十八(二十丁)家持卿歌に、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登と有れば、平城宮の末より怒を能と云るを、拾遺は古傳を書しながら猶時世の語の任に多能志とは作る者なる可くや、建久行事記に、阿奈多乃志遺不乃太乃志佐伊仁志倍母、加久矢阿利遣牟、氣不乃太乃志佐と有るなどは、後の事なれば本より論ふ可からざるなり、(但伸手と云ふに依る時は、多能斯と云ふ方勝れるが如しと雖も、中古より以來此に限らず野を能、篠を志能、角を都能と云ふ事常なれども、其等も古は奴又は志奴又は都奴と云へれば、伸字は能須と訓めれども、其も奴須と云ひけむも知るべからず、如何に在れ樂は多怒斯なるなり、)萬葉三(三十二丁)に、今代爾之、樂有者、又今生在聞者、樂乎有名、五(十四丁)に、武都紀多知、波流能吉多良婆、可久斯許會、烏梅乎々利都々、多努之岐乎倍米、十九(十七丁)に、春裏之、樂終者、梅花、手折乎伎都追、遊爾可有、又(四十四丁)天地爾、足之照而、吾大皇、之伎座婆可母、樂伎小里、古今集大歌所御歌なる大直日歌に「新らしき年の始に如此しこそ、千年を兼ねてたのしき終め」など有る樂終は、稱辭竟の竟と等しくして樂を極め盡す義なるなり、(海宮遊行章に、彼處雖復安樂云々と云ふ語有りて、安と對へ並べたるは、此二共に大凡は同じさまなる語なる故に重ねたるなり、右に引ける催馬樂の阿名尊を、行事記に阿奈多乃志と有るは、然る物にて、東遊駿河歌に、安奈也須良介と有るをも思ひ合す可し、)○阿那佐夜憩は下に竹葉之聲也と有れば、小竹葉の佐夜々々と喧ける聲と云ふ事なるべし、偕此は上に以竹葉飢憩木葉爲手草(今多久佐)と

見え、上に引ける古事記に、手草結天香山之小竹葉、而(訓に竹云々)と見えれば、其手草の佐夜々々と鳴るに寄せて、今日神の出でさせ御在し坐すに就て、世中の清明サヤカに成れる事を謡はれし者なり、萬葉二(十九丁)に、小竹之葉者、三山毛清爾、亂友と詠めれば、篠葉に佐良と云ふ音は有る物から、此を佐夜憩と云ふ時は清明と云ふ語に成れ、ば、竹葉之聲也とは云ふべからず、竹葉の聲に合せて謡ふ章雅なる者なり、上猿樂の下に引ける本朝事始に、狹流篠舞と云ひ、又手草の條に引ける同書に、振拍子天富命製之、以篠成聲と云へるなども、此時の事なりつらむを混ひて、天富命の事とは成れるなる可し、(其所に記傳を引て註せるが如く、神樂の時などに佐阿々々と囃せるは、其も篠葉を拍てば佐々と鳴る故に、其音に合せて然云へるなり、)故に其佐夜憩は清明にて、此第三、一書に日神之光滿ミツル於六合と有る其事を謡出たる者なり、故其言は阿見渡す限の隈々しく隠るゝ所無くして能く見ゆる事を云ふと、音の清く亮アヤカなる事とに云へり、其物の音の方は古事記白橿原宮段大后の御歌に、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須、又加是布加牟登會、許能波佐夜牙流、應神天皇三十一年御紀大御歌に、異句離珥、數列多菟、那豆能紀能、佐擲佐擲と有るは更なり、萬葉三(二十六丁)に能登滿河、音之清左、六(二十二丁)に足引之、御山毛清、落多藝都、芳野河之、河瀬乃、淨乎見者、又(三十二丁)河速彌、湍之聲會清寸(申略)宜名倍、見者清之、七(七丁)に細谷川之、音乃清左、又墮多藝都、瀬清跡、又井提越浪之、音之清久、又(八丁)去來率去河之、音之清左、又(十四丁)緣來浪之、音之清羅、又(十八丁)立浪之、將依思有、磯之清左、又(二十二丁)立波之、將依念有、濱之淨矣久と有るなどは、何れも物の音の清澄りて亮アヤカなり是なり、(故に多くは清字淨字などを用ひたり、右の佐夜祀志は七卷

六丁に、卷向之川音高之母と有るが如く音の高くて明かに聞ゆるなり、應神天皇三十一年御紀に、枯野船の燼の事を、天皇異以令作琴、其音鏗鏘而遠聆、仁德天皇三十八年御紀に、有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之と云へるも其同言なり、)又一例萬葉一(二十六丁)に、丈夫之、得物矢手挿、立向、射流圓方波、見爾清潔之と有る、此を仙覺抄に引ける伊勢風土記には、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多波、摩乃佐夜氣佐と有りて、景行天皇の大御歌なり、肥前風土記に、養父郡狹山郷(在郡南)纏向日代宮御宇天皇行幸之時、在此山行宮徘徊曰、望四方分明、因曰分明謂佐夜氣志と有る即右の意なり、又三(二十六丁)に、山可良志、貴有師、水可良思、清有師、又(二十七丁)昔見之、象乃小河乎、今見者、彌清、成爾來鴨、又(二十九丁)山高三、河登保志呂之、春日者、山四見容之、秋夜者、河四清之、七(三丁)に、春日山、押而照有、此月者、妹之庭母、清有家里、又、百師木之、大宮人之、退出而、遊今夜之、月清左十(四十八丁)に、吾背子之、挿頭之芽子爾、置露乎、清見世跡、月者照良思と有る、此は上に云へる見渡す限の隈々しき所無く、能く著明く見ゆるを云へれば、此の阿那佐夜憩も其に當りて、右に引ける日神之光滿ミツル於六合と有るは更なり、古事記にも故天照太御神御出生之時、高天原及葦原中國自得照明と云ふに同じ意なれば、篠葉の佐夜々々と鳴るに合せて、天日の清明に照らさせ給へる由を悦び謡はれし事、著明き者なりかし、(上に引ける鳥名子歌十二首の一に、阿米那流夜、夜加理加那流夜云々は、天在や彌明亮なるやにて、此の阿那佐夜憩の趣に相似たる事なり、考へ合す可し)○飢憩は上に以竹葉飢憩木葉爲手草と有れども、飢憩と云ふ木所見無し、又此下に木名也、振其葉之調也と有れども、記傳八(五十五丁)に、木葉を振る音の於祀と鳴るべき謂無

し、然れば此を木名と爲るは、彼小竹葉の音の佐々より混れつる僻事なる可し」と云はれつるが如く、木葉の音は右に引ける古事記歌に許能波佐夜藝奴、又許能波佐夜牙流と有りて、篠葉の戦ぐ音にも異らざりければ、於祢と云ふ聲無きが異しくて、種々に思ひ惟らしけるに、上に委しく註せるが如く、神樂の拍子の時に賢木を振りて、本方末方共に於介と云ふ事の有るは、全く其を振る時の出す聲なる故に、其手草の賢木をば飢憩木と云ひ習へるからに、木名也と書かれたるならめども、飢憩に用ふる木と云ふ意なるべし、又振木葉之調也と云ふも、其賢木を振る時に於介衣と音を詠めて調ふる事を云ふなる可し、小竹葉を手草に採るに就て、佐阿佐阿と調へ云ふと同じかる可きにこそ、(委しくは其所に註せるを見合はずべし、此古語拾遺なる直會の一件は、昔より人の説難に爲し事なるが故に、其所に深く考へ註せりかし、)

然後諸神歸罪過於素戔嗚尊而科之以千座置戸遂促徵矣。至使

拔髮以贖其罪亦曰拔其手足之爪贖之已而竟逐降焉。

此は素戔嗚尊の解除の一段にて、天津宮事以て被の法の定まれる始なるが、傳八に已に註せるが如く、穢惡には此を身滌と云ひ、罪過には此を解除と云ひて、共に相離れざる事には有れども、其本末有る事なり、抑伊弉諾尊の御度、伊弉册尊を黄泉國に追往させ御在し坐して、其穢なき醜國の汚穢に觸させ御在し坐しけるに因りて、大御身滌爲させ給ひけるが、其穢惡即ち罪過なるが故に、其二事を兼ねて四神出生章第六一書に被除焉と書されて美曾岐波羅比多

麻布と訓まれたり、是身滌を本として解除をも爲させ御在し坐しけるなり、(其第十一書に、故欲濯除其穢惡乃云々、故還向於橋之小門而拂濯也と有る、濯を須々具と訓むは美曾具の曾具此に同じ、古事記に、故吾者爲御身之禊而到坐竺紫日向之橋小門之阿波岐原而禊也と見えたる是なり、) 偕此の素戔嗚尊の御事はしも、天照太神の御爲に御所行惡しく無道く御在し坐して、謂ゆる天津罪を犯させ御在し坐しけるに、皇太神の見直し詔直し給ひけれども、猶其惡態不止て轉有しかば、此を以て皇太神の甚く御發愠爲させ御在し坐して、天磐戸を閉させ御在し坐しけるからに、天地の内はしも常夜往て、世の始にも後にも又とは有るまじかりける大禍事極みなりしかども、素戔嗚尊に解除を負す可き暇なむ非ざりければ、諸神等の御心一に成て、其御祈禱の御事に仕へ奉られけるに、思兼神の思慮に違はず其驗有りて、遂に石戸破る手力を以て招き出し奉りければ、豫て儲け置かれたる新殿に遷し座せ奉りて、久方の天照國の日宮の大御儀式の御事共此に至りて定まり備れる事、上件條々に註し置けるが如し、今如此く妖氣既に晴れて復風塵無く成れるに就ては、素戔嗚尊の罪過を其が任に措く可からざる時の勢とは成れりければ、此御政には及ばれけるなめり、故に此は罪過なりける故に解除なり、然れども下に引ける萬葉三(四十六丁)に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有るは、此の古傳の正史に漏れたる歌詞に傳はれるなれば、此を以て素戔嗚尊の御は解除を本として、身滌は其末に屬する者なるを知るべき事なりかし、(祝詞考に、「被とは古事記に伊弉那岐命黄泉に到り坐して穢れ給へるを清め給はむとて、筑紫の橋小門にして大御身に著せる物を悉く脱ぎ棄て給ふを云ふ、穢れたるを被逐ふ由なり、次に海潮に浸りて大御身を滌ぎ給ふ、此を身滌と

云ふ、身の穢を洗ひ濯ぐ由なり、此二被身滌の本なりける、又須佐之男命惡事轉有しに依て、贖物を促徴りて被具として出させ奉りて逐ひける、彼伊弉諾尊の御自ら捨て給へりしも佗より責て出ださせしも事の意は等しかれば、此二大御神の御事共を合せて被身滌の法として、人代に至りても行へるなり」と云はれたるは委しき説なるが、猶上件に云へる如き意を未だ盡されず、故に其伊弉諾大神の身滌には被戸神等は更なり底津少童命、表津少童命、底筒男命、中筒男命、表筒男命等の六神、又大地海原の諸神等悉くに成出させ御在し坐しつれば、此に於て珍御子等の御所置共相定まりて、上章に見えたるが如く、是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有る所には至らせ給へるなれば、實に其驗有りて世中の大禍事より大吉事となむ成れりけるを、此素戔鳴尊の御事も然り、予が常に云へる大被詞に、天津罪止畔放溝埋樋放頻時串刺生剝逆剝屎戸許々太久乃罪天津罪止法別氣と有る、凡て八條なる中に畔放、溝埋、樋放、頻時、串刺の五は御田を損傷るにて其罪食物に在り、生剝、逆剝は機殿を騒動し給へるにて其罪衣服に在り、屎戸は新宮を汚穢し奉れるにて其罪住所に在り、是日神の石窟に隠らせ給ふ起なり、若て上より次々論め云へるが如く、此時に諸神の祈禱り給へる極意と云ふは、其天津罪犯の事に因りて損傷らせ給へる其食物衣服住處の事に至る迄中休にして止みぬるを、猶能く成し整備へて、皇太神の顯見蒼生の爲に幸給はむと所思看す大御意を取奉られしかば、終に其御怒の解けさせ御在し坐すに至れり、是日神の警戸を出でさせ御在し坐す所以なり、然るに此素戔鳴尊の解除の功驗と申すは、下章に、遂に出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於其處建宮と見え、又出雲風土記に、意宇郡安來郷

(中略) 神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心安平成詔、故云安來とあるは、御心の清々しく平穩に成らせ御在し坐すこと、誰も知れるが如しと雖も猶其にては盡さざる者なり、此顯國に天降り御在し坐し著きて後に諸御子神等を生成し奉らせ給ひ、先には天津罪を犯し損じ破らせ給ひける食物衣服住家の事共のみを一向に力め整へさせ御在し坐して、顯見蒼生の爲に御恩頼を幸へさせ御在し坐して、又比類無き尊き高き大神と成らせ給ひ、天照太神は高天原より、素戔鳴尊は月國より持分けて、此顯國を相有たせ御在し坐して、一には日神月神と坐し、一には共に天皇の大御祖神と御在し坐して、無究に國土萬物に御靈を令蒙め御在し坐す御事なむ、此解除の功驗に依りて御心の清々しく安く平らかに御在し坐す御爲なる由、已に上に委しく註し徴し明らかめ奉れるを以て、知り辨ふ可き者なりける、(此は此に云ふべき事ならざれども、伊弉諾尊の身滌には大なる功驗の迹著明きを、素戔鳴尊の解除には先に損なひ給へるを後に益殖させ給ひけるにて、其損益共に衣食住の三の事にて、大に道の上に關係する事なりけるを人皆共に得曉らざるが故に云ふなり) 偕此に然後諸神歸罪過於素戔鳴尊而科之以三千座置戸遂促徴矣、至使拔髮以購其罪、亦曰、拔其手足之爪贖之、已而竟遂降焉と有るは、其要領を擧げて子細なる事共は省かれたるにて、例の正書の體裁なり、舊事紀は正書一書を取合せて文字を成せる物から猶不足ぬ所有り、故に文の次第を論め云ふべし、右に諸と有るを古事記には八百萬神共議と有りて、神議の事見えたるは事の委しき者なり、歸罪過素戔鳴尊は拾遺此に同じ、第二書には科罪於素戔鳴尊とも有り、科之以三千座置戸遂促徴矣は、第三書に即科素戔鳴尊千座置戸之解除と見え、古事記にも於速須佐之男命負千位置戸と有る是なり、偕其千座置戸と云

ふは其被具を置充べき座なるにて、被具の事は次に在り、(但其被具の事を云はずとも、唯に千座置戸と云ひて其物の名と成れる例は、幣帛を美氏具良と云ふは充座の義なるに同じき者なり、下章第四一書にも、素戔鳴尊所行無狀、故諸神科以千座置戸而遂逐之と有り、)次に至使拔髮以贖其罪、亦曰拔其手足之爪贖之とあるは、第二一書に科罪於素戔鳴尊而責其被具と見えたる是なり、古事記にも亦切鬚及手足爪令拔而有り、拾遺にも令拔首髮及手足爪以贖之とのみ有るを、此第三一書には、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と見えたるに、第二一書には殊に詳にして、是以有手端吉棄物足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以洩爲青和幣と有る、此傳を以て髮は更なり手足の爪をも拔て贖はしめ給へりし事の意、隠るゝ所無くなむ有りける、其は上に粗云へるが如く右に以唾爲白和幣、以洩爲青和幣と云へる爲字は、變化の化字の義にて、此物を變へて彼物に化すを云ふなれば、此に於て實の白和幣青和幣はしも成れるなり、此を以て髮を抜き鬚を切りたるも、下章第五一書に、素戔鳴尊云々、乃拔鬚散之御成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成被、眉毛是成櫛、と有る、其は御自らにて然爲させ給へるなるにて、此は佗神より然令爲給へるにて別なるが如しと雖も、其事の狀の相等しきと、右に云へる白和幣青和幣の化出でたるに準らふる時は、此は千座置戸を造る可き料の材を責りたりし趣き知らる、其事は已に傳八天津金木の下にも云へり、偕拔其手足之爪贖之と云ふ其爪に化れる物必ず有るべからむを、傳無ければ知り難きを、右等に準らへて強て云むには、雄略天皇十三年御紀に、齒田根命罪有りければ、收付於物部目大連而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口拔除罪過と有りて、馬と大刀とを並べ擧げられたるに、其歌に、宇摩能耶擬播、鳴思積矩謀那斯と有りて

馬の事を云ひ、又大被詞に、高天原耳振立開物止馬牽立と有るなど、其物の起れる所以世に知られざるは、手足の爪より馬の化出でたりし事の有りけむも知るべからず、(天武天皇五年御紀に、四方爲大解除、用物則國別國造、輪被柱馬一匹布一常云々と有る、布は右の白和幣青和幣の類なり、馬は此に云へるに同じきを、如此く相並べて被柱と爲る事、正に考ふ可き所にて有るなり、)偕又此に贖其罪又贖之と有るは、贖物を出して其罪を解除ふ事なり、古語拾遺は此と大抵同じ文體なるに、贖之仍解除其罪と有り、此第二一書に、以唾爲白和幣、以洩爲青和幣、用此解除と有るは、謂ゆる被柱を出して其罪を解除ふ所作を行ふ事なり、若て第三一書に、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之と有る、其は大被詞に天津宮事以大中臣天津金木本打切末打斷、千座置座置足渡志、天津菅會乎本刈斷末刈切八針取辟、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮と有り、又萬葉十七(五十一丁)に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有るなどに符合ひ、又神樂酒殿歌にも、「天原振放け見れば、八重雲の雲の中處の中臣の天小菅を割被ひ祈し事は、今日の日の爲、阿那許夜我が皇神の神祖の與佐古と有るなど、右にて素戔鳴尊の解除の較略は知られたり、然るに其大神の此に身滌爲させ給る事は、上にも云るが如く其故事を取り詠めりと聞えて、萬葉三(四十六丁)に、竹玉乎、無間貫垂、木綿手次、可比奈爾懸而、天有左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有る是なり、傳六、八に註せる素戔鳴尊の和魂を速佐須良比咩神と申すに就て考ふるに、右の左佐羅能小野と云ふは、其割被の天小菅を採れるに依て然る地名の天上に遺れるなる可きか、下に云へる如く、節折の篠をも此野に取りて、其作法有りけむは本よりの事にて、且天川

原は謂ゆる天安河にして、此時の被處なりけむ事、申すも更なる御事になむ有りける、(其十六卷三十一丁に、天爾有哉、神樂良能小野爾、茅草刈と有るは、水潔の事ならざれども正しく天上に然る地名の有る爲なる事云ふも更なり、七卷二十七丁に天在、日賣菅原、草莫刈嫌と有るを、冠辭考に「此は天なる日と續けて日賣菅原は此に在る地名なる可し」と云はれつれども、右の例を思ふに、此日賣は右の佐須良比咩神の御名に依れるにて、此なる地名にては非ざる可し、又六卷十九丁に、千鳥鳴、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎と有る、此は別の事なれども菅を取りて解除ひ、水を浴て身滌する状を云へるにて、解除と身滌との事を能く分ち云へる者なり、)已而竟逐降焉は、第二一書に、用レ此解除竟遂以逐之理逐之と有るが如く、禊祓の事竟て後の事なり、此は第三二書に、既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔鳴尊結束青草以爲笠蓑而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、同距之、是以風雨雖甚、不得留休而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠蓑以入。佗人屋内、又諱負束草入佗人家内、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也と見えたる、是其傳の詳らかなる者なり、(古語拾遺に仍解除其罪逐降也と有るは略なり、古事記には其解除の事も何も無くして、唯に負千位置戸、亦切鬢及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐と有るは殊に事省かれたるなり、)○罪過は拾遺にも然有り、又雄略天皇十三年御紀に祓除罪過と有るをも共に都美と訓み來れり、第二二書に科罪於素戔鳴尊と有るに同じければ必ず然る可し、此罪過と云ふは古事記の上に猶其惡態不止而轉と見え、第三一書にも凡此惡事會無息時と有りて、其

下に汝所行甚無頼とも、汝是躬行濁惡而見逐謫者と有るが如く、惡行をも濁惡をも押し並べて云へる稱なるなり、崇神天皇六年御紀に、晨興夕惕請罪神祇、同十二年に、今解罪改過敦禮神祇神功皇后御紀にも、是以命群臣及百寮、以解罪改過と有る、其事を古事記には、更取國之大奴佐而種々求生剝逆剝阿離溝埋屎戶上通下通婚馬婚牛婚鷄婚犬婚之罪類爲國之大被而と有り、又同御紀に小竹祝と天野祝とを合ひ葬りたる事に依りて、適是時也、晝暗如夜、已經多日(中略)時有二老夫曰、傳聞、如是惟謂阿豆那比之罪也(下略)と有り、又履仲天皇五年御紀に或者曰、車持君行筑紫國而悉按車持部、兼取充神者、必是罪矣、(中略)因以數之曰、爾雖車持君縱檢按天子之百姓、罪一也、既分寄于神祇、車持部兼奪取之罪二也、則負惡解除善解除而出於長瀨崎令被潔と見え、雄略天皇九年御紀に、以王師薄伐天罰龍行と云ふ語も有るなり、(法曹至要抄罪科條に、八虐事、一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不義など有りて、其餘にも多くの罪條を載せたれども、然る惡事のみを指して罪と云ふは上古の意に非ざる事、次に云ふを見て辨ふ可し、)先づ大被罪に、過犯家種々罪事、天津罪止、畔放溝埋樋放頻時串刺生剝逆剝屎戶許々太久乃罪乎天津罪止、法別氣氏、國津罪止、生膚斷死膚斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪母與子犯罪子與母犯罪畜犯罪昆蟲乃災高津神乃災高津鳥乃災畜什蟲物爲罪許々太久乃罪出武と有る、天津罪は此に謂ゆる素戔鳴尊の犯し給へる罪過にして、衣食住の三物を損傷り給へりし罪是なり、鈴屋の翁の後釋に、「此國津罪の條々生膚斷より胡久美まで四條は、穢を以て罪と爲るなり、己母犯より五條は紆なり、昆蟲乃災より三條は災に遇ふを以て罪と爲るなり、末二條は惡行なり、如此く類を分けて次第に擧げ

たり、偕如此四種有る中に、祓の要は悪行をば主と爲す穢を以て第一の罪とす、神祇令義解に、凡散齋之内云不得
吊喪問病(謂有重親喪病者不在預祭之限)食食亦不判刑殺、不決罪罰人不作音樂(謂不作絲竹
歌儻之類也)不預穢惡之事(謂穢惡者、不淨之物鬼神所惡)云々、又貞觀儀式大嘗卷にも、可忌事共六條弔喪問
疾判刑殺決罰罪人作音樂事(調習供神之樂、不在此限)言語事(死稱奈保留、病稱夜須美、哭稱垂
鹽、血稱赤汗、死人姓稱齒人)預喪產并觸雜畜死產事(喪忌卅日、食忌限月、産并畜六七日、産三日、滿
限而后穢清乃參、但不預祭事)預穢惡事(被詞所云天罪國罪之類皆神之所穢所惡也)行佛法事、舉
哀并改葬事と有るを以て思ふ可し、此内多くは穢にて悪行は一も無く、又右の預穢惡事の本註にて、穢の罪を主と
爲る事を想定めて曉るべし」と云はれき、右の如く解除には穢惡を以て罪と爲る事には違ひ非じと雖も、上にも云へ
るが穢惡と罪過の差ひ有り、解除と身滌の別共有る事にて、一概には云ふべからざるが中に、神事に穢惡を先にして
悪行を次に爲る事はしも、諸の悪行は更なり世の禍事も何も穢惡より成以て出来る事なるが故に、神事には其本に就
て穢惡の罪を主と擧ぐる事なるなり、(然るは惡事の已に發覺れたるは、刑に處く事も有りて、凡ての解除の例に非
ざるを、穢惡は刑には處くまじく、解除の方に一向に就たる者なるをも思ふ可し)又後釋に云はく、「先づ都美と云ふ
は都々美の約りたる言にて、本都々牟と云ふ用言なり、都々牟とは何事にも有れ、惡き事の有るを云ふを體言に成して
都々牟とも都美とも云ふなり、然れば罪と云ふは元來人の悪行のみには限らず、病諸の災又穢き事醜き事など其外も凡
て世に人の惡しとして惡み嫌ふ事は皆都美なり、萬葉の歌に人の身の上に諸の惡き事の無きを都々美那久とも都々牟

無久とも都々麻波受とも云へるは、今世の俗言に無事にて無難にてと云ふ意にて、即ち都美無久と云ふ事なり、中昔の
物語書などに、人の容儀カサハ又志操ココロハなどの惡き所無きを罪無しと云ひ、又萬事の惡きながらも然て許さるゝを罪免さると云
へるなども、悪行には有らぬ事を都美と云へるは古言の遺れりしなり、又爲も欲く云はま欲き事を憚りて得爲す得云
はぬを、都々牟とも都々志牟とも云ふ、是も然爲れば惡く云へば惡き事として包み憚るなれば本同意なり、但此は轉
りたる末の意にて、本は惡き事の有るを云ふより出でたり、包み憚るを本の意として包み憚る事なる故に、惡き事を
も都々美と云ふと心得むは本末違ふ可し、偕右の如くにて都美と云ふは悪行のみには限らざるを、罪字は悪行一に就
て當てたる字なれば、都美てふ言の總てには當らざるなり(下略)と云はれたり、其都々美と云ふ例は傳卅に註せ
るが如く、續紀第五十八詔に平幸久、都々牟事無久、萬葉五(三十一丁)に、都々美無久、佐伎久、伊麻志氏、速歸坐、六
三(三十六丁)に、莫管見、身疾不有勢、十三(十丁)に、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、十五(四丁)に、都追牟許等奈
久、波也可敞里麻勢、二十(十九丁)に、安里米具里、事之乎波良波、都々麻波受、可弊理伎麻勢登、又(三十八丁)
多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、都々美奈久、都麻波麻多世等、又(六十三丁)由久左久佐、都々牟許等奈久、布禰波
波夜家無など有る中に、一は幸くに對へ、一は平けくに對へたり、又十八(三十八丁)に、波流佐米爾、許母理都追牟等、伊
母爾都宜都夜と有るも亦同じ例なる可し、凡て都々牟は物の泥み滞りて行難む意の言と聞ゆれば、此を切て都美と云
ふも然にて、人の爲る業を妨げ滞らす義なるなり、(又獄令に坐字を都美須と訓み、御紀に誅又は詞字を都美那布
と有るも罪爲又罪竝の義にて、罪の言を本として出来る語なり、又源氏松風卷に「罪無き狀なるも思捨難うこそ」)

有るは小兒の愛ほしく悪け無きを云ひ、又常夏卷に「罪輕けなる」と有るは、物の難僻の無く目易きを云ふなり、又白宮卷に、「事に觸れて我身に都々賀有る心ちす」と有る、都々賀は病有るを云ひ、名義抄に、恙を都々賀又字禮布と有る是なり、○歸は拾遺にも有り、共に與世氏と訓めり、與須は物を寄せ聚むる義なるが、此言に就て考ふるに、上に引ける古事記に、於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿妖悉發と有る、萬神之云々は此磐戸隱の御事に依りて諸神の愁迷はれたるなれば別にして、次なる萬妖悉發は其より以前に萬物之妖悉發と有るに相照して考ふるに、萬物之妖とは、諸の鬼魅の恠異しき事を成すを云へるなるが、其も其本を正し云ひ以て行く時は、素戔嗚尊の御荒びによりて日神は隱坐し、日神の隱坐すに就て然る妖鬼の所を得て難ませしなれば、其發端の罪過素戔嗚尊に在り、故に日神の出でさせ御在し坐すに就ては、妖氣亦自然にして止みぬ可き事なりければ、罪過の約り歸むく所獨り素戔嗚尊に御在し坐せる故に歸字を書て與世氏とは云ふなり、(又妖鬼ならぬも其神に倍從ひ奉る神の中には、共に荒びたるも有りなむを、其も其神の御命を受けて物爲たる可ければ、其枝神までは罪過を及ほし給はざる御政にこそ、) ○科之以千座置戸と有る上の三字を別けて、本の任に科之以千座置戸と訓む時は、漢籍訓にて古の狀に非ず、第三、書に科素戔嗚尊千座置戸之解除、下章第四、一書に故諸神科以千座置戸など見え、古事記にも負千座置戸と有るに依りて、科之以の三字も引合ひて意當世氏と訓むべきなり、即ち被具を課する事なり、第二、書に科罪於素戔嗚尊而責其被具、第三、一書に有犯此者必債解除と有るなども、物を出さしむる事を云ふなり、履仲天皇五年御紀に負惡解除善解除の負も此に同じ、又延曆二十年五月の太政官符に定准犯科被例事云々と有るにも科字を用ひられたり、大凡科と課

とは同義の言なる事、崇神天皇十二年御紀に宜當此時更校人民合知長幼之次第及課役之先後(中略)始按人民更科調役(下略)と有る、此にて知るべし、(但釋名に科課也、課其不如法者、罪責、之也と有り、舊唐書に、凡賦人之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰課と有れば、此は常式の事にて誤へるに似たれども今御紀に依て云ふ、猶次なる促徴の下に云へり、) ○千座置戸、古事記には千位置戸と作り、記傳九(三丁)に「千座は私記に座者是置物之名也と見えて、案にても何にても其被物を居置く物を云ふ、人の座處を久良章と云ふも同意なり、故に此説には位字を書けり、千は其數なり、犯の重さ輕さの任に被も重き輕き有りて、被物も多き少き品有るを、此は極めて重ければ極めて多きを千とは云ふなり、後世に四座置八座置など云ふ名目の遺れるを以て見れば、幾位と云ひて被の品を定めしなりと云はれたるは信に然る事なり、大被詞に、千座置座置足渡志良と有る置座は、後釋に人々の出したる被物を取集めて居置く臺なり」と云はれ、又幣帛を美氏具良と云ふも、何に在れ神に奉る物を臺に載する由にて、充座の義なる事、傳十九に云へるを以て知るべく、且天長十年御紀出雲國造奏神壽の獻物に、倉代物五十荷と見え、大嘗祭儀行立次第に、次倉代十輿(作黒木四角屋形、葺檜葉、其裡張布、塗以白土、其屋形以白細布鴛鴦障子立三于四面、輿列居厨子形一基云々)と有る、此等は其獻物を御前にて臺に載す可き物ながら、昇て持參て行くに就て倉代とは云へるにて、其も座置の義なるなどを合せて、此千座の座をも思ふ可し、傳十九に引ける延曆二年五月の太政官符に、定準犯科被事、一大被料物二十八種云々、一上被料物二十六種云々、一中被料物二十二種云々、一下被料物十二種云々と見えたる、是は中頃の御定なれども、上世より罪犯の輕重に依りて何座と號けて、被柱の多少有りつら

むからに此に、千座と云ふは、此の素戔鳴尊の罪犯はしも、天地の初判りてより以降世に例無き大禍事と成りけるから、有らゆる物の限りを輪さしめ奉れるなりけり、六月十二日の大祓は、上は朝廷百官より始め奉りて、下は天下萬民の解除なる故に、諸國に令せて祓柱を令し出する事なるに、天下を合せて其大なる事を云はむとて、千座置座_{置足}と云へる、是を以て其義を思ひ合せ曉る可き者なりかし、(然るを私記に、言置積被物者正是千座也と云ひ、纂疏に、使罪人出其物、積置于千處而贖罪、故曰千座置座と宣へるなどは、千字に甚く泥みて學才の活用無き説共なり、祈年祭詞に、初穂千穎八百穎奉置、大忌祭詞に、千稻八千稻引居、風神祭詞に、八百稻千稻引居置、大嘗祭詞に、千秋五百秋、神嘗祭詞に、懸稅千稅餘五百稅乎などは更なり、日向風土記の千穂稻又歌詞に千町田又千束の文又蝦夷の千島などの千も一十百千萬と限れる數の千を云ふには非ず、唯物の甚多き事を千某と云へる是なり、)置座の置は其座の上に物を載せて神に奠るを云ふ、祈年祭詞に、千穎八百穎奉置、又荷前者皇太御神能大前_如横山打積置、春日祭詞に、貢神寶者(中略)如横山積置、大忌祭詞に初穂者(中略)如横山打積置、風神祭詞に、奉宇豆幣帛者(中略)如横山打積置、平野祭文久度古開祭鎮火祭鎮御魂齋戸等詞に、雜物乎如横山置高成、道饗饗祭詞に、横山之如久置所足、太神宮月次祭神嘗祭等詞に、如横山置足成、遷却崇神詞に、凡物置所足と有るを、又大忌祭詞に、初穂者(中略)千稻八千稻引居、風神祭詞に、初穂者(中略)八百稻千稻引居置氏なども云ひて、置を居とも居置とも云ひて同じ事なり、後釋に「萬葉三(二十四丁)に、寧樂乃手祭爾置幣者、五(四十丁)に、布施於吉且、吾波許比能牟、十一(二十五丁)に、不相爾、夕ト乎問、常盤爾置爾

などを引て、此等の置は神に幣を奉る事を置とは云へりと聞えたれば、置座の置も物を被物に出すを置とは云ふなる可し」と云はれ、又記傳に「置は其物を持出て祓爲る處に置く意より云へるなり、大祓詞に、大中臣天津金木乎本打切末打斷_{千座置座}置足_{置足}と有る、師説に「金木と書けるは借字にて、是は被物を置くべき置座に作る料の_{シモト}を云ふなり、此金木を置座に置く如く聞ゆれども然には非ず、文意は金木を本末打切て千座置座に造りて置足はしと云ふなり」と見ゆ、今思ふに此説信に宜し、置くべき種々物をば略きて云はず、其置座をのみ云へる事此と同じ、一説に金木を刑具と爲るは甚誤なり、臨時祭式に凡祈年月次神今食新嘗等祭料置座木と有るは、置座に造る料の木を云ふ、此は神に供へ奉らるゝ料なり、偕其置座に四座置八座置と云ふ品有り、木工寮式に、四座置八座置以木爲之、長者二尺四寸短者一尺二寸、各以八枝爲束、名稱八座置、長短各以四枝爲束、名稱四座置と見ゆ、四時祭式齋宮式大嘗祭式などにも祭料物の中に此名見ゆ、今考ふるに、置座とは被物を居置く座なる故の名にて、四座置八座置も本は四座の置物八座の置物と云ふ事にて、其置座の數以て云ひたるなれば一種の物の名に非ず、然るは稍後に成りては其名のみ古にて物の狀は異れりと見ゆ、其故は式に諸祭の料物の中に載るを見るに、佗の雜々の物を居置くべき料とは見え、唯別に一種の物と見え、又右に引ける木工寮式に云へるも、物を居置くべき物の狀に非ず、然れば延喜の頃は唯象許りなりけり、但右に引ける大祓詞に天津金木乎云々と有れば、上代の置座に木工寮式に云へるが如くなる小木を連ねて結び造れる物なる可し、今世にも有る柳篋の狀にても推度らる、然れば後世のも彼置座に造る可き木を束ねて、即ち其を置座と稱ひ、其木の數を以て彼座に易て四座置八座置とは云ふなりける(下略)と有るを以て其事の狀

知らる、傳八に註せるが如く、伊弉諾尊の大御身滌に橘之楹原に出でさせ御在し坐し、時の被物を、其楹に懸けさせ給へるに起れるが其の楹即楹にて、謂ゆる金木なるを、天上にても此千座置座には其木を用ひさせ給るが故に、大被詞に右に引ける如く有りて、後世其例を傳へられし者になむ有りける、(臨時祭式に、楹板置座木等之類仰五畿内諸國神戸百姓令操進之と有りて、下に山城國楹板二百枚、大和國四百枚、置座木一萬二千隻、又河内國楹板二百四十枚、置座木一千二百隻、又靱編戶百姓等置座木一千八百三十二隻、和泉國楹板百十一枚と有りて、此には何木を用ふとも知られざれども、上古には楹木の楯を被用たりけむから、詞に天津金木を云々とは云へる者なるぞかし、置戸の戸は記傳に處の意かと誰も心得て有るめれど、然ては負と云はむ事叶はず、此は中卷末伊豆志袁登賣神を兄弟の男の婚ひける事を云へる段に、令詛言云々、如此令詛置於烟上云々、即令返其詛戸と有るも、其詛事に用ひたる種物を指して詛戸と云へれば、此も置座に置く被具を指して戸とは云ふなり、然れば千位の置物と云はむが如しと云はれたる、信に然る言なるに就て考ふるに、戸は足の約れるにて、右に引ける大被詞に千座置座置足波志と有る是なり、然れば置戸は置足にて其座の上に置充るを云ふ、楯足の言の戸と約まる例は、數量の十を鎮魂歌に多理と云へるを、日文には登と云ひ、人は靈足の義なるを約めて比登と云ふ稱と成れるなど、多理を切て登と云ふ例なり、此を以て詛戸は詛足、置戸は置足にて、其足は物を指し云ふ稱なるを知るべし、(私記に、置戸者は積置此千處之物、便爲其戸、令罪人出其中矣、故云置戸也と有るは如何はしき説なり、罪人をして其千座の置物の中より出だし遣るに依りて置戸と云ふとにや、甚心得ぬ事なりかし、又後釋に置足波志とは置滿るを云ふ、楯被物と云はざれば、置は何物

を置くにか聞え難しと思ふ人有るべけれど、上に許々太久乃罪出武と有るにて、各其被物を出す事は云はでも聞えたれば、此も自然其被物を置く事と聞ゆるは、古文なりと云はれたるをも一應心得置くべし、) ○遂促徵矣は遂に勢米波多理伎と訓むべし、海宮遊行章に益復急責、又第六一書に急責故鉤の急責此に同じ、此促徵は次に使拔髮又拔其手足之爪と有る是にて、右の置戸の物を云ふなり、第二一書には責其被具と見ゆ、彼伊弉諾尊のは其泉下の穢に觸れさせ御在し坐し、事を後に悔させ給ひて、其御身に著させ給へる物を御自出し棄てさせ給へるなるに、此は素戔鳴尊に罪過有る事を傍より責て出させ奉る所なる故に促徵とは云へり、雄略天皇十三年御紀に、齒田根命竊に采女山邊小鳥子を犯せるを、天皇聞以齒田根命收付於物部目大連而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口被除罪過と有るを思合せて曉る可き者なりかし、勢牟は中州の方言に勢賀牟と云へる是にて、謂ゆる逼迫るを云ふなり、海宮遊行章に、以此沒溺女兄、若悔兄而者云々、如此逼迫則汝兄自伏、其第四一書にも、如此逼迫、自當臣伏云云、兄既窮途無所逃去、古事記の其段に、更起荒心迫來將攻之時云々、又神武天皇御紀に、乃引軍還、虜亦不敢逼、其古事記に、將爲待攻而聚軍云々、矛由氣矢刺而追入など見え、又其水垣宮段に、爾追迫其逃軍、到久須波之度時、皆被逼迫と有るに當りて、御紀に不得免と云ふ語有り、此等は軍事に係りたるを、猶雄略天皇十三年御紀に、天皇因噴讓曰、何處奴不畏朕、顯宗天皇御紀に、小楯噴之曰、何爲太遲と有るなどは物を呵嘖るなり、萬葉五(九丁)に、等利都々伎、意比久留母能波、毛々久佐爾、勢米余利伎多流など有るも皆同じ義の言なるを、其用ひ所の異なるのみなり、(古今集にも、枕より後より戀の迫來れば云々、)「老いぬとて何とて我身を聞ぎけむ云

云、又「甚切て戀しき時は云々」など常に多く云ふ語なり、名義抄に促字を母與保須、又宇那賀須、又知加豆久、又須美夜加那理、又知加志、又都豆麻流、又美士加志、又世牟流、又世麻流、又世米登流など訓めり、字鏡集にも此字世麻流、又世米登流と有り、微を波多流と云ふは、物を白などにて碎くを波多久と云ひ、物を遣ひ亡するをも波多須又は波多久と云ふなど同語にして竟有の義なり、此第二書に責字を訓み、第三書に債其解除と有るは意富須なれども、海宮遊行章第五、一書に、世人不債失針、此其縁也と見え、又名義抄に波多流と云ふ訓も見え、職員令義解に謂微財曰債也と註さる、此を以て右の科と同義なるをも思ふ可し、海宮遊行章に、故別作新鈎與兄、兄不肯受而責其故鈎と見え、古事記にも、其兄強乞微云々、備如其兄罰失鈎之狀と見え、職員令刑部省職掌に債負と有るは、負せたるを責るを云ふなり、考課令に微、贖と見え、又令にも律にも多く微を波多流と訓める共に同じ、此は罪人に物を贖はしめて其にて竟と成る義の言と聞ゆ、(名義抄に微字を志留志、又志留須、又夜牟、又波多流、又阿良波須、又米須、又母登牟、又那流、又那須、又多陀須、又登杼牟、又母與保須、又志米須、又世武、又伊麻志牟、又多布登志、又登賀、又多陀須と訓み、又微逐を波婆米意母布と有り、通證に左氏傳に貢包第不入王祭不共無以縮酒、寡人是微舊唐書、憲宗紀微科發歛と有り、備此促微は責懲とも譴責とも促懲とも急責とも有るを、常に同じく訓めるなり) ○至使拔髮の至は小より大に及べる謂なり、然れば古事記に亦切鬚とのみ有りて髮の事無く、此と拾遺には髮のみ有りて鬚の事無きは、互に傳漏らせるにて、此は必ず髮鬚共にならでは至使の事の落著かざるを思ふ可し、古史に令拔髮須及手足之爪と書かれたるは、紀記を合せて文を成されたりける者なるが、必ず然無く

ては相叶ふまじき所になむ有りける、然れども古來此註に限りて允當れる説無し、此は上に註せるが如く、此に髮鬚を令拔らるゝ事は、高天原は素戔鳴尊の御國に非ざりければ、其神の物とは御在し坐さるるが故に、然して右に謂ゆる千座置戸の置座を造る木を成さしめ奉られしにて、其毛髮此に於て始めて木と化りて生出初化りしなりけり、第二書に、以唾爲白和幣、以洩爲青和幣とも有りて、唾洩より和幣の化生たるに思ひ比らるるに、此より後の事なるが、下章第五、一書に、素戔鳴尊韓鄉之島是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚散之即成衫、又拔散胸毛是成楡、尻毛是成被、眉毛是成櫛(下略)と有るも、此の解除に然る驗の御在し坐しけるに就ての御事と聞ゆれば、此時に成り出けむは、彼の天津金木なる可き事、大祓の法はしも謂ゆる天津宮事にして天上の儀式なるを思は、自然に著明かりなむ者ぞとよ、(猶第二書之傳に云ふ事の有らむを考へ合す可き者なり、私記に、是則令罪人出此等物既多、故其隨身之物悉皆出果無物之可取故、或拔髮或拔爪、今科上中下被、令其罪人出被物者、傲此耳と見え、記傳にも二義を以て説かれたる中に、一には「此被は極めて重き被なる故に被物も決めて多く千位を徵るなれば、須佐之男命の所有る物の限を取りても猶足らざる故に、其御身に生たる鬚爪までを取りて被の料物に用ふるなり云々」と云はれたれども、毛髮爪の類を出せりとて何の贖にかは成らむ、然る味氣無き事を爲るは別にこそ有りけれ、拔とは似てしも著かざる事なるをや、此は素戔鳴尊の御身の物より被具を化し出させ奉れる事に心著かれざる誤なりけり、又纂疏に、其物已盡而不足、則拔髮拔甲以補之、蓋因刑之始也と有るなどは殊に甚じき僻事になむ) ○贖其罪は、口訣に贖伐罪也と有が如く、物を出して其罪に易る義なり、傳二十

に引ける多米系圖に、志賀高穴太宮御宇云々、爾時天皇御命贖乃人乎四方國造獻支と有れば、人を以て贖ふ事も有りけるなり、萬葉十七（五十一丁）造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有る安賀布は、全く解除に就て云へるなり、但此は人の罪に我命を以て贖ふなり、其十二（三十九丁）に、時風、吹飯乃濱爾、出居乍、贖命者、妹之爲社と有るも、身潔とは云はざれども、十一（六丁）に、玉久世、清河原、身被爲、齋命、妹爲と有るに依りて其然る事知らる、楮右に贖命と有るを此には齋命と云へるは、右に云へる如く贖とは物を出して其罪に代ふる事にし有りければ、然して壽命を延ぶる由にて其贖物に身の罪を負せ代らせたるを以てなり、神樂酒殿歌に「天原振放見れば、八重雲の雲の中處の中臣の、天小管を割被ひ、祈りし事は今日の日の爲云々」と有るも、罪を贖ひて壽命の延はりたる由なる事、今日の日の爲と有るにて知るべし、古今六帖に「六月の名越被爲る人は、千年の壽命延ぶと云ふなり」と有るなどの罪を贖へるが故なり、然れば阿賀布は吾代なる可く、後に阿賀那布と云へるは、吾並にて、其も吾に代る謂なりけり、（名義抄に、贖字阿賀布、又加布、又多麻布、又阿多流、又美陀流、又阿布、又都久、又都具能布、又都能流と見え、又賢にも胸にも阿賀布と云ふ訓有るなり、新撰字鏡にも胸を然訓めり、右の胸は同字なるが、説文に以財有所求也と云ひ、又賢をも阿賀那布と訓むるに、説文に小罪以財贖也と有り、）楮此は素戔鳴尊に被具を徴りて罪を令贖給へる御政なるが、後に二季の大祓と共に御贖の御事御在し坐し、又毎月晦日にも神祇官獻御贖物と云ふ事の御在し坐すを、公事根源に贖物は身の災異を贖ふ物と云ふ意なり、人形を作りて身の代と爲る事同じ心なるにや」と記させ給へるが如し、其委しき事は別に大祓詞講義

以下の諸書に徴して詳記せる事には有れども、今少か云ひてむには、四時祭御贖式に、（上略）右晦日ト部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世和世、二人取壺、宮主史生神部等左右分頭前驅、次中臣官人、次御麻、次東西文部（各執横刀）次荒世次和世、（竝著木綿臺）云々、次中臣捧御麻進就版位、勅曰參來、即稱唯進就階下、中臣女（簡中臣氏女堪事者奏定）於殿上轉取供奉畢授中臣、即執授ト部一人、令向被所云々、宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執景御體、摠五度、訖次宮主捧埴（土器中入小石等如鈴）中臣轉取授中臣女、執奉御、訖退授中臣、轉授宮主、宮主執授後取ト部、荒世事訖退出、亦中臣引和世進退如荒世儀、其荒服者賜ト部、和服者賜宮主、訖皆退出、臨河解除而去と有るは、一に御麻此は大祓詞に謂ゆる天津菅曾なり、二に東西文部被刀を奉る事有る、其は元忌部の職掌の彼に移れる由上に已に云へり、此も素戔鳴尊の御太刀を以て令贖奉れりけむ事と所思ゆ、其料物の中に鏡人像二枚と有るも其に屬る者なる可し、其は六月晦日大祓條に（上略）金裝横刀二口金銀塗人像各二枚と有る下に、以上東西文部所預と有りて、其咒文に捧以銀人請除禍災、捧以金刀請延帝祚と有れば、節折以下の事とは別なり、三に荒世和世の事なるが、下に荒服和服と見えたるは、決く第二書に以唾爲白和幣、以洩爲青和幣と云ふ事の遺制なり、次に執景御體摠五度と有るは、竹の筥を折りて御體を量り奉れる事なるが故に此を節折とは云ふなり、荒世和世の世即ち是なり、江次第に、天皇起給與女量御體五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右手自胸中至指末、次量左右腰至御足、次至左右膝至足、凡竹九枝、中臣女每度承取示神祇官と見えたる、此竹を傳十九に引ける宮主祕事口傳抄に、此篠の事を山城國六人部と云へるが探進らすと

有る、六人部は身取部にて其節折の篠を貢る氏にて、其篠は上に引ける神樂篠歌に、止禰利良加、古之仁左可禮留、止毛乎加乃佐々と有る是なる可し、臨時祭式に、凡六月十二日晦日御贖料小笥月二十五日以前申辨宮、令山城國探進之と見えたり、若て儀式に宮主取祝訖授後取卜部と有れば、此に於て祝詞を申す事なり、建武年中行事に「庭に主殿寮幔を引て宮主御祓して鏡刀櫛など風情の具足有り、又卜部竹の節を庭中の席上に置く、節折の命婦竹を持参りて、御長より始めて所々の寸法を取り畢て、宮主に切櫛がはせて御祓を勤むるなり」と有り、公事根源にも右と同文にて、次に「荒世和世とて二度畢て録を賜ふ、節折をば與遠理と云ふ、竹にて御長の寸法を切櫛がへばなり」と見えたり、(宮主祕事口傳抄にも其作法委しく見えたり、右に「鏡刀櫛など風情の具足有り」と有るは、川社の如く御禊の神座を設くる事と聞えたり、又其節折の竹の事と聞えて、貫之集に天慶三年内の仰事にて夏祓「川社篠に折延へ乾す衣、如何に乾せばか七日干ざらむ」新拾遺集に和泉式部「今日は又篠に折延へ身潔して、麻の露散る蟬の羽衣」と有るを引て契仲説に「祓に贖物とて衣など出すを篠に折懸けて、其に麻の葉を以て水を濯ぎて清むるを云ふ」と云へり、然れば右の節折の竹は御身に象れる故に、其に荒服和服等を懸けて火を濯ぎて祓の事を爲るなり、其御贖の折節の竹は即ち篠なるに就て再び考ふるに、上に引ける萬葉三(四十六丁)に、天有、左佐羅能小野之、七相管、手取持而と有は、此の故事を詠めるなるが、其管のみを取られたるには非ざる可くして、節折の篠をも是に採られたりけむは、左佐羅は篠有の義にも聞え、又素戔鳴尊の和魂を速佐須良比咩神と申奉りて、即ち祓戸神に御在し坐すを、大祓詞に、根國底之國爾坐速佐須良比咩云神持佐須良比失_臣幸と有りて、罪咎を流離へ失せ給ふ神に渡らせ給へば、其神の此にて主と素戔

鳴尊の罪過を流離へ給へる名の遣れるにて有るべし、如此云ふ時は、左佐羅を篠有と流離と二義に説けるが如くなれども然らず、上に云へる猿樂は狹流篠舞と云ふ事にて、天鈿女尊天香山の、小竹葉を手草に結はして戲舞し給へる事なるが、其手草はしも本より妖氣を攘ふ所作を成し給へるなれば、小竹に流離の意無しとは云ふべからず、又竹を多祁と云へるも、節折に身長を量るに起れる名ならむとは聞えたり、(故に右に引ける儀式式江記等に竹と有るは、其大凡を云へるにて、宮主祕事口傳抄には、其實を以て篠とは云へるなり、和名抄に、篠和名志乃、一云佐々、俗用小竹二字謂之佐々、細細竹也と見えたる、此にて右に引ける貫之集に「志乃に折延へ」と有るも小竹にて、此と同じきを曉る可くなむ、)又上なる荒世和世等の事に屬て次宮主捧_埵(上器中入_二小石等_一如_レ鈴)云々は、江次第に、次捧_壺授_二中臣官人_一、中臣付_二中臣女_一供_レ之、天皇放_二口氣於壺内_一三度、訖中臣女傳_二神祇官_一、神祇官授_二宮主_一、宮主祝畢云々と有るが如く、御氣を埵内に放たせ給へるを授け給へば、宮主祝詞を申して祓清め奉る事右の節折に同じ、儀式に、宮主取祝訖授後取卜部、荒世事畢退出(中略)解除河上と有るが如く、荒世和世と共に事訖りて河上に解除ふ事なり、楮右の節折は御身長に象れるなれば、御身の穢惡を解除はせ給へるなり、次に御氣を此に放棄させ給へるは、御心の穢惡を解除せ給へるが故に如此く同じ事の二度御在し坐すにぞ有るべき、心の淨不淨を云ふは外國の沙汰とのみ思ふ人も有なめども、第一一書に、天照太神謂_二素戔鳴尊_一曰、汝猶有_二黑心_一、不_レ欲_二與_レ汝相見_一と詔給へる大御言し有れば、如何は穢れずと云ふ事の有らむ、且右の事の二度有るをしも身と心とに引當て心得ずば如何なりける由とかは爲む、(楮又荒世和世の度々に右の放氣の事の御在し坐すは、本より荒魂和魂の事に依りてなる事、已に大祓詞講義に

云へれば今註さず、此より以下被具の事を云ひてむをも、此に引合せて思ふ可き者なりかし、（倭倭姫命世記にて、若子命以麻被薊靈等進倭姫命而令被解と有る薊靈はしも、其荒世和世等の略なるにや、左右京職式に、凡六月十二日大被預令掃除其處、亦兵士禁人往還、元日質明掃除薊靈と見えれば、各薊靈を持出て其被庭に置く事右の荒世和世に同じき狀なり、山家集に、「里人は大幣小幣立竝て身形結ぶ野邊と成けり」と有るは、草を以て人形を造る事を云へるにて、古に人形と云へるは、今の如く紙を以ては作らざりしにこそ、釋に、人形者所謂素羹鳴尊之濫觴、拔手足之爪、贖其罪、身代之義也、號贖物是也、解繩者解謝罪之義也、散米者解謝其罪以米分散之義也と見えたるは、後世の式を以て推し當たる者ならむと思ひて、先には心も留めざりし事なりしかども、右の人形は上に謂ゆる薊靈の事にて、節折の略儀なるに心を著けて見る時は、悉に其謂有る事になむ有りける、春日祭次第に、神祇官居被物、散米一坏、草人形一坏、解繩一坏、祝師申祝（於神前修被之間解解繩、其儀右手持笏左手取繩以齒解之、以人形撫身散散米）と見え、又江次第平野祭條に、次宮主奉仕被詔（到被清之所以人形令吻給、到中臣被八張取割之處、解繩給畢、宮主退出、進御贖物と有り、又昭光記に、建仁三年十一月八日平野祭於殿上取御贖物、儲小庭）散米也、持參入御座東間跪置御前、次宣房取人形土高器來予取之、欲置散米右（御前右也）傳云可置右敷、乃隨其命、人形置左右、廻出於中門内脫沓（縁之南頭也）取大麻（宮主相設膝突取之）歸參令撫御、退歸給了歸座、透渡殿東妻戸前御禊了、宮主退、予參上候御前頒御贖物令撫御之由被申、不開食、入傳參進被拜、拜終奉撫人形了、予取人形授宣房、次取散米退下と有る、右

の如くは主上の御も略式には人形を用ひさせ給へるなり、是即ち節折の義なるが故なるなり、散木集に「思ふ事淺茅を刈に來とならで厭ひし身を撫づる今日哉」と有るは、薊靈はしも茅を以て作る證なるなり、（右の平野祭次第には以人形令吻給と有れども、春日祭に以人形撫身と有り、昭光記にも奉撫人形と有るが如く、人形はしも身體を撫づるを本義と爲る事なり、今舊社の式を見るに、紙にて人形を作りて身體を撫で息を吹掛けて身の罪咎を此人形に移し、川邊に持出て被清め流し遣るなり）解繩の事は八省東廊大被次第に、祝師置上卿并弁座被物、祝師著座、臨禊祠及八張解繩了、禊了、祝師奉大麻（先上卿次弁）乍令持祝師一撫一吻返給了と見え、上なる平野祭次第にも、到中臣被八張取割之處、解繩給と有り、又兵範記に、仁安二年十月十五日巳酉天晴卯刻參院、今日被發遣十二社奉幣、來廿五日吉御幸御祈、先例有限之儀式也（中略）次供御贖物（先白米一坏居折敷如常）下官爲陪膳（於西對南佛庇邊取之院藏人傳之）右少弁役送（人形解繩）次陰陽頭有憲朝臣著座中座、次使殿上人十二人著座、次御被と有る、當時此事陰陽師の職と成れども、猶人形解繩の義有り、又臺記に、仁平元年八月十日春日諸陰陽頭憲朝臣修被（下家司官堂盛信沃清酒如常）至高天原解繩如常、被畢、有成朝臣執大麻來跪余前、余執其木綿撫了、有長朝臣還余前撤贖物と見えたるは解繩の所各同じからず、江次第には、大被詞に謂ゆる八針取辟の所にて解くを、右には至高天原は其初端なる高天原神留坐の所には非ざる可し、陰陽頭の所作なるを思ふに、此詞を朝野群載なる中臣祭文には、（上略）被清給事被戸乃八百萬乃御神達八佐乎鹿乃八御耳乎持立天開食止申と有れば、其所などにての事なるにや、又伊勢神宮古記には、解繩者即左繩長一寸五分二條、解法以左手取

解繩、嚙_レ口可_レ解、咒曰如_レ體繩解放_一如_レ舳繩解放_一大海原_爾伊吹放_{云々}と有る、其解法は上なる春日祭次第に、左手取_レ繩以_レ齒解_之と有るに異ならざれども、其咒文の如きは全く後人の所爲なれば信じ難し、但其齒を以て解く事は口氣を吹放つ狀にし有りければ、此は上に謂ゆる荒世和世の事に屬る_坪の事の略にもや有らむかし、千百番歌合に、「後被川換る淺茅の_{人形に思ふ心を知られぬる哉}」拾遺愚草に、誰が御禊同じ淺茅の木綿懸けて先打磨く賀茂の河風」又「御被川刈ぬ淺茅の末をさへ皆人形に風ぞ靡かず」夫木集に、御被、「思ふ事淺茅の繩に解著けて清き川瀬に夏被しつ」と有るは、解繩も薊靈と同じく茅を以て作れる證なり、大祓詞に、天津菅曾乎本刈斷末刈切_取碎_取と見え、神樂酒殿歌に、天小菅を割被ひと云へるなど、悉に由有る事共になむ有りける、(玉木正英が風水管窺と云ふ物に、攝津國住吉社六月晦日御被神事、振_{神輿於和泉國堺津}而有_{解除之義}、以_{菅草長二握可一拭}身體_{而後}投_之海水_{と云ふ事の有るも解繩の義に近し、今賀茂神宮にては、解繩は紙にて作りて、右繩左繩二筋を一寸程宛に切て左右の繩一所續きたる物なり}と云ひ、卜家には麻を左縁にして長さ四寸程にする由にて、今式に於て其定め無きが如し) 又散米の事は天武天皇五年御紀なる被柱の中に、稻一束と云ふ事の見えたるは解除の料なり、日向風土記に、天暗冥晝夜不_別、人物失_道、物色難_別、於茲有_{土知蛛}、名曰_{大鉗小鉗}、二人奏_{言皇孫}、以_{尊御手}拔_{稻千穗爲}糲、投_{散四方}、必得_{開晴}、于時如_{大鉗等所}奏_撓千穗稻爲_糲投_散、即天開晴日日照光と有る、是稻を以て妖氣を攘はせ給へるなり、右に引ける春日祭次第に、取_{繩以}齒解_之、以_{人形}撫_{身散}散米_{と有るが如く、三共に相離れぬ物なるは由有る事なりけり、又上端出之繩の事に就て引ける大殿祭詞の本註に、「今世産屋、以_{辟木}}

束稻置_{戸邊}、乃_以米散_{屋中}之類也と云ふ事の有るも、其不淨を掃はむ爲に散米の事有るなり、源氏横笛(十四丁)女三宮御産の所に、「男君も寄り御在して如何なるぞと宣ふ、稻米散_{など爲て亂りがはしき夢の何れ紛れぬ可し}とあるは、作り物語なれども事實に在る事を云へるなり、紫式部日記に、「上に渡らせ給ひて御覽す、若宮御在し坐せば散米し罵る云々、殿の公達_二所源少將雅通_{など}散米を投けて尻高う打ち成さむと争ひ騒ぐ」と云へる、若君御誕生の後御湯殿の日米を打散す事を云ふなり」と見え、御産記部類に、源禮記に、元永二年五月廿八日皇子誕生(崇徳院)同二十九日御浴殿右大臣女高倉殿持_{御劔}、典侍藤能子散米と見え、又安徳天皇治承御産記山槐記を引て治承二年十二月十二日中宮御産氣、此間内外周章當_{障子}聲頻、未_二點皇子降誕_{と見え、女房故實錄に、「御産所の事天倪守刀散米包犬筥云々、御歩りき候所へ散米を蒔き候」と云ふ事も所見たり、米を打蒔と云ふは名の如き所由を以て云ふ稱、又御放と云ふも然る邊の言となむ聞えたる、偕纂疏に千座置戸者被物之名(中略)後世解餘有_{四座置八座置}之名、各用_一束之稻、是神世之遺法也と有るは、中頃四座置八座置の上に各稻一束を置く事も有りしならむかし、(瑞穂國ならぬ西戎にても、稻穂を以て汚穢を祓清むる事有りしなる可し、葛洪神仙傳を見るに、王遠傳に經第婦新産數日、姑見知_之曰、噫且止勿_前、即求_{少許米}得_之、抛_之、隨_地、謂_以米祛_{其穢}とも云ふ事の見えたるは、我が上古の禁方の彼に傳はり漏れたる者にぞ有るべき) 如此く其々に明らかめ以て行くに、信に釋に、人形者所謂素戔鳴尊之濫觴、拔_{手足之爪}贖_{其罪}身代之義也、號_{贖物}是也、解繩者解_{謝罪}之義也、散米者解_{謝其罪}以_米分散之義也と有るは、當昔世に行はるゝ式を以て神世の古に係けたる事の如くなれども、御紀は其大旨を傳へられた}

る者なりければ、然る式目の微細しき事までを記さる可きに非ざれば、佗書に取りて考ふ可き事云ふも更なるを、右に條々に云へる事共の、打合ひて甚隈々しき所無きを以て、其然る趣を明らかめ曉る可き者なり、斯れば節折と人形と一なり、埴と解繩と其氣を放つ事一なり、楮人形は身の被なり、解繩は心の被なり、散米は其身に著き心に著ける穢惡を分散かし却ふ事にて、即ち此に贖其罪と有る是なり、(若て猶又其被物の上を天津菅曾を以て打被ふ事、右に云へる大被詞又神歌等に所見たるが如し、又大被詞の天津祝詞も此時に天兒屋命の宣申されし事なるを、其は第三一書に其事の有るに因みて其傳に云ふべければ、此に引合せて稽ふ可し。)○拔其手足之爪贖之は、第二一書に、責其被具、是以有ニ手端吉棄物足端凶棄物と有る是にて、即ち第三一書に、以ニ手爪ニ爲ニ吉爪棄物、以ニ足爪ニ爲ニ凶爪棄物と有り、古事記にも、及ニ手足爪令拔而云々、拾遺にも、令拔首髮及手足爪以贖之と有り、其吉棄物凶棄物は後世の善被の事なり、其は傳十九に云ふべし 楮右の使拔髮と此の拔手足之爪とは、武烈天皇御紀に見えたる解人指甲使掘暑預、又拔人頭髮使昇樹鬚、斷倒樹本落死昇者爲快と有るが如き殘忍なる事には有るべからず、上に云へるが如く、髮鬚は置座木と化り、唾洩は白和幣青和幣と化れる、皆共に被具にて、此に用ひ有る物共の成出たる事にし有りければ、此手足の爪に限りて唯に拔き棄つべくも非ざりければ、何れか物は化出たるらむを、傳無ければ今知るべきならねども、猶熟思ふに、其所にも引ける雄略天皇十三年御紀に、齒田根命有りければ收付於物部目大連而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口拔除罪過、天武天皇五年御紀に、四方爲大解除、用物則國別國造輸拔柱馬一匹布一常云々と有りて、馬を初に擧げ、猶大被詞に、高天原耳振立開物止馬牽立と見え、

又江次第大被條に、御贖物持來被馬牽立と云ふ事有りて、被には主たる物には有れども其始詳ならぬを、已に其詞に被法の事を天津宮事と云ひて、天宮にて定まれる御政にし有りければ、此は決めて此手足の爪より化出でたる馬を被庭に牽立てられたりけむも知るべからず、但馬は四神出生章第十四一書に見えたるが如く、已に保食神の御身より成出でたる物なるに、再び其事の有るは如何なる事なれども、此に化出でたる置座木又和幣なども其神の御靈に成りて、已に上天に在りし物なるを、此被具の用にのみ其物の成出でたるに等しかる可し、祈年祭詞に、磐根木根履佐久彌馬爪至留極、神賀詞に、白御馬能前足爪後足爪踏立事、大宮能内外御門柱乎上津石根踏堅下津石根踏凝之と有りて、馬の事に多く爪を以て云ふも由有りける事にや、又今一の考も有り、傳十九、二十に云へりき、(爪は和名抄に爪手足指上甲、和名豆女と云ひ、大同類聚方に都屋念と有るは爪根の義なる可し、物の端を都末と云へる同言なり、楮此髮爪を令拔たる事を、纂疏に其物已盡而不足則拔髮髮甲以補之也と有るは非なり、又通證に、史范雅傳曰、擢賈之髮以贖罪、尙未足、又齊世家曰、自揃其蚤沈之河、以視於神、帝王記曰、成湯大早七年、齋戒剪爪斷髮以己爲犧牲、禱於桑林之社と有るなどは、今俗に神を物を祈る者己が髮を剪りて奉るに同じければ、此例には成るべからず。)○竟逐降焉の逐を今本を遂に作るは誤なり、第二一書に遂以神逐之理、逐之と見え、第三一書に乃共逐降去と有るに照らし合せて今此を改む、楮此逐降の二字を古事記に依りて神夜良比爾夜良比伎と訓めるは然る言なり、逐の言は傳六に云へりき、楮此素戔鳴大神はしも此時に高天原より神逐ひに逐はれさせ奉り給ひけるが、此より後には御心甚清々しく成らせさせ御在し坐して、此顯國にしては二柱御祖神に次て尊く、天下に二無く御功坐す神と

御在し坐す事はしも、全く解除の驗に依れる者になむ有りける、上に已に引ける此第三一書に、既而諸神嘖素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔鳴尊結束青草以爲笠簑而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠簑以入佗人屋內、又諱負束草以入佗人屋內、有犯此者必債解除、此太古之遺法也と見えたる、是ぞ神遂に逐はれさせ給ひて甚く辛苦ませ給へる所には有りける、然れば此時は其被庭より直に逐はれさせ給へる事にし有りければ、其御子神等をも率て降り坐さゞりける御有狀なり、(其は已に天照太神と御誓の間に生出でさせ給へる五男三女神も御在し坐せども、五男神は日神の御子と詔別させ給へれば其は別にして、三女神は更なり、下章に見えたる、五十猛命なども、天にて生坐せる神にては坐せども、此時には從ひ奉らせ給はざりけなり) 偕第三一書の右の續きに、於後素戔鳴尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天、時天鈿女見之而告言於日神也、日神曰、吾弟所以上來非復好意(下略)と云ふ事の有るは、其大神天より諸神等に逐はれて降り著せさせ御在し坐し、かども、其始瑞珠約章に、於是素戔鳴尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有る、其時に參昇らせ給へる御心を所思し出させ給へる御事なり、然るは根國底國はしも御母神の御在し坐せる國にし有りければ、素より志させ給ひける故に、御父大神に乞ひ奉らせ給ひけるに、其御怒を得て神逐はれさせ奉り給ひける故に、其罷りなむと爲る狀を日神に白さむ事を願ひ奉らせ給へるに、然勅許させ給へる大御命を戴

持して參上らせ給ひけるなれば、始より其辭見の其に異しき御心も御在し坐さゞりつるを、高天原に留まらせ御在し坐す程に、終に天津罪を犯させ給へる爲に解除を負せて神逐はれ奉らせ給へれば、今は其逐はれ給へる根國に退去らせ御在し坐すべき一向なる所なれども、如此ては已に御父大神に申させ給へると事の趣相乖違へるが故に、今改めて其辭見には參昇らせ給ひける者なり、此は天照太神にも明らかに其狀を申し、又諸神も日神の御爲に神逐ひ奉れるなれば、違奉らぬ由をも令知てむと、實に清明き御心を以ての御所作になむ御在し坐しけむ、此に、如何不與我姊相見而擅自徑去歟と宣給へる御言にても知られ、又傳十三卷に右の文を説註せるに合せて、其實に然る所以を曉るべし、(但此に上なる瑞珠盟約章と同文の有るは混れたる者なる可し、其は右に引ける扇天扇國は、例の神性の雄健く御在し坐せる故なれば、今云ふ限りに非ず、又天鈿女見之而告言於日神也は、上に拾遺の令大宮寶神侍於御前と有るを引て云る如く、手置帆負彥狹知二神の御功に依りて、日神の警戸を出し奉れる後に、鎮奉る可き新殿に坐せ奉りて、天津朝廷の儀式嚴重なる時の事にし有りければ、然計り驚かせ給ふ可き事非ざれば、天鈿女命は素戔鳴尊の御事を奏し申されて、日神も今は疑はせ給ふ可きに非ざれば、武備の御事などは御在し坐すまじき事なり、然許り武備を用ふ可き程の事ならむには、已に素戔鳴尊を神逐に逐ひたる諸神の仕へ奉り侍らへば、何ぞ日神に然る御勞きを成させ奉らむ、此は瑞珠盟約章より混れ入りつる者なりかし、且日神と御誓の御事御在し坐して御子を生み奉らせ給へる御事の、此に在りては警戸隱の凡ての事はしも徒事と成りて、凡てに合ふ所無き者をや、此も下に御子の事を日神に白し給へる事の有るに引かれて入り亂れたりし者なり) 其下に、於是素戔鳴尊白日神曰、吾所以更昇來者神

衆神處_ニ我以根國、今當就去、若不_ニ與_レ姊相見、終不能_レ忍離、故實以_ニ清心_一復上來耳、今則奉_レ觀已訖、當隨_ニ衆神_一之意、自_レ此永歸_ニ根國_一矣、請姊照_ニ臨天國_一、自可_ニ平安_一、且吾以_ニ清心_一所_レ生兒等、亦奉_ニ於姊_一、已而復還降焉と有る、此衆神處_ニ我以根國、今當_ニ就去_一は、上に、諸神嘖_ニ素戔嗚尊_一曰云々、乃共逐降去と有るを和_ニな_レひ給へる御言なるが、日神の御兄弟と御在し坐せる大神に渡らせ給へる者を、縱令罪過の御在し坐すとも何でかは諸神の自由_ニに_レ逐ひ奉る事を得む、此に解除を負せて神逐ひに逐ひ奉れる、其即ち日神の大御心に御在し坐せば、一には其事を受け賜はれる畏々まりをも聞え奉り、二には若不_ニ與_レ姊相見、終不能_レ忍離、故實以_ニ清心_一復上來耳とは、右に引ける瑞珠盟約章に、故欲_ニ暫向_ニ高天原_一與_レ姊相而後永退_ニ矣_一と有る如く、始より其御心にて參昇らせ給ひしかども、何くれの事共に依りて其御志を遂げさせ御在し坐させ給ひて、其事を明らかめ申させ給ふなり、上の擅自徑去歟と有る御言に甚く御力入りて見えさせ給へるなむ、實に清明き御心の顯はれさせ御事にて、感_レ奉る由を今言に演ぶるも中々なりけりける御有状なりける、其は右に被_レ逐て降り給ひし時には、諸神の宿をも乞へども許し奉らざる程の甚じき御事なるを、此に天降らせ給へる後は、其御婚にも成し奉る許りなるを以て、諸神の距ぎ奉れども日神に對奉りての御事なるにて、日神と御兄弟の御間だに睦まかに成らせさせ御在し坐す上にては、別に申す旨無きをも又思ふ可き者なりかし、(然れば此は天孫降臨章第二書に、大己貴神に國を避けしめ給へる所に、高皇產靈尊の御命以て夫汝所_レ治顯露之事宜_ニ是吾孫治_一之、汝則可_ニ以治_ニ神事_一云々と宣給へるを、大己貴神の諸奉りて、夫神勅教慰_ニ如_レ此_一、敢不_レ從_ニ命乎_一、吾所_レ治顯露事者、皇孫當_ニ治_一、吾將_ニ退治_ニ幽事_一と御答へ申し給ひ、後には時歸順之首渠者、大物主神及

事代主神、乃_ニ合八十萬神_一、於_ニ天高市_一帥以昇_ニ天_一、陳_ニ其誠款之至_一云々と有ると同じ狀に心得て違はざる者なり、)次には、且吾以_ニ清心_一所_レ生兒等、亦奉_ニ於姊_一と申給へる、此は前章五男三女神御生坐の所に、是時天照太神勅曰、原_ニ其物根_一則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授_ニ之素戔嗚尊_一(下略)と詔別させ給へる其大御命を、此に至りて肯がひ奉らせ給へる御言なる由、已に傳十三に云へるが如し、古事記にも、於是天照太御神告_ニ速須佐之男命_一、是後所_レ生五柱男子者物實因_ニ我物_一所_レ成、故自吾子也、先所_レ生之三柱女子者物實因_ニ汝物_一所_レ成、如此詔別也と有りて右に同じ、儲此は傳六より始めて條々に云へるが如く、其四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已_ニ生大八洲國及山川草木_一、何不_レ生_ニ天下之主者_一歟、於是共生_ニ日神_一(中略)次生_ニ素戔嗚尊_一と有るが如く、二柱御祖神の天下之主者を生み給ふとして此二貴子は生成し奉らせ給へるなり、然るを日神はしも天地の内に照徹らせる御德御在し坐すが故に天上に送舉奉らせ給ひければ残りて、唯素戔嗚尊ぞ受張りて天下之主者に御在し坐す御有状には有れども、其始然所思_ニ掟_一させ給ひて生み奉らせ給へる御長子は日神に御在し坐せば、神隨にして素戔嗚尊の御心にも深く入り給はざりけらし、此國を治め給はむとは爲させ給はず、一向に御母國を戀泣しければ、御父大神に逐はれ奉り給ひて、恰も天下は主無き國の如し、故に天地を預り鑿造らせる皇祖天神の御靈や相副ひ給ひけむ、其辭見_ニ天に_レ升りて姊尊に白して罷りなむと御父大神に白し給へるに、其勅許の御在し坐しければ、終に參升らせ給ひけるに、日神と御誓の御事に及ばせ給へるに、本より清明き御心の微有りて信に宣しが如く男子を生み奉らせ給ひければ、正勝吾勝と言擧せさせ給へるに、日神の

大御言以て其物根の事を仰詔給へる、此に因て其男御子の御爲には天照太神は御父の如く、素戔鳴尊は御母の如く御在し坐せれば、此御子を以て天下を所知看しめ奉らむ事、右に引ける二柱御祖神の何不_レ生_レ天下之主者歟と詔言て、二貴子を生み奉らせ給へる御言此に於て結ばるゝ事なり、故に先に詔別させ給へりし當時は勝進_{カキサビ}の御心強かりし程の事にて諸奉り給はざりけむを、此に至りて信に其理の任に背がはせ給へる御事となむ所見たりける、故に此に吾以_レ清心所生兒等亦奉_レ於姊と云ふには、降して天下を所知看しめ奉り給はむ御契約共こそ御在し坐しけらし、天孫降臨章第一一書に、故天照太神乃(中略)因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王之地(下略)と宣ひ、下章第五一書に、素戔鳴尊曰韓郷之島是有_レ金銀、若使吾兒所_レ御之國不_レ有_レ浮寶_レ者未_レ是佳_レ也(下略)と宣へる事の御在し坐すを以て、其然る所以を曉る可し、(天照太神は天上を所知看す日神に御在し坐すなるに、此國土を是吾子孫可_レ王之地と宣ひ、又素戔鳴尊はしも吾以_レ清心所_レ生兒等亦奉_レ於姊と宣ひて、天照太神に奉らせ給ひながらに此天下の事を吾兒所_レ御之國と宣給ひて、如此豫めに其の用意爲させ給へるを以て、此に其御契約の御在し坐しけむ御事を想像り明らかめ奉る可き御事なるを、昔よりして人の心著かざりけるこそ氣疎けれ、)故に其男御子を天照太神の御子と爲て奉らせ給ふ上は、其女御子を素戔鳴尊の御子と爲て賜へるも亦此時なるにて、傳十三に云へる如く、上章第六一書に、便取其六男以爲_レ日神之子、使_レ治_レ天原、即以_レ日神所_レ生三女神_レ者、使_レ降_レ居于葦原中國之宇佐島矣と有るは、此に素戔鳴尊の吾以_レ清心所_レ生兒等亦奉_レ於姊と云ふ事に次ぎて、日神の宣ひ就させ給ふ可き所なる者なり、其第一一書にも、乃以_レ日神所_レ生三女神_レ令_レ降_レ於筑紫洲、因教_レ之曰、汝三女神宜_レ降_レ居道中_レ奉_レ助_レ天孫_レ而爲_レ天孫

所祭也と有るも、此時其天孫を天降し給はむ御事をしも此に素戔鳴尊と御契約の御在し坐せるならずば、然る事教へ給ふまじき御事なるを明らかむ可き者なり、偕此女御子には天照太神の成し奉らせ給へるには有れども、其物根の御事に就て、此は却りて素戔鳴尊は御父の如く天照太神はしも御母の如く御在し坐す所以なる事、右の御子の御事に思ひ擬らひて曉る可き者なり、(故に古事記に大國主神の參_レ到須佐之男命之御許_レ者其女須勢理毘賣出見爲_レ目合_レ而云云と見え、又其大神の御言に、其我之女須世理毘賣爲_レ嫡后_レ而云々と宣給へる御事の御在し坐せるに、神宮雜例集に載る皇太神の御言に、吾高天原爾在時素戔鳴尊乃云々所_レ生三女神云々、須勢理姬乃齋奉禮留と有りて、此には天照太神の御子なる状なり、如此く此神はしも素戔鳴尊天照太神二柱に互りて御子に坐す事、傳十四卷にも云へり、)若て其第三一書に已而復還降焉と有るなるを、下第四一書に、素戔鳴尊所行無狀、故諸神科_レ以_レ千座置戸_レ而遂逐之、是時素戔鳴尊、帥_レ其子五十猛神、降_レ到於新羅國、居_レ曾戸茂梨之處云々と有るは、先に逐はれ坐し、時か復還降坐し、時か、其五十猛神を帥給へる時詳ならざるを、其下に初五十猛神天降之時多將_レ樹種_レ而下云々と云ふ事の有るに就て考ふるに、此に在る初字は上より云ひ下したる文に就て其最初の事を語る所なれば、素戔鳴尊の御天降の前後の事を云へるに非ず、偕先に被庭より神逐ひに逐はれさせ給へる時はしも甚急劇_{シキ}しき状に聞ゆれば、罪無き御子等までを屬けて逐ふ可きに非ず、縦令_レや共には降り坐すとも木種を携へ給ふ程の猶豫_{ユウイ}は猶更にして有るべきにも非ざれば、其次の度なるかと思ふに、猶其初度なる可き慥なる説有りて、其は傳廿一卷以下次々辨ふるにて著明し、思ふに此再上らせ給へる御時は、文にも如何不_レ與_レ我姊_レ相見_レ而檀自徑去歟と有るが如く、解除に依りて御心の甚清々しく成らせさせ給へる

上の事なれば、日神の御許に暫は留らせ給へる事も有りけむにや、此第三一書に彼瑞珠盟約章なる故事の混れ入りて、日神と相共に御子を生せ成し坐せる事の有るは、其天上に留り御在し坐す間に五十猛命等を令し生給へる御事の有りけむを、其を傳へ漏らせるからに、右の文は入混れたるなる可し、地神本紀の系を見るに、素戔鳴尊の御子田心姫命市杵島姫命湍津姫命三神の御名を記して、次五十猛神（亦云大屋彦神）次大屋姫神次栂津姫神と次々に書列ねたるが如く、三女神よりは後に所生る神なるを、其後には更に御妻問などの御事の御在し坐すべき御行狀に非ざれば、事鎮りて此時などに在りぬ可き御事なるかと思ふに、如何にしても初度ならざれば合はざる者なり、然るは異本舊事紀に、服狭雄尊娶萬魂分姫神皇產靈尊女、生兒五十猛命、妹大屋媛命、次栂津媛命と有る、萬魂分姫は異しき名にて疑はしき物から、神皇產靈尊女と有るは據無きに非ず、長寬勘文に、初天地本紀云（上略）、須佐之乎命（中略）降來伊豆毛國致熊野村、宮柱太知奉而加夫里支、熊野大御神地祇神皇、又御兒后大夜女命、山狹村宮柱太知奉而靜坐、大御神三是也と有るも、甚く異なる傳なる物から、神皇又御兒は神皇產靈之御兒など有りけむを、產靈の二字を脱し、之を又に譌れるなる可し、然れば上に伊謝那支命娶惠乃女命生大夜乃女命、次足夜乃女命、次若夜乃女命三神（此大夜之命熊野大御神后坐）と右の傳を誤れるから伊謝那支命の御子とは云ひ成せるにて、其は後人の作意ならむも知るべからざるなり、然れば其御名の内は違ふとも、復上らせ給へりし時にも率て上り坐しけむ故に、其事の混らはしきなめり、然れども必ず此にて其神皇產靈尊の御女を婚ひ給ひて、五十猛神大屋姫神栂津姫神三柱を生ましめ給ひ、即后神御子神をも共に率て此時に天降らせ給へる御事となむ所見たりける、（此に其御子神等の御事を申すは如何

なれども、其第三一書に復上らせ給へる度に、日神と素戔鳴尊二柱神の御誓爲させ給へる御事有りて、男御子女御子を生み成し給へる御事の見えたるは、全く瑞珠盟約章より混れたる事更に今云ふ限に非ざれども、凡ての文體はしも其事を係けて連ねたるものなるが故に、兎も爲れば其方に引かざるゝ事の無きにも非ざるを以て、其然入混ひ來る所由をしも何處までも探し索めずば有るべからざるなり、故に是を以て其然誤まる所以や如何にと年頃心に思ひし事なるを、今茲に至りて右の二證を得て、始めて甚年久しき惑ひを説くに至れりきかし、但御誓にて御子を生み成し坐せるは、日神と相對はしての御事なるを、此に神皇產靈尊の御女をしも婚ひ給ひて御子を令し生給へるは、其高天原に留り御在し坐す程の事にし有りければ、日神に御別を告げ奉らせ給へるよりは少か以前の事にこそ、
右十九卷安政四丁巳年二月九日始之、同閏五月八日終之於小梅之草廬焉、

日本書紀傳 十八之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十八 寶鏡開始章

一書曰。是後稚日女尊坐于齋服殿而織神之御服也。素戔嗚尊見之。則逆剝斑駒投入之殿內。稚日女尊乃驚而墮機。以所持梭傷體而神退矣。

此一書は、神御衣の事と日御像の事と、二の異説を書して佗事を交へざる者なり、其の神御衣の較略は、正書に、又見_テ天照太神方織_ニ神衣居_ル齋服殿、則剝_ニ天斑駒、穿_ニ殿甃_ニ而投納、是時天照太神、驚動以_レ梭傷_ニ身(下略)と見え、第二書にも、且日神居_ニ織殿_ニ時、則生_ニ剝斑駒_ニ納_ニ其殿内_ニと有りて、右の二の傳共に、天照太神の、御自神御衣を織らせさせ給へる趣なれども、古事記には、天照太御神坐_ニ忌服屋_ニ而、令_ニ織_ニ神御衣_ニ之時、穿_ニ其服屋之頂_ニ、逆_ニ剝_ニ天斑馬_ニ而所_ニ墮入_ニ、時天衣織女見驚而、於_レ梭衝陰上_ニ而死と有ると此とは同じ傳にて、唯稚日女尊と天衣織

女と、御名の異なるのみ、然るは稚日女尊と申すは、本よりの御名なるを、天衣織女とは、其職掌を以て云ふ稱にて、農作の人を指して田人と云はむが如し、又此に神退矣と有るは、見驚かして其服屋を逃避り給へる事なるを、其れをも罷ると云へるなるに、古事記は死をも麻加流と云ふから、思ひ違へて其神退矣に當て死字は書ける者にて、彼の伊弉册尊の神避り幸行し御事を、崩御坐しと僻心得せると、全同じ類なる者なり、古語拾遺石窟段に、令_ニ天棚機_ニ姫神_ニ織神衣_ニ所謂和衣(古語爾伎多倍)と有るは、全此神と同功の神に御在し坐す事、已に傳十七に粗云へるが如し、已に先立ちて身死し給へる神ならむには、此に至りて出でさせ給ふ可くも非ざりける者なるをや、(神代の傳は傳ながらにして、紀記を書されたりける程は、外國説の、稍に世に盛に成り以て行く頃ほひなりければ、其方の事に混れて、漫りに死を云ふ事少からず、一に伊弉册尊の御事、二に保食神の御上、三に此の稚日女尊の御事などはなり、斯る止事無き大神等の御上に、其の死坐る由を云へるは、悉くに古傳の違へるに非ずして、記者の誤なる者なり、) ○是後は、正書に是後素戔嗚尊之所行也、甚無狀云々と有るを略きて書かれたるにて、此は其の同じ續きの文中なる事の、異説なるを示されたる者な、めり、○稚日女尊、先には捲幡千姫命と同神たる可く思ひしかども、古事記には天衣織女と有る、其は一神の名には非ず、其の事に仕奉れる部を云へると聞えたり、傳十七に引ける機殿儀式帳に、天八千々姫、殖_ニ桑葉於天香山_ニ、以_ニ所蠶之御糸_ニ、織_ニ供進御衣於太神_ニと有る天八千々姫は、右の捲幡千々姫命なる事論無しと雖も、其神の亦名を天棚機姫神と申すに對へて、別に弟棚機姫神と申す一神も有りと聞ゆるが、其の弟棚機姫神と、此の稚日女尊とは同じ神に渡らせ給ひて、其は三女神を申し奉れる如く所思ゆる由有り、然るは駿河風土記

に、安辨郡思津機山志豆機神社、日本武尊東征之時、遭野火、屯此山、避其勞厄、尊深志尊思倭魂命之神教、(神教見世記)依此以拷幡千々姫祭此山、合之以稚日女尊、(天照太神有深理、潛心宣辨之、志豆機之名者本女功、依兩神名與其功業而號之也)と有る拷幡千々姫命は、天照太神の御戸開神に坐せば齋奉らせ給ひ、稚日女尊、將其の神と力を合せ給へる織女神に御在し坐し、又武事を祐け護らせ給ふ神に渡らせ給へる故を以て、合せ祭らせしなる可し、傳二十一に引ける景行天皇四十年御紀、御勞厄の所に、王曰、殆被欺、則悉焚其賊業而滅之、故號其處曰燒津と見えたるを、神名式に同國益頭郡燒津神社有り、風土記に所祭市杵島比咩也と所見たるは、此の神を拷幡千々姫命に合せ祭れりけむを、其の女功に本づける御名の稚日女尊と申す方を以て、此には齋祀れる由なり、又同式安倍郡大歲御祖神社を、風土記に大歲御祖神者、號玉依姫と有るも、式外志豆機神社と共に府中に御在し坐すをも思ひ合す可く、又萬葉三(二十一丁)に、燒津邊吾去鹿齒、駿河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳と有りて、阿倍市の名あり、然る時は傳十三に注せる市姫神の御事をも思ひ合す可し、(但風土記に、或雷神と云ひ、賀茂健角見命之女也と云へるは誤なり、思ふに此は大歲神と賀茂御祖神とを合せ祭りて、一神の如く傳へたる社號なるにて、其の御祖神は、傳十三卷、十五卷に云へるが如く、三女神を合せて申す御名なり、右の志豆機神社は、式に載せられずと雖も、風土記に、思津機山、或志豆機山、或賤波多山、又號青葉岡、有山上憶良短歌、蘆河路乃、青葉岡爾、身波須禮止、袖波千志恩爾、成茂古曾須禮と見え、八雲御抄にも、志豆機山駿河と記させ給へり)又傳十三に引ける清和天皇實錄貞觀十三年宗像大神告文に、我皇大神波、掛毛畏、大帶日姫乃、彼新羅人乎、降伏賜時、相共加

力倍賜天、我朝乎、救賜比崇賜、奉和云々と有るを、紀記共に更に所見無き事と先には思ひしかども、右の事を訂正し得て考ふるに、神功皇后御紀なる御誨は、一に撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命にて、天照太神の荒魂なり、二に此の稚日女尊なり、三に事代主神、四に住吉三神なるが、各其の住坐せる處をしも宣ひけるに、稚日女尊事代主神のは、一に連ねて、答曰、幡狄穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡、所居之有也と宣へるを、淡郡は釋紀に已に神名帳曰、阿波國阿波郡、建布都神社事代主神社と有るを引きて證されたるが、猶稚日女尊の神社考ふ可からざるなり、然るに同式、名方郡天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗)と有る、其は傳十七に徴し註せるが如く、謂ゆる御戸開神にして、拷幡千々姫命に渡らせ給ひ、其の本社は伊勢國多氣郡佐那神社二座と有るより移し奉れりと所見て、今も佐那河内村と云ふに御在し坐せる是なり、其に並びて天石門別豐玉比賣神社見えたる、其は此の第二一書に、玉作部、遠祖豐玉者造、玉と有ると同じ名にし有りければ、同じ神なるにこそと思ひしかども、第三一書にも、玉作遠祖、伊非諾尊兒天明玉と有りて、其の子孫に玉作連有れば、男神なるにて、猿女君の如く職以て繼ぐに非ざれば、豐玉比賣とは申す可きに非ず、斯かれば傳十三より始めて、條々に云へるが如く、彼の三女神を合せて玉依姫命と申し、又由良比咩神など申せるも其の玉より成り坐し所由に依れる御名なれば、豐玉比賣神とも稱へ奉れりけらし、然れば右に引ける神功皇后御紀の上文を承けて下に、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭、亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭と有る稚日女尊は、即右の天石門別豐玉比賣神にて克く合へり、即神名式に、攝津國八郡生田神社(名神大月次相嘗新嘗)と有る是なり、又山城國葛野郡天津石門別稚姫神社(名神

大新嘗と有る、此を以て稚日女は稚姫と唱へ奉る可き御事を知り、又天石門別とも天津石門別とも冠ぶらせ奉る所由をも知べき者なり、此の三神を、磐戸隱の時に、御功御在し坐せる御事、物には所見ざれども、女功の事に就きては、拷幡千々姫命と相並び御在し坐して、御功を立てさせらるゝ趣なれば、此の御戸開の御事にも相交らひ給へるなる可し、彼の大倭國者、以行事負名國也と有る條理を立て明らか奉る可き御事なり、偕此の稚日女尊を、其の三女神と見奉る上は、右に擧げたる宗像大神告文の事も、曉り得て知らる可き事なりかし、(但其の大神は筑前國宗像郡なる本社よりこそ御名乘して出でさせ給ふ可き御事なるに、阿波國に御在し坐せる御靈の出でさせ御在し坐す事、如何なりと一應は思ふ事なれども、其の事代主神も神代より鎮り御在し坐せる止事無き御社幾子も有りぬ可からむを、阿波國より出でさせ給へるなど、神の御上には然る可き深き所以有る御事にぞ有るべかりける、偕傳四卷十三卷に云へるが如く、彼の國はしも、豊受大神の御生れ坐せる御本生の地に有りければ、彼の三神の、其の國に御在し坐して持ち齋かせ御在し坐せる御靈をしも、豊玉比賣神と申奉りけらし、其に並べる和多都美豊玉比賣神社有るを以て、豊玉は玉作の謂に非ざる事を明らむ可き者なり、) 然れば、此の齋殿の御事を、正書に天照太神と云ふは、其の織女の神等の別に在るを漏せるなり、第二一書に日神居織殿と有るも、御自織らせ給ふ御事とも聞えざれば、別に織り奉る神有りとも見ても宜しかる可からむを、此に稚日女尊と有るは甚愛たくは有れども、此には拷幡千々姫命を漏せるなり、又上に引ける機殿儀式帳に、天八千々姫命の御名有る、其には稚日女尊を脱せるなり、又古語拾遺石窟段に、令天棚機姫神織神衣と有るには、弟棚機姫神の御名を略ける者にて、如此く同功の神の兩神相並び坐

せるには、傍の一神の御名を擧げ傳ふる事、或は高皇產靈尊とも、神皇產靈尊とも、傍の一柱を以て記されたるに同例なり、然れば、古事記に天衣織女と有るは、彼此を別たざる記し様にて甚愛たし、偕其の三女神を合せて、玉依姫命と申奉る擬らひに、稚日女尊と申し奉れるは、拾遺に、是以、天照太神育吾勝尊、特甚鐘愛、常懷腋下稱曰腋子、(今俗號稚子謂和可古、是其轉語也、)と有るが如く、此の時に生れ座せる男御子をしも、稚子と稱へ奉らせ給ひけむ、其れに對へて、其の女御子をしも、稚姫とは稱へさせける事の有りつらむを、其は漏れて傳はらぬにてぞ有りけらし、然れば、私記に、稚日女尊、私記曰問是何神哉、答當是天照太神之御子矣と有るは、必ず承くる所有る傳説になむ有りける、(但其の下に、私案、先代舊事本紀云、此尊者、天照太神之妹也と有るは、其の神祇本紀に、其稚日女尊者、天照太神之妹也と有るを取りて私案に加へたるにて、闇推の事なるにて、口訣に、稚日女尊者、伊弉諾尊之兒と云へると同日の談なる可し、又生田社記に、稚日女尊、考之於古書、實是天照太神也、宜哉、我遠祖、以天照太神、爲稚日女尊祭之實是古來相傳之祕事也、我子孫、深祕之勿洩矣と有れども、稚日女尊は、右に引ける式に天津石門別稚姫神と有りて、日女は姫の義にこそ有りけれ、日靈此云比屢呼と有ると唱るも、何れも凡べて異なるを知らざる説なり、) 偕傳十三、二十四などに引ける出雲風土記に、神門郡八野郷、郡家正北三里一百一十步、須佐能袁命御子、八野若日女命坐之、爾時所造天下大神、大穴持命將娶給爲而、令造屋給、故云八野と有りて矢野社所見たり、神名式の八野神社是なり、此の八野は、令造屋と有る山を以て、後に冠申せるにて、本名は若日女命にして此に謂ゆる稚日女尊に御在し坐すなり、其の滑狹郷の下に、須佐能袁命御子和加須世理

比賣命と有るも同神に渡らせ給へるを、異神の如く傳はれるにこそ有りけれ、實は一神に御在し坐せる山、已に云へるが如し、播磨風土記に、宍粟郡阿和加山、伊和六神之妹、阿和加比賣命、在_ニ於_ニ此_ニ山_ニ、故曰_ニ阿和加山_一と有る阿和加比賣命は、大若比賣命と申す事にして、決_{シテ}同神にて渡らせ給ふ可し、備前國矢野社に就きて妙なる説有り、伊勢國壹志郡矢野村に祭れる香良洲社と云ふ舊社有り、俗に香良洲御前と云ふ、社傳に、加良須媛命天津稚女稚日女尊也と云ふは、右の如き三の御名御在し坐すと有る可し、又其の祠官今井氏の舊記には、「祭神稚日女尊、欽明天皇の御時、壹志直青木と云ふ人に託して、攝津國活田長峽國より、打摩志咩流可美國須_レの地に遷り給へり、神名式に謂ゆる須氏神社是なり」と有りて、矢野の地に稚日女尊の御在し坐す事、右の八野若日女命に合ひ、又三女神は、天照太神にも素戔鳴尊にも御女なる山、右の私記風土記共に打ち合へるに、心を潛めて思ふ可き者なかりかし、又大同中、大伴文守が爲に、安濃の中尾張の女、香良媛、盃を此の洲に酬いて三度舞ひけり、大矢を洲の上に指し置きて後の契を約せしより、香良洲矢野と云ふ名始りける由云へるは附會の説にて、恐らくは加良須は韓統にて、彼の征韓の御事を保祐奉らせ給ふ由、其の同じ時に顯れ給へる廣田大神の別社西宮を、夷神とも荒夷神とも申し奉るに意味相似たる事なる可し、萬葉十(四十三丁)に、妻隱、矢野神山、露霜爾、爾寶比始、散卷惜、又玉葉集に、「梓弓春立つらしと物部の矢野の神山霞棚曳く」など有るは、何れの國なるか知らざれども、矢野神山と云ふからは、其も此の神に由有る山なるにこそ、(冠辭考に、「矢野神山は、和名抄郷名に、播磨國亦穗郡八野、備後國甲奴郡矢野、伊豫國喜多郡矢野など有り、是將何處を詠みけむか知られず、後世の國分名所抄には伊豫と記したれど、例の覺束無し」と

有り、又右に擧げたる阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社を、一説に矢野村に在りと云へり、土人に正す可し、播磨國玉勝間櫻葉卷に、「伊勢國の壹志郡に辛洲社と云ふ有り、古き社とは見ゆれど、如何なる神に御在すら詳ならず、俗には天照太御神の御妹に坐と申すなり、近き頃、神別本紀と號けたる物を見れば、天照太神の御妹に可良須女命と云ふ有るは、彼の俗説に依て造り出でたる名なり云々」と云はれたるは然る事ながら、社傳の古説も漫りに捨つべきには非るなり、但其を取りて右の妄書に云へる事共は、凡て云ふにも足らぬ僻事のみなり、) 神名式に、攝津國八部郡生田神社、(名神大月次相嘗新嘗) 和名抄郷名に、生田(以久多)と有る是なり、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_ニ攝津國正五位上勳八等生田神從四位下_一、同十年十二月十六日、授_ニ攝津國從四位下勳八等生田神從三位_一、同十年閏十二月十日己亥、遣_ニ使_ニ於_ニ攝津國廣田生田神社_一奉_レ幣、告文曰、(上略) 攝津國解良久、地震乃後_ニ小震不止_一、因_レ卜_ニ求_ニ之_一、大神乃_レ布_ニ志_ニ已_レ利_レ賜_ニ天_一、所_ニ致_ニ致_ニ賜_ニ天_一、奈_レ利_レ止_一、申_ニ利_レ、又先日禱_ニ申_ニ賜_ニ布_ニ事_ニ毛_ニ有_ニ介_ニ利_レ、因_レ今從一位乃御冠_ニ上奉_ニ利_レ、云々と見えたり、社傳には、稚日女尊を天照太神と同體と爲るは、其の別社に五男三女神を祀祭れば、然も有りぬ可き事ながら、本社には三女神を合せて稚日女尊と申す御名を以て祭り、別社には其の三女神の御名を別けて祭れる者と所見たり、今此を聞くに、攝社、本殿の側に住吉八幡日吉諏訪の四社なり、別社八所、一御前、田心姫命、北野村に坐す、二宮天忍穗耳尊、菟原郡生田村に在り、三宮湍津姫命、神戸村に在り、四宮市杵島姫命、花熊村に在り、五宮天穗日命、平野村に在り、六宮天津彥根命、坂本村に在り、七宮活津彥根命、兵庫津北濱町に在り、八宮熊野櫛樟日命、宇治野村に坐すとも、一に坂本村に坐すとも云へる社傳なり、備前國生田神社の確

日女尊をしも、三女神と見奉る時は、長田神社に坐す事代主命とは、御母子の御中間に御在し坐すは申すも更なり、又天照太神の、奉助天孫と詔給へるにも相叶ひ、又上に引ける清和天皇實錄に、宗像大神の、彼の征韓の御政を助け奉らせ給へるにも合ひ、且神名式に、山城國葛野郡天津石門別稚姫神社、(名神大月次新嘗)同錄に、貞觀七年六月二十二日辛未、山城國從五位上天津石門別稚姫神列於官社と有る、此の社を或説に、今雲島村辨財天乎と云へる、其れも傳十三卷に云へるが如く、諸國にて此の宗像大神を其の辨財天として祀れる例にも相叶へれば、愈大に動くまじき故由の有りけるに思ひ合せて、心を定む可き者なりかし、(玉勝間列々椿卷、異國の使に神酒給ふ事の條に、舒明天皇御卷に、四年、唐國使人高表仁等、到于難波津云々、即日給神酒、玄蕃寮式にも、凡新羅客入朝者、給神酒と有りて、其神酒の事も、其釀酒料稻、大和國賀茂・意富・纏向・倭文四社、河内國恩智一社、和泉國安那志社一社、攝津國住道・伊佐具二社、各卅束、合二百四十束、送住道社、大和國片岡一社、攝津國廣田・生田・長田三社、各五十束合二百束、送生田社、竝令神部造、差中臣一人、充給酒使釀生田社酒者、於敏賣崎給之、釀住道社酒者、於難波館給之と見えたり、抑此神酒を蕃客に給ふ事、思ふに神功皇后の御世の故由有る事なる可し」と見ゆ、斯る御事の御在し坐すに就きても、稚日女尊を三女神と見奉る時は實に叶へり、) 偕此の時の御事は、右に註る如く、携幡千々姫命稚日女尊二柱神、天衣織女として仕へ奉らせ給ひけむを、此の後、天石窟隱の御時にも、右の二柱神、天棚機姫神・弟棚機姫神と仕へ奉らせ給ひけらし、然るは傳十七に引ける古語拾遺に、令天棚機姫神織神衣、所謂和衣(古語爾伎多倍)と有るを、太神宮諸雜例集に載れる神服公等が解狀に、掛掛、

天照坐皇太神御坐天原之時、以神服等遠祖天御神命爲司、以八千々姫爲織女奉織と有る、此れを合せて、天棚機姫神と携幡千々姫命とは同神に渡らせ給へる事著明し、然るに其所にても、稚日女尊即弟棚機姫神として、同じ事に仕へ奉らせ給ひけむと思ふ由有りて、次に云へるが如し、神名式に、尾張國山田郡多奈波太神社、本國神名帳に、正四位下多奈波太天神と有る、此は打ち任せたる方なれば、右の天棚機姫神に御在し坐す可し、同丹羽郡生田神社、本國神名帳に從三位生田天神と有りて、此の兩社同國に立せさせ給へるも、由有りける御事になむ有りける、(右の本國帳の多奈波太を、一に桁幡と作るを、天野信景が參考本國神名帳集説に、在山田莊田幡村云々、按桁樺字誤乎と云へり、名義抄に、桁を、祁多又那宜志と有れども、垂仁天皇二十三年御記の、天湯河板學を、姓氏錄に天湯河桁命と作り、萬葉十一卷九丁にも、香山爾、雲位桁曳と、桁を多那に借りたれば、桁を多那に用ひて誤ならざるなり、又生田神社は、上に擧げたる攝津國の御社の別社なる可し、集説に、今在井上莊芝原村と云へり、) 若て又、傳十七に擧げたる天孫降臨章第一一書に、下照媛、欲令衆人知映丘谷者、是味耜高彥根神、故歌之曰、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汗奈俄勢屢、多磨廼彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜(下略)と有る、此の歌古事記にも所見たるが、初句は釋に在天也と註せり、二句の乙登は、釋に少女也と見え、多奈婆多は、釋に織女と有り、偕其の乙登は長女に對へたる稱にて、其の第六一書に、大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、又海宮遊行章に、海神女豐玉姫と有るに對ひて、其女弟玉依姫と書し、神武天皇御記には、其の玉依姫を、海童之少女也と見えたる、右等は、姉妹の間に云ふ弟なるが、此に天棚機に對へて、弟棚機としも申すは、其の紐織のことに就きて云ふ弟

にて、此は應神天皇三十九年御記に、工女兄媛・弟媛・雄略天皇十四年御記に、縫女兄媛・弟媛など有る類是なり、此を以て、天棚機姫神の外に、別に弟棚機姫神と云ふ一神有る事をなむ曉る可かりける、(然れば、此は本より別なる神には渡らせ給へれども、其の女功の御事に就きては、栲幡千々姫命をしも打ち任せて、天棚機姫神と申し奉るに並び坐せる御名なる事、決き者なり) 故に右の歌はしも、天稚彦が喪に集へる神等に、其の天稚彦に容貌の似させ御在し坐す神は、下照媛命の兄、味耜居彦根神に渡らせ給ふ由を明し給はむとて、歌はれたる者なるが、當昔の歌に事を巧みて、其の實に關係らぬ故事などを取り出でて、一首に仕立つる如き事は、且て爲ざりつる事なれば、彼の天棚機姫神を云ふには非ず、其の乙登多奈婆多と詠まれしは、傳十三に引ける地神本紀に、大己貴神、先娶坐宗像奥津島神・田心姫命、生一男一女、兒味耜高彥根神、妹下照媛命と有るが如く、其の二神の御祖宗像大神の御事を、玉依姫命と申し奉る、其の御事を先づ歌ひ出でられたりけるにて、即ち上に謂ゆる稚日女尊になむ渡らせ給へりける、然れば右の歌は、御母玉依姫命の御頸に嬰けさせ給へる玉之御統と云ふ可美玉有り、其の御統の穴玉映と云ふを序にして、其の玉の映ゆるが如く照して、二丘二谷を渡らすは、我が兄味耜高彥根神なるぞや」と云ふ事を、傍に令知たる者なりかし、右の弟棚機姫神の御名を顯はせるは、其の兄の出自を明さむとての事にて、天より降れる神等は、其の高彥根神を見聞き知らざれば、其の御母の事より歌ひ顯せりし者となむ所見たりける、階上に註るが如く、此の神を、織幡神と申し奉る事は更なり、又肥前風土記に、基肆郡姫社郷、此郷之中有川、名曰山道川、其源出郡北山、南流而會御井大川、昔者、此川之西、有荒神、行路之人多被殺害、半凌半殺、于時、卜求崇由、兆云、令筑前

國宗像郡珂是古祭吾社若合願者、不起荒心、覓珂是古令祭神社、珂是古即捧幡祈禱云、誠有驗吾祀者、此幡隨風飛行、墮願吾之神邊、使即舉幡隨風放遣、于時、其幡飛往、墮於御原郡(姫社)之社、更還飛來、落此山道川邊之田村、珂是古自知神之在家、其夢見、臥機(謂久都思枳)絡梁(謂多多利)儂遊出來、厭驚珂是古、於是亦織女神、即立社祭之、自爾已降、行路之人、不被殺害、因曰姫社、今以爲郷名と有る織女は、和名抄に、太奈八太豆女と訓み、萬葉集にも多かる字にて、已に傳十七に云へるが如し、若て其の織女神の事に就きて思ひ合せらるゝ事は、傳十五に云へるが如く、宗像の中津島に天川と云ふ有りて、中津島の邊に流れたるを、其所に七夕宮有り、已に中古の物に所見たる事なれば、宗像大神をしも正しく織女神と云へるなりけり、右等に云へる事共を、如此く漏さずして究めて行く時は、其の下照媛の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廻と訓まれしは、御祖母依姫命の御事にして、即栲幡千々姫命の、天棚機姫神に相對へる御名になむ御在し坐しける、故、此の弟棚機姫神に、天津石門別稚姫神とも申し奉る御名御在し坐して、其の御戸開神、栲幡千々姫命に相並び給へる御功の御在し坐せる古より以降、人皆得知らざりける事なるを、其の大神の、我が心を開きて如此なむ思ひ得しめ給へる、甚可畏く辱き御賜物には有りける、(但此の三女神の天上に御在し坐し、間は、甚幼稚く御在し坐しけむから、其の御事に係列はせ給ふ可くも非じかと思ふらむ人も有りなめども、已に此の時の石凝姥命は、亦名を天香山命と申して、饒速日命の子なれば、天忍穗耳尊には御孫に當り、天照太神、素戔鳴尊の御爲には御曾孫に當らせ給へるが故に、已に神名式には、越後國蒲原郡伊夜比古神社名神大と有りて彌孫の稱有り、即ち傳二十卷に云へるを見るべ

し、又天目一箇命は天津彦根命の子にし有れば、天照太神、素戔鳴尊の御爲に即後孫なるを、此の場に會合ひ御在し坐して、鏡を作り刀を作り給へるに非ずや、然れば此の三女神の如きは、二大神の御子に御在し坐す者を、何ぞ此の時に當りて、手を束ねさせ給ひて空しく御在し坐つ可き、又上に云へる如く、稚日女尊を此の三女神と見奉る時は、少かも惑ほしき節有る事無くして克く合へるを、又外に弟棚姫神と申す御名さへ御在し坐すなるに、稚日女尊の稚と弟棚姫神の弟と又相通ふ義の言なるなど、奇異しきまで合へり、○坐于齋服殿は、正書に居齋服殿と有るに同じ、第二一書には、居織殿と所見たり、即ち傳十七に註せりき、古事記高津宮段には、爾天皇直幸、云云、坐其殿戸之闔上於是、女鳥王坐機而織服と云ふ事見え、又常陸風土記久慈郡の下に、珠寶美萬命自天降時、爲織御服從而降之神、(中略)造立機殿初織之(下略)など云ふ事も見えたり、○神之御服は、正書に神衣、古事記に神御衣と有る如き、神字は、神集神議などの神なるを、此に神之と有るは、天照太神之御服、又は日神之御服とも記さる可きを、上を略かれつる者なり、傳十七神衣の下に引ける機殿儀式帳に、天八千々姫、殖桑葉於天香山、以所蠶之御糸、織供進御衣於太神と有るなどに例して、其の然る所を曉る可し、(然れば、此は稚日女尊、齋服殿に御在し坐して、天照太神之御服を織らせ給ふ時と云ふ事にて、別に此處に日神の臨幸る事を略かれたるなり、)○逆剝斑駒は、傳十七、剝天斑駒の下に云へり、○殿内は、其の機屋の内を云ふなり、古事記黃泉國段に、還入其殿内と有るを、其の傳に、登能奴知と訓まれたるに従ひて訓むべし、其の白檮原宮段に、作大殿、於其殿内、作押機云々、作殿、其内張押機と云ふ事も見え、大殿祭詞別には、皇御孫命乃同殿裏塞坐とも有り

て、此を約むれば、登能奴知とは必ず云ふ可き事なりかし、(本には、美阿良加能宇知爾と訓みたり、其は、天降臨章第二一書に、惟爾、二神同侍殿内、善爲防護と有るにも然訓みたれども、其は御在所の義を以て云ふ所なるを、此は唯齋服殿と上に有るより承けたる所なれば、然は訓み難かり、)○投入は、正書に穿殿蓋而投納と有り、傳十七に云へり、萬葉八(三十三丁)に、多夫手二毛、投越都倍伎、十三(三十丁)に、投左乃、遠離居而、又(三十四丁)公之佩具之、投箭之所思、十九(十四丁)に、投矢毛知千尋射和多之などの投是なり、其は傳八に已に註へりき、(名義抄に、投字を、那具とも、伊多流とも、宇都とも、那宜宇都なども訓めり、今俗に花を挿すに事の粗き狀なるを、那宜伊禮と云へり、)○稚日女尊乃驚墮機は、正書には天照太神驚動と有り、古事記には天照太神、坐忌服屋而、令織神御衣云々と見えたる如く、皇太神も齋服殿に出でさせ御在し坐しつれば、天衣織女と共に驚かせ給ふまじきには非ざれども、御身を傷はせ給へるを皇太神の御事と爲るは正書の誤なり、墮機は、其の織り給へる高機の上より轉び落ち給へるにて、御衣を織りて御在し坐しつる稚日女尊の御事にて、古事記に、天衣織女、見驚而、於俊衝陰上と有るは、此の傳の趣に同じくして正實に合へり、(天衣織女と云ふは、此の機屋に侍らひて御衣を織り奉る部にて、一神の名なるまじき由、已に上に云へり、但按以て傷き給へるは、稚日女尊なり、)○所持は、上章第二一書に、汝所持云々と見えたる、共に母多流と訓めり、萬葉二(二十四丁)に、敵見有、又指舉有など云ふに並べて、取持流、弓波受乃驟と有り、又七(十六丁)に、大夫乃、手二卷持在など多く在り、皆、母知氏阿流なるを、其の意の急なる爲に切れるなり、○傷體は、正書に傷身と有るに同じ、偕此は唯に御身を傷は

せ給ひて、其の機屋を逃放らせ給へる趣なるを、古事記には、於_レ梭衝_ニ陰上_ニ而死_ニ（訓_ニ陰上_ニ云_ニ富登_ニ）と有るは、其の事の委しき状には有れども、信_レけ難き事なり、通證にも、「崇神天皇十年御紀に、爰倭迹々姫命仰見而悔之急居、則_レ箸撞_レ陰而薨_ニと有る文を引きて、與_ニ古事記意_ニ同、蓋_レ戒訓之古語也と云へれども、古史第四十二段徴に、於_レ梭衝_ニ陰上_ニに云へるは、倭迹々姫命の故事を紛らしたる傳なる可く思はれて、信_レけ難かるを、神代紀なる傳は、事實に叶ひて正しく聞ゆ」と云はれたる如く、其の所持る梭に觸れて、何處か御身の内に傷はせ給ひけむ事の有りしを、其の箸の事よりぞ實に混れつらむ、（其の上の梭の御身に當れるならむには、御脇の方にこそは當る可かりけれ、御陰上は殊更に撞かずしては、過ちても傷ふまじき所なりけるをや、）○神退矣は、唯に其の所を避りて異處に移るを云ひて、四神出生章第三、一書に、伊弉册尊の御事を、神退矣、亦云_ニ神避_ニ矣と有るも、此に同じき由、已に傳七に註へるが如し、然るに、御紀にも、其を崩御_レ御在し坐し_ニ狀に誤り記されたるは更なり、古事記の此なるをも、衝_ニ陰上_ニ而死_ニと書けるなどは、右の神退又は神避て_ニ古言_ニをしも、生死の死の事と僻心得しつる誤なれば、甚く古傳の意に背ける者なり、其の第十一、一書に、保食神をも實已死矣と云へるなど、其も古傳は罷は退_ニ字_ニの意にて、麻加理と云ひつらむを、別に死の言を麻加流とも云ふに就きて、字の當て損はれたる、中世の杜撰なる者にして、此等の故事共に死を云ふは、言に斷えたる曲事なるぞかし、（凡て、幽顯の未だ別れざりし以前の事に死を云ふは、悉に人世の事を押し及ほし云へる者にて、上古の意には非ざるなり、但、人の退き避る事と身死る事と相通はし云ふ事常にて、罷_レると死_レると同じく、又此の神退を、天孫本紀饒速日命の所には、神殞_レ去_レ坐_レと云ひて薨_レ坐_レ事とし、又伊弉册

尊の石隱を取りて、倭姫命世記には、貴人の薨_レ給_レへるを石隱と云ふ趣なるなど是なり、）倭、神退又神避の神は、神集神議などの神にて、其の言は唯退_ニと避_ニとのみなり、故に其の退は去_ニ、字の如く、避は去_ニ離_ニの重語なる者なり、然れば、退をも避をも互に通はし訓みて、違へるに非ざる可し、故、此の第三、一書に、吾雖_ニ婦女_ニ、何當_ニ避_ニ乎と有るは、佐部と訓む所なれば、佐加流と等しきを、天孫降臨章第二、一書に、汝意何如、當_レ須_レ避_ニ云々、我父宜當_レ奉_レ避_ニ云々、故吾亦當_レ避_ニ云々、今我奉_レ避_ニ、誰復敢有_ニ不_レ順_ニ者_ニと見え、又出雲神賀詞に、大八島國現事顯事、令事避_ニ支_ニと有るなどは、佐流と訓むべき所なり、倭佐加流を去_ニ離_ニなりと云ふは、傳八、十二にも云へるが、今昔物語廿四（第二十段）に、「年頃住みける妻を去_ニ離_ニけり」と云へるは更なり、古今集詞書にも、男女の相離るゝ事に、加禮賀禮に成ると云ひ、歌に、「暮ると明くと目離れぬ物を梅花何時の人間に移ろひぬらむ」と有るも、朝夕に目を放たず守り居る事を云へるなれば、去_ニ離_ニの離に同じ事なり、（天智天皇御記に散亡を阿賀禮通具と訓めるは、散去を阿良祢奴と訓むに同じ、又中古の物語書などに、阿賀禮又は阿賀流々など云へるは、彼離又は彼所離の意なり、又別を和加禮、和加流々と云ふは、我離、我所離にて、自ら爲ると人の爲るとの差有るみのなり、又阿久賀流々と云ふも、彼處所離なるなど、凡て某加禮と云ふ語の多かる、皆其の意等しかる可き者なりかし、）

故天照太神謂素戔嗚尊曰。汝猶有黑心不欲與汝相見。乃入于天石窟而閑著磐戶焉。於是天下恒闇無復晝夜之殊。故會八十

萬神於天高市而問之時。有高皇產靈尊之息思兼神云者。有思慮之智乃思而白曰。宜圖造彼神之象而奉招禱也。

上件は、素戔鳴尊の御荒びの段なる中に、僅に齋服殿の較略なり、此は磐戸隱の御時の事なるが、唯彼の日御像の御鏡、又日矛を造り奉る一條有るのみにして、此の一書の摠ては右の二事の本説にし有りければ、全體の文は、正書に委任たるが故に此の始に是後云々と云ひて、正書の趣に相も異らざる者なり、所以に、此文章の續け様なども、右の二條を本説と立て、餘事に抱はる事無く、唯其の事實に能く相應へて文を成せるのみにて、此を以て上下相貫くには非ざる者なり、然れば其の全體は、正書の略とも云ひつ可き狀なるに、又中には奇らしく正書にも一書にも泥まずして、獨立ちたる事なむ有りける、其は八十萬神の神集はれし所を、此に天高市と云ひ、又故會八十萬神於天高市、而問之と見えたる文法は、誰か此に長と有る神の御在し坐して、八十萬神を召集へたる趣なり、又問之と云ふも、八十萬神をして神問しに令問給へる狀なれば、此を以て其の八十萬神の上に立せ給へる神の御在し坐せる事なむ、灼然かりけるを、下に時有高皇產靈之息思兼神云者と有るは、思兼神を率て出でさせ御在し坐せる趣なる事も、亦灼然かりけり、故に古語拾遺に、高皇產靈神、會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方と有るは、捨て難き傳なる事、此に合せて知らるめり、傳十七に註せる事共考へ合す可し、(山蔭に、書紀の傳共も、皆同じき中に、唯一書に、會八十萬神於天高市問之と有るは、佗神の命にて集はせたる書様なれば、都度閉氏と訓むべし、然れども、彼處にも、

何神之命以と云ふ事は見えす、推當に書けるなる可し」と云はれつれども、下に有高皇產靈之息思兼神云者と云へるを能く見るに、其の八十萬神を會へて神問し給へる上首たる神は、高皇產靈尊に御在し坐するに、其の神の左右に置かせ給へりし思兼神をして、殊に令思給へりし見る時は、何神の命と云はずても、其の義甘く聞ゆる者なり、○汝猶有黒心は、瑞珠盟約章に、素戔鳴尊の上り坐せる事を、日神の疑ひ所思して、詰り問はせ給へる所に、吾元無黒心と申させ給ひけるを、于時天照太神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心也、對曰、請與姉共誓、夫誓約之中必當生子、如吾所生是女者、則可以爲有濁心、若是男者、則可以爲有清心と見えたるが如く、其の誓約の御間に生坐さむ男御子女御子を以て、其の心の赤きと黒きとを明し申さむと申させ給ひけるに、元より素戔鳴尊はしも清心に御在し坐しければ、信に申給へるが如く、日神の物根を乞度し給ひて、終に男御子を成し奉らせ給へりき、謂ゆる五男神是なり、故に其の第一一書に、故素戔鳴尊、既得勝驗、於是、日神方知素戔鳴尊固無惡心と見え、第三一書に、故日神方知素戔鳴尊元有赤心と見えたるが如く、日神の御疑ひ此に至りて悉に晴れさせ給へりき、傳十七卷の始に已にも註るが、其の後に日神の大御使と爲て、保食神の許に、葦原中國に降著して、報命し給ひてより、其の事に係列はせ給ひて、殆に天津罪を犯させ給へる種々の御所作共、甚轉有る御行なりし故に、先に素戔鳴尊の吾元無黒心と申給へりし事共を打ち消たせ御在し坐せる御言にて、正書に、天照太神云々、由レ此發慍と有るに當る所なり、(斯れば、此に汝猶有黒心、不欲與汝相見と詔給へるは、即其の發慍の御語と云ふ物になむ物になむ有りける、但稚日女尊は、上に註るが如く、其の時に生出させ給へる三女神の御事にし坐せ

ば、素戔鳴尊の御爲には、御子に御在し坐せれども、然る御心も御在し坐さず、唯其の保食神の御事に依て、甚く神荒びに荒びさせ給へるなり、○不_レ欲_ニ與_ニ汝相見_一は、此も、瑞珠盟約章に、於是素戔鳴尊請曰、吾今奉_レ教將_レ就_ニ根國_一、故欲_ニ暫_ニ回_ニ高天原_一、與_レ姊相見而後永退_ニ矣_一、勅_ニ許_ニ之_一、乃昇_ニ詣_ニ之_ニ於天_一也と見え、其の日神に申給へる御言にも、父母已有_ニ嚴勅_一、將_ニ永就_ニ乎根國_一、如不_ニ與_ニ姊相見_一、吾何能敢去と有るが如く、御同胞の御間に御在し坐せば、元より好_ニはしき御心の御睦を以て、參昇らせ御在し坐しけるなり、其の後、日宮に留り御在し坐し、程の御事なるが、四神出生章第十一書、保食神の許に、大御使と爲て到り坐せる時に、其の御饗奉らせ給へる態を見て、是時、月夜見尊、忿然作_ニ色_一曰、穢矣鄙矣、寧可_ニ以_ニ口吐_ニ之物_一敢養_ニ我乎_一、迺拔_ニ劔_一擊殺、然後復命、具言_ニ其事_一、時天照太神怒甚之曰、汝是惡神、不_レ須_ニ相見_一、乃云々、隔離而住と見えたる、是の時に日神の御前を退させ給へる始なり此に素戔鳴尊の御心には、吾こそは日神の御同胞なりけれ、吾を退けて、無禮_ニかりつる保食神を好し給ひ、又其の御身より成れる物を、甚く悦ばせ御在し坐して、是物者、則顯見_ニ蒼生_一可_ニ食_ニ而活_ニ之_一也と詔給ひつゝも、食物、著物、住家の事を遍く世に幸へ給ふ可く、事始め定めさせ給へるが故に、其の物々に當りて傷損はせ給へるなり、然るに、古事記に、故雖_ニ然_ニ爲_ニ天照太御神者_一、登賀米受而告、如_ニ屎_一、醉而吐散登許會、我那勢之命爲_ニ如此_一、又、離_ニ田之阿_一、埋溝者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命爲_ニ如此_一、登詔雖直、猶其惡態不_レ止而轉と見え、此の第三書にも、凡此惡事、會無息時、雖_ニ然_一、日神不_レ愠、恒以_ニ平恕_一相容焉とも有るが如く、此までは各詔り直し給ふ道も御在し坐し、かども、此の齋服殿の御事に就きては、見直し給ふ可き方こそ御在し坐さざりけらし、是を以て、

不_レ欲_ニ與_ニ汝相見_一と詔給ひ放ちて、天石窟には入らせさせ御在し坐しけるなり、(故、右に引ける四神出生章第十一書に、汝是惡神、不_レ須_ニ相見_一と有るは、下に一日一夜隔離而住と見えて、唯暫時の御事なるを、此は御怒甚しく御在し坐して、閉籠らせ給へるなれば、尋常の御事に御在し坐さざる程、想像り奉る可し、右の如く、此に不_レ欲_ニ與_ニ汝相見_一と詔給へるにも、其にも次第の有りて、因來る所以有る事なるを、人は然る心も無く、其の一句に就きて濟せ置くこそ心憂けれ、○閉著は、下に引ける紀國造系譜に、此の紀を引けるにも然有り、多氏都祁給比伎と訓むべし、今俗に戸を闔固むる事を然云へるは即ち古言にて、右の閉著の字に合へり、楮此の著は、其の石窟の穴口なる所に、磐戸を閉塞きたる上に、門戸に關鍵を以て刺し固むるが如くして、固めさせ御在し坐して、日神の御自ら開かせ給ふに非ずば、石戸破る手力雄神と雖も、得放ち開くまじく物爲させ給へるを云ふなり、然れば、著_ニ字_一、此には要と有る所なれば、今本に閉著をば佐志都と訓めるは叶はざる者と知るべし、(今も京などの方言に、右の多氏都祁には限らず、男女共に、衣裳を著て裝束ひ固むる事を、伎都祁と云へる著なども右に同じ、)○天下恒闔、無_ニ復晝夜之殊_一と有りて、與流比流登伊布和伎毛と訓むべし、傳十七に引ける古語拾遺に、爾乃、六合常闔、晝夜不_レ分、日向風土記に、天暗冥、晝夜不_レ別と見え、萬葉四(四十八丁)に、夜晝云、別不_レ知、十二(七丁)に、吾戀者、夜晝不_レ別と有り、又十一(二十九丁)に、月之有者、明覽別裳不知而と有れば、別を和伎と訓む事、古言なれば、死字を然訓みて克合_ニり_一、楮此に天下と有るは、正書に、故六合之内常闔而云々と見え、第三書に其の磐戸の事を、則引開之者、日神之光滿_ニ於六合_一と有りて、下に、諸神噴_ニ素戔鳴尊_一曰(中略)故不_レ可_ニ住_ニ於天上_一、亦不_レ可_ニ居_ニ於葦原

中國と有れば、六合は天上天下を兼ねたる稱なる事、已に傳十七に委しく註るが如し、然れば此には天上の事を脱せるかと云ふに然らず、其の御事に依りて、國土にては晝夜の相代り行く差別も知られざりし由のみを傳へたる者なる可くして、凡て、此の顯國の事を主と爲る例の御紀の文體なるにこそ、(其は正書に右の如く上に六合之内と有りながら、其の下に、謂當豐葦原中國、必爲長夜と云ひ、古語拾遺も、上には六合常闇、晝夜不別と有りながら、下なる日神の御言には、吾幽居、天下悉闇と有ると同日の談にして、凡ては、此の第三一書、又古事記の正しきには如かざるなり。)○天高市は、正書に于時、八十萬神、會合於天安河邊と見え、古事記にも、是以、八百萬神、於天安之河原、神集々而見え、拾遺に、高皇產靈神、會八十萬神於天八湍河原と有るなどを合せ考ふるに、異説なるにては有るべからず、八百萬神の、神集ひに會はせ給ふ處、即ち其の天安河の邊傍に在る、是れを云ふなる可し、其は古事記御天降段に、爾高御產巢日神、天照太御神之命以、於天安河之河原、神集八百萬神集而、思而詔(下略)と有るも、此の段の狀と同じきを、遷却崇神詞に、神漏伎、神漏美能命以、天之高市、八百萬神等乎、神集々給比、比神議々給と見えて、其の安河原の事を、天之高市と云へり、其の天高市の高は、高山・高岡・高野・高岸など云ふ高にて、其の安河邊に在る高岡なる處を云ふなり、市とは八百萬神の神集ふ場を云ふなり、口訣に天高市、天上諸神會合之處と云ひ、纂疏に、天高市、蓋在天上、取諸神集會之義と宣へるは、信に然る説なりかし、(然るに神名祕書に、天高市者、天宮是也と云へるは、推當の説なる者なり、天宮は日神の御在し坐す宮都にこそ有りけれ、然れども諸神集會の場は、右の如く日宮の外に在りて、謂ゆる天安河の邊なる事、右件の證文共有り

て、甚著明き者なるをや、此は事は別なれども、崇神天皇七年御記に、於是、天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神以下問之と有るが如く、其の事と有る時は申すも更なり、高皇產靈尊神皇產靈尊の幸行して、諸神を神集へさせ給へる場即ち天高市なる者なり、)倍又天孫降臨章第二二書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、師以昇天、陳其誠款之至、(下略)と有るは、纂疏に、大和國高市郡是也、今天高市神社在焉と見えたる是れなり、然るに、天高市は、右に云へるが如く天上に在りて諸神集會の場なるを、此にも其の同じ稱なるは如何にと云ふに、此は、大物主神及事代主神二柱は、國神の首渠に御在し坐せば、其の歸順ひ奉り給ふ誠款の至を陳じ給はむには、其の正書に、如吾防禦者、國內諸神、必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と先に申給へる御言し有れば、國土に在りと有らゆる其の二神の帥の給ふ限の諸神を率ゐて上らせ給はずは、得有るまじき御事なる故に、其の今云ふ高市郡なる所をしも諸神集會の處として、此より其の天上なる天高市に上り坐せる故事を以て、此にも天高市と云ふ名の遺れるなり、神武天皇三十一年御記に、復大己貴大神、目之曰玉牆内國と有るが如く、其の大神の宮處は、大和國にも有りつらむを、其より幸行して、諸神を神集へさせ給へるにてぞ有るべき、口訣に大和國高市郡准之と云へる如く、天上の天高市に准らへたる者なり、和名抄郡名に大和國高市(多介知)と有り、又神名式に同郡天高市御社(大月次新嘗)見え、古事記朝倉宮段太后御歌に、夜麻登能、許能多氣知爾、古陀加流伊知能都加佐と詠ませ給へるも其の高市の事にて、古陀加流は處高在の義、伊知能都加佐は市之司にて、其の新嘗屋を造らせ給ふ高き處を云ふなり、岸の高き處を岸之司と云ひ、野の高き處を野司と云ふに同じ、此を以

て高市の高の義を得て知るべき者なり、(右の古陀加流は、下に淤斐陀氏流、波毘呂、由都麻都婆岐と有る、其の木高き事としても聞ゆれども、猶上より云ひ續けたる狀を思ふに、必ずしも然らず、其の高市の處の高き事を宣へるなり、偕父和名抄郡名に、其の高市の次に十市止保知と有るは、高市に對へて、遠市と云へるにや、獨り考ふ可き事なり、) 又和名抄郷名に、常陸國久慈郡高市有り、風土記に、所稱高市、自東北二里、密筑里、村中淨泉謂大井、夏冷冬温、湧流成川、夏暑之時、遠邇郷里、酒肴齋賚、男女會集、休遊飲樂、其東南臨海濱、(石決明・棘甲・魚貝等類甚多) 西北帶山野、(椎・櫟・榎・栗生、鹿・猪住之) 凡山海珍味、一不可悉記と有るは、高市郷内に、密筑里と云ふ地の事を云へるなるが、此の地今は多賀郡に屬きて、水木村と云ふと云へり、偕父に見えたるが如く、西北に山野を帯びて、東西に海濱を臨む、是即ち高と稱ふる所以なり、又遠邇の郷里より、男女會集、休遊飲樂と云へるは、市と號くる所以是なり、此を以ても、上に云へる天上の天高市、大和の天高市などの義をも思ふ可き者なり、偕市と云ふは、右の如く人の集會まる處を云ふ語なるなり、故に萬葉二(三十八丁)に、吾妹子之、不止出見之、輕市爾、吾立開者、玉手次、畝火乃山爾、喧鳥之、音毛不所聞、玉鉾、道行人毛、獨谷、似之不去と有りて、人の多く行き交ふ事を詠めるなるが、此は、天武天皇十年御記に所見たる輕市の事なるを、推古天皇二十年御記に已に輕街と云ふ名有り、又敏達天皇十四年御記の、海石榴市の事を、其の萬葉十二(二十二丁)に、海石榴市之、八十衢爾、立平之と詠みたるに、武烈天皇御記に、海柘榴市巷、推古天皇十六年御記に、海石榴市衢と有るが如く、市には必ず衢を云ふ事の定りなるは、人の集會ふ場なればなり、和訓栞に、右の八十衢の歌を引きて、市

は、五十路の義なる可しと云へるは、信に然る説なり、(但阿伎の切め伊にて、商の義とも云へり) と有るは僻事なり、市は人の集會ふ處なるに就きて、商も其に依りて有る事なれば、其の本末の違ひ有るべし、市字は、圓機活法に、賣買之所也と見えたる字を當てたる事なれども、伊知と云ふ言の本義に非ず、獨り漢籍にては、易繫辭に、神農氏、日中爲市、致天下人、聚天下貨、交易而退、各得其所と云ひ、又代醉編に闔市外門と有るを、名義抄に伊知加杼又佐和久と有り、隧を、文選註に市中道と見えたるに、名義抄に伊知能美知又伊知具良又美知と有り、又鄭周禮註に市中之空地と有るを、世に伊知具良と訓む字なり、又肆を、周禮註に市中陳物處と有るを、和名抄に唐令云、諸市每肆立標題、和名伊知久良と有りて、店も廩も共に同じく市倉の義なり、右等の如く、西戎にて市と云へるは賣買の地なるを以て云ふを、此の伊知の言は然らず、人の來り集ふ義に起れるなり、○會は加牟都度爾閉都度閉氏と訓み來れり、偕此は、正書に會合と有れば、何れの神の命令と云ふにても無く、自然に神等の神集ひ坐せるなり、故に古事記には、訓集云、都度比と殊更に註されたり、然れども、此は古語拾遺に、高皇產靈神、會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方と見えたる如く、獨り高皇產靈尊神皇產靈尊等二神の大命以て、八百萬千萬神等を神集へに集へさせ給へる趣なる事、已にも云へるが如し、然るは、下に、有高皇產靈尊之思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、云々と見えたる、其の息と云ふ事は、傳の誤なれども、上に八十萬神を會へと云ひ、又問之と云へるは、其の神の命令なる事著明きに、思兼神には、乃思而白曰と有るは其を奉行ふ由なるに、殊に其の神の息と云へるは、古事記に、高御產集日神之子、思兼神令思と有るが如く、其の思慮の事を始めて、萬に其の神の命令なる

を知らしむるが故なるなり、其は古事記御天降段に、爾高御產巢日神・天照太御神之命以、於天安河之河原、神集八百萬神・集而、思金神令思而詔と有るを、此には、其の章の第一一書に、故天照太神、乃召思兼神、云々、思兼神思而告曰と有りて、令思と自思と別なる事の如しと雖も、下に云へるが如く、其の命令を受け賜りて思ふ所と、已に思はしめたる事を以て宣給ふとの因有るのみにして、云ひ以て行けば、其の同致になむ歸める、然れば、此の思兼神の乃思而白曰と有るも、產靈神の命以て思兼神に令思て令白給へるなる事、此の會へと、次の問之とに合せて知るべき者なり、傳十七に引ける古史第四十四段徴に、「此の事實の上より思ふにも、天照太御神の幽居して甚じき禍事の起れるなれば、八百萬神等誰集へねども集ひたりけむ事は、信に然も有るべき事なり、偕然已自に集ひたる上にて、其の上首たる神は產靈神に坐す事、此又論無し、故に古事記に、高御產巢日神之子、思金神令思と有るは、此神の令思たるなり、然るを、其の記に、此神之命以而と云はざるは、記し漏したるなり、例を云は、下文に、召天兒屋命・布刀玉命、云々、令占合麻迦那波而と有るを思ふ可し、此の時、高皇產靈神、神皇產靈神も集ひ坐しけむ事は論無きを、殊に召して令せ給へる神は、產靈神に坐さずは何れの神の御事とは爲む」と云はれたる、此にて甚隈々しき所無くなむ聞えたりける、(然れば、此には、會八十萬神於天高市の上に、高皇產靈神乃などの字、有るべき所なる可く思ふ事なれども、下に思兼神を率給へる趣にて、凡ては其の大神の所置なる事著明なれば、省かれたる者なり、古事記も、是以八百萬神、於天安之河原、神集々而と有りて、訓集云都度比と有るは、其の產靈神より始めて、諸神の已自らに聚ひ給へる事を云へるなり、然八百萬神の集はれしは、自らの事なれば、

都度閉氏とは云はずと雖も、次に高御產巢日神之子、思金神令思而と有る續きに、萬事を命令せ給へる事、其の神と知らるゝなり、此等は文を錯綜へて其の重複を省ける者なれば、其を知る眼を其へずば有るべからざる事共なり、○問之は、本に登波志牟と有り、其の意を得て、登波志米給布と訓むべきなり、此は、正書に計其可禱之方と見え、古語拾遺に議奉謝之方と有る其の事を云ふなり、物を議る事を問と云ふは、天孫降臨章に、故、高皇產靈尊、召集八十諸神而問之曰、云々、故高皇產靈尊、更會諸神、問當遣者云々と見え、古事記同段にも、是以、高御產巢日神、天照太御神、亦問諸神等云々、故、爾天照太御神・高御產巢日神、亦問諸神等云々など有るを、何れも人に物を問ひ議る事を問ふと云ふ例なり、偕此に登波志牟と有るは、即ち右に云へるが如く、產靈神の命令を以て、令問議給へるが故なり、古事記に、思金神令思而、集常世長鳴鳥令鳴而、(中略)科伊斯許理度賣命令作鏡、科玉祖命令作八尺勾璉之五百津之御須麻流之珠而、召天兒屋命・布刀玉命、(中略)令占合麻迦那波而(下略)と有るは更なり、傳十七に引ける古語拾遺に、爰、思兼神、深思遠慮、議曰と有りて、下に令某某神造某某と云ふ事の數多見えたるは、其の事は、思兼神の思慮に出でたる事にては有れども、諸神を使令ひて其の事を令せ給ふは、此の場に神集坐せる神の中にも、其の上首と御在し坐す高皇產靈・神皇產靈二神の令せて、事令成給へるなれば、右等の令字、共に皆、其の二神の御命なる事、灼然くなむ有りける、(然れば、此の間之は、八十萬神をして令議給へる者にして、思兼神にも、令思給へるなり、下に、思兼神云者、乃思而白曰と有るに照し應せて、曉る可き者ぞかし、)○高皇產靈尊之息は、諸本共に尊字を脱せるを、類史又良海本共には、高皇產靈尊と有り

て正しければ、今此を補ふ者なり、御紀に其の御名の出でたる、此を除きては、何れにも尊字有れば、中古に書き漏せる者なり、唯顯宗天皇三年御紀に、日神・月神の各託し給へる所に、我祖高皇產靈と云ふ事二有りと雖も、若槻某が畏庵隨筆に、「其も二所ながらに、高皇產靈尊と有り」と云へれば、其も唯今本にのみ脱せるにこそは有りけれ、本より誤らざりつる事知らるゝなり、抑此の大神はしも、天地の初發の時より御在し坐して、此の世中は更なり、又世に有りとのゆる萬の物をも始めさせ御在し坐して、尊しとも高しとも、世に譬へ無き大神に御在し坐せば、御紀の文法として、至貴曰尊、自餘曰命と有るが如く書し別けられて、何處も高皇產靈尊と書き奉らせ給へるを、如何に一書なればとて、無禮けに尊字を離ちて高皇產靈などは記し奉るまじき事なれば、必ず加へ奉る可き御事なかりし、(其の上、類聚國史に尊字有りとは云ふ物の、其も此の御紀より取らせ給へるにて、狡意に補ひ給へるには非ず、當昔、然る善本の有るに依らせ給へる者なり、舊事紀も中古に出來れる者なるが、其にも高皇產靈尊、兒思兼神、有思慮之智と有るは此より取れるなり、)息は美古と訓むべし、良海本には子息と見えたり、即ち古事記には、高皇產靈日神之子思兼神と有る是れなり、獨此の外にも、舊事紀に、高皇產靈尊、兒天思兼命と見え、異本神系圖なども、右に同じと雖も、其の遠祖の事に係けたるにて實には其の御息には御在し坐さず、其の思兼神と申すは、傳十七に委しく論め云へるが如く、即ち天兒屋命の御事に渡らせ給ひて、其の系記は神代本紀に、津速魂尊兒市千魂尊兒天兒屋命(中臣連等祖)と見えたる是れなり、然るに此に高皇產靈尊と有るは、上に已に云へる如く、此の一書に、會八十萬神於天高市、問之と有るは、其の大神の命令なり、又古事記に然るも、思兼神、令思而と有るな

ども、其の大神の科せ給ふ所なるが故に、即ち其の事共の最前に在る神なれば、其の事に牽れて然は云ひ傳ふる事とも成れるなる可し、猶傳二十興台產靈神の傳に云ひてむとす、(御紀には、多く御子と云ふに兒字を書かれて、息字は甚珍らし、神武天皇御紀に、櫛玉饒速日命云々、遂有兒息名曰可美眞手命と有るには、兒息を美古と訓めり、繼體天皇元年御紀に、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望と有るにも、息を美古と訓みたり、今牟須古・牟須賣に、息男・息女と云ふ字を書けるを、和名抄子孫類に、子息也と見え、禮記註に、陽生曰息と云ひ、字彙に、子吾所生者、故曰息と云へり、)○思兼神云者は、思兼神登云布迦微と訓める其宜し、延佳説に、「云者の、云字は衍なる可し、訓點に、云字を傍に付けたるを、誤りて本文に書き入れたるなる可し、神宮に傳へし古本又纂疏などにも、云字無し」と云へるが、良海本も然有るなり、然るは次なる第二一書に、鏡作部遠祖天糠戸者とも、忌部遠祖太玉者とも、玉作部遠祖豐玉者とも、山雷者とも、野槌者とも有るは更なり、海宮遊行章第二一書に、從天降者當有天地、從地來者、當有地、實是妙美之虚空彦者歟と有る者字も、此と同じく、云神と訓むべき所なるに、云字無ければ、其の説信に云はれたるが如しと雖も、又訓の任に書かれたる例も猶外に見ゆれば、容易く削る可からざるなり、其の事傳十二にも云へり、此の言の例は、御門祭詞に、天能麻我都比云神云々と見え、大祓詞には、瀬織津比咩云神とも、速開都比咩云神とも、氣吹戸主云神とも、速佐須良比咩云神とも有りて、古言に多き事なり、(又紀記は更にも云はず、何れの書の上にも、漢文體に者字を書けるには、云々登云神とか、又は、云々登云人とか、言を加へて訓む事常なり、)○思慮は、意母比多婆加流と訓みたり、此を、正書に深謀遠慮と有り、古語拾

遺に深思遠慮と有るは、此の思慮の語を伸べたる者にして、其の事がらの甚じき事を云はむとて、深遠の語を添へたるにこそは有りけれ、共に言ひ以て行く時は、思慮の二字に過ぎざる者なり、此の事、傳十七に已に註せりき、思は、思兼神と申す神名の思是れなり、慮字は、天孫降臨章第一一書に、然慮、有殘賊強暴橫惡之神者、又古事記の、其の段に、天若日子の事を、慮獲其國と有るなどは、此に居て彼處の狀を測り、今より後の事を圖れるなれば、此の一字にても、意母比波加里と訓むべき所なるにて、常にも然云ふ所なるなり、偕此の波加流の言は、正書に、計其可禱之方、拾遺に議奉謝之方、など有る計も議も此に同じく、又神武天皇御紀に、乃運神策於沖衿と見え、又、猶守迷圖、無復改意、など有る神策迷圖、共に波加里許登と云へるも、敵を謀る爲に事を設くるなれば、其れも同言なり、又、綏靖天皇御紀に、圖害二弟子と有るを、古事記には、將殺其三弟謀之なども有りて、字は種々に異れども、本は波加流と云ふ一言に出でたるが、其は傳十七に云へるが如く、物を量る度量の量に同じく、其の規矩を用ひて度を定むる謂の語類なる者なりけり、然れば、此の思兼神の思慮は、云々の謀を成す内にも、此の物を捧け奉らば、日神の大御心にや叶はせ給ふ可からむ、其の事を仕う奉らば、日神の大御心や和ませ給ふ可からむと、其の感けさせ給ふ可き方を、思ひ慮り志むるに在る事なり（唯に、心當に推度に物爲る事には、當るも有り又當らざるも有りて、實には信み難かるを、思兼神のは、此の時に始めて彼の御天降の度に至る所に少かも違ふ事無く、其の末の末まで行き通りて、悉に圖る所の如くなるは、實に天御量以て物の度を量るが如くなむ、）○智は佐登理と訓めり、佐登流の用言を、體言と成したるなるが、自ら得るを佐登流と云ひ、人に令得るを佐登

須と云ひ、其の我も人も得たる狀なるを佐登志と云ふ、聰明など云へる是れなり、偕此の佐は、傳六・十四・十五に云へるが如く、性を佐賀と云ふは、眞心の義なるが、其の佐賀は、八洲起元章に不祥を佐賀那志と訓めるは、祥を佐賀と云ふ反なり、此を以て、佐賀の佐に福祥の義有るを知りて、此を廣く群言に考ふるに、海宮遊行章に、兄火關降命、自有海幸、弟彦火々出見尊、自有山幸、と有るを、其の第一一書には、兄火酢芹命、能得海幸、弟彦火々出見尊、能有山幸、と有りて、自有能得と云へるに、其の第六一書には、兄火酢芹命、能得海幸、故號海幸彦、弟彦火々出見尊、能得山幸、故號山幸彦、と有りて、此には、其の自ら得る物に就きて、其の幸彦と云ふ名御在し坐すに至れり、其を古事記には、故火照命者、爲海佐知毘古而、取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者爲山佐知毘古而、取毛獵物毛柔物と有りて、此には其の佐知に取ると云ふ語有るを、彼の第六一書に佐知に利字幸字を通はし訓ませたるに、此の同じ事を常陸風土記多珂奏飽田村條に、古老曰、倭武天皇、爲巡東垂、頓宿此野、有人奏曰、野上群鹿無數甚多、其犄角如蘆枯之原比、其吹氣似朝霧之立、又海有鯪魚、大如八尺、并諸種珍味、遊鯉多者、於是、天皇、幸野、遣橘皇、呂臨海令漁、相競捕獲之利、別探山海之物、此時、野狩者、終日驅射不得一穴、海漁者、須臾才採盡得百味焉、獵漁已畢、奉羞御膳、時勅陪從曰、今日之遊、朕與家后、各就野海、同爭祥福、（俗語曰佐知）野物雖不得、而海味盡飽喫者、後代追跡、名飽田村と有るも、海山に就きて獲物を争ひ給へるなり、祥福と書きて、俗語曰佐知と有るも、上の海幸・山幸に同じ、偕此に右の證共を擧ぐるは、佐知の佐は祥の義にして各其の人に依りて、皇祖天神の授け依し給へる賜物を云ふなり、即ち傳二十

八、幸魂・奇魂の下に云ふを見るべし、性を佐賀と云ふも、皇祖天神の授依し給へる賜物にて、我に性質たる真心と云ふ義なり、右等は、俗に云ふ、物を豊饒に有ちて幸福と云ふには非ず、身に受け心に得て、其の得る所有るを、佐知と云ひ佐賀と云へるなれば、其の佐は即ち神の御靈を云ふ稱なりけり、(然れば、物を授くと云ふも、幸を人に附くる意なり、賢を佐加斯と云ふも、幸の可畏きを云ふなり、其の外にも、佐某と云ふ佐、多くは幸の意にして合へり、此を伸べて佐知と云ふは幸立の義なり、佐伎波布と云ふは幸競の義にて、饒は妍競なるに同じ、但、幸は物に局りて有る物にして、廣く遍く行き互る物ならざれば、佐に又、本よりの狭少なる義有る事、云ふも更なる事なりし)斯れば、佐登流は幸取の義にして、其の幸を得て、能く我が有と成すを云ふなり、此の神を八意思兼神と申すも、傳十七に云へるが如く、萬葉十三(十六丁)に、物部乃、八十乃心呼、天地一、念足橋と云へる狀にて、八百萬千萬神の心々なる智をも合せ兼ね取り給へる心の御名なるを思ふ可きなり、佐登流の例は、應神天皇十六年御紀に王仁來之、則太子菟道稚郎子、師之習諸典籍於王仁、莫不通達之達字を佐登流と訓めるを、履仲天皇四年御紀に、於諸國、置國史記言事、達四方志と有るには、達を致と訓める、其は往足の義なれば、智の至極を云ふなり、古事記序に、即覺夢而、敬神祇、所以稱賢后、用明天皇元年御紀に、厩戸皇子の事を、生而能言有聖智、云々、兼悉達矣なども有り、續紀第一詔に故、如此之狀乎、聞食悟而云々、續後紀十九(二十二丁)詔に、悟開介天、云々と云ふ事も見え、萬葉四(四十丁)に、不念乎、思常云者、天地之、神祇毛知悉、邑體左變など多き語なり、其の反語なるは、古事記朝倉宮段に、奴有者、隨奴不覺而、過作、甚畏とも見ゆ、(偕此の佐登流には、了をも、悟をも、隣

をも、覺をも、解をも、哲をも、識をも訓み、又老子に智慧と云ふ字の有るを、常に用ふる事なり、翻譯名義集に、決定審理、謂之智、造心分別、謂之慧と見えたり、通證に、ト氏曰、智去取之義、善惡分別、是智德也と云へるは、右に似たる説なり、名義抄に、智字、佐登流とも、又佐登志、又佐加志、又登志、又登毛と有り、佐登須は、人をして智ら令るなり、古事記白檮原宮段に、於是亦、高木大神之命以、覺白之、(中略)故、隨其教覺、云々、玉垣宮段に、覺于御夢、曰、(中略)如此覺時、布斗麻邇々占相而、求何神之心、訶志比宮段に、於是、太后、歸神、言教覺詔者、西方有國(中略)亦建内宿禰、居於沙庭、請神之命、於是教覺之狀、具如先日、(中略)故備如教覺、など有るは、此に謂ゆる神託の類にて、風神祭詞に、皇御孫命詔久、云々、誰神會、天下乃公民乃、作作物乎、不成傷神等哉、我御心會止、悟奉禮止、宇氣比賜文、是以、皇御孫命大御夢爾、悟奉久、云々、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏、云々、是以、皇神乃辭教悟奉處仁、宮柱定奉氏、云々、遣唐使時奉幣詞に、皇神命以、船居我吾作止、教悟給比文、教悟給比、那我良、船居作給部禮渡、云々など有る是れなり、神武天皇御紀に、兄磯城點賊也、宜先遣弟磯城、曉諭之、并說兄倉下、弟倉下とも有る、佐登須は、我が方に得るを、佐登流と云ふ反にて、人に知らしめて、其の意を令得るを、然言ふ語なる者なり、(其は宿ると云ふ時は、我が事なるを、宿すと云へば、人を然爲しむる事に成るに同じ、戻す・至る・至す・見る・見すの類を、合せ考へて知らるゝ事なり、)又其の智有る狀に云ふに、佐登志と云ふ語有り、崇神天皇十年御紀に、倭迹々日百襲姫命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、言于天皇、神功皇后御紀に、幼而聰明叡智、貌容壯麗、仁賢天皇

御紀に、幼聰穎、才敏多識、然而仁惠、謙、怒溫慈と見えたる、聰明又は聰字を、佐登久と訓める是れなり、古事記池邊宮段の上宮之豐聰耳命を、御紀には、厩戸皇子、更名耳聰聖德、或名豐聰耳法大王と見え、又厩戸豐聰耳皇子などある、豐聰耳の豐は大なる稱辭にして、聰耳は、其の元年御紀に其の皇子の事を、生而能言、有、聖智、及壯、一聞、十人訴、以勿失能辨、兼知未然と有る意の如き御名にて、古事記序に、稗田阿禮の人を、爲、人聰明、度、目誦、口拂、耳勸、心と有るなど、共に同じ意なる言なるなり、萬葉十二(八丁)に、大夫之、聰神、毛、今者無と有るなど、佐登志は其の聰敏く有る狀を云ひて、本は智の佐登理に出で、其の佐は幸の義にして、天神の稟賦給へる御靈の謂に起れる言なる者なり、(又神武天皇御紀に、天皇生而明達と有る、明達を佐加志と訓み、又賢愚の賢字を、佐加志など云ふ佐も、亦右の智又は喻、又は聰明の佐の義と異ならずして、其の本同言なる者なり)○乃思而自曰は、古事記に、高御產巢日神之子、思金神令思而、云々、其の御天降段にも、爾高御產巢日神、天照太御神之命以、(中略)思金神令思而詔、云云と有る、其は一め先づ思兼神に令思て、其の謀慮を取りて令せ給ふ所なるが故なるを、此は右に、會八十萬神於天高市而問之と有る、其の御答に思兼神の思慮給へる所を申せる所なれば、唯其の思ふ所を述ぶるのみなる故に、乃思而自曰とは有るなり、故右と同じ所を、此の天孫降臨章第一一書には、故天照太神、乃召思兼神、問其不來之狀、時思兼神、思而告曰、且宜遣雉問之、於是、從彼神謀、乃使雉往候之と有りて、天神の命令に依りて思兼神の思慮る所を申せるを、天神の取りて行ひ給ふ所には、從彼神謀と有りて、文義甚能く知らるゝを、古事記は、其の思兼神に令思給へる事を省れたる故に、思金神令思而詔とは云へる者なりけり、(然

れば、此にても、乃思而自曰は、其の思兼神の謀る所を云ひ、下に其を承けて、故即云々と有るは、古語拾遺に、於是、從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡と有るが如く、彼の神の謀に従ひて其を執り用ひ令行め給へるにて、文義甚詳明なる上は、八十萬神を會へと有るも、又此に問之と有るも甚く分明しく有りて、必ず其の上首と御在し坐す高皇產靈尊の命令に依る事、灼き者なり)○彼神之象は、日神之象と云はむが如し、下に用此奉造之神と有る、神字を美加多と訓めるも、此に相應きたる事にて、古語拾遺に、日像之鏡と有る是れなり、偕、此は尋常に云ふ人像などの如く、日神の顯御身を圖造るには有るべからず、其の光華明彩しく御在し坐して、六合の内に照り徹らせる形容を摸し奉れるなり、其は、古事記に、爾、天宇受賣自言、益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂、(中略)指其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神、逾思奇而、稍自戸出而、臨坐之(下略)と有るも、其の御鏡に移り給ふ已尊の大御身の御形のみには非ず、其の天地の内に照り徹らせ給ふ其の大御光の狀も何も、甚能く相似たりけむ事、傳十七、八咫鏡の下に註へるが如し、又其に引ける古語拾遺に、爾、乃太玉命以廣厚稱詞、啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉と有るも、見紛ふ計り日神の御形狀に似せ奉れるながら、如汝命と申せるは其の顯御身の像には非ず、其の明麗しき狀を譬へ申せるにて、桓武天皇御紀、和氣清麻呂卿傳なる、宇佐大神の神異を示し給ふ所に、神即忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂、消魂失度、不能仰見と有る御有狀の如く、仰ぎ見奉るには、日神は唯御光のみなるが如く圓々と所見させ給へるなり、其の凡ては、其の八咫鏡の中、臺圓形なるは天日の象なり、八頭花崎は其の光の形なるなり、此を以て、彼神之象とも日像之鏡とも申し奉る事に

む有りける、(又拾遺に、日御綱の事を、今斯利久迷繩、是日景之像也と有るなども、綱を引き延へたる状を天日に象どり、其の端の出でたるを以て光輝に形どれるなり、又記傳八卷に、「日影籠を爲たるも、此の鬘を頭より垂るは、日光の眩きを指し隔つる料なり」と云はれたるなど、皆一なるなり、) 倭日神の顯御身ならばこそ有らめ、如此く物に象どれる事は、甚く後世の状にも聞ゆれども、然らず、此に物實を置き居て、其の神靈を招ぎ寄する事は、即ち思兼神の思慮に出でて、世に御靈實を定めて神靈を持ち齋き仕へ奉る事の始になむ有りける、此は逆狀なるに依りて其の事は成らざりけれども、崇神天皇十年御紀に、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取倭香山土、裏領巾頭、祈曰、是倭國之物實、則反之(物實、此云望能志呂)と有るも、香山の土を以て、倭國の物實と云ひて呪れるは、其の土をしも國土に象りて、國を奪ひ取らむ謀を成しけるなり、又、高橋氏文に、景行天皇御世に、磐鹿六雁命の大御膳仕奉られし所に、是時、上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖、意富賣布連乎、令火鑽天、此乎忌火止爲天、伊波比山麻閉天、供御食、并大八洲爾像天、八乎止古八乎止咩定天、神齋大麻等供奉始支と云ふ事の有りて、此より始れる例と見えて、神今食儀・大嘗祭儀等に、八男・八姫と云ふをして、神僕ノ事に長々しく仕へ奉らしめ給ふ事の有るは、全く天皇の統御す大八洲に像れるにて、猶斯る例共は、凡ての神事に多く在りぬ可き事なり、然れば必ず其の物の實の形象を摸さずして、其の靈容を象れる事常なれば、此に彼神之象と云ふも、彼神を招ぎ奉る御靈形を定むるを云ふなりけり、(其は、天照太神はしも天日の神にこそは御在し坐しけれ、天日には坐々さざるを、其の御象をしも仕へ奉れるに、謂ゆる八頭花崎の御鏡をしも作り奉れるに心を著けて、想像り奉る可

き御事にてなむ有りける、然るを、三大考に、「八咫鏡を、此の太御神の御形と申す事、實には人の如くなる御形には坐々せども、大御光の熾なるに依りて、遠く瞻奉れば圓く見え給ふなりとも云ふべけれど、其は此の國土よりこそ然も見え給はめ、彼の御鏡を造奉りにしは、高天原にての事なれば、御象を摸すとならば、眞の御形をこそ圖し奉る可けれ、何でかは下なる國土より瞻奉る所の状をば摸す可き云々、然れば、此は大御神の御形に似せて造れるには非ず、此の神の御影を移し奉らむ爲に作れる御鏡なり、其は大御神の、天石屋に隱坐し、時、此の鏡を示し奉りて、其の御影の、此の鏡に移りて見え給ふを御覽じて、吾と等しき神の坐すと所思む爲に構へたるなり、記を見て知るべし、然るを書紀の一書の説は、御影を移せりと云ふが混れて、御象を圖せりと申し傳へたる者なるべし」と云へるは、深く此の一書の趣を説き得て云へるならざれば、信ひ難かり、) ○圖造は、私記に豆久利萬都利且、又安良八之萬津利且と有り、舊訓阿良波志都久理なり、延佳本の舊事紀に、宇都志都久流と訓めるに依りて、今は誰しも其に従ふ事にて在れども猶舊きになむ依る可かりける、其は宇都須と云ふは、其の眞形を以て摸寫る事なるを、此は、日神已に天石窟に隱り御在し坐しける御時の事なりければ、其の顯御身の御形などを、摸奉り取る可きに非ず、彼の益汝命而貴神坐とも、明麗稻如汝命とも申せるは、其の光華の明彩しき御有狀に比へ申せるを以て、思ふに此の時の御鏡はしも、實に日神の御象と爲て表はし造り奉り、此に對ひて招禱奉らし、から、其の隱り給へる日神の御靈、終に此に依來坐して、其の祈禱に感けさせ御在し坐しける趣にし有りければ、決めて圖を阿良波須と訓むなむ、勝りたる可き事なりける、故下文には、用此奉造之神と有る、神字を美加多と訓めるも、直に其日像之鏡を以て、

日太神と齋定め奉れる事灼然き者なりかし、(斯る所以を以ての事なりけらし、古書には、多く其の御靈實なる事を云はず、直ちに此の御鏡を指して、天照太神と申し奉るは、甚其の謂有る事なりけり、名義抄に、鬮字を志流須とも、宇都流とも、波加理とも、波加流とも、波加理事とも、阿良波流とも訓めり。)○招禱は袁岐と訓むなり、此の事は傳十七に註せり、

故即以石凝姥爲治工探天香山之金以作日矛又全剝眞名鹿之皮以作天羽鞆用此奉造之神是即紀伊國所坐日前神也石凝姥此云伊之居梨度咩全剝此云宇都播伎

上件は、高皇產靈・神皇產靈二神の命令以て、八百萬神を天高市に神集へに集へさせ給ひ、諸神等に令問給へる中に、思兼神の思慮の智以て、思ひ得させ給ひて、日神の御象を圖し造りて、招禱奉る可き由を謀り申へるなり、此は古語拾遺に、上に、思兼神深思遠謀曰、宜云々令石凝姥神、取天香山銅、以鑄日像之鏡と有るを承けて、下に、於是、從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡云々と有るが如く、其の思兼神の謀に従はせ給ひて、鏡作神に御命仰せて、日矛と日像之鏡とを造らしめ給へる所なるが、此にも綱目有りて、且と見ては思ひ給ふ可き事有り、乞壓、少か先づ辨へ置くべきなり、其は、故乃、以石凝姥爲治工、探天香山之金、以作日矛と有るは、其の石凝姥命に、日矛と鏡とを作らしむ可き支度用意の事を宣ひ著くる所にして、綱の文なり、又、全剝眞名鹿之皮、以作

天羽鞆、用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也と有るは、其の命の任に、石凝姥命の、日像之鏡と矛とを仕へ奉らるる所にして、目の文なり、然るに、上に日矛を擧げて鏡を云はず、次には日像之鏡の事を日前神と擧げて矛の事を云ざるは、凡ての事共の灼然かりける古文の狀にて、中々に味有る事になむ有りける、然るは、上に圖造彼神之象と云ひて、此に作日矛と有るは、事の齟齬へるが如くなれども、日矛は其の日像之鏡を懸く可き料なる事知られ、又次に右の如く作日矛と云ひて、下には即紀伊國所坐日前神也と有るは、日像之鏡の御事なるが、其は日矛に懸けたりし物なるが故に、矛と鏡と互ひに相離れざるを以て、各其の片方を云ひて其の餘を聞かせたる者にして、實に簡易なる古文の妙は此所に在る事になむ有りける、(然るを、鈴屋大人の論に、「日神の御象を造り奉るとて、日矛を作れるは、何の由ぞや、聞えぬ事なり、又、云々奉造之神は云々も聞えぬ文なり、若、日矛は日神の御象ならば、奉造之神は何神とか爲む、若し又奉造之神は日神の御象ならば、日矛は何の象ぞ、上に宜圖造彼神之象と有れば、必ず其の日神の御象を作り奉る事をこそ云ふべきに、二物を作れる事を云ひながら、何れ其の御象とも分り難く、其紛らはしきは如何にぞや、此に横井千秋云、「矛字は象を誤れるなる可し、文の次第も、探天香山之金、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞆、用此作日象、是即紀伊國云々と有らば宜けむ」と云へる、信に然なり、若此有る時は、羽鞆の事も穩にて、凡て聞ゆるなり、云々」と云はれたれども、此に予が説き分けたる如き意を得られざりつる説なれば、凡て當らぬ事のみなり、又、千秋が、矛は象字の誤としたるは、本より論ふにも足らぬ僻事なるを、古史第四十五段徴にも信ひて、「互に文の精麁は有れど、古語拾遺の趣も、此の傳と異なる事無し、其の文に、思兼神、

深思遠謀曰、宜丁云々令石凝姥神、取天香山銅、以鑄日像之鏡、と有るは、此に、思兼神云者、有思慮之智、乃思而自曰、宜圖造彼神之象、と有るに當り、於是、從思兼神議、と、此の故即と意同じく、令石凝姥神、鑄日像之鏡、は、此に以石凝姥爲治工、云々以作日矛と有るに當れり、此の日矛は、日象の誤なる徵なり、云云」と云はれたれども、拾遺には、本より日矛の傳は無き事なるを、強ひて合せられたる説なれば、甚信み難き説なりかし、又、千秋が文の次第を自由に改めたるは如何、其は此に故即、以石凝姥爲治工、採天香山之金、作日矛は、高皇產靈尊の命以て、其事を令せ給へる所なり、次に又、全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞆云々は、其の命令を奉りて、石凝姥命の其の事を行ひ仕へ奉る所にして、本より其の次序有る事なるを、中々なる物傷ひなる説なるを、已に先達も然る事としては、夢にも得曉られざるが故に、容易く諾はれたるなり、此の時に、日矛と日像之鏡と出で來たれりけむ事は、予已に明らめたる事有りて、傳十七に委しく云へるを、猶云は、古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵、而求鍛人天津麻羅、而科伊斯理度賣命、令作鏡と有るは、一聯の文なるに、石凝姥命と天津麻羅命とは、相工にて御在し坐せるを、天津麻羅命と申すは、天目一箇命の亦名なり、然るに、拾遺には、仍令石凝姥神、(天糠戸命之子、鏡作遠祖也)取天香山銅、以鑄日像之鏡と見え、令天目一箇神作雜刀・斧及鐵鐸(古語佐那伎と有りて別々に擧げられたれども、古事記には、天津麻羅命を鍛人と有り、此には、以石凝姥爲治工と有りて、共に鍛冶の稱有る中に、日像之鏡はしも、本より石凝姥神の造り給へる事等しければ、更に論ひ無きを、其の天目一箇神の作られし物の中に雜刀と有るは、此の時に下枝に取り繫け給ひし御劔も御坐しける事、傳十七に云へ

るが如く、斧は、拾遺に、伐大峽小峽之材、而造瑞殿と有る其の料なり、鐵鐸は、此の正書之茅纏之稍を、拾遺に著鐸之矛と有れば、其の稍末に著くる料なる事、其も傳十七に云へるが如し、然るに、此の矛柄の事は、同書に、令手置帆負・彥狹知二神云々兼作御筭及矛盾と見えたるに、其の鋒端の事の見えざるは、右の茅纏之稍即日矛なるにて、此に、以石凝姥爲治工、採天香山之金作日矛と有る、是にて能く聞ゆるなり、然るに、私記に、作日矛之形、既圖日像、故加云日矛と有るは、日矛と云へる唯の日矛なるを、日像之鏡を圖し著くる故に、日の言を加へて日矛と云ふと聞えたるに、下に、日神亦有所持其矛と云ひて、茅纏之稍と別物に見たるは誤なり、又窺舊事本紀、採天金山之銅、令鑄造日矛、此鏡少不合意、則紀伊國所坐、日前神是也、云々、如記文者、日矛已鏡也、就之案事情、矛之鋒付鏡、圖日像之故、稱日矛歟、令鑄造日矛之字、鑄日鏡造矛之儀、物有二三之條、暗可知識と有る、舊事紀は右に予が説ける如き深義有る事を知らず、漫りに取り採ひて文を成せる物なる故に、文脈上下相應はざるを、右の如く助け云へるは強説なり、矛之鋒付鏡、圖日像之故、稱日矛歟と云へるは、實に謂はれたる言なりけり、(又釋に引ける天書に、石凝姥者、天之神也、天抜戸之子也云々、自作明鏡日矛、以奉太神と云へる明鏡は、右の日像之鏡の事なれば、此も鏡と矛との二種なるなり、釋紀の文、右に云へる如く、甚々紛ふ方無く、分々しく聞ゆるを、古史徴には、鈴屋大人の、紀伊國の日前宮、現に日前大神・國懸大神と並び坐して、國懸大神は此日矛に坐す由なれば、此の時日矛と日象の御鏡と二つ造り奉れる事は、違ひ有るまじきなり、然るを、二つ造り奉れる事の由をも云はず、又奉造之神と云ふが、日神の御象なる由をも云はず、凡て記し

様の悪しき故に、聞え難きなり、此も古傳書の趣は、能く聞えたる事にて有りけむを、撰者の、例の漢文に改めて、如此聞え難く成れるにこそ云々」と云はれたるをも共に破りて、其の説に云く、「釋紀に引ける私記にも、此の段の日矛を論らへる事見えたれば、其の誤來しは、甚久しき事にては有るなり、ヨシサ縱然はれ、其より早き大同二年に記されたる古語拾遺に、如此正しき徴の有る上は、私記の頃の誤に心遺す可き事に非ず云々」と云はれたれども、其の書は、正史に遺れるを拾へる書にこそ有りけれ、正史に、正しく日矛の事の傳はれるに、異義無からむには、書し漏されたるらむも知るべからざれば、其の書に見えざればとて、日矛と云ふ物無しとは、如何は定む可からむ、其は甚々強説なる者ぞかし、系圖纂に收めたる紀國造家譜に、天照太神、愠ウレ素戔嗚尊之甚無狀、乃入于天石窟、閉著天磐戸、而、幽居焉、故六合之内、常闇而不見晝夜相殊、於是、八百萬神、計其可禱之方、時思兼神、深謀遠慮而白曰、宜圖造彼神之象、而、奉招禱也、故即、以石凝姥命爲治工、全剝眞名鹿之皮、作天羽籥、採天香山之金、作日矛、則號國懸大神、又造日像鏡、即日前大神也、天照太神、出天石窟之後、天神勅于天道根命、(神皇產靈尊子)曰、今石凝姥命所鑄之日像鏡日矛、爲天照太神之前靈也、今託汝命、而、專令齋祭焉、皇孫天津彥々火瓊々杵尊、爲豐葦原中國之主君、天降之時、天照太神、授日像鏡日矛、而、此二種神寶、爲吾之前靈、威既高矣、德亦大矣、而不異于禱之三種神寶、此亦別作殿起床奉安置、而可爲齋鏡齋矛、於是、皇孫受慇懃之神勅、以日像鏡日矛、命天道根命、祝祭之、(下略)と有りて、日像鏡日矛相共に石凝姥命の仕へ奉られし事著く、猶紀國神社錄に、社家傳記曰、日前國懸兩大神者、天照太神之前御靈而、神明之長上也、(中略、神代紀一書文)八

十萬神、以石凝姥命爲治工、而、採天香山金、以磐窟戸之前而、所奉圖造之日像之鏡日矛是也、(社家者、鏡與日矛二物之說、異神書)天津彥々火瓊々杵尊、爲葦原中國之主、天降之時、天神授三種神寶及種々神寶、之時、同授此二種之神寶也、故皇孫、與三種之神寶、共持此二種之神寶而、降於日向襲之高千穗峰、與同床共殿爲齋鏡、以爲齋矛、是也(下略)と有るも、右の系譜の趣と同じ事なり、又其の紀國造家記に、「天安河の河上の天堅石を取りて、鍛人天津麻羅命を召して、日矛を作らしめ、天香山の銅を取りて、石凝姥命に仰せて八咫鏡を作らしめ、天鈿女命は、天日影を手次に繫け、天真拆を鬘とし、日矛を取り持ちて、天岩窟戸に覆槽踏踏轟かし、神懸り爲て、八百萬神共に啖へり、云々」と云へるは、紀記を取り合せたる説なるが、日矛を天津麻羅命の作れりと云ふは、私に改めたる者にして、此の一書の傳には背ける物から、日矛を天鈿女命の執持せる由なるは、此の正書の茅纏之稍其に當りて、甚愛たしとも何とも云へば更なり、又、小泉保敬が勘物の中に、社家説とて、日前宮(御鏡)相殿(左右石凝姥命、右思兼命)國懸宮(日矛)相殿(左天鈿女命、右玉屋命)名草縣秋月村西、祝祭之と書し、同宮七瀬大祓、又宮堰水祭、兩度神幸の事を、右兩日神幸、日前宮御靈代、神枝懸鏡、(附木綿)國懸宮御靈代禰也と有る、此は今現在に行はるゝ神事なるを、其の神幸の御時に振り奉るは、御正體には御在し坐さざれども、其の御靈代即御鏡、御杵の二種に渡らせ給へるも、全く右の日像之鏡又日矛の二種の御在し坐すに依れる者になむ有りける、猶下なる日矛の條に、其の矛に鏡を著けて、此に依つて日矛と云ふ由を説ふべきなり、(右の家譜は、大凡は此の一書に本據て作れる物なる故に、後に其の家の私説をや書き加へたる者なるらむと思ひて、先には、モ、カス屑とも爲ざ

りし事なるを、右に云へる事共に合へるは、然る物にて、中々に愛たき傳なりけり、然れども、御紀出來て後は、萬に其の文法を借り用ふる事常なれば、其を以て難む可きに非ず、又右の神社錄に載せたる家記も、其の同じ物なる可し、其の中に、中略神代紀一書文と云ひ、社家者、鏡與日矛二物之說、異神書と云へるは、鏡者の説なり、楮又右に引ける釋紀に、矛之鋒付鏡と云へるは、日前神の御を懸けたりしなるにて、後に作れる伊勢の御は、彼の眞坂樹に取り懸けたりしなり、思ひ混ふ可からず、楮矛に鏡を掛くる例は、外に見當らざれども、景行天皇四十年御紀に、爰日本武尊、則云々、大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、云々と有るも、唯に船に鏡を懸けさせ給へるには有るべからず、必ず矛鋒に懸けさせ給へるならむと所思ゆるなり、○石凝姥、此云伊之居梨度呼は、古事記には伊斯許理度賣命と作り、天孫降臨章第一一書には、鏡作上祖石凝姥命と、命字有り、右に引ける紀國造系譜に、即以石凝姥命爲治工と云へるも此の文に據れるなれば此にも命字は有りつらむを、例の脱せるなりけり、故に其の意を得て、字は其の任にして、訓には命の言を訓み添へつ、古語拾遺に、令石凝姥神、(天糠戶命之子、鏡作遠祖也)取天香山銅、以鑄日像立鏡と見えれば、其の天糠戶命の御子になむ御在し坐しける、此に據りて訂すに、此の第二一書に、乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡と有る、此には、其の石凝姥命の名を脱せるなり、又第三一書には、上枝懸以鏡作遠祖天拔戶兒、已凝戶邊所作八咫鏡とも有り、然れども、已字は通證に今按、已與石字畫相近、故誤之歟と云へるは、已く口訣に已凝戶邊石凝姥也と云へるに本著ける説なるが、信に謂はれたる言なりけり、記傳にも、已は石字の誤なりと云はれ、古史第四十六段徴に引かれたるには、天拔戶兒石凝戶邊と有るは、然る誤無き善

本の有りけるにこそ、(如何にしても、已凝にては此の義を爲さざる事なり、此に凝と云へるは、其の鏡を鍛し凝し固むる謂なりければ、彼の礮敷盧島の自凝なると本より同じからざる者なり、名義石凝は伊之斯許理なる可し、其の石は古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天香山之鐵、而求鍛人天津麻羅、而科伊斯許理度賣命、令作鏡と所見たる、其の天金山之鐵は、日矛又鏡を造る料なり、天堅石は、傳十九に引ける天孫本紀に、饒速日命八世孫、物部片堅石連公と云ふ人名も、鏡を鍛す事に功有る名なるは、次に云ふ鐵礮の事なるも、石を用ひたりし證なり、記傳八(二十三丁)に、「今此の石を取るは、和名抄鍛冶具に、鐵礮加奈之伎と有り、今金床と云ふ物なり、此の料なる可し」と云はれたるが如くにて、古にも鑄と云ふ事は有れども、其は鍛す事を云ひて、此時の鏡はしも、眞鐵を以て鍛ひ作れる物にして、後世の鏡の如く鑄物には非ざるが故に、鍛人天津麻羅命の、雜刀及斧、鐵鐸を作り給へると共に、相槌と成りて、石凝姥命は日矛と日像之鏡とを造り給へるなれば、其の石を以てこそ、御名には負せさせ給へりけらし、其は、外宮嘉祿三年山口祭祀に、爲作所沙汰、以黒木、宿館之南、造立三間假屋、忌鍛冶内人友光、清光相作權、内人清光同有光、帶鍛冶有光、參向廳館、蒙命相向作、先給酒肴、次以官進鐵(五百廷之内)少々、鍛冶居兩方、奉作山口木本兩祭々物と有るは、太神宮式山口祭條に、鐵人像鏡、鉾各四十枚、(以上三物、度會宮減半、以下祭准此)長刀子廿枚、手鋸一柄、鎌一張と有る、人像鏡、鉾、刀子、鋸、鎌などの鐵器を造り奉る事なるが、其の下に、抑鐵者、自司中下知安乃郡奉送、(中略)鐵敷石、司中下知篠島、奉送例也、(中略)雖有下知、遲到之間、石二相尋、用之而相作、(下略)と見えたる、此を以て、鐵鏡を造るには、刀劍を鍛ふが如

く、敷石を質にして練り鍛ひたりし事を知るべきなり、今は鏡は銅を以て鑄る物と成れば、本より鐵礪などの沙汰に及ばず、刀劍を鍛ふにも、鐵礪は、同じ鐵を鍛ひ重ねたるを用ふれども、備前國長船と云ふ所に住める鍛冶は、古より傳へて、猶敷石を用ふる事なりと云へり、此は別の事なれども、雄略天皇十三年御紀に、木工猪名部眞根、以石爲質、揮斧斲材、終日斲之、不誤傷刃、天皆遊詣其所、而怪問曰、恒不誤中石耶、云云と見えたるは、石を質と爲る事にて、其も此の鐵敷石の類の事なり、凝を斯許理と云ふは、重凝の義なり、傳三に註へる、惶根尊の惶根は、堅重凝根にて、國土を固め凝し給へる義なり、又古事記に、伊邪那伎命の、黄泉國の事を繁國と宣へるも、此の國土の根底に重凝たる域の謂なり、又萬葉七(二十五丁)に、西市爾、但獨出而、眼不竝、買師絹之、商自許里鴨と有るも、佗の事に眼を觸れずして、絹を買ふ事のみ思を凝しつる故に、商に重凝と云ふなり、十二(四丁)に、我背子之、將來跡語之、夜者過去、思咲八更々、思許理來目八面と有る、記傳の此の神の解に引きて、此の思許理を、唯に重の義と爲られたれども、重凝にて克合へり、又腫を斯許理、乳腫を乳能斯許理と云へるも、肉凝にても氣凝にても聞ゆれども、重凝の義を離れざるなり、故に石凝とは、天堅石を鐵礪と成したる其上にて、銷鏢したる鐵を鍛ひ凝し固めて、日矛又日像之鏡を造り奉らし、御功に因れる名になむ有りける、傳十九に云へる如く、伊香我色雄命は、鑄鏡石凝男と云ふ事にて、銷したる鐵を、石上にて凝し固めて、鏡に作る謂なるをも、合せ考ふ可し、神明式に、河内國河内郡、石切劍箭命神社二座と見えたるは、此の石凝姥命と天津麻羅命とを相竝べて、祭祀れるには非じか、右に引ける古事記の文に、此兩神相作と成りて仕奉られし狀、灼ければなり、上章の田心姫命を、

田霧姫命と申す例も有れば、石凝を石切と云はむ事理に合へり、又其の劍箭は多知能夜と訓みて、劍を作る祖神なる山にて、彼の玉祖命を玉屋命と申す例なるをも合せ思ふ可くこそ、(然るに、記傳八卷に、「古語拾遺に、初度所鑄、少不合意、是紀伊國日前神也、次度所鑄、其狀美麗、是伊勢太神也と有り、斯れば、初後二面の御鏡有り、此の拾遺の説に就きて此の神の名を思ふに、鑄重の義ならむか、凡て事の重なるを志伎留と云ふ、重播種子・重浪などの類是なり、頻字を書くも、此の意なり、重を斯許理とも云へる例は、萬葉十一に、思咲八更々、思許理來目八面と詠めり、重將來哉なり」と云はれたり、其の御鏡の御事は、初後共に合せて二面なれば、信に重と云ふ狀なり、然れども、鏡を鑄と云ふは、銅を以て作る中古以來の事にこそ有りけれ、已に古事記に取天堅石と云ひ、取天金山之鐵と云へるは、其の鑄物には非ず、鍛人天津麻羅命と共に、相鍛ひ作られし較略を懇到に云ひ續けたるなれば、鑄とは云ふべからざるなり、然るに取天香山銅と云へれば、其の銅鏡を鑄たる心ならめども、其は當時の狀を以て、然記せるなる可ければ、拘り泥む可きには非ざるなり、姥は借字なり、然るを、纂疏に、石凝姥女神、女老稱也と有るを始として、諸家悉に其の意と爲るは、此には姥字を書かれたれども、其の借字なる事を得曉らざるが故なり、天孫降臨章第一一書に、鏡作上祖石凝姥命と見えたるを、鏡作の家は、猿女君などの如く、女を以て其の職を相繼ぎたる事も聞えざれば、此は決めて男神なりけむ事其の子孫相承くるを以て知るべし、且戸賣、戸邊と云ふ例を試るに、四神出生章第六一書に、級長戸邊命と申す御在し坐す、此は級長津彦命の對なり、神武天皇御紀に、名草戸畔(戸畔、此云妬輩)又丹敷戸畔見え、崇神天皇元年御紀に、紀伊國荒河戸畔有り、古事記伊邪河宮段に、刈幡

戸辨又春日之國勝戸賣之女、名沙本之大間見戸賣など見えたるが、何れも戸賣、戸邊と云ふは、神人名に某津彦某津姫と云ふが如く、居所の地名より受け續て云ふ稱なり、右の級長戸邊命の級長も、空氣の通ふ處を云へれば、同じく居所の名なり、然るに、此の神の石凝は、石重凝にても鑄重にても地名に非ず、行事の稱なれば、其より姥と續けたりとて、女神と云ふ證には立たざる事なり、故に別意有らむかと、深く考ふるに、和名抄に、專、日本紀云、專領二字讀（太宇女乎佐女）今按、專訓（毛波良）專一之義也、太宇女者、毛波良之古語也、今呼老女爲太宇女、故次於負耳と有る、此にて聞えたり、專宇太宇女と訓めるは、御紀に多久米と云へる其の音便なるが、其の多久米は、正書に、巧作俳優と有る巧に等しく、事に堪能なるを云へる言にて、即ち專の義なり、然れば、石凝姥と申し、石凝巧の義なる事、此に以石凝姥爲治工と有るに思ひ合せて、曉る可き者なりかし、然れども、如此まで著き事を、御紀に、など然る借字は書かれたらむと云ふに、言本は、石重凝巧なれども、已に切りて伊之居梨度咩と申す御名なるから、度咩に姥字を譯されたるにて、選者の心は、女神なりと思はれたるなめれど、當らぬ事なり、（右の和名抄に、今呼老女爲太宇女と有るにて、古に老女を然云はざりし事知らる、土佐日記に、淡路の太宇女源氏東屋卷に、伊賀の太宇女など見えたる、是なり、何を以て專の稱を用ひたるぞならば、老婆は、能く物事に肝煎りて、人け無き狀に振舞ひ物爲るを以て、堪女の義をも兼ねて云ひ習ひつるなる可し、又右に故次於負耳と云へるは、其の先に、負俗作刀自、古語老母爲負、和名度之と有る、其の文に次ぎて擧るなり、記傳にも、「和名抄に、今呼老母爲太宇女と有るは、此の斗賣の轉れるには非じか」と云はれたるは、本末違ふ可く、又通證に、今按、

此云度咩、所謂刀自賣之略也と云へれども、此の神の度咩は、右に云へる如く別意なり、又地名に屬けて云ふは、某戸咩は、某津賣と云ふが如くなれば叶はず、又字書に、姥同姆女師也と云ひて、名義抄に、姥を於婆、又於宇奈、又波々又於保波と見え、姆を又姆とも書きて、女師也と云ひて、傳姆を賣能登など有れども、此の神の姥には更に山無き事なり、儲、古史徵に、石凝鏡命天香山命同神と定められたるは、信に然る言なりけり、其は、傳十五・十七に已に引ける太神官諸雜事記、雜例集に引ける神宮古記に、寛弘二年乙巳十一月十五日、内裏燒亡、而去天德四年以來、度々内裏燒亡之間、不_レ被_レ燒給_レ佐留内侍所神鏡、今度燒亡、爾燒損給、因_レ茲件神鏡可_レ被_レ奉_レ鑄替_レ由、且被_レ行_レ陣定、且可_レ被_レト_レ筮吉凶於神祇官陰陽寮之由、公卿會議之間、各勘奏云、件神鏡者、是非人間之所爲、天地開闢之神、於_レ高天原_レ天、鑄作遠祖天香山命乃、八百萬皇神達共_レ、以_レ銅_レ天、鑄造之神鏡也、（或云、天香古山命共鑄作鏡也者、）件鏡元三面也、廣皆方尺而已、一面坐_レ伊勢國_レ須、一面坐_レ紀伊國_レ須、一面坐_レ内侍所_レ須、此件鏡也、（子細、具見_レ于日本紀_レ）と見えたる中に、以_レ銅_レ天鑄造と云ふは事實に違ひ、又一面坐_レ内侍所_レ須と云へるは、傳十七に云へるが如く、其の一は眞經津鏡に御在し坐すを、云ひ誤りたるには有れども、紀記拾遺等に、石凝姥神と有る事を、其の亦名_レ天香山命にて傳へたる、甚珍奇らしき賜物になむ有りけるを、古史第四十六段徵に、「神代紀に、鏡作遠祖、天拔戸兒、已凝戸邊と有り、石凝姥命天香山命同神なる上は、天拔戸神天火明命同神なる事論無し、」と云へるは、信に動くまじき説なるにて、即ち天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命（亦名天火明命、亦名天照國照彦天火明命、亦云饒速日命、亦名膽杵磯丹杵穗命、）兒天香語山命、（天降、名手栗彦命、亦名高倉下命、）と有る

に合せて云へる説なるが、此の次に傳十九卷に委しく説き徴せるが如く、其の事實悉くに相叶へる者なり、神名式に大和國城下郡鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社有るを、頭注に伊多神社を石凝姥命と有るは、鑄立の義を以て祀れりと聞え、麻氣神社を天糠戸命と見えたるは、所任の義と聞ゆれば、天糠戸命は此の事の司として、右の石凝姥神をして、鏡作の事には令_レ仕奉_レ給へる神になむ坐_レける、故に其の天香山命と申す御名は、此に採_レ天香山之金、以作_レ日矛と見え、古事記に、取_レ天金山之鐵_レ而、云々令_レ作_レ鏡と有る、其の功に依れる御名なり、若て、天孫本紀に、天香語山命異妹穗屋姫命爲_レ妻生_レ一男云々と見えたれば、正しく男神になむ渡らせ給ひける、斯れば、石凝姥命と申す姥も老女の謂には非ざる事、此に至りて愈明らかなる可き者になむ有りける、(故に其の御名の次第は、天香山命と申すは、採_レ天香山之金と有る其の事に依れる御名、又石凝姥命と申すは、爲_レ冶工、云々以作_レ日矛と云ふ事に因れる御名なる者なり、然れども、鐵を採るは鏡を作らむとの用意なり、冶工と爲て鏡と矛とを作り給へるは、已に其の功を成し給ふ所なる故に、其の石凝姥命と申すが、本名とは成れり)○爲_レ冶工は、多久美登斯氏と訓めり、天孫降臨章第二、書に、天目一箇神爲_レ作金者と有るを、加那陀久美と訓める對なり、然るは、上にも引ける古事記に、求_レ鍛_レ人天津麻羅_レ而、科_レ伊斯許理度賣命、令_レ作_レ鏡と見えたるは、謂ゆる同伴巧者と爲て、鏡・劔・矛共に相携はり仕へ奉られし者なる事、傳十七に已に註へるが如し、偕其の天津麻羅命と申すは、傳十五に云へるが如く、天目一箇神の御事にして、亦、名を天御影命と申すも、石凝姥命と相共に、八咫鏡御矛を作り仕へ奉られし功に依れる御名なり、若て又、石凝姥命も、其天目一箇神の、雜刀、斧及鐵鐸を作り仕奉りし事にも、相共に仕へ奉られしなり

けり、其は傳十七に論め云へる如く、此の時に苦難御劔も已に成りて、彼の眞賢木の下枝に懸け奉られしを、其は落し亡ひて、後の素戔鳴尊の御手より奉給へるが故に、此の傳には省りて傳はらぬにこそ有りけれ、拾遺に雜刀と云へるは、大小の刀を云ふ稱なるにて、草薙御劔將必す其の中に在る一靈劔なる事、申すも更なり、然るに、其の草薙御劔はしも、後に景行天皇御世より、尾張國に鎮り御在し坐す御事と定りて、右の石凝姥命亦、名天香山命の裔孫と有る、尾張連の持ち齋き仕へ奉る事は、右等の所以に因りて、去り敢へぬ幽契なむ御在し坐しけらし、此を以て、天香山命の、日矛・日像鏡を作り奉らるゝにも、天目一箇神是に預り給ひ、天目一箇命の草薙御劔を仕奉らるゝにも、天香山令將副ひ加はり給へるを知るべし、然れば、此の石凝姥命も、共に鍛師に坐すを、爲_レ冶工と此に云ひて、天目一箇神を殊に作金者と云へるは、其の主と仕奉る事に係けて云ふ者にして、石凝姥命は鏡の冶工なり、天目一箇神は唯の鍛冶なり、此を以て、文に然る差異を立てたる者になむ有りける、(上に引ける神名式に、河内國河内郡、石切劔箭命神社二座と、石凝姥命、天目一箇神二柱竝べ給へるは更なり、傳十三卷に引ける同式、山城國久世郡、水主神社十座、並大、月次・新嘗、就_レ中、同水主坐天照御魂神、水主坐山背大國魂命神二座、預_レ相嘗祭と有る、天照御魂神は、右の石凝姥命の御父饒速日命に渡らせ給ひ、山背大國魂命神は、天目一箇神の御父天津彥根命に御在し坐すけなり、又姓氏錄、山城國神別天神に、山背忌寸天都比古禰命子、天壓比止都禰命之後也と見え、山城國未定雜姓に、山代直火明命之後者と有る、火明命は、饒速日命に渡らせ給へるなど、此の二神の相竝べるも、必ず此の時の故事に依りて、得去るまじき所以有る事となむ聞えたる、)冶工を多久美と訓める、冶工字は、其の義を令_レ知む爲に當

てたる者にして、多久美は、傳十七、巧作^ニ倂^レ優^ニの下に云へるが如く、手組にて、手伎を盡して物を成し出づるの謂なる者なり、此は、石凝姥命を治工と成させ給へるが、中古以來、鏡を造るは銅なる故に、職員令に、典鑄司、正一人、掌^テ造^ル鑄金銀銅鐵、云々事と有る、此に當る可きが、右に謂ゆる作金者は、同令に、鍛冶司、正一人、掌^テ造^ル作銅鐵雜器之屬、云々事と有るに當れるを、此の時は未だ金銀銅を被^レ用^サりしかば、鑄物と云ふは無くして、悉に鍛物なりしかば治工又作金者共に右の鍛冶の状なりける事、云ふも更なり、次なる天香山之金の所に云ふを見て、上世の鏡の状を知るべき者なり、同令の木工寮を、和名抄に古多久美乃豆加佐と訓み、又、土工司なども所見たれば、其の木工、土工の准らひに、鍛冶を金工とも云ひしなりけり、然らば、此にも爲^ニ金工^トと云ふべきに、然らぬは、金工の事は、古事記に鍛工^{カネテ}天津^{アツツ}磨^{マツ}雜と有れば、其の眞鐵を練鍛ふ凡ての事は、其の天目一箇命の所掌にして、日矛、日像之鏡を、形作る事は、此の神の所爲なる故に、爲^ニ治工^トとは書かれたりし者になむ有りける、(纂疏に、治工、鑄物師也とのみ有るは、委しからざる御説にて、後世の銅鏡の如く、思ひ混^マへ給へりし者なり、和名抄工商類に、鍛冶、四聲字苑云、鍛冶打^{カネ}金鐵^{カネ}爲^ル器也、冶燒^{カネ}鐵銷^{カネ}鑠也と有れど、字義を以ても、冶工は鑄物師の事には、更に當らざりける者なり、又記傳には、冶工を加那陀久美と訓まれたれども、右にては、冶工と金工との差別、更に無きに似たり、)○天香山之金と有る金字は、眞鐵の義を以て書かれたる者なる事、次に作^ニ日矛^トと有る文に、係合せ見て知らるゝ事なり、古事記には、天金山之鐵と有る、其は此にも拾遺にも天香山と云へるは、其の山名を以て傳へたるを、記傳八(二十三丁)に、「天金山は金を取る故の名なり」と云はれ、傳七にも云へるが如く、軻遇突知神の御骸より

成れる由を以て、天香山と云ひ、又其の金山彦、金山姫二神も、此の山に神留^{カミツクリ}坐^マすを以て、天金山とは云ふなりけり、此の鐵を以て作れる八咫鏡の御缺を、天火徹と申して、火打の始なるが、凡て鐵と石とを相磨りて火を出す事も必ず然る幽契有る事なりけり、然して、鐵字を書かれたるは、本草和名抄に、鐵、和名阿良加禰と有る、菅家萬葉集に、荒金之土之下丹手、又古今集序に「荒金の地にしては云々」など、地の發語に置けるは、鹿金にて、土に交る由の續けなり、又和名抄に、鐵、和名久路加禰、黒金也と有る、此は色を以て號けたり、然るに、此には總名の金字を書かれたるに依り、記傳に、「鐵は黒金なれども、唯加尼と訓むべし、加尼は諸金の總名なれば、何れにも互れり、此も古言には唯加尼と傳へしを此の記に鐵と書けるは其の品を知らせたるなり、」と云はれたるは、甚宜しけれども、其は矛の料にて、鏡は猶銅なる狀に云はれたるは、取^ニ天香山銅^トと有る後世の意に泥まれたる者なり、古史徴に引かれたるに、鐵字を磨賀尼と訓まれたるは信に愛たし、其は古今集大歌所御歌に、「眞金韃^カく吉備の中山帯に爲る細谷川の音の清けさ」と有るを、顯昭密勘に、「眞金韃^カとは、土の中なる黒金の鹿金を水にて淘り集めて、踏^カ踏^カと云ふ物にて韃^カ鑠^カすなり、眞金とは金を云へど、鐵をも鹿金に對^カへて云ふところ」と見え、奥儀抄にも、「磨賀泥は鐵なり、」など有る、此正しく鐵を眞金と云へる證なる者なり、但、眞金とは、金を云ふとは僻事なり、金をば、和名抄に古加禰とこそ云へ、眞金と云へりし例は、且ても聞き及ばぬ事なり、又、吉備と續くるも、鐵を韃^カけば、其の火の黄色く成れる由を以て云ふなり、(此の歌、催馬樂譜に、眞金吹と標して、「末加禰不久支比乃名加也萬、於比爾世留、奈與也良、伊之奈也、左以之奈也、左以之名也、於比爾世留、於比爾世留、波禮、於比爾世留、保曾太爾加波

乃、於止乃佐也計左也、良伊之奈也、於止乃左也、於止乃左也介左也、と有り、金葉集に、顯季、「鶯の啼くに就けてや眞金韃く吉備の中山春を知るらむ」と有るなど、眞金韃とは鐵を韃くを云へるなり、玉葉集に、伊豫國にて樂府歌、能因法師、「五月雨に解くる眞金を磨きつゝ照る日に見ゆる増鏡かな、夫木集八に、「眞金だに解くと云ふなる五月雨に何の岩木の成れる君ぞも」なども見ゆ、故に思ふに、崇神天皇六十年御紀に、玉菱鎮石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振、甘美御神、底寶、御寶主、山河之、水泳御魂、靜挂、甘美御神、底寶、御寶主也（妻此云レ毛）と見えたる託言の、眞種之甘美鏡は、眞鐵之甘美鏡と云ふ言の相近きは、鐵を麻賀禰と云ふは、眞金の義にして、全金と云ふ事にもや、其は八洲起元章の私記に、古説云、天神所賜瓊矛、既探得瓊馭島畢、即以其矛、衝立此島、爲國柱也と有るが如く、國中之天柱として、國土を全から令る物は、右の天瓊矛にして、其の眞鐵の氣、土中に含有て、國土の堅柱と成れば、全金の義無しとは云ふべからざるなり、故に眞金の麗美はしき鏡と云ふ事を時種の蕃息り生出づる事に係けて、論し奉らせ給へるなれば、其なむ鐵鏡には最勝れたる證據には有るなりける、偕上代の韓はしも、眞鐵を以て造作れる物なる由は、右に引ける古事記又此一書にて明らかなり、皇太神宮延曆儀式帳に、次取吉日、爲正殿心柱造奉、云々用物注左、（其柱名號、稱忌柱）鐵人形四十口、鐵鏡四十面、鐵鉾四十柄、忌鉾四柄、立削一柄、忌奈太一柄、忌鎌二柄、小刀一柄、鉞一柄、已上物造忌鍛冶内人、云々と有るを始として、其の文には、物に依りて詳略有るを、太神宮式には、凡探營神田鉏鑿柄者、毎年二月、先祭山口及木本、然後採之、所須鐵人像鏡、鉾各八十枚と見え、又山口神祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、（已上三物、度會宮減半、以下祭准此、）

云々操正殿心柱祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、長刀子廿枚、（度會宮減三柄、加手鉾一柄、）鎌二張、小刀子一枚、鉞一枚、云々と見え、又鎮祭宮地（後鎮准此、云々）鐵人像以下、小刀子以上、同心柱祭、云々太神宮所攝宮地鎮料、鐵人像鏡、鉾、長刀子各四十枚、云々、度會宮所攝宮地鎮料、鐵人像鏡、鉾、長刀子各十枚、云々、又造船代祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、云々と有りて、何れも鐵人像鏡、鉾、長刀子と並べ云へるは、其の鏡も、同じく鐵なるが故なり、後の物ながら明應五年、内宮臨時假殿遷宮記に、御船代祭物、鐵鏡四十枚、鎮地祭物、鐵鏡四十枚、後鎮祭物、鐵鏡四十枚と有りて、右の式文に合へる事は云ふも更なり、外宮嘉祿三年山口祭記に、十月十四日、爲作所沙汰、以黑木宿館之南、造三間假屋、忌鍛冶内人友光清、光相作權内人清光同有光、帶鍛冶具光、參向廳館、蒙命相向作、先給酒肴、次以官進鏡（五百延之内）少々、鍛冶居兩方、奉作山口木本兩祭々物、（下略）と見えたるも、其の鏡の鐵を以て鍛し造れる物なる事を知るべし、又内外宮共に、儀式帳に忌鍛冶内人と云へる有りて、鑄物師の稱見えざるも、然すがに、上世の風儀を改めさせ給はざる、太神の宮がらなる御事になむ有りける、（然ればこそ、此にも作日矛と云ひ、又鏡の事を、用此奉造之神と云ひ、第二一書に造鏡と見え、第三一書にも、已凝戸邊所作八咫鏡など有り、又古事記にも、令作鏡とは見えたりけれ、古語拾遺に、仍令石凝姥神、取天香山銅、以鑄日像之鏡と有る、銅と鑄の二字は、決めて誤なるにて、已に四神出生章第一一書にも、眞澄鏡と云ふに、白銅鏡の字を借りて書かれたるなど、神代の事にしては本より誤なる由、傳七卷に已に云へるが如し、同じ事ながら、萬葉八卷三十丁に、銅鏡、清月夜爾と有れば、已に、専ら世に銅鏡を用ふる世と成れりしかば、殊更なる事な

り、此は西戎^{カクニ}などにも、漢代以上の鏡は、多くは鐵なる由云へり、況て我が上古の有状は、格別なる事なりけらし。○日矛は、唯の矛に日像之鏡を掛けたるに由れる名なる可き事、上に粗云へるが如し、若て此は、其を令^レ作給ふ命令の所なるが、日矛のみを云ひて鏡を漏し、下は其を奉^レ造る所なるを、日像之鏡のみを擧げて矛を云はず、文を互にして、其の二有る事を知らせたる由も、已に辨まへ云ひたりき、已にも引ける紀國造系譜、又此家傳記に、故即、以^レ石凝姥命爲^レ治工、全^レ剝眞名鹿之皮、作^レ天羽籬、探^レ天香山之金、作^レ日矛、則號^レ國懸大神、又造^レ日像鏡、即日前大神也と見えたる是なり、偕拾遺に、於是、從^レ思兼神議、令^レ石凝姥神鑄^レ日像之鏡、初度所^レ鑄、少不^レ合意、(是紀伊國日前神也) 次度所^レ鑄、其狀美麗、(是伊勢太神也) と有るは、右に續くべき文なるは、凡て此の一書は、初度の事の傳なるにて、次度なる伊勢太神の御の事は、略き載せられざる者なれば、其の事までに係けて心得べきに非ず、(但、初度に作り奉れる鏡、合せて二面なりしなり、大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也と有る、本註に、一鏡者天照太神之御靈、名^レ天照太神也、今伊勢國磯宮崇敬^レ拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名^レ國懸太神、今紀伊國名草宮祭敬拜大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也と有るが如く、右の齋鏡三面の中に、一は伊勢の御なり、一は日前の御なり、一は外宮の御なるに、初度には、右の二鏡共に出來れるを、猶拾遺にも、傳へ脱せりけむ事、下の奉^レ造之神の所に云はむが如し、) 又紀國造家記に、天宇受賣命は、天日影を手強^レに繋け、天真拆を豎とし、日矛を取り持ちて、天岩窟に槽伏せ踏躡こし、神懸り爲て、八百萬神共に啖へり、云々と云へるは、日矛を以て、此の茅纏之稍に引

當てたる説なるが、已に傳十七に引ける記傳八、(二十五丁) に、「或説に、以^レ日御像爲^レ日前大神、以^レ日矛爲^レ國懸大神」と云へり、其の日矛の御在し坐す國懸大神の相殿に、天鈿女命坐すと云へり、所由有る事なりけり、斯れば、日矛と云ひ茅纏之矛と以ひ著^レ鐸之矛と云へるは、唯名の傳の異なるのみにて、實は一にて、此の天鈿女命の持てる矛なりけり」(取意) と云はれたる、信に然る説にて、右の如く日矛と日像之鏡と相竝ばして、日前、國懸兩神宮に鎮り御在し坐せるを、釋紀の師説に、裳^レ事情、矛之銚付^レ鏡、圖^レ日像、故稱^レ日矛歟と有るが如く、其の矛鋒に、日像之鏡を著けたりしから日矛と云へるにて、其の名義甚々明らかなる者になむ有りける、但、右の三面鏡の中に、此の日矛に懸け持てりし鏡は、右の日前の御に御在し坐しける故に、右の如く、二所相雜れ御在し坐さざる御幽契とは成れる者なりけらし、(然るを、古史第四十五段徴に、横井千秋が、日矛は日象の誤なりと云ふ説に方人^{カタウヂ}して、「神代紀なる日矛を日象と爲れば、古書に日矛と云へる言の例は、唯新羅國より渡り來し天之日矛と云ひける人のみ有れど、此も名義は海檜^{アノヒノカ}と作れたる義にして、拾遺に然書かれたる神代紀なる日矛の寫し誤りを甚く憎み、別に心を用ひて、海檜^{アノヒノカ}が名義を正し作れしにも有るべし、其は弘仁私記にも、已に日矛の論の見えければ、當時の人の、其の寫し誤りとは知らず、種々云ふが煩さく思はれて、其の喧ぎを止めてむなどの心にて、物爲られしにや」と云はれたるは、正しきを得ざる僻事なり、) ○作を、此には都久良志牟と有るは、思兼神の思慮に従ひて、高皇產靈尊の命令せ給へる所なり、故に私記に、案^レ此一書文、就^レ思兼神之議、即以^レ石凝姥爲^レ治工、探^レ天香山之金、作^レ日矛、此以上者、欲^レ造^レ其矛之議也、又全^レ剝眞名鹿之皮、作^レ天羽籬、用^レ此奉^レ造之神、云々、此以上者、正奉^レ造

其矛之作法也と有るは、信に此の一書を克く讀み説かれたる言なるなり、但此には日矛を擧げ、下には日像之鏡を出せるは、互に相略ける古文の常なるに、心著かざりけなれども、當時の事にしては、然のみ尤む可きに非ざるなり、上に日矛を作る可き由の議を示しながら、下に至りて金を作ると云は、其の文互に相應はざるに心を著くれば、自然に知らるゝ事になむ有りける、(上にも已に引ける、横井千秋説に、「日矛と有る矛字は、象を誤れるなる可し。文の次第も、採天香山之金、又全削真名鹿之皮、以作天羽鞆、用此作日象、是即紀伊國云々と有らば宜けむ」と云へるは甚漫りなる言と云ふべし。此の作日矛より以上は、私記にも云はれたる、欲造其矛之議也と有る是なり、又全削真名鹿之皮、作天羽鞆、云々は、其の作法を云へるなり、其の作法を云ふにこそは、天羽鞆などを用ふる事も云ふべかりけれ、始に其の事を命令するに、何ぞ然る事までも云はむ、右は此の文を、唯一續の者にして見たる故に、却りて文義を取り誤つに至りし者なめり、) 惜、此の作字は、下なる奉造之の神の所に相應きて、大に味有る事なり、然るは、職員令、典鑄司には、掌造鑄金銀銅鐵、云々事と有りて、此等は鑄に入れて造り鑄る事にて、此は謂ゆる鑄物なり、其の鍛冶所に、掌造作銅鐵雜器之屬云々事と有りて、此は鍛して物に造り作す事を云ひて、謂ゆる造物の義なり、然れば此に作字又造字を作れたるは更なり、此の御鏡を作り奉る事をば、第二書に乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡と云ひ、第三一書に、上枝懸以鏡作遠祖天抜戸兒已凝戸邊所作八咫鏡と有り、又古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵、而求鍛人天津摩羅、而科伊蘇許理度賣命、令作鏡と見え、又鏡作神社、又鏡作連など云へるも鏡は、本は劍矛などと共に、鐵を以て鍛し造作る物なりし故に云ふ

所なるなり、是等の例共、然數多なる上は、古語拾遺に、仍令石凝姥神、(天糠戸命之子、鏡作遠祖也)取天香山銅以鑄日像之鏡と有る、銅は加尼と訓むべく、鑄は都久流と訓みて、鐵の義とし、造作の意と見る可き者なりかし、其の次に、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄、云々次度所鑄、云々と有る鑄字も然り、又至子磯城瑞垣朝、云云故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍と有るも文の章にて、鑄鏡造劍とは作られたれども、其の始なる石凝姥神の下に、天糠戸命之子、鏡作遠祖也と云へる注文有れば、字にては鑄鏡と書きても、其の氏に鏡作と有るからは、其の鍛物にて有りし事の、自然に隱るひ竟ざりける者なるを如何は爲む、且、其の崇神天皇御世は、未だ西戎の諸蕃より歸順ひ來ざりし以前の御事なれば、本より銅鏡の鑄物には非ず、神代ながらなる鐵鏡の造物なる可ければ、鑄字にては當昔の事實に更に相叶ふ所無き者なるを思ふ可くなむ有りける、天孫本紀に、饒速日命十一世孫、物部鍛冶師連公、鏡作連等祖と有るも、心を著けて考ふ可き事なりかし、(右に云へる如く、造物と鑄物との差別有る事なるが、造物とは鍛冶の手に成るを云ひ、鑄物とは典鑄の業に成すを云ふ稱なり、新猿樂記に、姓金集名百成、鍛冶鑄物師、竝銀金細工也、一佩・小刀・太刀・伏究・鋒・劍・髮剃・矢尻・鏝如・寒水・様似・茅葉、或鏡、或銜・鎰・鋸・鉈・銚・銚・鉾・鎌・斧・鋤・鉞・釘・鏡・針・錐・錘・鋏・金物等、(以上造物)、或鍋・鏝・釜・鏡・斷・鉢・鉢・鏡・水甕・花瓶・閼伽器區・火舍云々、(以上鑄物)上手也、進退鐵・動同・楊洲莫耶、鍊沸銅應疑吳山百鍊乎と見えたる、是れにて知べし、○又字は、上を承けて下を起す所なれば、例の如く爾云々と云ふべき格なり、然るを、此に又云々と云ふ時は、上と下と別々の事と成りて、其の意を得ざる所なむ多在る

を、然程の事を記者の知らせ給はざると云ふ理の無き事なれば、猶熟思ふに、右にも云へるが如く、此に造り奉れるは、日矛と日像之鏡と二種になむ有りければ、此に作日矛と云ひ、下に奉造之神と云ひて、各一を擧げて一を略かれたるを考ふるに、作日矛又日像之鏡を作ると云ふ意に置かれたる字ならむかし、然れども私記に已に、作日矛、此以上者、欲造其矛之議也、又全剝眞名鹿之皮云々、此以上者、正奉造其矛之作法也と云ふ説有れば、又字甚穩當ならざるなり、故に姑く此を爾字の意にて許々爾と訓みて、追て善本の出でむを待つ者なり、(但私記に又上文之日矛、與下文以羽籥奉造之神、爲同矛、非各別者、何可加又字哉と云へる沙汰有るも、古き事なれば、容易く改む可からずと雖も、又と有りては、物の上に今一事の有る義なれば如何なり、又右の又字に就きて、日矛と奉造之神とを、非各別者と云へるは、甚粗そかなる云ひ言なり、) ○眞名鹿は、口訣に牡鹿也と有り、古事記の此段に、内拔天香山之眞男鹿之肩、拔而と云ふ事も有るを、眞名鹿と云へる例は、此と紀國造系譜にも同文にて、全剝眞名鹿之皮、云々と有り、又釋に引ける龜兆傳にも、天香山白眞名鹿(一説云、白眞男鹿)とも云ふ事見えたり、言の義は、私記に、眞名是褒美之例也、欲示與凡鹿異故云眞名鹿耳、猶如天眞名井之類也と有り、然れども、天眞名井は傳十三に云へるが如く、眞淳名井の義なれば、此の例には取り難きを、傳七に註へる男子を、祝詞・萬葉等に眞名子と云ひ、女兒を、催馬樂我門に末名牟須女と云へる、此等は、嫡妻の腹に出來れるに就きて云ふ稱なれば、其も眞名鹿の例には非ず、又眞男鹿の義かと思ふに、彼は眞牡鹿の謂なれば、其の意とも聞えざるなり、故に考ふるに、上古には猪鹿をも苞直に奉りし事も有りし故に、傳十二にも云へりし如く、猪をも猪名と云へ

るは猪菜の義、鹿を眞名鹿と云へるは眞菜鹿の義にて、菜とは食に添へて食ふ物なる總稱なる中に、古事記天御饗段に、天之眞名咋と云ふ事の有るは、魚の事なるが、打ち任せて常に食に添ふる物は菜蔬なる故に、然る種類を那と云ひ、魚は其の那の最好物なるを以て、此を眞那とは云ふなり、和名抄厨膳具に、俎和名末奈以太と有るも、眞菜を爲る板と云ふ事なり、又下學集に、生膾箸と云ふ字の出でたるも、皆右に同じき義なる者なり、然れども、神官の忌詞に、穴曰菌と有るが如く、其を食ふ事を、天照太神の、甚く惡ませ給ふ所なれば、此の時天上に食ふ物なる故に、眞名鹿の稱有るには非ず、國土にては常に食ひたりしから、其の後の稱を始に及ぼして、然は云ふ事とぞ所思えたり、(若し然る議ならむには、眞男鹿と有將欲しき所なる者なり、此の眞名鹿の稱を此に及ぼせるは、古語拾遺に、鏡を造る事に鑄と云へると同例なり、猶、上世肉食の辨の委しき事は、傳十二卷に論め云ひたりき、) ○全剝此云宇都播伎は、古事記少名毘古那神段に、内剝鵝皮剝と有るも同じ事なり、其の石屋戸段に、内拔天香山之眞男鹿之肩、拔而と有る内も同じ事なるを、記傳八(三十丁)に、「内は借字にて、書紀に全剝此云宇都播伎と有る全と同じ、俗に圓にと云ふ意なり、全に骨を抜き、全に皮を剝けば、中の空虚に成る意にて、宇都とは云ふなり」と云はれ、又常陸風土記に、造立機殿初織之、其所織之服、自成衣裳、更無裁縫、謂之內幡と有るも、全織の義にて、織りたる任にて自ら衣裳と成りて、裁縫するに及ばざりし故に、圓織の義と見て、寔に相協へる者なり、剝の義は傳十七に云へり、(纂疏にも、全剝謂剝獸之全皮と説せ給へるは、信に然る御事なり、人の屋中を宇知と云ふ事の有るなども、外を圍みて中の空虚なる所に住む意なる可くや、) ○天羽籥は、私記に、今代鍛師所用、吹皮者也、

既採金銅、以作日矛、故用吹皮耳、謂之羽者以其扇風相似鳥之羽翼故也と有る、吹皮の説は、纂疏にも、羽
輔草囊也、羽有氣而生風故也、今俗曰吹皮と有る是なり、金銅の説は、當時、金銅を以て鏡を鑄る事を思へるに
て、例の僻事なり、且、日矛は戈鋒の類なり、此を作るに金銅を用ふる事は有るべき、又謂之羽者、以其扇風
相似鳥之羽翼故也と云へるも信ひ難し、文に、全判眞名鹿之皮、以作天羽輔と有りて、皮と羽と相照應したる
文なるに、心を著けて考ふるに、皮は毛羽と云ふ事にて、其の羽と云ふ事は、傳十七に云へるが如く、古語拾遺に、
衣服謂之白羽とも有り、摠ては人の衣服は更にも云はず、鳥獸の身を纏ふ皮も彼が衣服なれば、同じく羽とは云ふ
事なり、又古事記八十神段に、於是到氣多之前時、裸菟伏也、(中略)爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹折故(中
略)即伏最端和邇、捕我悉判我衣服と有る、此を以て、彼が皮は人の衣服に同じきを知るべきなり、斯て、獸
は毛津物の謂なるに、毛鹿・毛柔と云へるは、獸をも鳥をも、押並て云ふ稱と成りて、鳥の羽を毛と云へれば、獸
皮をも通はして羽と云ふ事の、何どかは無からざらむ、此を以て、天羽輔の羽は、眞名鹿之皮の皮なる事、上下相照
應せて曉る可き者なりかし、(但、鳥をば羽族と云ひ、獸は毛群と云ひて、其の類異なる物なるに、合せて一に云は
む事は、如何と思ふらむ人も有りなめども、已に人の衣服を羽と云へるに、人は右の羽族・毛群ならぬを以て、其の
言の本を思ふ可き者なるぞかし、又、皮は毛羽の義なる上は、猶更なる事にこそ、)又、此の羽輔は右の如く吹皮と
云ふ物なるを、其の製已に全判眞名鹿之皮、以作と有るに、中程其の皮を用ふる事は止みて鳥羽を用ひぬるを、後
に又皮を用ふる古制に復したると云ふ事も聞えず、上古以來同じ物なるを以ても、羽輔は皮輔と云ふ事にして、此を

倒反すれば吹皮と云ふ事なるを以ても、皮と羽と相通はし云ふ古言なるをも知るべき者になむ、然れば右の相似鳥之
羽翼の説は、文を照し見ざる鹿説と云ふ者なりかし、楮、和名抄鍛冶具に、輔草囊吹火也、漢語抄云、輔袋布岐加
波、野王案、輔所_ヲ以吹_ニ冶火_一令_ニ熾_ニ之_一囊也と見えたる是なり、口訣にも、羽輔案也踏云踏輔と有る、其は同具に、
日本紀私記云、踏輔太々良と有る是なり、即ち草の囊を作り、風を入れて細き穴より吹き出して火を熾す具なるな
り、(古今集春上に、木傳へば已が羽吹に散る花を誰れに負せて許在啼くらむと詠める羽吹は、羽輔に言の相同じけれ
ども、別なる義にて、萬葉二卷に、朝羽振、風社依米、夕羽振、浪社來縁と有る羽振に同じき者なれば、此を以て思
ひ混ふる事勿れ、)○用此奉造之神の神字の下に、像字有る本も有りけるにや、神名帳頭註に、日本紀云とて引けるに
は、奉造之神像と見えたり、諸本共に像字は無きながら、美加多と訓み、口訣に神訓美佳多と有るは、古くより
然訓み來たる習有ることと見えたり、此は上に、宜圖造彼神之象、而奉招禱也と有るに相應へたる文なる事、已に
上に云へるが如し、故に右に引ける上文は、古語拾遺に、爰思兼神、深思遠慮議曰、(中略)仍令石凝姥神、(天糠
戶命之子、鏡作遠祖也、取天香山銅、以鑄日像之鏡と有るに當り、此に如し此有るは、其の下に、於是從思兼神
議、令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄、少不合意(是紀伊國日前神也)次度所鑄、其狀美麗、(是伊勢太神也)
と有るに當れるが、此には其の初度の事のみ有りて、次度の事は全に略かれたりし者なり、楮、此に用此奉造之神
と有るは、日矛と日像之鏡とを造り奉れる事なるを、上文には日矛の旁を云ひて鏡を省き、此には日像之鏡のみを載
せて矛を書されず、文を互ひに爲て、其の兩方を知らしむる、古文の格なる者なり、(又拾遺にも、右の初度と次度

とに鏡を作り奉れる事を云へるは委しきに似たれども、日矛の御事を書し漏されたるは、甚々可惜しき事なり、若くは、矛は其の鏡に屬たる者なるが故に、傳へ漏せるにこそは有りつらめ、（傳、此に日神の御象と爲て造り奉られし鏡合せて三面なる其の中に、初度に仕奉れるは二面にして、次度に仕奉れるなむ、伊勢の御一面には御在し坐しにける、其は傳十七に引ける大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也と有る本注に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜奉大神也と所見たるを、釋に引ける天德御記に、天德四年九月二十四日、鑿求温明殿所納之神靈鏡、并太刀契等申時、重光朝臣來申云、瓦上在鏡一面、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損圓規并帶等甚分明、見之者、無不驚感、廿五日、又求得燒損鏡一面、外記々曰、威所三所、一鏡、（件御鏡、雖在猛火上、而不偏損、即云伊勢御神）一所員形、（無破損、長六寸許）一鏡、（已涌亂破損訖破損、紀伊國御神云々）と有り、傳右の大倭本記は、其の本鏡を云ひ、此は畏所に御在し坐す其の御摸造の御鏡の御事を申せるなるが、共に三面に御在し坐す御事も相合へるを、今右の二書を合せて云はむに、御紀の一鏡即云伊勢御神と有るは、正書に謂ゆる八咫鏡の御事にして、大倭本記に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神と見えたる是にて、拾遺に、次度所鑄、其狀美麗、（是伊勢太神也）と有るに相當れり、次に一員形と有る員は圓の省文なるを、紀略には、二所眞形無破損、長六寸許と有りて、此に眞形と云へる其は正書に謂ゆる眞徑津鏡の御事にて、右の大倭本記に謂ゆる、一鏡云々者、天皇御食津神、朝夕

之食向、夜護日護齋奉太神と云へる是にて、伊勢外宮の御正體と成らせ給へる事、已に傳十七に云へるが如し、次に一鏡、紀伊國御神と有るは、即ち大倭本記に、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也と有る是なり、右の如く、大倭本記及天德御記共に、齋鏡三面と云ふ事の打ち合へるを以ても、古語拾遺に初度所鑄と有るは、必ず二面なりし御事をなむ、知るべかりける、但、此の大倭本記は、明文抄に擧げられたるを取れるなり、然るを、釋紀に引かれたるには、名天懸太神也の下に、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也の十二字を脱せる故に、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也までを係けて、一聯の文の如くなる故に、誰しも前に造り奉れる二面の御鏡を指して、天懸太神・國懸太神と申し奉りて、即ち日前神社・國懸神社の御と心得る事は、彼の宮にしては、日像之鏡と日矛の二に御在し坐す事を知らず、然して、其の一は、御食津神の御なりと云ふに、心も著けざりける僻説なり、實には伊勢に御在し坐す御靈の御名を天懸太神と稱し奉れるに對へて、紀伊に坐す方の前御靈をしも國懸太神と號け奉れる事、右の如き明證有りて、甚慥なる者なるはや、（但、上に引ける紀國造系譜に、日矛則號國懸太神、又造日像鏡、即日前太神也と云へれば、日矛に已に國懸太神と申す御名御在し坐せば、日前神社は天懸太神と申すにて渡らせ給へるが如し、然れども、日矛は唯の矛なるを、日像之鏡を附けたりし所縁を以て、日矛としも號くる事にし有りければ、右の二物共に相離れぬ物に渡らせ給へるを、下に云へるが如く、式文にては今の如く二社なれども、本は兩社を合せて日前と申す亦名を以て稱し、又國懸太神と云ふ神號を以ても申し、を、後に鏡と矛とを二社に分けられたる故に、御鏡の方には地名を申し、御社の方には神號を以て唱へ分けたるなれば、少かも障る事無し、）猶此の時の御有

狀を熟思ふに、傳十七に註せるが如く、右の御食津神の御に就きて、倭姫命世記に、豐受皇大神一座と有りて、下に御靈形眞經津鏡座、圓鏡也、神代三面内也と有るは、右の大倭本記・天德御記等に謂ゆる三面の其の一なる事、云ふも更なるが、又其は三面の事に就きて異説なむ有りける、其は御鎮座本記に、眞經津寶三面鑄表、故鏡作神名號三天鏡命其縁也と有りて、次に多賀宮の御を、御形靈鏡坐、在昔天鏡神、鑄造三面眞經津鏡是也、一面者止由氣大神寶鏡、一面荒祭御靈坐也と見えれば、世記に神代三面と有るは、右の伊勢紀伊の八咫鏡と、御食津神の御の眞經津鏡との御事を申せる中にも、其の眞經津鏡と云ひけるも、三面有りて、右の御食津神の御の外にも、荒祭宮多賀宮の御靈形と成れる二面有りて、凡ては五面の鏡此の時に出で來りしを、中にも伊勢紀伊御食津神の御は、齋鏡として主々しかりけるが故に、荒祭多賀兩宮の鏡は、御摸造をも留めさせ給はず、此に依りて朝廷に傳へさせ給ふ所、齋鏡三面にして、即ち畏所三所と持ち齋かれさせ御在し坐す御事なりけらし、古語拾遺に、初度所鑄少不合意と有りて、下に是紀伊國日前神也と有れども、眞經津鏡は、猶其の以前に、是にても其にてもと竟に三面に至りしかども、猶少心に合はず、次には八頭花形に造り奉れる、即ち此の日前大神に坐すを、猶其れも心足ひには非ざりけらし、日矛に著けて、天照太神の前御靈として、天鈿女命の執り持たせる是なり、次度に麗美かりつるは、即ち太神の御靈に御在し坐す事、已に云へるが如し、偕又、右の上代本記に、鏡作神名、號三天鏡命と見え、傳十九に引ける、周防國風土記に、玉祖神社、祭神玉屋命、天鏡命と有るは、玉作神鏡作神二柱相竝び坐せるにて、如此く二證有るは、甚愛たき傳共にて、此を以て石凝姥神の亦、名なる事も知られ、又荒祭多賀兩宮の御も、其の天鏡神の造り奉らし、由も知られ

て、右等の出自も甚明らかなるが上に、元亨元年十一月十二日、高宮假殿日記に、今度御體奉戴一人、八十一面御鏡四合四人也、而去五月、御出現之時、天鏡以下八十一面、皆四合取入之間、今度悉被改御座、云々と有る、此多賀宮の御を天鏡と申す證なり、又幣繩五端之内、一端設御形御被云々、今一端者、天鏡奉飭之間、所殘三端也と有る、此にては御體と天鏡と別なるが如くなれども、一は御被とし、一は御飭と成せる由にて、繩の用ひ所の異なるなり、然天鏡と稱へ奉れるを以ても、天鏡命の、此の時に天上にて仕へ奉れるならずば、何れの時に出で來坐せりとかは爲む、(但神世七代章、後の第二二書に、國常立尊生三天鏡尊、天鏡尊生三天萬尊、云々と見えたる天鏡尊とは異なり、其の天鏡尊と申すは、可美葦牙彥舅尊にや御在し坐すらむと思ふ由有りて、傳三卷に云へり、此に天鏡神と申すは、天上にて始めて鏡を作らし、由の御名なるが上に、鏡作神名と見えれば、石凝姥命より外に當て心得る外無き者なりかし)故に其の日像之鏡二面なる中に、伊勢に坐すを天懸太神と申し、紀伊に坐すを國懸太神と申し奉るを、神名式に、國懸の訓を、久邇加々須と有り、其の加々須は爲光にて、此の石屋隱の御事を、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往と見えたる、其の招出し奉れる所に、故天照太神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明と見えたる此の意にて、天を爲光、國を爲炫と云ふ意を以て稱し奉れる御名なり、然稱し奉れる所以は、思兼神の招奉れる事を謀らし、中に、殊に此の御像はしも、專要と有る物なるが、的當して其の驗有りて、磐戸を出でさせ御在し坐して、天地の内に照炫やかせ御在し坐し、かば、其の義を以て號け奉れるにて、此は日神の大御名には御在し坐さず、右の二面の大御鏡に然負せ奉れるなり、偕、加々は明々の義なるにこそ、傳七、火神刺遇突智命の下に云へる

が如く、古事記に其の亦名を、火之炫毘古神とも見えて、此の軻遇と、其の炫と同じく、又若櫻宮段に、其火猶炳と有りて、大御歌に、迦藝漏肥能、毛由流伊幣牟良と詠ませ給へるも、迦藝漏肥は炫有火なり、又此の天孫降臨章に、星神香々背男と有るも、炫襲男の義と聞え、記傳八(二十八丁)に、「鏡の名義は、炫見なり」と云はれ、又出雲風土記に、島根郡加賀郷、(中略)闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云加々と有るなど、加々の據なり、又天孫降臨章に、螢火光神と有る、其の同じ事を、神賀詞に、夜波如火盆、光神在利と見え、又同章第一書に、眼如八咫鏡、而、絶然似赤酸醬と有るなど、光字を加賀夜久と訓める是れなり、此の第三一書にも、是時、天手力雄神、則引開之者、日神之光滿於六合とも有る如くなれば、其の天地に照炫やかせ御在し坐し、由を以て祝ぎ稱へ奉りて、天懸太神、國懸太神とは號け奉れる者なりけり、(然れば、懸字は、加々須の言に借りて書ける者なり、借此の加々の言は、加賀と濁りて常に言ふ事なれども、古には清みて唱へたりし者と見ゆ、天武天皇朱鳥元年御紀に、居紀伊國國懸神と有るには、傍に私記と書きて、加良久邇加良能迦微と有れども、義理明らかならざるなり、釋秘訓には、懸を縣に作りて、加々流と訓めるは、鏡を物に取り懸くる義に思ひ成したる誤訓にし有れば、據り難くなむ有りける。) ○是即紀伊國所坐日前神也と有るは、此の時に仕へ奉れる、日矛と日像之鏡と、二種神寶の御所在を註し奉れる所なり、右の神寶二種と申す中にも、此の主意を、日神の御象を造り奉る神議にし有りければ、日像之鏡を先にし、日矛は其の鏡を著くる料なりし故に次に立て、昔は此の二種を合せて日前太神とも國懸太神とも稱へ奉りて、其の鎮り御在し坐す宮殿は、二所並び御在し坐しけめども、本は同社の御會釋なりけむ事、此は日矛と日像

之鏡との所在を申すなるに、右の如く紀伊國所坐日前神也と書され、又右の細書に引ける天武天皇御紀には、奉幣於居紀伊國國懸神と有りて、各一神の御名を出されたるは、兩社を合せて日前神とも國懸神とも申し奉れる御事なるが爲なり、持統天皇六年御紀四月に、遣使者、奉幣於四所、伊勢、大倭、住吉、紀伊太神告以新宮と見え、同年十二月に、遣大夫等、奉新羅調於五社、伊勢、住吉、紀伊、大倭、菟名足とも有りて、紀伊太神と申せるも、其の兩社を合せて申し奉れるなり、然るに、紀國造系譜、作日矛、則號國懸太神、又造日像鏡、即日前太神也と有る事なれども、右は式文の如く、兩社に分けられたる後の狀を註せるにて、大倭本記に、天照太神の伊勢の御を、天懸太神と稱へ奉れるに並び、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮祭敬拜太神也と見えたる、此を以て、日像之鏡に國懸太神と申す御名の御在し坐して、日矛に元は然る御名の御在し坐さ、りける御事を明らかにし、然るに、日像之鏡に地名を以て日前神社と申し、日矛に其の鏡の神名を稱へて國懸神社と申せるを以て、日矛は其の日像之鏡に屬たりしものにて、元は其の二を摺て國懸太神と合せ稱へ奉りて、共に天照太神の前御靈になむ御在し坐しける、社家傳記に、日前國懸兩太神者、天照太神之前御靈而、神明之長上也と云へるも、其の二種を合せて前御靈に御在し坐す傳となむ聞えたりける、(又、其の家記にも、日前大神と稱し奉る御靈代は御鏡、國懸太神と稱し奉る御靈代は日矛に坐して、共に天照太神の前御靈に坐すなり云々)と云ひて、何れに傳ふるも、中古以來兩社に別れさせ給へる後の狀のみを云へるなれば、右に引ける御記、大倭本記の趣に合ひ難き者なり、又其の前御靈と申し奉る言義は伊勢の御を次度で造り奉れるに對へて、初度に造り成し奉れる謂とは誰も思ふ事なれども、已に拾遺に

初度所鑄、少不_レ合_レ意と有りて、彼の五百箇眞板樹にも取り懸けざりし御鏡に、何でかは日神の御靈の依らせさせ御在し坐さむ、然るを前御靈として崇め奉れる御事は如何にと云ふに、正書に、天鈿女命手持_ニ茅纒之矛_一、立_ニ於天石窟戸之前_一巧作_ニ俳優_一（中略）顯神明之憑談と見えたる、其の茅纒之鏡即日矛なる由、已に上に云へり、其の顯神明之憑談は、傳十七に云へるが如く、天鈿女命、其の稍を以て俳優して、日神の大御心を取り奉られけるに、其の大御靈早く託言を爲させ御在し坐して、已に出でさせ給ふ可き由の神懸なむ御在し坐して、其は彼の八咫鏡を示し奉れるよりは以前の事にし有りければ、其の時の御靈實の義を以て、其の日矛と其の鋒端に付けたる鏡とを合せて、前御靈とは申し奉る御事とぞ思はるゝ、（此の意を以て見ざれば、前御靈と申す義、何の事とも聞えざるを如何にか爲む、又次度の八咫鏡は、打任せたる天照太神の御靈なる其に對へ奉りて、然稱へ奉れるにても、少縁の所由に御在し坐さるを、其の少不_レ合_レ意と云ふ如く用ひも爲ざる物ならむには、前御靈とは申し奉る可き謂れに非ざるを思ふ可し、）故に是の日前神は、風雅集に、紀俊文朝臣、名草山取るや賢木の盡きも爲す神態繁き日の久麻の宮と有るに依りて、記傳に引かれたるには、比能久麻と訓まれたるに従ふ可し、舊訓は比能麻間と有れども、前は目方にて、後の裏後なる對なれば叶はず、又私記に、問、奉_ニ日前_一神其義如何、答、師說云、前度所鑄日像之鏡也、故有_ニ日前之號_一耳と有る前度云々は、拾遺の文なれば、前は佐伎と訓むなるにや、和名抄郷名に、名草郡日前神戸と有るを、比佐伎と訓み、今俗に云ふ所も右に同じかりつれば、右に先度と云ひ、大倭本記などに、前御靈と有れば、其の義にも通へ開ゆれども、然る古言は有るまじきなり、但、日前の字は、其の意を用ひて書かれたる者なるが、前を久麻と訓む例

は、和名抄郷名に、大和國高市郡檜前、（比乃久末）但馬國氣多郡樂前、（佐々乃久萬）と有る是なり、前を久麻と訓む言の義詳ならずと雖も、其を、御紀に檜隈と作る、隈字の意なる可し、隈とは其の前に在りて物を隠す義の言なるにて、檜の生ひ立ちて隈々しき所を檜前と云ひ、篠の生ひ茂りて隈々しき所を樂前と云へりと聞ゆ、然れども、姓氏錄（在京神別下、天孫）に、檜前舍人連、火明命十四世孫、波利那連公之後也と有る、其の火明命は、傳十九に云へるが如く、天糠戸命に御在し坐せれば、其の日前神を作り奉れる神裔の住める地なるから、然云ふ地名とは成れるなる可し、然れば此の檜前の借字なりけるにこそ、此にて前字を久麻と訓む義を取りて考ふるに、此なる八咫鏡の御事を、古事記に、爾天宇受賣、益_ニ汝命_一而貴神坐故、歡喜喚樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命指_ニ出其鏡_一、示_ニ奉天照太御神之時_一、天照太御神、逾思_レ奇而稍自_レ戸出而臨坐之時と見えたる、其の時に此の天鈿女命の持ち給へる日矛の鉞なる鏡をも合せて、共に臨み見させ給ふ可ければ、其の御影の移るはせ御在し坐しける故に、國懸太神とも稱へ奉りて、其の八咫鏡の天懸太神に亞ぎて、齋き奉る事と成りつらむと所思しければ、其の一速く日神の御影の移れる由を以て其の鏡に隈成せる義を以て、此の御鏡に限りて日前太神と稱へ奉れる御名の御在し坐しけるなる可し、其は何れの書にも所見ざる事なれども、此の許の事は傳無しとて事實に合せ思はずば有るべからず、楮隈と影と相對へ云へる例は、古今集大歌所御歌の畫目歌に、「樂前_ニ檜隈川_一に駒留めて暫時水飼_ニ影_一をだに見む」と有るも、檜隈の地名を日の隈に云ひ係けて、其の移る影をだに見奉りてむと云へるにて、檜隈を日影に、畫目を天日靈尊に寄せたる趣向なるをも及ぼして、右の日前の日影なるをも、思ひ合す可くなむ有りける、（但、右の歌の結句、顯昭本には、「余

所にだに見む」と有るは、萬葉に依れるなる可し。其の密勘に、「古今樂前の歌は、承和大嘗會の歌なり、教長卿申されけるは、此の歌は神樂の畫目歌と有り、大嘗會に、米を籩るとて謡へる歌なり、戀歌に詠めり、今按に、日靈神は神は、日神なり、日本紀は、天照大日靈貴と有るは、天照太神なり又太嘗會には、稻春歌とて八女が謡ふ歌こそ侍れ。米籩る歌聞かず、畫目と云ふに就きて、米籩る歌と釋せられたるが、尤不審なり」と云へるは、然る言なり、鎮魂祭式に、春稻籩以^ニ鹿筥、炊以^ニ韓童と云ふ事有れども、籩女と云ふ事未だ聞かず、其の上傳十七卷に引ける神樂次第に、其の取物九種の事竟りて、次に前張有りて、終に次朝倉・畫目、取物音同次弓立云々、次神樂取物如^レ振と有りて朝倉畫目は神樂の以前に在る事にて、其の朝倉は、神の還らせ給ふ由を歌ひ、畫目は其の御名殘惜み奉る意なる故に、本、「如何許宜き態爲てか天照す日靈の神を暫時留めむ」末、「何處にか駒を繋がむ朝日子が八重刺す岡の玉篠の上に」と有りて、下に内侍所遊^レ之と註せれば、右の畫目歌は、顯昭説の如く日神の御事なり、然れば、古今集の畫目歌も右の二首の意味に相同じきを以ても内侍所の神樂歌なる事を知るべし、其の然る上は、日前の謂に思ひ合せる可き事の、何どか無からざらむ、神名式に、紀伊國名草郡日前神社、(名神大、月次・相嘗・新嘗) 國懸神社、名神大、月次・相嘗・新嘗)と有りて、二所に並び立たせ御在し坐せり、本國神名帳に、日前太神宮、國懸太神宮と有る是なり、御靈實は上に引けるが如く、紀國造系譜に、作^ニ日矛則號^ニ國懸太神又造^ニ日像鏡即日前太神也と見え、社家説に、日前宮(御鏡)相殿(左右擬姥命、右思兼命) 國懸宮(日矛)相殿(左天鈿女命、右玉屋命) 名草郡秋月村西祝祭之と云へり、又、同社七瀬大祓、又宮堰水祭の事を云へるに、右兩日神幸、日前宮御靈代、神枝懸

鏡、(附^ニ木綿) 國懸宮御靈代神也と有るも、其の御靈形の、日像之鏡又日矛に御在し坐すに擬へて、行幸成し奉る御事と所見たり、偕、日前宮の相殿に、石擬姥命思兼命御在し坐すは、此の一書に、思兼神云者、有^ニ思慮之智、乃思而白曰、宜^ニ圖造彼神之象、而奉^ニ招禱也、故即以^ニ石擬姥、爲^ニ治工、云云と云ふ事の有る由に緣りて、其の日像之鏡の御許に陪從ひ奉らせ給へるなり、又國懸宮の相殿に、天鈿女命玉屋命の御在し坐す御事は、此の日矛は、正書に茅纒之稍と云ひ、古語拾遺には著^ニ鐸之矛と有りて、天鈿女命の採物にして、神明之憑談の御事御在し坐しける故事の有れば、必ず侍らひ給ふ可き御事なり、然るに、玉屋命の御在し坐すは、彼の天瓊戈と云ふ迄には非ずとも、矛には玉を銜れる物にて有りけむから、其所に齋かれさせ給ふなる可し、然るは、右の思兼神は、即ち天兒屋命に御在し坐せば、凡て五部神を兩宮に支別て祀らせ給へるならむには、太玉命も必ず御在し坐しつ可からむを、其の事の無きを以ても、玉屋命を配祭れるに就きても、得去るまじき故由無からじやは、曆應三年、國造家款狀に、日前、國懸兩宮者、天照太神之前靈也、和光早卜^ニ南海之月、崇敬年舊、尊貌亦留^ニ北闕之雲、靈驗日新と有る、尊貌亦留^ニ北闕之雲とは、恐^ニ所^ニに天照太神御食津神と共に此の日前御神の御在し坐す事を申せるなり、右の如く、天照太神の前御靈に御在し坐して、伊勢神宮に亞ぎては、尊く高き太御神に渡らせ給へる故に、餘社の竝に神階等を奉らせ給へる處分も聞え給はざるなり、例を以て申さば、宮號を進らせられて、日前神宮、國懸神宮と稱へ奉らせ給は將欲しきを、當宮と熱田神社との御事に就きては、猶不足ぬこそ是なりけめ、(其の村名を秋月村と云へる秋も、明らけき事にて、右の神鏡に由有る事にや、若然も有りなむには、明齋村の略などにもや、和名抄郷名に、國懸と有るは、若く

は、二字を脱せるにて、國懸神戶なるにや、日前神戶と云ふも有る、擬らへて思ふ可くなむ。故、此の二種神寶の天降り來坐して、此に鎮定らせ給へる所由は、紀國造系譜に、天照太神、出天石窟之後、天神、勅于天道根命（神皇產靈尊子）曰、今石擬命所鑄之日像鏡、日矛爲天照太神之前靈也。今託汝命而、專令齋祭焉、皇孫天津彦火瓊杵爲豐葦原中國之主君、天降之時天照太神授日像鏡日矛而、此二種神寶爲吾之前靈、威既高矣、德亦大矣、而不異于縹之三種神寶、此亦別作殿起床奉安置而、可爲齋鏡齋、於是、皇孫受殷勤之神勅、以日像鏡日矛命天道根命、祝祭之と見えたるは、天磐戸を出させ給へる、即ち天道根命をして持ち齋かしめ給へるを、其の後皇御孫尊を天降し奉らせ給へる時に、三種神寶に副へて事依し奉らせ給へるなりけり、其所の文、社家傳記には、天神授三種神寶及種々神寶之時、同授此二種之神寶也、故皇孫與三種之神寶共、持此二種之神寶而、降於日向襲之高千穗峯、與同床共殿、爲齋鏡、以爲齋矛、是也と有る是にて、甚能聞えたり、此まで日向宮に天下所知看し、皇御孫尊等三御代の御有狀なり、（但、大倭本記には、齋鏡三面、子鈴一合也と有るを、此には其の日前の御をのみ齋鏡と擧げたる事には有れども、已に天孫降臨章第二書には、右の三種神寶の中なる八咫鏡を指して日神の齋鏡と詔り給ひ、次に今一鏡は御食津神の御なるも、此の外には有るべからざれども、右は鏡、劔、瓊の三を合せて三種神寶と區別ち、又此の日像鏡・日矛を二種神寶と定めさせ給へるなれば、其は右の種々神寶と云ふ中に有るべきなり、然れども、齋鏡三面と擧げて、鏡の事のみを云ふ時には、天懸太神・國懸太神・御食津神の三に成れるなり、）又其の系譜に、神日本磐余彥天皇、東征之時、勅天道根命曰、汝命奉戴日像鏡日矛、求美宮地、奉令

鎮座、奉護寶祚焉、對曰、諾、於是、天皇發高千穗宮、乘於皇舟而、從筑紫經諸國而、遂到于攝津國難波之碕、天道根命亦奉戴彼日像鏡日矛、乘於船、經邦國之浦々、著當國加太浦、移木本郷、少間留休焉、又乘於船而、到于毛見郷、舟著琴浦、爰郷南有山、山南有海、海中有島山、山中有靈岩、岩山起行宮而、奉安置被二種神寶、常奉祈天皇擊凶虜、平天下寶祚之長久矣、天皇自茅渟山城水門、到當國竈山、是時天道根命、奉開天皇到于竈山而、則行之奉觀、天皇問曰、覓美宮地、令鎮座被二種寶否、天道根命、對以事之本末、曰、任意遊之、故天皇行而見之、實美宮地也、仍勅于天道根命、朕今征群虜、所以安國家、專可頼被二種神寶之威德、汝慎而莫懈其祈禱矣、對曰、唯々、天皇到熊野、幸于大和國菟田下縣、遂擊殺長髓彥矣、退後天皇、定諸將之功、行賞之時、召天道根命而詔曰、朕今也平諸虜、海內無事、汝深厚敬祭彼兩神、致殷勤之祈禱也、因茲、披拂山林、經營宮室、恭臨寶位之重、於是、推察汝之忠功、廣大於天地、深潤於滄溟、此故、今以紀伊國、授與于汝、則定任于國造、以爲姓氏、永傳于子々孫々而、猶能奉仕于兩太神、彌恢弘神業、益奉護寶祚矣、天道根命、恭蒙天皇丁寧之勅命、而歸來焉、是後廻望國內之時、娶國神之女地道女命、令生比古麻命、如吾令奉仕于兩太神也、猶巨細之事、詳于當宮之緣起也、天道根命從神皇產靈尊之時、至神武天皇之御宇、在世也、長壽之神也と有るは、其の東征の初より、名草宮に鎮り坐さしめ奉る迄の文にて、彼の氏文の傳ふる古説是なり、然るにも引ける如く、大倭本記に謂ゆる齋鏡三面と有るは、伊勢と此の御神と、御食津神の三所に渡らせ給へるを、天德御記、日本紀略、扶桑略記、帝王編年記、小右等に載する所、何れも威所三所の事に於て

違はざるを、其の日前大神の御摸造を神武天皇御世に作られしと云ふ説無ければ、古語拾遺崇神天皇段に、漸畏神威同殿不安、故更令齊部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造之劍、以爲護身御璽と有れば、其の御時まで皇太宮に右の日像之鏡日矛も三種神寶と共に大坐しけるを、其の御世に伊勢の御と共に出し奉らし、御時に、恐所には其の御摸造の新鏡を留めて、日前御神と齋き奉らせ給ひけむと所思しきを、右の系譜の如くば、神武天皇日向より發幸して、難波に大御船泊させ御在し坐しける御時より、天道根命に託て、美宮地求めに被遣たるなりけり、然らば、其の畏所に渡らせ給へる日前の御も、右の御鏡の形體などの委しき傳有りて其に據りて、彼の鏡劍と共に造らしめて、大宮の内に祀ひ置かせ給へりし御事となむ聞えたりける、(記傳八卷廿七丁に、「此初度の鏡も、彼日矛と共に三種神寶に添へて、後に皇御孫命へ授け賜ひしなる可し、其故は、拾遺に、矛・玉自從と有る矛は日矛なるが、此鏡も其と同じ時に出來て、後にも、同じ地に鎮り坐せばなり、楮、御世々々、天皇の同じ御殿に坐々し、水垣朝に至りて、天照太御神の御靈・八咫鏡・草薙劍を豐鍬入日賣命に離ち奉給ひて、鎮坐すべき地を求め歩行き給ふ時に、紀國の名草濱宮に三年が程齋奉り給ひし事、倭姫命世記に見ゆ、此時まで彼日矛も初度の鏡も共に天照太御神の御靈に附添て齋奉りしを、此名草濱宮に右の二をば留奉りて、永く彼地に鎮り令坐給ひしなる可し、是日前國懸二太神なり」と云はれたる、理に於ては、予が思ふ所も同じく然る事なれども、後の系譜に然許り委しく記せるも、後に偽り造れる者とも見えざれば、猶其の考は如何有らむ、其の天道根命の御事は、此に云はむも煩らはしければ、天孫降臨章第二二書、手置帆負神の下に云ふべき由有りて云へり、)其の後の事は、神日本磐余彥天皇東征之時、以此種々之神寶託

天道根命而、令齋祭也、經國々而、到于攝津國難波、天道根命、奉戴此二種之神寶、到于紀伊國名草郡毛見郷、奉安置於琴浦之海底岩上、至於崇神天皇(人皇第十代)御宇、豐鍬入姫命、奉戴天照太神之御靈、五十一年四月八日、遷本國名草郡濱宮(毛見郷也)之時、日前・國懸兩太神、離海底之岩上、移名草濱竝宮而共住、同五十年、天照太神者、雖遷于吉備名方濱宮、日前・國懸兩太神者、留住於名草宮、至于垂仁天皇(人皇第十一代)十六年、自濱宮遷于同郡神宮、名草萬代宮而鎮座也、今宮地是也と見えたり、其の琴浦海底岩上と有る、底宇心得ず、系譜には、天道根命、亦奉戴彼日像鏡日矛、乘于船、經邦國之浦々、着當國加太浦、移于木本郷、而少間留休焉、又乘于船、而到于毛見郷、舟着琴浦、爰郷南有山、山南有海、海中有島山、山中有靈岩、岩山起行宮、而奉安置彼二種神寶と有るを合せ考るに、海底は海中の意なる可し、其の崇神天皇五十一年の事は、倭姫命世記に、同年甲戌、遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀國造、進舍人紀麻呂、地口御田と有る是なり、元々集には、此の事四月八日と有て合へり、五十四年の事は、世記にも、遷吉備名方濱宮云々と見え、家記には、「五十四年十一月、天照太神は、更に吉備國名方濱宮に移り給ふと雖も、兩太神は此地に留り坐々す」と云へり、垂仁天皇十六年の事は、系譜を考ふるに、神皇產靈尊、道根命、比古麻命、兄刀彌命、久志多麻命。大名草彥命と有りて、其の下に、垂仁天皇十六年、兩太神、以夢告于大名草命、鎮座于今之名草宮地也と見たる是なり、家記にも、「垂仁天皇十六年、今の萬代宮に移り鎮り給ふ、此時に當りて、朝廷忌部工匠に命じて、社殿を令造給ふ」と所見たり、楮、上にも云へるが如く、上古には此の兩太神を合せて日前神とも、國懸神とも、紀伊太神とも申し奉

れるを、後に日像鏡を日前宮、日矛を國懸宮と、宮殿を並べ齋かるゝ世と成りても、大倭本記、系譜等には兩太神を合せて名草宮と申し、社記には萬代宮と稱へ奉れるが如く、此彼を別たす、日像鏡・日矛を合せて國懸太神と號け奉りて、伊勢太神を天懸太神と稱へ奉れる、相並び對はせ給ふ大御名になむ御在し坐させ給ひける、(斯れば天道根命の此の兩太神を供奉りて、美宮地を求めに國巡らしゝは、神武天皇東征五年戊午の二月にて、御紀に、皇師遂東、舳艫相接、方到天難波之碕と有る、其の時の事なる可し、系譜に、天皇、自茅渟山城水門、到當國竈山、是時、道根命、奉聞天皇到于竈山、而則行之奉觀と有るは、御紀に據るに同年五月の事なり、若て、此の神は其の御軍の事には仕へ奉られず、唯勅命を奉りて兩太神に祈り奉らるゝのみにて、後に熊野にて薨靈を奉られし高倉下命の、軍事に預り給はぬと同じ事なり、系譜に、天皇、定諸將之功、行賞之時、云々、今以紀伊國、與于汝云々は、國造本紀に、紀伊國造、樞原朝御世、神皇產靈命五世孫、天道根命、定賜國造と有る是なり、此の神は天上にて日神に仕へ奉り給ひ、皇御孫尊に陪從して天降り給ひ、神武天皇御世まで御在し坐しゝ事、疑はしきに似たりと雖も、已に右に云へる高倉下命は石凝姥命なるを、其の御世に出で給ひ、饒速日命は其の御父に坐すも、其の御世に御在し坐しけるなど、猶斯る類なむ多在るを何どかは疑はむ)

安政四年丁巳閏五月八日始六月朔日脫稿

日本書紀傳 十九之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十九 寶鏡開始章

一書曰。日神尊以天垣田爲御田時。素戔嗚尊春則填渠毀畔。又秋穀已成。則冒以絡繩。且日神居織殿時則生剝斑駒。納其殿內。凡此諸事盡是無狀。雖然日神恩親之意。不愠不恨皆以平心容焉。及至日神當新嘗之時。素戔嗚尊則於新宮御席之下陰自送糞。日神不知徑坐席上。由是日神舉體不平。故以恚恨廻居于天石窟。閉其磐戶。

素戔嗚尊の御荒びの較略はしも、先づ正書には、天照太神、以天狹田長田、爲御田時、素戔嗚尊、春則重播種子、且毀其畔、秋則放天斑駒、使伏用中、復見天照太神當新嘗時、則陰放辰於新宮、又見天照太神方織神衣、

齋居服殿、則剝天斑駒、穿殿蓋、而投納と有りて、甚詳かなる者なり、第一書は、唯齋服殿の異説のみ有り、第三書には御營田の事のみ委曲に在り、然れども、一には御營田と新嘗宮の事無く、一は齋服殿と新嘗宮の事を漏らされたるを、此の傳なむ其の三事を竝へ擧げられて、正書又古事記の趣に異ならず、然りと雖も、傳十七に論め云へるが如く、其の次第の如きは、正書古事共に、一は御營田の事なり、二は新嘗宮の事なり、三は齋服殿の事なり、此は然らず、御營田の事より引き續けて織殿の事有り、終には其新嘗宮の事に依りて、天石窟に入らせさせ御在し坐し、狀なれども、右にては叶ひ難き由、將無には非ず、其は、古事記に、於勝佐備、離天照太御神之營田之阿、埋其溝、亦其於開看大嘗之殿、屎麻理散と有りて、下に、故雖然爲、天照太御神者、登賀米受而告、如屎、醉而吐散登許會、我那勢之命爲如此、又離田之阿埋溝者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命爲如此、登詔雖直、猶其惡態不止而轉と有りて、此の二事は詔り直し坐して、御怒らせ御在し坐さずして、如何にも爲て其の神の荒び坐す御心を靜めむと爲させ給ひつるなり、第三書に、凡此惡事、會無息時、雖然、日神不愠、恒以平恕相容焉と有るも、即ち此に當れり、然るを此には御營田と織殿との事を擧げたる次に、凡此諸事、盡是無狀、雖然、日神恩親之意、不愠不恨、皆以平心容焉と有る事なれども、正書と古事記との狀を考ふるに、御營田の事と新嘗宮の事とに於ては、詔り直させ給ふ方も有りしを、齋服殿の御荒びに就きては、且は驚き且は怒らせ給ひて、天石窟に入り給へる趣にて、殊に第一書には、其の事に依りて、故天照太神、謂素戔嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟、而閉著警戸焉とも有りて、正書と彼の記とに相合へるからは、此の傳に、及至日神

當新嘗之時、素戔嗚尊、則於新嘗御席之下、陰自送葬、(中略)由是、日神學體不平、故以恚恨、居于天石窟閉其警戸と有る事なり、然れども、其の送葬は、自然に詛事と成れるが故に、右の如く日神學體不平と有る事なれども、右に引ける古事記の御詔直言は、又其の詛を返す神術なる可き由、傳十七に考註せる如くなれば、其の事に依りて石屋隠り爲させ給へりとは、理に於ても云はるまじき者になむ有りける、(然許り、大御心の廣く平和かに御在し坐す皇太神に御在し坐せば、何方までも見直し聞き直させ給ふ可き限りは、平恕なる大御心以て相容めさせ給ひけめども、其の天斑駒を生剝逆剝に剝ぎて落し入れ、天衣織女の梭以て傷身に至りては、争でかは怒らせ給はざらむ、斯れば、其の新嘗宮の御事に依りて御怒坐せると云ふは、此の一書に限りたる誤なり、凡て書を解くには、先づ其の本文を考へ正さずしては、其の説定らずして、浮きて聞ゆる事も多在る者なれば、如レ此は言痛き論にも至る者にて、古人に對ひては甚無禮く、罪去り所無き心ち爲さるには非されども、道の爲には止む事を得ざる言擧になむ、)○日神尊は、常には日神と有るを、尊字を加へたるは、崇め稱せるなり、古事記八千矛神の御歌に、夜知富許能、迦微能美許登波と有るは、自稱なれども、妹神に對ひて宜へるなり、其の沼河日賣命の和歌に、夜知富許能、迦微能美許等、怒延久佐能、賣邇志阿禮婆、(中略)阿夜爾、那古斐岐許志、夜知富許能、迦微能美許登、許登能、迦多理基登每、許遠婆と見え、須勢理毘賣命の御歌にも、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀淤富久之奴斯許曾波、云云とも歌はせ給へるは更なり、其の訶志比宮段に、伊奢沙和氣大神之命と見え、出雲風土記にも、其の神の御事を、所造天下大神、大穴持命と申せるを略きて、所造天下大穴持命と有るを、又約めて、所造天下大神命とも有る、此等は、

正しく神命と云ふ例なり、萬著一（十七丁）に、天皇之、神之御言能、三（二十八丁）に、皇神祖之、神乃御言乃、又（三十七丁）久堅之、天原從、生來神之命、五（十三丁）に、多良志比咩可尾能彌許等、十八（十八丁）に、須賣呂伎能、可未能美許登能、又（二十丁）須賣呂伎能、神乃美許等能、又（二十二丁）須賣呂伎乃、可未能美許等能、十九（二十九丁）に、知多都民能、可美能味許等なども見えたり、（天神本紀に所見たる供奉三十二神の中に、天日神命、對馬縣主等祖、天月神命、壹岐縣主等祖と有るは、神宇美多麻と訓みて、別神と聞えられたれば、此の神命の例には非ず。）○天垣田は、纂疏に、墾田周以垣牆、防禽獸也と説かせ給ひ、直指に、「獸に踏み食しめまじき爲に、外邊に竹木を以て垣を爲る田なり」とも有るが如し、然るは、萬葉十三（二丁）に、神南備乃、清三田屋乃垣津田乃、池之堤之と有る、垣津田は垣内田の義なるを、其の神名備は、傳九に云へるが如く、大和國高市郡なる飛鳥の神奈備を云ふなり、三田屋とは、其の神の御田を守る屋を云ひて、越後などの方言に、田屋と云ふ物是なり、其の垣津田を、萬葉考に、「堤を廻らし、水の引漏を程能く爲るを垣田と云ふ、國の垣は山、家の垣は築土、田の垣は堤なり、池の堤とは、上の垣即ち此堤なり」と云はれたれども、推當の説にて信なひ難かり、其は應神天皇十一年御紀に、作劍池・輕池・鹿垣池・厩坂池と有る鹿垣池を、大和志に、在高市郡飛鳥村、一名垣津田池と有るに、右の歌も相符へるに、其の本名を鹿垣池と云へるを以ても、其の垣は堤ならざりし事を思ふ可く、又此の天垣田も、天垣津田の義なるをも曉る可き者なり、又口訣には、天垣田近之稱と云へるは、皇太神の大宮の、御牆に近く有る御田と云ふ義なるは、實に然る可し、此の天垣田は下なる冒以絡繩と有るに應ずる所にて、垣外の意と聞ゆ、今淡路の

方言に、人家の近傍を云ふ中に、其の正門の外なる田地を凡て加伊登と云ふは、垣外の義なり、上に云へるは垣内、此は垣外にて、内外の差有りと雖も、末だ此の時など、然る禽獸の防を設けさせ給ふ可き程の時節に非ざれば、口訣の説の方や、穩當にて有りなむかし、（谷重遠説に、垣限也、天子御田故、垣之也と云へれども、末だ然る證を得ず、神名式、播磨國加茂郡垣田神社と申す有り、和名抄郷名に、豊前國宇佐郡垣田と云ふも所見たれば、天子の御田ならずとて、垣田と云ふ事の何どかは無からざらむ、又白井宗因説に、「予が所持の活本、垣を埴に作る、埴は土の細密に肥えたる物なれば、膏腴の田と云ふ事か」と云へるも、疑はしき事なり、其は崇神天皇六十二年御紀に、河内狭山埴田と云ふ事の有るを取り出でて、思ひ寄せたる説ならむかとぞ所思えたる。）○爲御田の事は、傳十七に云へり、○埴渠は、第三一書には、春則廢渠槽及埴溝と見え、古事記には、離天照太御神之營田之阿、埴其溝、（中略）又離田之阿、埴溝者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命、爲如此登詔雖直（下略）と見え、又皇太神宮儀式帳に、天津罪止、所始志罪波、敷蒔・畔放・溝埋、云々、大祓詞にも、天津罪止畔放・溝埋・樋放・頻蒔・申刺云々など見えたる、皆同じ事なり、口訣に、埴は塞也と註し、纂疏には、渠謂溝滄通水於田者、雨則洩之、旱則瀦之、若土埴於渠、則水道廢、而有害稼穡也と有るは、信に明らかなる御註なり、渠字は、御紀に、多くは溝字を書けるを、齊明天皇二年御紀に、迺使水工穿渠云々、時人、謗曰狂心渠云々、三年御紀に、長穿渠水、損費公糧など用ひられたり、記傳八（五丁）に、「埴其溝」は、書紀に、埴渠とも埴溝とも有り、埴は宇豆米とも訓むべけれども、古語拾遺に、美曾宇女と有るに依れり、和名抄に、釋名云、田間之水曰溝、和名三會、渠同上と云

ひ、又畝田中渠也、和名太三曾とも有り、楮畔を放つは、其の田に蓄はへたる水を潤し、又水の多在る時に、外より漫に入りて、溢らさむ爲の態なり、溝を埋むるは、水を引かするを妨げむ爲なり」とも所見たり、(又祝詞考にも、「溝は遠く水を引きて、田に懸けむ料なるを、埋めて水を引くべき由無からしむるなり、宇米は、宇豆米の略なり」と有り、名義抄に、墳字を、美都とも、於曾布とも、布久流とも、伊呂布とも、美賀久とも、宇牟とも、都伎奴とも、那豆牟とも訓めり、宇米は上聚にて、物を塞ぐ義と聞ゆ、)○毀畔は、傳十七に云へり、○秋穀已成の成は、登る事を云ふなり、秋に成りて實を結ぶは、其の物の已に成り整へるなれば、那流とは云へり、崇神天皇七年の御紀に、五穀既成、百姓饑之と見え、大忌祭詞に、八束穗爾、皇神能成幸賜者云々、天下乃公民乃、取作禮與津御歲乎、惡風荒水爾不相賜、汝命乃成幸賜賜者、又風神祭詞に、五穀物乎始臣、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉爾至萬臣不成などの成是にて、今俗にも、然云ふ事なり、萬葉二(十二丁)に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神會著常云、不成樹別爾、又、玉葛、花耳開而、不成有者、云々、十一(三十八丁)に、吾屋戸之、穗蔓古幹、採生之、實成左右二、君乎志將待、又(四十七丁)日本之、室原乃毛桃、本繁、言大王物乎、不成不止、などの類多在るを、思ひ出づる任に一二を擧ぐるのみ、古今集東歌にも、「麻生浦に片枝指覆ひ成る梨の成りも成らずも寝て語らばむ」とも有り、(催馬樂、呂の山城に、「也末之呂乃、己末乃和太利乃、宇利川久利、云々、伊加爾世牟、奈利也之名末之、宇利太川末天爾、云々と有る奈利も、此の成に同じ事なり、)○絡繩は阿是那波と訓めり、思ふに、此は天垣田に對へる所なる可し、然るは、右にも云へる如く、天垣田は、日宮の御垣邊に在りて、日神尊の御營田なるを、秋穀の登りて、已

に收穫する時に至りては、素戔鳴尊の、己がト給へる御田の如く、絡繩を冒以して、田人の刈取る便を令し失るを云ふなり、私記に、春時、墳渠毀畔、僅至秋時、即以絡繩引其田、自爾已往者、是我田也、見其實既熟、即可欲之意、必引其絡繩者、欲爲其分境之畔也と有るが如く、己が物の狀に成し振舞はせ給ふなり、纂疏に、其以絡繩、謂其田以繩と有るは、然る言なり、然れども、其の下に、蓋奪佗人之田、以爲我田也と見え、口訣にも、冒犯絡繩也、掠佗領業也と云へれども、素戔鳴尊の御生質として、然る御心御在し坐すには非ず、其の上此の度の御事は、如何にも爲て妨げ損なひ奉らむと爲させ給ふからの、御振舞にてこそは有りもしけれ、素より然る御心ならざりければ、右の御説は甚々味氣無き御事なりかし、通證に、駿河風土記所謂、注連田之謂也と云へり、注連田とは田に注連繩を界以して界を分つを云へり、其の例共は、傳十七、端出之繩の下に引けるを考へ合す可し、(兼俱説に「日神の御田へ、我田の境を掘り込みて繩を張るなり、今も境を越して、人の田を奪ふとて、繩を張るなり」と云ひ、又宗因説には「經界の繩の義には非ざる可し、穀登る時を見ては、繩を縦横上下して、其の實を觸れ落さむと計らひ給ふ義なり」とも云へども、共に盡さざる者なり、)○冒以は、比伎和多志伎と訓むべし、本には、冒以絡繩と有りて、宇流麻傳とも、比伎和多須爾とも訓みたれども、其が任にては例の漢文訓なり、但、宇流麻傳と訓めるは、秋穀已成れるを收穫する時に至る迄と云ふ義なるに有るべし、右にては、稻を刈り入る時まで絡繩を引き且し、其の事畢りては別に妨ぐ可き所作も無き故に、構はせ給はざるなり、正書に、秋則放三班駒、使伏田中、第三一書にも、秋則搖籠伏馬と有るなどに並べて思ふに、然訓む時は、中古以來御田を奪ひ給ふと云ふ如き狂説を打消

し、甚なむ良はしかりける、然れば、此の二字、正書に界以を然訓める例に隨ひて、比伎和多志伎と訓みて、意は右の義を存ふ可き者になむ、又纂疏本には、冒を互に作れり、然る本も有りしか、又は私記に、即以絡繩、引互其田と有るに依りて、改めさせ給へるなどにもや、(但、口訣に冒犯也と註せるも、其の義を含みての事なれば、猶冒字の方や古かりなまし、纂疏に、互以絡繩、謂互田以繩と注させ給へるも、全く私記の説なり、) ○織殿は、正書・第一、一書共に齋服殿と有り、古事記に、忌服屋又は服屋と云へる是なり、其の事傳十七に云へり、織殿と云ふ例は、太神宮式に、服部等造三時神衣機殿二祭、云々麻績等機殿祭云々と云ふ事有りて、下に服織戸・麻績戸と云ふ事の見えたれば、織殿は服織殿の略にても有るべきにや、倭姫命世記に、垂仁天皇二十五年、丙辰春三月、伊勢百船度會國玉掇伊蘇國仁入座、即建三神服織社、令織三太神之御服、麻績機殿神服社是也、(中略)取丁巳秋九月甲子、奉遷於五十鈴川上之後、竟清麗膏地、和妙之機殿乎、同興于五十鈴川上側、令倭姫命居焉(下略)と見え、機殿儀式帳に、此機殿、昔纏向珠城朝廷倭姫皇女、傳奉太神、齋奉飯野之高宮、于時、機殿立長田郷、(中略)是太神御靈也、云々と有るなど、此の天上の織殿の事より起りて、神衣祭の縁なり、常陸風土記、久慈郡大田郷條に、珠賣美萬命、自天降時、爲織御服、從而降之、神名綺日安命、自筑紫國日向二折之峯、至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多氏命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之、(中略)或曰、當織純時、輒爲人見、故、閉屋扉、内而織、因名烏織と有るも、亦右の例なり、又大嘗祭式神服條に、凡織神服者、九月上旬、差三神服社神主一人、云々、歸向京齋場、先祭織屋、然後初織、(中略)其神服殿者、兩國各

一字、神服男女憩屋各一字、祝部憩屋一字、(長廣隨宜)竝以黒木及草構臂と有るを以て、上代織殿の状を知るべく、況て上天の織殿の御有状、想像り奉る可き御事なりかし、(又世記に、右の機殿の事を八尋機殿と書して、下に圓方機殿是也と見え、其を神名祕書に引ける風土記に、機殿號八尋者、倭姫命奉齋三太神之日、作立也と有り、八尋殿の事思ひ合す可き者なり、) ○生剝は、伊弉波岐爾波岐氏と訓むべきなり、古語拾遺に、逆剝生駒と見え、纂疏に、生剝者、剝生馬之皮也と有るが如し、傳十七に云へるが如く、其の皮を全剝に剝きながら、殺し盡さず活せ置く事にて、彼の古事記に謂ゆる稻羽之素菟などの如き、即ち生剝に剝がれたりし者なりけり、古今著聞集に「粟田大納言忠良古き大納言に御在しながら、甚も出仕なども爲で隠り御在しける頃、公家大納言の御用有りげに聞えければ定めて剝がれ給ひなむと世に云ひけるに、其の儀無かりければ、縣召除目の旦、普賢寺入道殿、彼の卿が許へ遣はされける、人よりも彼の逸物に見ゆる哉此の伊弉波岐に爲られざりける、返し、伊弉波岐に爲られざらむも理りや骨と皮との疲附様には、此の大納言は、瘦せ細りたる人にて御在しければ、如此返し參らせけるとぞ」と有る、即ち伊弉波岐とは云はず、伊弉波岐と訓む證なり、大祓詞後釋に「伊弉波岐と云ふは令生置きて剝ぐ意なり」と有るにて聞えたり、(花に生花と云ひ、魚に生洲と云へるなど、生を伊弉と訓める、右と同じ義なり、倭姫命世記に、佐々牟乃木枝乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給と有るなども、生は伊弉なり、此の生剝を、本に伊岐波岐爾志氏と訓めるは、言の意を得ざる近頃の人の誤訓にて、大祓詞にても、生膚斷、死膚斷の生は、伊弉とは訓まず、伊伎なるを、其と一に思ひ混へて、其の差を立てざるなり、通證に、十六國春秋、符生殘膚、或生剝牛羊驢馬と有り、) ○納其殿

内は、第一書に投_ス入_ル之殿内と有るに同じ、正書に、穿_ニ殿_ニ而投納と有るも、其の殿内に投_ケ落_シ入_レ給_フ事なり、然るに、此には納_ノ字を書きて、右の投納又投入など、同じく訓み、古語拾遺には、投_ノ字を訓ませたる、共に正しく當れるには非ざれども、此の義に依りて然訓む事なり、(名義抄に、納_ノ字、伊流とも、袁佐牟とも、都豆流とも、久波志とも、能理とも、久祢奴比とも、波夜流とも、宇久とも訓めり、)○凡此諸事は、古語拾遺に、凡厥庶事云々と有ると、同じ状なる文なり、○盡は、本に都久須爾と訓めるは誤なり、許登基登爾と訓むべし、海宮遊行章第四、一書に、海神便起_ニ憐心_ニ、盡_ニ召_ニ鰭廣_ニ、鰭狭_ニ問_ニ之と有るを、古事記には、是以、海神悉召_ニ集海之大小魚問曰と有りて、盡を悉と同じ所に用ひたる是なり、偕其の意は、同記に、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇と有りて、皆と悉と竝べ云へるが如く、盡は皆と云ふに近く、又極と云ふに等し、同記、日子穗々手見命大御歌に、伊毛波和須禮士、余能許登基登爾と有るは、世の極み迄にの義なり萬葉に、盡_ノ字を用ひたるは、一(十六丁)に、樞原乃、日知之御世從、阿禮座師、神之盡と有るを、今本書と作るは、名義抄に、此字盡_ノ盡_ノ盡と有る盡を誤れるなり、二(二十四丁)に、夜者毛、夜之盡、書者母、日之盡、又(三十六丁)畫波毛、日之盡、夜羽毛、夜之盡、三(二十八丁)に、皇神祖之、神乃御言乃、敷生、國之盡、又(三十六丁)畫者毛、日之盡、夜者毛、夜之盡、又(五十四丁)憑有之、人乃盡など、集中多在るを、四(十二丁)に、畫波、日乃久流留麻氏、夜者、夜之明流寸食と有る、此を以て、盡と極と皆と、相通はし云ふなるを曉る可き者なり、(又都久流と訓めるも、物の至る極みを云ふ言なれば、其の趣同じきに歸めり、偕、名義抄に、此の字、都伎奴とも、都久須とも、許登基登久とも、袁波流とも、許叙流とも、麻都とも訓み、又萬葉

には、船の泊るに此の字を訓みたりき、)○無狀は、傳十七に註せり、古事記には、此を、猶其惡態不止而轉と有る、其の轉_ノ字に當れり、記傳八(十一丁)に、「是は本より有る事の、逾進みて殊に甚しく成るを云ふ言なり、萬葉十二(五丁)に、何時奈毛、不戀有登者、雖不有、得田直比來、戀之繁母、二十(十三丁)に、秋等伊弊婆、許已呂曾伊多伎、宇多耳家爾、花爾奈蘇倍且、見麻久保里香聞と有る、是にて心得べし、又十(十二丁)に、吾屋前之、毛桃之下爾、月夜指、下心吉、菟楯頃者、十一(十丁)に、若月、清不見、雲隱、見欲、宇多手比日と有り、又源氏葵卷に、紫上の髪_ノの事を、「宇多氏、所狭うも有るかな、如何に生やらむと爲らむ」と云ひ、同卷に、年頃阿波禮と思ひ聞えつるは、片端にも非りけり、人の心こそ、宇多氏有る物は有れ、此等も逾進みて甚しく成る意なり、轉_ノ字を書くは、轉り進む意を取るなる可し、偕、下卷穴穰朝段に、宇多耳物云王子、故應_レ慎、亦宜_レ堅_ニ御身、又書紀に、武烈天皇の御所行を云ふ所に、設_ニ奇偉之戲_ニなど有るは、右の意より轉りて、平穩尋常ならで、奇僻してく善からぬ意と聞ゆ、貫之集に、蟻通神の事を、宇多耳有神也と云へるも是なり、古今集に、「阿波禮てふ言こそ宇多耳世中を思離れぬ鈍なりけれ、」又、「落_ルと見て有るべき物を梅花宇多氏匂ひの袖に留_レ在る、」此も形見こそ今は仇なれと詠ゆる若くにて同意なり、菅家萬葉集に、「宇多耳を別様と書かれたるは迂遠し、春記に、瀧口定清、去夜不得_ニ盜人、太以別様也と有り、此の別様も然訓むべきなり、中古に此の字を書き習へるなる可し、又、俗に笑止なると云ふと同じ意を、宇多氏伎と云ふも、此より轉れるなり、又古今集俳偕に、「花と見て折むと爲れば女郎花宇多々有る状の名にこそ有けれ、」此宇多々も同言にて、意も右に同じ、女郎と云ふ名に憚りて、尋常の花とは違ひて、折らむ事を奇僻

しく快からず思ふ由なり、故此の轉字をも常には宇多々と訓めり、借此に、惡態不止而轉と先づ云ひ置きて、次に其の宇多氏有る所行を云へり（以上取意）と云はれたる、實に明らかなる説なり、土佐日記にも、「此の主人の饗應宜きを見るに、宇多氏思ほゆ」と有るは、俗に氣の毒など云ふ意なるを、千載戀四に、「佗にては中々然ても有りしを宇多氏物思ふ昨日今日哉」と有るは、心より外なる事を云へり、故に思ふに、宇多氏は、古語拾遺に、於是素戔鳴神、欲奉辭日神、昇天之時、櫛明玉命、奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔鳴神受之、轉奉日神と有るも、我に受けたる物を佗に移すを以て、宇多々と云へるにて、即ち移々の義と聞ゆ、右に引かれたる例共を、推し通して考ふるに、其の事の眞直に行くべき所を、折回る如きに云ふ語なり、（源氏御幸卷に、「後の名まで、宇多々有るべし」と有るも同じ、今中洲の方言に、物の有り來りにて宜しきに、惡しきに僻付きたるなど、凡て物の遷り替りて、身にも心にも相叶はぬ事を宇多氏志と云へり、古語拾遺の轉、武烈天皇御紀の奇偉、菅家萬葉集の別様などの字遺ひをも合せ考ふ可し。）○恩親之意は、兄弟登云布親麻自伎御意と訓めり、其は、仁德天皇四十年御紀に、皇弟準、別皇子の罪有る所に、亦敦于支之義而、忍之勿罪と見え、舒明天皇御紀にも、吾知汝言之非、以干支之義、不し得し害と有るなど、同じ語の狀に古人の訓まれたるならめども、其は神武天皇御紀に、大孝を親爾順賀布と訓める類にて、神代の雅言には、似ても非ずなむ有りける、萬葉二（二十六丁）移葬大津皇子屍於二上山之時大來皇女哀傷御作歌に、宇都會見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見と有るは、兄弟ならぬ山を指して兄弟の思を成さむと云ふにて、右の狀に云ふ時は、古言と成りて、右等と同じきが如くなれども、其は此の例には非ざるな

り、然れば、右の恩親を命都麻自伎と訓むべきかと思へども恩字に當らず、古史徵に美宇都久志美能と訓めるは、名義抄に、恩字米具牟、又禰牟己呂、又宇都久志牟、袁牟と有るに叶ひて、大に宜しくは有れども、猶足らず、宇都久志登思富須御心以氏と訓むべきなり、然るは、父慈子孝と云ふ如く、兄弟の相惠む例の言を考ふるに、古事記に、少名毘古那神の事を、天神の御言に、故與汝葦原色許男命、爲兄弟而、作堅其國と有りて、兄弟の義なるに、此には、下章第六一書に、宜愛而養焉と有り、又垂仁天皇四年御紀に、狹穗彥王の、皇后に問ひ奉れる言に、汝孰愛兄與夫焉、（中略）輒對曰、愛兄也と所見たれば、愛は兄弟と夫婦の間に云ふ言なりけり、（萬葉五卷にも、父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志なども有り、又右の于支、詩大雅に、本支百世、傳本宗子、支支子也と有りて、兄弟に當る字なり、又雄略天皇二十三年御紀に、今星川王、心懷悖惡、行闕友于一と有る、其は書君陳に、友于兄弟と有る字を取られたるにて、字義別なり、）○不慍不悞は、登賀米給波受恨給波受と訓めり、古事記には、此を故雖然爲、天照太御神者、登賀米受而告、云々登詔雖直、云々と見えたり、口訣に、不慍不悞者、神明以有過、見直之、聞直之謂也と有るは、其の意を得たる説にて、大殿祭詔別に、親王諸王諸臣、百官人等乎、已垂乘不令在、邪意穢心無久、宮進米爾進、宮勤勤之米氏、咎過在乎、見直志聞直坐、平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氏、云々と有るは、宮仕への事に就きて、咎む可きを見直し聞き直し給ふ趣なり、又、御門祭詞に、參入罷出人名乎問所知志、咎過在乎、神直備大直備、見直聞直坐、平良氣久安良氣久令奉仕賜故、云々と有るも、御門に出入る人々の咎過をも宥め容し給ふ由にて、此の不慍不悞は、即ち右に當る事共なり、（凡て

大らかなる皇神の大道はしも、甚々平和なる者にして、上古には、刑にも被行る可き程の罪有るにも、祓を負せられ、其の祓は、正しく罪有るに依りて、令_レ被給ふ御事なるに、其の大祓詞に、過犯家牟雜々罪と云ひて、其の罪をも過ちて犯せる由に云ひ成せる、即ち右の不愠不恨の義、又見直し聞直し給ふ趣なると一事なり、不愠の愠字は、正書には、發_レ愠を美伊加理坐氏と訓める事、傳十七に註へるが如し、然るに、名義抄を閲るに、愠を多豆奴又伊加流と訓みたるに、此に登賀牟と訓めるは古事記に據れる者なり、偕此の言は、罪咎と云ふ咎の言より活けるにて、牟は辭なり、若て罪とは傳十七に云へるが如きを、咎と云ふも似たる事に用ひながら、猶其の差有る事なり、罪は都美須と云ひて、其の刑法已に究まるを、咎を登賀牟と云へるは、其の刑未だ究り畢らざるを云ふなれば、先づは失と云ふに近き程の事なり、續紀第三十詔に、書作_レ且、朝庭乃_レ咎計_レ且、將進_レ謀_レ和と有るは、天皇の御失と云はむが如し、源氏帚木卷に、「光君、名のみ悉しう云ひ消れ給ふ咎多在なるに云々」と有るも、好色の失有るを云ふなり、然れば、登賀は言擧の略にして、言に擧げて其の過失を指し云ふ由なる可し、(此に就きて思ふに、仁徳天皇三十八年御紀に天皇與_レ皇后居_レ高臺、而避_レ暑時、每夜自_レ兔餓野、有_レ聞_レ鹿鳴、其聲寥而悲之、共起_レ可憐之情、及_レ月盡、以鹿鳴不_レ聆、爰天皇語_レ皇后曰、當_レ是夕、而鹿不_レ鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部、獻_レ苞_レ菹、云々今推_レ佐伯部獲_レ鹿之日夜及山野、即當_レ鳴鹿、其人雖_レ不知_レ朕之愛、以適逢_レ獲、猶不_レ得_レ已而有_レ恨、故佐伯部、不_レ欲_レ近_レ於皇居、云々と有るも、唯恨めしく所思すのみにて、罪する程に非ざるが故に流されしなるが、其の兔餓野を、攝津風土記に刀我野と作れば、其の咎め給ひしに依れるにこそ、登賀牟は、記傳八(九丁)に、「何是問給_レ止、止可賣_レ白_レ文、其處_レ止鹿

乃淵號_レ支、萬葉四(四十九丁)に、足引乃、山二四居者、風流無_レ三、吾爲類和射乎、害目賜名、十八(三十五丁)に、波利夫久路、應婢都々氣奈我良、住等其等邇、天良佐比安流氣騰、比等毛登賀米受など有りと見え、續紀にも、第十六詔に、人乃見可咎事射奈世會、第三十五詔に、無禮_レ止見咎_レ乎毛不知_レ之天、惡友_レ所引_レ率_レ流物在など有り、(土佐日記にも、「其の詞何とは無けれど、物云ふやうにぞ聞えたる、人の程に合はねば尤むるなり、云々」古今集にも、「百草の花の紐解く秋の野に思ひ戯はれむ人な咎めそ」など、常に多き事なるなり、)〇平心、第三一書には、平恕と作せ給へり、此等の平は、太廣にて御心の廣く和やかに御在し坐す事にて、神功皇后御紀の天照太神の御諭に、我之荒魂、不_レ可_レ近_レ皇后、當_レ居_レ御心廣田國と有る續きも、此の平心に異ならず、又、顯宗天皇御紀、室壽御詞に、取置掾捺者、此家長御心之齊也、取置蘆菴者、此家長御心之平也と云ふ事見え、大忌祭詞に、如此奉_レ宇豆乃幣_レ乎、安幣_レ能_レ足幣_レ乎、皇神御心平久、安久、開食_レ氏、風神祭詞にも、奉_レ此_レ宇豆乃幣_レ乎、安幣_レ能_レ足幣_レ乎、皇神能_レ御心_レ開、平久開食_レ氏、又、遷_レ却_レ崇神_レ詞に、皇神等乃御心毛明_レ爾、安幣_レ能_レ足幣_レ乎、平久開食_レ氏、崇給_レ比健備給事無_レ之氏、など有り、又出雲風土記に、意宇郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十步、神須佐乃鳥命、天壁立廻坐之、爾時、來_レ坐此處_レ而詔、吾御心者安平成詔、故云_レ安來と見えたるなど、皆此の平心の例なり、(又續紀第三十一詔に、國乃鎮止方、皇太子乎置定天之、心毛安久於多比仁在止、常人乃念云所仁在と有る、於多比は、穩_レ字の義なるを、此に平心の平字に當て用ひたりし者なり、)〇容焉は、仁徳天皇御紀に、夫君_レ天下、以治_レ萬民者、蓋之如_レ天、容_レ之如_レ地と有るは、漢文なれども、其の廣き御心ばへを云へるにて、容は見直し聞き直し給ふ事を云ふなり、偕此を由

流志給布とも那陀米給布とも兩訓有る中に、始の方や勝りたるらむ、其は其の禁錮しむ可きを弛へ有る意なればなり、海宮遊行章に、火闌降命の罪有るを、於是、隨其所_{ユル}之_ヲ、赦_{ユル}之_ヲと見え、景行天皇五十六年御紀に、因以免_ニ降者_ニ、而誅_レ不服_トと云ひ、應神天皇九年御紀に、共出_ニ磯城川濱_ニ、爲_ニ探湯_ニ、武内宿禰勝_レ之_ヲ、便執_ニ橫刀_ニ、以_テ毆_ニ甘美内宿禰_ニ、遂欲_シ殺_ス矣、天皇勅_レ之_ヲ令_レ釋_スと見え、仁德天皇四十年御紀に、阿俄能胡乃獻_ニ己之私地_ニ、請_ニ免_ニ死_ニ、故納_ニ其地_ニ、赦_ニ死罪_ニと云ひ、四十一年に、天皇既赦_ニ巨罪_ニ、故寄_レ汝而活焉_トと有り、又雄略天皇十三年御紀、猪名部眞根が誅_ナはる_ル所に、喟然類歎曰、幾失_レ人哉、乃以_テ赦使_ニ、乘_ニ於甲斐黑駒_ニ、馳而詣_ニ刑所_ニ、止而赦_レ之_ヲとも有り、古事記同段にも、天皇看_ニ行其浮_レ盡之葉_ニ、打_ニ伏其姝_ニ、以_テ刀刺_ニ充其頸_ニ、將_ニ斬_ニ之時_ニ、其姝、白_ニ天皇曰_ニ、莫_レ殺_ニ吾身_ニ、(中略)故獻_ニ此歌_ニ者、赦_ニ其罪_ニ也と見え、歌詞には、武烈天皇御紀に、飢瀾能古能、耶陸耶哥羅哥積、瓊屢世登耶彌古と有り、又萬葉なるは、傳十三、勅_ニ許_ニ之_ヲの下に已に引けるが如し、容字、名義抄に、伊流とも、宇久とも、由流須とも、富志伊麻々とも有り、(源氏桐壺卷にも、「罷出なむとしても、猶由流志宣はず、云々」と有るは、許_ニ可_ニの意なるも、同言同義にて、字は種々に當つれども一なり、又須磨卷に、「由流々加に讀み給へる、云々」と有るは、經を誦む事の閑かなるなり、又若紫卷に、「唯海面を見渡したる程なむ、怪しく異所に似ず、由富毘加なる所侍り」と有る由富毘加を、寛大の意なりと注せるなど、同じ類の語共なる者なり、)又此の容字を那陀牟と訓めるは、名義抄に、宥をも寛をも、那陀牟又は由流須と訓みたるは、其の義の近く通ふが故なるに、續紀第五十三詔に、隨_ニ法_ニ、斬_ニ乃罪_ニ爾行賜_ニ之_ヲ、然思_ニ保須_ニ大御心坐_ニ、依而、免_ニ賜_ニ比奈太每賜_ニ比氏_ニ、遠流罪_ニ、治賜_ニ久止宣_ニと有りて、免_ニと宥_ニとを重ね云

へる、由流須は緩く爲る由なり、那陀牟は長むる義なり、此を以て、其の相遠からぬ言なるを曉る可し、源氏少女(八丁)に、「憚る所無く、例有らむに任せて、宥むる事無く、嚴しう行へと仰せ給へば、」句宮(九丁)に、「御心狀も物深く、世中を思し宥らしめ程に、云々」と有る、那陀良米も右に同じ、又夕霧(六十六丁)に、「甚若やかに心愛くしう、勞たき物に、心ばへ將御在する人なれば、和みつゝ物し給ふを、云々」と云へるなど、皆此の那陀牟の類なり、(又、桐壺卷に、「心ばへの能杼夜加なる事は、云々」と有るは、心の公然なるを云へり、帚木卷に、能杼米氏と云ふ語有るを、先づ差し置きてと云ふ事と註し、又、急ぎて竟さず、延べ置く意も有り、又、思し能杼牟など云へるは、押し鎮め閑やかなるなり、又、夕顔卷にも、「心ちも騒ぎ給へど、思ひ能杼米氏」とも有り、)○當_ニ新噓之時_ニは、傳十七に云へり、○新宮は傳十七に云へり、○御席之下は御座所の下を云ふなり、本に、此なるも次なるも、御席を美麻志と訓める、御座の義なり、天孫降臨章に、高皇產靈尊之座前と有るも、美麻志能麻幣と訓む可くして、此の御席と同じかる可し、鎮_ニ御魂齋戶_ニ祭詞に、自_ニ此十二月_ニ始、來_ニ十二月_ニ至_ニ萬民_ニ、平久御坐所_ニ、令_ニ御坐給_ニ止_ニと有る御坐所を、大麻志所_ニと訓み、又中昔の物語書などに、殿内に其の御席を構ふる事を、意麻志と云ふも、右の大麻志を約めたるにて、皆同義の言なる者なり、(傳四卷に云へる汝を、麻斯とも、伊麻斯とも、美麻斯とも云へる、麻斯は坐なり、伊麻斯は在なり、美麻斯は御坐なり、若て其の麻斯は、身主又は身代の義にて、其の居所を指して云ふなるをも思ひ合す可し、)又、御席を、古史成文には、美牟斯呂と訓れたる、其も一理有る事なり、仁德天皇四十年御紀に、隼別皇子、學_ニ雌鳥皇女_ニ、欲_ニ納_ニ伊勢神宮_ニ而馳_ニ、(中略)急走而越_ニ山_ニ、於是、皇子歌曰、破始多氏能、佐俄根

椰摩茂、和藝毛古等、赴馭利古喻例麼、椰須武志呂箇茂と有るは、梯を立てたる如き嶮山も、妻と二人越ゆれば安席の心なる由なり、古事記穴穗宮段に、若日下王を大長谷王子に婚奉らむと令請給へる所に、其の復命を欺りて、大日下王者、不_レ受_レ勅命、曰_レ己妹乎爲_レ等族之下席而云々と有は、其の座の下に敷く物に比_レへて、妻を下席と云るなり、催馬樂呂に席田と云ふ有りて、歌に、牟之呂太乃、也、牟之呂太乃、云々と見え、出雲神賀詞に、伊豆能眞屋爾、鹿草_氏伊豆能_席支_天、和名抄坐臥具に、筵、和名無之呂、竹席也、席訓上同、薦席也と有れば、竹にても草にても、人の敷きて坐と成す物を云へれば、牟斯呂は身代なり、其の代は苗のトむる地を苗代と云ひ、又仁德天皇四十年御紀に、伊勢、蔣代野、履仲天皇元年御紀に、倭蔣代屯倉など有も、蔣のトむる地を蔣代とは云るにて、城郭を志呂と云ふ、將此に同じかる可し、(名義抄に、席字を、牟斯呂とも、章流とも、與流とも、志伎章とも有るは身代なり、居るなり、寄るなり、敷居なり、此等の訓義を思ふに、御席を美麻志と有るは、當れる訓なる事を知るべきなり、)又、一條太閤御説に、御席、今新嘗時八重疊是也と宣へるは、當今の事實に合せて其の意を得易き御説になむ、其は、大嘗祭儀、大嘗宮條に、東爲_レ悠紀院、西爲_レ主基院、(中略)正殿一字、構以_レ黒木、葺以_レ青草、其上以_レ黒木爲_レ町形、以_レ黒葛結_レ之、以_レ檜竿爲_レ承塵骨、以_レ黒葛結_レ之、以_レ小町席爲_レ承塵、壁葺以_レ草、表用_レ伊勢斑席、裡用_レ小町席、敷地以_レ束草、(所謂阿都加草)以_レ播磨竹簧加_レ其上、竹簧上加_レ席、既而掃部寮以_レ白端御疊加_レ席上、以_レ坂枕施_レ疊上、内藏寮以_レ布幌懸_レ戸(下略)と有りて、大嘗祭式右に同じく、白端御疊、即八重疊是なり、掃部寮式に、酉刻、官人以下掃部以上、卜食人十人、持御座等物、自_レ大嘗宮北門入、敷_レ白端御帖十一枚、布端御

坂枕一枚於悠紀正殿中央、又設_レ打掃布一條(納_レ楊篋)と有る、是れ大嘗宮正殿なる御座の較略にて、謂ゆる神座と云ふ者是なり、(又、同式に、坂枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、此編薦一枚、生絲四兩、長功一人少半、中工一人大半短功二人と見え、三箇重事抄に、坂枕は、神に奉る枕なり、古歌に、「深_レぬとて今ぞ備ふる板枕神も寝る夜の時や立つらむ」と有り、武烈天皇御紀私記に、師説、古_レ蔣爲_レ枕と有る是なり、) 偕六月十二月、二次祭新嘗祭は、共に大嘗祭と同じ狀なる儀式なるが、其は中和院の神嘉殿に於て被_レ行るゝ事にて、神座の御設等凡て右に同じき御事なり、建武年中行事に、「上卿以下、神殿の前に列なり立つ、左右近の中將各一人、進みて靴を脱ぎ弓箭を解きて、南の戸の左右の幌を褰ぐ、打掃の篋、坂枕、八重疊などを、上卿、參議、辨、少納言、外記、史、次第に此を供す、内へ取り入れぬれば、掃部頭參りて、神座を敷く、南枕に敷く、先一丈二尺の疊、其上に六尺の疊四帖、枕の方二帖は裏有り、其上に九尺の疊七帖、其上に八重疊敷く、九尺の中、一帖を少か東に引き出でて打掃の篋を置く、坂枕は八重疊の下に枕に敷く、内侍參りて御衾を八重疊の上に奉る、御櫛、御扇側に置く、御沓後に置くなり、内侍退きて神殿に出神有り、神座の東に、辰巳向に半疊を敷きて御座とす、主上、御笏を正しくして著かせ給ひ、揖有り、此揖は人知らぬ事なり、云々」と書させ給へり、此の御文、公事根源にも引かれて、其の八重疊の狀、甚著明し、上に云へる白端御帖、即ち此の八重疊なる者なりかし、偕此の例は、海宮遊行章に、天孫の御席の事を、海神於是敷_レ設_レ八重疊_薦此延_レ内之、第四一書に、乃設_レ八重疊、迎入と見え、古事記にも、美智皮之疊敷_レ八重、亦純疊_{八重敷}其_レ上坐_レ其上と有りて、即ち高御座の設是なり、又、其の日代宮段に、以_レ菅疊八重、皮疊八重、絹疊八重、敷_レ于浪上

と有る、弟橘比賣命の、御子に代り奉る所なれば、其の御席の狀を擬せるなり、(冠辭考に云く、「萬葉十六卷に、葛疊、平群乃阿曾我、云々、此は編みたる葛の疊を幾重も隔て重ぬる意にて、閉の一言に云ひ係けたり、疊ならねど、卷四に、燒大刀之、隔付經事者と有るは、鞘を隔て、身に付く意なり、九重などと云ふ重を以ても、隔つを閉とのみも云ひし事知らる、卷十四に、美奈刀能也、安之我奈可那流、多麻古須氣、加利古和我世古、等許乃敝太思爾とも詠めり、又卷十六に、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾勅、八重疊、平群乃山爾、云々、此は、皮の疊を幾重も隔て敷くにて、續け様は右に同じ、楮、古の疊は、表中重裏と三重なるを一として、其を幾重も敷くを八重敷とは云ふ」と見えたり、)何を以て、其の八重席を、高御座と云ふぞならば、儀式に、其の大嘗宮を作り畢りて、既而、中臣忌部、學御巫等、祭殿及門、其料云々と有りて、卯日、大嘗祭の御事御在し坐して、其の辰日儀に、神祇官、中臣忌部、學御巫等、鎮祭大嘗宮殿、其幣如初と見え、又四時祭式に、大殿祭云々、右神今食、明日平旦、云々、忌部、取玉懸殿四角、御巫等、散米酒切木綿殿内四角退出、中臣侍御殿南、忌部向異、微聲申祝詞、云々と有るは、六月十二月、月次祭の神今食に就きて被行る事なり、又新嘗祭條に、右依前件、其御贖大殿忌火庭火等祭料、並准神今食と見えたるに、右の如くば、月次祭、新嘗祭の翌朝に大殿祭を被行るが如しと雖も、儀式の大殿祭儀に、神今食、大嘗等祭前後、必有此祭、但祭前者不奏聞、亦無賜祿と所見たれば、彼の大嘗祭儀の如く、必ず其の前後に大殿祭は被行る事なるが、其の詞に、高天原爾、神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐、云々、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐、天津日嗣乎、萬千

秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止言寄奉給比、云々と有りて、天津高御座の御事を先づ云ひて、下に、御床都比能佐夜伎、夜女能伊須々伎、伊豆都志伎事無久云々と云へるは、高御座の事を此に御床と承けたるなり、其の同じ事を、中臣壽詞には、皇御孫尊、豐葦原乃瑞穗國、安國止平介久所知食、天津日嗣乃天津高御坐爾御座、天津御膳長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋、瑞穗平介久安介久由庭仁所知食止事依奉、天津降坐之と有る由庭は、大嘗宮の事を齋場と云へる是なれば、天神の御子の天降り坐し始、高千穗宮を宮定めさせ給ひ、大嘗齋場に、天津日嗣の瑞穗を所聞食し初させ御在し坐しける御事は、天皇の大御位の始なる事、大殿祭詞又中臣壽詞講義に委しく説けるが如し、此を以て、此の天照太神の、新嘗聞し食し、新宮の御席なむ、其の天津高御座の事の本なるを知るべく、又中古に、其の高御座の制様、唐戎風の異しき物には成れども、大嘗宮又御嘉殿の御座は、即ち上世の高御座の遺制なる御事なども思ひ明らめ奉る可くこそ、(但、右に引ける大嘗祭儀に、謂ゆる白端御帖の八重疊は、神座に設けたる者にして、天皇の御座には非ず、天皇の御は、建武年中行事に、「神座の東に、辰巳向に、半疊を敷きて御座とす」と云へる是なれば、其の大嘗宮神嘉殿なる、共に八重疊は神座なれば、此を指して高御座とは申す可からざるが如しと雖も、然に非ず、公事根源神今食條に、「此の神今食の儀は年に二度なり、伊勢天照太神を勤請申されて、天子御自ら神僕を供せさせ給ふにや」と有るが如く、日神を勤請奉らせ給ひて、齋き奉らせ給へるなれば、其の高御座は、神の御席に素より奉らせ給ふ可き御事になむ有りける、又其新嘗祭の條にも、「新嘗祭は神今食に同じ、葉盤の數十三なり、其外は異らず、此は今年の初稻を神に奉らせ給ふ義なり、代の始には

大嘗會と云ひ、年毎のをば新嘗會と申すなり、云々、大抵は神代より事起れり、日本紀にも、「天照太神、新嘗開し看すと見えたり」と有るをも思ふ可し、○陰自送葬は、傳十七陰放_ニ辰於新宮_一の所に云へり、下に、送葬、此云_ニ俱蘇摩屢_一と註されたり、舊事紀には、此を於_ニ新宮御席之下_一、放尿送葬と有るは、理に於ても然も有りぬ可き事にて、送葬には必ず其れに就きて放尿の事有るを、紀記には、其の重き一を擧げられて、其の旁の一は例の省かれたりし者なり、偕此の事に就きて、甚々奇異に靈妙き事なむ有りける、其は傳七にも云へるが如く、伊弉諾、伊弉册二神の珍子と爲て、天照太神、素戔鳴尊を生奉らせ給ひ、又風・火・金・水・土の五神をも特別けて相成し奉らせ給ひけるに其の風神・火神二神は、伊弉諾尊に屬きて天照太神に從奉らせ給ひ、金神・水神・土神三神は、伊弉册尊に屬て素戔鳴尊に從ひ奉らせ給へる事は、天日の大御光を放ちて、宇宙を御照し坐々す其の御光は、風火二神の輔け相成し奉らせ給ふ所なり、又素戔鳴尊は、下章第五一書なる其の神の御言に、韓郷之島是有_ニ金銀_一、若使_ニ吾兒所_レ御之國_一、不_レ有_ニ浮寶_一者、未_レ是佳_ニ也_一、云々と有るは、金神を御心の任に治め給へるなり、又御父母二柱神の大御命以て、此の天下を事依し奉らせ給へるは、此の大地を所知看せとなり、土神の從ひ奉る所以此に在り、古事記に所見たる其の御孫に、大土神、亦名土之御祖神と云ふ神の御在し坐せるなど、大に由縁有る御事共なり、又其の天下を依し給へる御言を、四神生章第六一書には、可_ニ以_レ治_ニ滄海原潮之八百重_一也と所見たるに、出雲風土記には、國引の御政を、其の神の亦御名、八束水臣津野命と申す方を以て傳へたり、其は彌清水大水津主命と申す事にて、彼の滄海原潮之八百重を所知看す心の御名に御在し坐す御事は申すも更なり、其の荒魂は海神に御在し坐すを、古事記に所見たる其の海神の御言

に、吾掌_レ水故、云々と云ふ事見え、又此の神を月讀尊と申奉れるに、萬葉十三に、月夜見乃、持有越水、伊取來而と詠み、又海水の潮汐する事は其天なる月に從ふ事など、水の其の神に屬き從ふ的證にて、彼の水神はしも、其の神に從ひ奉り給ふ所縁是なり、如此く、金水土の三神の從ひ奉る由、實に少縁の御事には御在し坐さざるなり、(此等の委しき所由は、傳七卷より始めて次々に説き明らかめ置けるを以て著明き事なれば、今悉に註すに及ばざるなり、立ち復りて、其の説共を見るべし、) 偕四神出生生章第四一書に、伊弉册尊、且生_ニ火神軻遇突智之時_一、悶熱懊惱、因爲_レ吐、此化_ニ爲神_一、名曰_ニ金山彦_一、次小便化_ニ爲神_一、名曰_ニ罔象女_一、次大便化_ニ爲神_一、名曰_ニ埴山姫_一と見えたる、其は鎮火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁繼給_ニ、國能八十國島能八十島乎生給比_一、八百萬神等乎生給比_一、麻奈弟子_一、火結神生給_ニ、美保止被燒_一、石隱坐_ニ、夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比_一、吾奈妹乃命止申給比_一、此七日_一、_一阿波不足_一、隱坐事奇止_一、見所行須時、火乎生給_ニ、御保止乎所燒坐_一、如是時_一、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比_一、止申給_ニ、吾名妹能命能、上津國乎所知食倍_一、吾波下津國乎所知_一、止申_ニ、石隱給_一、與美津枚坂_一、至坐_ニ、所思食久、吾名妹能命能所知食上津國_一、心惡子乎生置_ニ、來奴止宣_一、返坐_ニ、更出子、水神、匏、川菜、埴山姫四種物乎生給_一、此能心惡子乃心荒比_一、水神、匏、埴山、埴川菜乎持_一、鎮奉_ニ、止事教悟給_一と見えたる是にて、火神を生み坐し、爲に伊弉册尊は石隠れさせ御在しつゝも、其の火を鎮めむと爲させ御在し坐して、放尿送葬の御事に及ばせ給ひけり、即水神土神は生み出させ給ひけるなり、(但火神の生れ出させ給へるは、天照太神素戔鳴尊の已に生れ出させ給へる後なる事、四神出生生章第二一書の文の續きを見て知るべきなり、其の第六一書

又古事記の如く御身滌シヅメの時に成り出させ給へる由なるは、悉に僻傳なる事、已に傳六卷に註へるが如し、斯るに、
火神はしも伊弉諾尊に屬き給へる天照太神に従ひ奉りて、宇宙に御光を放たせ給ひて、御照し坐々す大御業を、幽贊
け奉らせ給ひければ、日神と火神とは同一體の如く御在し坐しける所由の御在し坐すなるに、其の火を鎮め給へりし
放尿送糞のことを、其の伊弉諾尊に屬き奉り給ふ素戔鳴尊の行ひ給ふに依りて、日神の大御體なむ不平み給へりし
は、上件の返さひに異ならざるを、又此の云々の事に依りて、天行痛に閉ぢ籠らせ御在し坐す御事の運びに至らせ給
へるは、即ち伊弉諾尊の石隠れに對ひて、伊弉諾尊に屬き奉れる日神の御上に在るも、信に得去らぬ理になむ有りけ
る、若て伊弉諾尊は已く黄泉戸より還らせ御在し坐して、身滌の御事有りしを、此に日神の警戸を出させ御在し坐
しけるに就きては、先に罪犯の御在し坐しけるを責め徴りて、素戔鳴尊に解除を負する、是將伊弉諾尊の禊祓に當る
幽理有る事、推して知るべきなり、如此く、伊弉諾、伊弉冊二神の遷合の始より別處の終までの御事と、偕又、天照
太神、素戔鳴尊の此の故事と相通ひて、各此の事有れば其の事有りて、相等しく成れるなむ、専ら天地を預ち鍛造
らせる皇祖天神の使然給ふ所にして、彼の鈴屋翁の謂ゆる、禍事に善事往繼ぐ、道の本なりけらし、(凡ての事共、
其の時に取りては、甚々禍々しく有るを、其の禍事に依りて其を治むる法定りて、天地と彌遠長き世の幸福を起すに
至れるは、神の御上は中すも更なり、人の世に於ても必ず正に然有るべき道理にして、天地の神隨にして止むべからざ
る事なり、) ○舉體は、意富美麻許叙理氏と訓むべし、御體の事は、傳八に云へるが如く、奏御卜儀に、御體と有
りて、下に詞云、於保美麻と見え、三代實錄十三卷詔に、今毛今毛、御體乎、天地日月共與と有り、又傳廿七、廿九に

云へる、天皇の御事を、皇御孫尊と申し奉れるも、天下を統べ所知看す大御身に渡らせ給ふ由なる是なり、舉を許叙理
氏と訓めるは、舉國又は舉世など、常に書くは更なり、神武天皇御紀に、皇師大舉と見え、又孝德天皇白雉四年御
紀に、合船と有る合字を訓めり、稱德天皇御紀には盡を訓み、續後紀には闔字を訓めり、又萬葉十二(三十五丁)
に、惡木山、木末悉とも見えたり、又土佐日記に、船中の人々の皆共に笑ふ事を、「船許叙理て笑ふ、云々」と云
ひ、新猿樂記に、天下男女、繼踵來、遠近貴賤成市舉と見え、名義抄に、盡字に、都久須、又許登基登久、又許叙
流と云ふ訓有る、此を以て、許叙流は悉皆の義なるを思ふ可く、又言意は此其有なる可きをも曉る可くなむ、(又漢
藉には、列集をも許叙理集流と訓めり、偕又、皇極天皇元年御紀に、又盡發舉國之民、并百八十部曲と有る舉國
を、釋秘訓に阿米能斯多と訓めるを以て、其の義を思ひ合す可し、) ○不平を、夜久佐美給布と訓めるは古訓なり、
古事記白檮原宮段に、大熊髮出入、即失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、(中略) 高倉下
答曰己夢云、天照太神高木神二柱神之命以召建御雷神二而詔、葦原中國者、伊多玖佐夜藝帝阿理禰理、我之御子等
不平坐良志、云々と有るは、御紀に據るに、天皇進至熊野荒坂津、(亦名丹敷浦) 因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣
人物咸瘁、由是皇軍不能復振、云々と有る時の事なれば、記傳に、「此の不平を夜久佐美と訓まれたる、尤に當れ
り、又天武天皇朱鳥元年御紀には、近者、朕身不和云々と云ふ詔命所見たり、偕、言義を思ふに、夜久佐美は、彌
臭病と云ふ事にて、臭氣を身に引きて犯さるゝ病を云へるにて、傳八、時置師神の下に云へる、時犯の類を云ふな
り、大同類聚方に、少彥名命乃美古登仁、阿旨解王邪、阿旨阿治味差乃、不太津者耶麻比乃門止南剝、(中略) 未太、

惡氣 阿之計乃、久知波奈珥伊流毛乃波、布俱之與哩、毛登須治仁都多比伊當理互、乃致奈訶倭太仁伊太剝、滝座奈須毛乃、美奈於訶世味坐登伊不、(下略)と有る是にて、阿旨解玉邪とは、惡臭の薰りを身内に引きて疾病と成るを云ひて、此の不平は、放尿送糞の穢氣に犯され給へる如きを云ふは更なり、凡て臭氣より傳染る一切の諸病は、悉に彌臭病の類なるを知るべきなり、(此に就て思ふに、萬葉六卷二十六丁、石上乙麻呂卿、配土左國之時歌三首の中に、草管見、身疾不有、急令變賜根、本之國部爾と有る草管見を、冠辭考に、「此は流し遺らるゝ處にて、煩らひ有らせずして、早く歸し給へと云ふ語に、旅の草庭に在りてふ蟲名を冠らしめたり、説文に、恙蟲名、入腹食人心、古人草居被此害、故相問無恙乎と有る是なり、」と云はれたれども、恙蟲の説は僻事なり、又詔詞解六卷、第五十八詔の下に、此の歌を引きて、「草字は、莫を誤れるにて、都々美奈久なり」と云はれたれども、共に其の意を得られざりつる誤説なり、抑、久佐豆都美と云へる久佐は臭にて、右に謂ゆる惡氣を云ふなり、都々美は其に犯さるゝを云ひて、即ち病と云ふ事の發語と成れるにて、右にて理甚能く聞えたるを思ふ可し、偕、夜久佐牟は彌臭病なるに、不平又は不和の字を書かれたるは、其の平和ならざる狀を以て當てたるなれば、通證にも、此字其の出所を、通鑑漢武紀上管に、不平、集覽身體稍不平和也と有る事なれども、其の義理異なれば、然のみ字に泥み抱はる可きに非ず、○故以恚恨は、正書に由此發懼と有る所なり、故以は、故以此の如く訓むべきなり、恚恨は、右と同じく美伊加理坐氏と訓めるに従ふ可し、此字四神出生章第六一書には、布都久牟と訓みたる、其の義は傳六に已に云へりき、偕此に、恚恨と有るは、此の第一一書に、故天照太神、謂素戔鳴尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見と見えたる

は、即ち此の御恚恨の御詞にて有るなりけり、(但、其の御怒り坐せる所由は、此の新嘗宮の御事に因れるには非ず、彼の生剝、逆剝の御事に因れる所由、已に卷首に云へれば、考へ合はず可き事共になむ、)

于時諸神憂之乃、使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡、忌部遠祖太玉者造幣、玉作部遠祖豐玉者造玉、又使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野薦八十玉籤、凡諸物皆來聚集時、中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之、於是日神方開磐戶而出焉、是時以鏡入其石窟者、觸戶小瑕其瑕於今猶存、此即伊勢崇祕之太神也。

正書又第三一書等には、日神を招ぎ奉る諸神の作法を記して、其の使令の議を書されず、此は其の使令の事を悉く擧げて其の作法を詳らかに爲られざるなり、此の傳の大抵の狀、古語拾遺に類たるに、彼は高皇產靈神の命以て八百萬神等を會合へ給ひ、思兼神に令し思て、其の議を以て各諸神等に任して、其の仕へ奉る可き事共を使令給ひ、其の物既に成りて、相共に日神を招ぎ奉る事に至る迄、甚委曲になむ有りけるを、此は全く其の趣なる物から、甚く略たる傳なる者なり、然りと雖も、中には拾遺の誤を正し、其の闕を補ふに足る者も亦此彼有る事なり、偕其の拾遺に類

たりと云ふ一二を示さば、此に、廼居于天石窟、閉其幣戶、于時諸神憂之、云々は、拾遺に、天照太神、赫怒入于天石窟、(中略)乃六合常闇、晝夜不分、群神愁迷、手足罔措、云々と有る是なり、次に、乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡と有るは、拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰、(中略)仍令石凝姥神、(天糠戶命之子、鏡作遠祖也)取天香山銅、以鑄日像之鏡と有る是にて、天糠戶神と石凝姥神と、父子の間に就きて、其の傳に少異有るのみ、又忌部遠祖太玉者造幣と有るは、拾遺の右に引ける上文に宜令太玉神學諸部神造和幣と有る是なるが、其は傳十七に辨へたるが如く、太玉命は、供作^{チツク}る諸部神を學んで幣帛を造り仕へ奉る總裁としてこそ、其の事を掌り給ひけれ、和幣は、別に仕へ奉れる神の有れば、右の造和幣は造幣帛の誤なる事、此の造幣と有るに合せて、其の誤なむ著明かりける、次に、玉作部遠祖、豐玉者造玉は、拾遺に、令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉と有るに等しき事論無くなむ有りける、(但、拾遺には、右等の神の外にも長白羽神は青和幣、天日鷲神は白和幣を造るなど、其餘の神等の供作り仕へ奉らるゝ條には有れども、此に、忌部遠祖太玉者造幣と有るは、諸部神を率て、仕へ奉らしむる義にて、其の枝の神等の事は、皆がらに略かれたる者なめり) 偕此に、使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉鏡、野槌者採五百箇野蕨八十玉鏡と有るは、山野神に令せて、八十玉鏡を令採らるゝ事のみ如くなれども、其は多在る中より主と有る一事を取り出でて載せられたるのみこそ有りけれ、已に神武天皇御紀、頭齋條には、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎と云ふ事有る、此を以て、山材野草の凡ては兩神の掌り給ふ事を知る時は、此の御祈の時の萬物を山野に令採給へるは、其の兩神の仕へ奉る業なりし事を曉らるゝなり、故に拾遺に當て、試みるに、令

手置帆負、彦狹知二神、以天御量(太小斤、雜器等)伐大峽、小峽之材、而造瑞殿と見えたる、此の二神は工匠の神にして、瑞殿は造り給ふ可し、其の料の本草は、山雷神、野槌神に令採られたるらむと所思しき事有り、其は、傳十七に云へるが如く、伊勢神宮并大嘗宮の事に於ては、天上の儀式を擬ばれたる事なるに、太神宮式に、凡操營神田、鉏鑿柄者、毎年二月、先祭山口及木本、然後採之と見え、又造宮條に、先山口神祭と云ふ有り、次に操正殿、心柱祭、云々右造宮使、忌部、自學內人并役夫等、就山木本祭之と有るは、木を採る山神を祭り、又木に就きて木神を祭る事にて、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峽小峽立木乎、齋部能齋斧乎、伐操兵、本末乎渡山神爾祭兵、中間乎持出來兵、齋鉏乎以兵、齋柱立兵、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕^{禮流}瑞之御殿、云々、平氣久安久奉護^齋神御名乎、白久、屋船久久遲命(是木靈也)云々と有るは、山に生ずる方にては山神を祭り、其の木を用ふ時には木神を被祭るに同じきなり、偕此の詞に、屋船豐宇氣姬命と有るは、木神と共に草神をも、被祭る事にて有るを、如何にしてか神宮には草神を被祭る事の見えざるは、山神に屬ふて被祭るは、又木神草神共に豐受大神の分魂神に坐せば、右の木本祭は此二神を被祭るゝか、如何にしても缺きては得有らぬ事なり、此に就きて考ふる旨有り、其は下野槌神の下に云ふべし、又大嘗祭儀造大嘗宮條に、爲採內院料材、向ト食山、(前二日、預申行事所)即祭山神、云々祭畢、造酒童女、先執齋斧伐樹、工匠次之、役夫次之、(中略)次國司云々、向ト食野、即祭野神云々、祭畢、造酒童女、先執齋鎌艾之、役大等終之と有る、此に合せて神宮の御事を思ふ可く、又此の山雷神・野槌神の、此時に許多くに御在し坐しける御功の御較略をも想像り奉る可き事なるぞ

かし、(又山口祭詞にも、遠山近山爾生立留、大木小木乎、本末打切氏、持參來氏、皇御孫命能、瑞能御舍仕奉氏、云々とも有り、楮右に、山神・野神を被祭るゝ事は、本草を山野に採るに就き、其の神等を祭る事の如くも思ふ物から、然らず、各此の時に材を伐り、草を刈りて、日神の新宮に仕へ奉られし跡の有るを以ての事なるにて、其の本草を採るは、工夫役人の業なれども、其の實は、神の仕へ奉り給ふ御手に代る由にて、彼の神宮にて、三時祭の朝、大御饌夕、大御饌も豊受大神の仕へ奉り給ふ所、所謂に依りて、其の石疊を設けて料理らせ奉る類なりと知るべし、)次に、凡此諸物皆來聚時、中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之と有るは、拾遺に、其物既備、云々令太玉命捧持禰讚、亦令天兒屋命相副祈禱、云々と見えたるは猶命令の文にて、此より上に同じきを、次に、儲備既畢、具如所謀爾乃太玉命、以廣厚稱詞、啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉、仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉と有るに當れるが、拾遺には、右の如く太玉命を天兒屋命の上に立て、文を成し、此には専ら天兒屋命一神の御事と爲るは、中臣氏の傳と聞えて、共に事實に合はざるは、互ひに淺ましき事になむ有りける。然れども、此一考ふる所有るべし、其は拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰と有るを、其の文此に無きを、右件天糠戸神より野槌神まで五神の事には、令造又令探と有りて使令の語有るなるに、此の天兒屋命の御事に至りて、神祝祝之と有りて、誰が令するとも無く自ら行ひ給ふ由なるは、傳十七思兼神の下、又天兒屋命の所に云へるが如く、右二神を同神と云ふ一證にも備ふ可くや有らむ、然れば、此も第三一書と共に、佗には思兼神の思慮ると云ふ事を、此にては、天兒屋命の業とは傳へたる者なりかし、又其の次に、以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、云々の文は、

何れの傳にも漏れたる事なるを此に存れるは、天德御記に合せて、實に奇珍らしくなむありける、(御紀に傳ふるは、神代の古説にして、誰一人見奉りし人は有るべからざるに、唯古より云ひ傳へ語り傳へたりし任に書されたる者なるに、天德御記なるは、内侍所に御在し坐す其の御模造を見奉り認めて云ふ事なるに、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損圓規並帶等、其分明見之者、無不驚感と有りて、正しく神代よりの傳説に少も違はざるを以て、御紀の記され様に、偽り無き御事を思ふ可くなむ、)○諸神憂之は、古語拾遺に、群神愁迷、手足罔措と有る是なり、第三一書に、是時、天手力雄神、侍警戸側、則引開之者、日神之光、滿於六合、故諸神大喜と有るは、此の憂之に對へて、大喜とは云へるなり、傳十七に引きて註へるが如く、古事記には、此の憂之に當る事を、於是萬神之聲者、狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と有るは、此の時に諸神の愁ひ迷ひたる事實なるにて、此に憂之と有るは、其の狀を佗より云ふなり、又其の大喜と云ふに當れるは、其の下に、爾高天原動面八百萬神共咲と有るも、其の記し様は同じ事なり、(右の如く、其の事實を盡くに擧ぐると、其の事を約めて憂之又は大喜と云はれたるのみこそ有りけれ、云ひ以て行く時は、皆がらに別意有るには非ざるなり、)此の言を用へる例は、海宮遊行章に、故別作新鈎與兄、兄不肯受、而責其故鈎、弟患之、(中略)益復急責、故彥火々出見尊、憂苦甚深、(中略)老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂苦、吾當爲汝計之と有りて、其の一書共にも、其の意味の言共多在り、古事記素菟段に、即伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患者、云々、國作段に、然後者、其少名毘古那神者、度于常世國也、(中略)於是、大國主神愁而告、吾獨何能相作此國耶、(下略)と見え、又海神宮段に、於是、其弟泣患居海邊、

し、又同式に、鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社と見えたる、其は頭注に、伊多神社を石凝姥命、麻氣神社を天糠戸命と有りて、傳十八に註へるが如し、(但、天照御魂神と天糠戸命は、同神に御在し坐しながら、別々に御社の御在し坐す事は、一は其の氏人の爲に祀はれ給へるに在るべく、一は右の鏡作の御事に依れるなる可し、若て右の鏡作を加々都久利と訓めるは、東大寺戒壇院神名帳に、此の社の事を鏡作大明神と書して、加牟都久利と訓めれば、右の地名の鏡作は加賀都久理なり、又、同抄郷名に、伊豆國田方郡鏡作、加々美豆久里と有るは、右と其の唱同じからず、) ○天糠戸は、第三一書に、鏡作遠祖、天抜戸兒、已凝戸邊と所見たれば、此にも天糠戸兒石凝姥者など有るべき事なるを、其の神の造らし趣に傳へたるも大に由有る事なりけり、其は、傳十八に引ける古史第四十六段徴に、「伊斯許理度賣命天香山命同神なる由は、神宮雜例集に引ける神宮記に、鏡作遠祖、天香山命と見えたるを心得置きて、下に擧げたる水主直、六人部連、五百木部連、伊福部連、檜前舍人連、竹田川邊連、笛吹連等の諸氏の事を明らかにする時は、疑ひ無かる可く、又石凝姥命、天香山命同神なる上は、天抜戸神、天火明命同神なる事論ひ無し」と云はれたるは、實に見抜かれたる説になむ有りける、偕其の水主直以下八姓の事は、古史傳に註されたる由なれども、此の安政四年に至るまで、未だ世に出でざれば、師の定論に本著きて予が思ひ寄れる事を云ふべきなり、先づ其の天糠戸神と申し奉れるは、上に引ける神名帳頭註に、鏡作麻氣神社を、其の神に御在し坐すなる由に傳へたるは、實に然る事にて、麻氣は所任の義なり、此の神の鏡を作らせ給ふと云ふ事、此より外には物に所見されども、右に引ける神名式に、鏡作坐天照御魂神社(大、月次、新嘗)と有るも、其の神に御在し坐すなど、少縁の由には御在し坐さざるに、

心を著けて考ふるに、古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而、求鍛人天津麻羅而、科伊斯許理度賣命而令作鏡と所見たる、鍛人天津麻羅命を求給ふも、伊斯許理度賣命に科せ給ふも、共に其の天糠戸命の司と爲りて所任給へる所由を以て、麻氣神と申す亦名は御在し坐しけるにこそ、(然れば、此の時、高皇產靈尊の命以て、八百萬神等を會合へて、諸の事共令せ給へる中に、此の鏡作の事に於ても、天糠戸命に事依し給へるにてぞ有りける、若て、其の天糠戸命の計らひにて、天津麻羅命を鍛人と成し、石凝姥命を治工と定めて、鏡を令造め給へる事と所見たり、)故、其の天糠戸命は、第三一書に天抜戸と有る、其意の如き御名になむ御在し坐しける、其の戸は謂ゆる天抜戸にて、抜とは、古事記に、閉天石屋戸而、刺許母理坐也と有るを、記傳八(十六丁)に、「刺は闔たる戸に、物を刺して固むるを云ふ、萬葉十二(三十一丁)に、門立而、戸毛刺而有所、又、門立而、戸者雖闔と有る、此にて多都留と佐須との差有る事を知るべし、云々」と見えたり、其の委しき事は、傳十七、幽居焉の下に云へるを以て知るべきなり、如此く戸は闔たる上に物を刺して固むる物なるを、此は其の刺し固めたるを抜き放ち奉れる意を以て、天抜戸命とは負せ奉れる御名なり、但、御戸開の御事は、傳十七に云へるが如く、天手力雄命、天鈿女命二神に仕へ奉り給へる事云ふも更なるに、此の神に然る御功の事も傳はらざれば、猶別意にやと思ふ事なれども、熟考ふるに、此の第一一書に、思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象而、奉招禱也と有るが如く、此に日神を招禱奉る專要と有る物は、其の日像之鏡及日矛なるに、的當して天照太神の大御心に感げさせ御在し坐して、即ち其の弊戸を開きて終に出でさせ御在し坐しけるも、皆其の鏡に依れる事なれば、其の所謂に依りて天抜戸命と

は負せ奉れる御名なるに、違ひ有るまじくなむ有りける、其の時の事を、古事記に、於是、天照太御神、以爲怪、細開天石屋戸而、内告者(中略)爾天宇受賣自言、益汝命而、貴御坐故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神、逸思奇而、稍自戸出而臨坐之(下略)と有る、此を以て思兼神の謀慮に違はず、其の鏡の事より引きて、終に日神の磐戸を出でさせ給へる御事と成れ、ば、鏡作神にも必ず其の戸を開き奉れる心の御名は、必ずしも御在し坐すべき御事なりかし、(但、戸には開とか披くとか云ふべき事なり、然るに、披と云ふ事は古今に未だ聞かざる言なり、如何にぞや思ふらむ人も有りなれども、其の刺し固めたる物は披と云ふ外有るべからず、且、開又披と云ふは、其の刺し固めたる物を外して後の事なり、今應に開披かむと爲るには、先づ其の鑰閉めたる所より抜く事なりければ、右の古事記の文を以ても、天石戸を細開かせ給へるは、鏡に因れる事著明かりければ、披戸と云ふ由無しとは、更に云ふべからずとなむ、)又、天照御魂神と申し奉る所以は、先づ天孫本紀に所見たる、此の神の本の御名を、天照國照彥天、火明櫛玉饒速日命、又は天照國照彥天火明命と申す由所見たるは、傳十八に引ける大倭本紀に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮祭敬拜太神也(下略)と有るが如く、伊勢の御を天懸太神と申し、日前の御を國懸太神と稱へ奉れるも、懸は借字にて爲の義なるに同じく、此も其の鏡作の事に依りて、天照、國照とは稱へ、火明は比加留の本語にて、古事記に、其の鏡を示し奉りて、益汝命而、貴神坐と申し、拾遺に、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命と、申し成し奉れるが如く、其の光華明彩しき事、日神の大御光に異なら

ざりける由にて、其の神の御身の光を云ふに非ず、其の仕へ奉り給ひし鏡の事に因りて、天照國照彥天火明命とは號け稱へ奉れる御名になむ御在し坐しける、下に云へるが如く、天照御魂神を唯に天照神と有るも、其の鏡に因りて稱へたる御名なり、右の如く、其の御名の事を先づ明らの置きて、偕天照御魂神と申す天照は、右とは異にて、皇太神の御事なり、御魂は、其の日像之鏡の御事を申せるなり、其は、古事記御天降段に、於是、副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劔云々而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉と有る是にて、天照御魂神と申すは、天照太神御魂と持ち齋く、鏡神と云ふ意味なる御名になむ御在し坐しける、(若て、又別に某魂神と云ふ例有り、傳八卷に云へるが如く、保食神は、稻穀を主り給ふ大神に御在し坐するに、古事記なる須佐之男大神の御子に、宇迦之御魂神有りて、種蒔陪養の事を幽贊奉れるに依りて、某魂神と申す例にも通ひて、天照太神の、天石窟に幽居らせ御在し坐しけるを、其の御象を作りて出し奉れるを以て、天照御魂神と申す義をも兼ねて、甚々功績しく御在し坐す意の御名なる事、申すも更なり、)故其の天照御魂神は、其の天照國照彥天火明櫛玉饒速日命に御在し坐す由を明らかに奉る可し、先づ神名式に、山城國葛野郡木島坐天照御魂神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)と所見たるを、山城志に、今在大秦村東南と有り、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授山城國從五位下木島天照御魂神玉五位下と有りて、其の後に、神階の事の所見ざるに、大秦廣隆寺記に、木島明神者、靈驗殊勝、深祕之明神也、自正五位上、遷從四位下、承平六年丙申十月二十三日、其後正三位、正二位、一條院長保五年癸卯十月二十八日從一位、後朱雀院御宇長久四年癸未五月十日、被授正一位、(宣旨在寺庫)則當寺鎮守也と云へり、偕其の太秦は

秦始皇と云ひける裔なる秦氏の居地なるに、其の長として其の地に被_レ置たりけらし、姓氏錄（山城國神別、天神、）に秦忌寸、神饒速日命之後也と有るに合ひ、又木島社と云ふ名は永萬記にも所見たるに思ひ合す可き事は、同式に大和國添下郡登彌神社と有るを、志に在_二木島村_一と云へるに、同錄（左京神別、天神上、）に、登美連饒速日命六世孫、伊香我色乎命之後也と見えたるに相叶へる、是れ即饒速日命、天照御魂神同神なる一の證なる者なり、偕父、和名抄、郷名、和泉國和泉郡木島（子乃之末、）と有るも、此の山城國より出でたるにて、神名式に、和泉郡波多神社有るは、秦神社にて、姓氏錄（和泉國神別、天神、）に出でたる采女臣、韓國連、河刀連以下、饒速日命の御末なるに多かれば、由有りて思ゆる事共なり、（右等の例に依りて、諸蕃の氏は、此の天照御魂神を氏神と爲る事と聞えて、神名式に、丹波國天田郡天照玉命神社有るを、台記久安三年の下に、典藥頭重基申云、爲_レ拜_二氏神_一、下_二向丹波國_一と云ふ事有り、重基は丹波氏にて、姓氏錄諸蕃上に、丹波史後漢靈帝八世孫、孝日王之後也と有る是なり、偕右の木島社の事に就きて、遊仙窟文章生英房跋に、嵯峨天皇書卷之中、撰得遊仙窟、召_レ紀傳儒者、欲_レ傳授_二也_一、諸家皆無傳、學士伊時深愁歎、于_レ時、木島社頭、林木鬱々之所、撓_レ木結草有_二老翁_一、閉_二兩眼_一、常誦_レ之、問_レ讀_二遊仙窟_一曰也、伊時聞及、潔齋七日、整理衣冠、慎引_二陪從_一、參_レ詣翁所、誰來答曰、唯_レ跪申爲_レ得_二遊仙窟_一所_レ參也、翁曰、我幼少自咨_レ授_二此書_一、年闌倦_レ事、僅所_レ學誦而已、重申、願_レ教_二此書_一、僕苟候_二王家_一、居_二學士之職_一、少幼_レ暗_レ文無_レ讀、垂_二哀矜_一、翁讀_レ之、伊時付_二假名_一、讀_二一帙_一畢、還歸之後、送_二種々珍寶_一、鹿跡異香郁々、不見_レ翁、時以爲_二大明神之所_一、化現_二也_一、文保三年四月十四日記、云云と有り、右に云へる如く、大秦丹波などの諸蕃の氏神と持ち齋くも深き故有

る事と聞えたるに、遊仙窟の訓はしも甚々美好き古言を多く傳へたる者にて、吾輩、皇學に仕へ奉る輩の助と成る事少からざるなむ、此大神の尊く辱なき御賜物なりける、又同式に、山城國久世郡水主神社十座（並大、月次、新嘗、就中、同水主坐天照御魂神、水主坐山背大國魂神、二座預_二相嘗祭_一、）と所見たる、其の十座の中なる山背大國魂命は、傳十三山代直の下に云るが如く、國造本紀に、樞原朝に、以_二天目一命_一、爲_二山代國造_一、即山代直祖と見えたるは、其の神に御在し坐すらむを、水主坐天照御魂神は、姓氏錄（山城國神別、天孫、）に、水主直火明命之後也と所見たるに合へり、偕此の火明命はしも、古事記に、正勝吾勝々速日天忍穗耳命、云々、御_二合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命_一、生子天火明命、次日子番能邇々藝命（二柱、）也と有りて、瓊々杵尊の御兄に御在し坐すを、如何にしてか此には、天孫降臨章及び其の一書共に瓊々杵尊の鹿葦津姬命に令生給へる御子と傳へたるに依りて、姓氏錄には、火明命を天孫とし饒速日命を天神として、同神をしも二柱に別けて傳へたる事なれども、其の誤なる事は、如此く神名式を始めて諸書に考へ合する時は、其の火明命と饒速日命一神に御在し坐す御事は、隠るひ竟すなむ有りける、是其の二證なり、天孫本紀に、天照國照彥天火明櫛玉饒速日命九世孫、玉勝山代根古命、山代水主雀部連等祖とも所見たり、神階の御事は、仁明天皇御紀に、承和十一年五月甲辰、奉_レ授_二山城國主水神從五位下_一と見え、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_二山城國從五位上水主神從四位下_一、同八年十一月二十日、授_二山城國從四位下水主神正四位下_一と見え、和名抄郷名にも、久世郡水主と有り、（賀茂神記に、大治二年八月五日、賀茂別雷社頭、山城國水主郷と見え、又水主神社々家説に、賀茂皇大神宮別雷命也と有るに依りて、小泉康敬説に、「水主神社十座の中に、別

雷神も御在し坐すなるにや」と云へり、但、十座の説は、已に傳十三卷に註せりき、又同式に、大和國城上郡他川坐天照御魂神社、(大、月次、相嘗、新嘗)清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下他田天照御魂神從五位上と有る是なり、然るに、姓氏錄(大和國御別、天神)に、志貴連、神饒速日命孫、日子湯支命之後也、又(和泉國神別、天神)に、志貴縣主饒速日命七世孫、大賣布命之後也と見え、天孫本紀に、饒速日命七世孫、建新川命、倭志紀縣主等祖と有るに合ひ、又駿河風土記に、鳥渡郡他田、云々、松城之社所祭饒速日命也と有るは更なり、和名抄郷名に、有度郡他田乎佐多、新居爾比井と有れば、地名も大和と同じく、其所祭も大和と同神なる趣、甚能合叶へり、是天照御魂神、饒速日命、同神にて御在し坐す三證なり、又城下郡鏡作坐天照御魂神社、(大、月次、新嘗)清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下鏡作天照御魂神從五位上と有る是なり、天孫本紀に、饒速日命十一世孫、物部鍛冶師大連公、鏡作連等祖と有る、是其の四證なり、但、右の志貴連と此の鏡作連と二氏は、饒速日命の兒、天香山命亦名石凝姥命の子孫の尾張連とは別にて、其の弟宇摩志麻治命の流にて、物部の族なりと雖も、其の祖饒速日命の神業を共々に受け傳へて仕へ奉れりけむ事云ふも更なり、然る時は、上に云へるが如く、磯城瑞垣朝に、更に鏡を造り改め仕へ奉れるは、其の饒速日命の御子天香山命と宇摩志麻治命の子孫相共に仕へ奉られしなる可くや、其は天孫本紀に、饒速日命六世孫に伊香色雄命と有る、伊香は鑄鏡なり、色は石凝にて、鏡を鍛し仕へ奉れる義と聞え、七世孫建膽心大禰命と云ふも武鑄凝の義なり、心は凝の義なる事、已に傳十三に云へるが如く、大に由有るに合せて、其の天香山命の流に、七世孫建諸隅命、此命、腋上池心宮御宇天皇御

世、爲大臣供奉と有れば、孝昭天皇の御世の人なりと雖も、妹大海姬命(亦名葛木高名姬命)此命、磯城瑞籬宮御宇天皇立爲皇妃と見えれば、崇神天皇の細世に係れる人なり、又宇摩志麻治命の末に、八世姫物部武諸隅連公、(新河大連之子)此連公、磯城瑞籬宮御宇天皇即位六十年、詔群臣曰、武日照命、從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅命、使分明檢定獻奏復命之時、乃爲大連(下略)と有るは、本より御紀に所見たる事なるが、其の武諸隅を、一書云、一名大母隅也と有り、楮右の建諸隅命と物部武諸隅連公と、別人にして同名なるは、諸隅は眞澄と云ふに同じく、下に云へるが如く、神名式に、尾張國中島郡眞墨田神社(名神大)を多く眞清田と作る、其の祭神は饒速日命に御在し坐して、眞澄鏡の謂れに因れる社號なるに同じく、此の二人の諸隅も其の功に依れる名と聞え、矢田部と云ふも、其の八咫鏡を改め造り仕へ奉れりし部と云ふ事にて、其の故由信に詳明なる者なれば、此に鏡作部遠祖天糠戸者と有る部字は、甚く心を用ひて書き傳へられたる者となむ所見たりける、(姓氏錄、左京神別上、天神に、矢田部連伊香我色乎命之後也、大和國に、矢田部、饒速日命七世孫、大新河命之後也、攝津國に、矢田部造、伊香我色雄命之後也、河内國に、矢田部首神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と有るを以ても、伊香我色雄命は鑄鏡石凝男なる事灼かり、鏡を加賀と云ふは、此の大和國城下郡鏡作を、和名抄に加々都久利と有る是なり、石凝の事は傳十八卷に云へりき、楮又、上にも引ける神名式に、添下郡登彌神社は木島村と云ふに在りて、彼の山城國葛野郡木島坐天照御魂神社、大、月次、相嘗、新嘗の本社と聞え、又大和國城上郡等彌神社は今外山村と云ふに坐すを、姓氏錄左京神別上天神に、登美連、饒速日命六世孫、伊香我色乎命之後也と見え、天孫本